

# 欧米主要国における最近の税制改革の動向

城田 郁子

## I. はじめに

2008年9月のいわゆるリーマン・ショック以降、急速に冷えた経済状況からの回復を図るべく、欧米主要国は様々な経済対策を発表、実行してきている。多くの国では、歳入・歳出両面で経済対策を打っているが、その結果各国の財政状況は悪化しており、財政健全化が喫緊の課題となっている。2009年は、金融危機直後の緊急経済対策から、財政再建に各国の経済政策の軸足が移行しつつあった年であったと言える。

2009年は欧米諸国では選挙と政権交代の年でもあった。米国ではオバマ大統領がアフリカ系米国人として初の大統領となり、共和党から民主党への政権交代が起こった。ドイツでも連邦議会選挙が行われ、メルケル首相率いるキリスト教民主・社会同盟が勝利し、社会民主党との連立政権を解消、自由民主党と新たな連立を組んだ。2010年5月6日には、英国で総選挙が行われ、13年ぶりとなる保守党政権が誕生した。

このような中、アメリカにおいては、オバマ新大統領の下で2009年2月に、10年間で2,880億ドルの減税となる米国再生・再投資法が成立、その直後には大統領予算教書が発表された。米国再生・再投資法においては2009年・10年の時限措置として低・中所得者向けの定額型の所得税減税等の措置を実施した。また、大統領予算教書においては、同所得税減税を恒久化する一方で、高所得者への所得税増税、国際課税の強化、キャップ・アンド・トレード方式による二酸化炭素排出枠の売却等の増税措置が提案された。両措置をあわせると10年間で520億ドルのネット増税となっている（詳細については、柴山和久「欧米主要国における最近の税制改革の動向」(財政金融統計月報2009年4月号参照)）。その後、11月には2009年労働者・持家・企業支援法が成立し、新規の住宅購入に係る税額控除の拡大・延長等が図られる一方で、多国籍企業の支払利子に係る全世界配賦方式の選択適用開始時期が遅らせられた(全体としてネット減収)。2010年3月には雇用回復のための雇用促進法が成立したが、同法においては、企業に対する税制優遇措置を認める一方で国際課税を強化することで、全体としてはネット増収を見込んでいる。なお、アメリカにおいては、2010年2月に、財政再建に向けた超党派の財政上の責任・改革に関する国家委員会が設置され、2015年度までに、利払費を除いた財政収支を均衡することなどを目指している。

英国においては、2008年12月から13ヶ月間、家計・企業の支援と雇用の維持のために時限的な措置として付加価値税の標準税率が17.5%から15%に引き下げられていたが、2010年

1月に予定通り17.5%に引き戻された。更に、2010年2月10日には財政健全化目標を達成するための財政責任法が制定され、2013年度までに580億ポンドの増税及び歳出抑制を行う意向である。また、歳入面の改革としても、2010年3月24日に公表されたバジェット2010(2010年度予算案)において、高所得者に対する基礎控除額の減額措置の導入、所得税の最高税率の引き上げ等の措置が打ち出されている。

ドイツでは、2009年9月の連邦議会選挙後の連立合意で240億ユーロ規模の減税政策が発表され、その一部が2010年度税制改正(成長促進法)によって実現された。しかし、財政状況の芳しくない中での減税のアピールは国民の支持にはつながらず、2010年5月の地方議会(ノルトライン・ヴェストファーレン州議会)選挙で連立与党が敗北するにいたり、メルケル首相は、今後少なくとも2011、12年予算において減税は実施しない意向を表明している。

フランスでは、2009年2月の雇用・家計支援策で低・中所得者向け所得税減税等を行ったが、2010年予算案においては、低エネルギー住宅以外の住宅取得費用の税額控除及び住宅ローン利子控除の縮小、自動車登録割増税の引き上げの前倒し等の増税策を打っている。同法案では、炭素税を2010年1月から導入する旨の規定が盛り込まれていたが、国民議会(下院)、元老院(上院)の両院での可決後、憲法院による違憲判決が出されたことに端を発して、導入が見送られることとなっている。

このように、欧米主要国においては、税制面でも金融危機からの回復と、今後の財政再建という二つの課題に直面していることが見て取れる。

なお、今般の金融危機を踏まえ、特に公的資金を注入した国々では、金融セクターの金融・経済危機に対する責任論、及びそうした機関における役員等に対する高額報酬の是非が取り沙汰されるにいたっている。英国では一時的銀行賞与税が導入され、2009年12月9日から2010年4月5日までに金融機関等から支払われる裁量的な金銭支払いのうち、25,000ポンド超の部分に対して50%の税率が適用された。また、フランスにおいては金融市場従事者に支給される裁量的な賞与等の27,500ユーロ超の部分に対して税率50%で課される銀行ボーナス課税が導入された。その他に、アメリカでは金融機関への金融危機責任負担金の課税を行うとしているほか、ドイツでは金融システム上重要な銀行を再建するための安定化基金を新設する目的で銀行負担金を導入することが閣議決定されている等の動きがある。

また、国際課税の世界でも、欧米主要国において見直しが進められている。特に、2008年2月14日にドイツ・ポストのツムヴィンケル会長による隣国リヒテンシュタインを利用し

た脱税事件が明らかになったことに端を発して、リヒテンシュタインをはじめとするタックス・ハイブンを利用した国際的租税回避に世界の注目が集まった。各国の財政状況の悪化ともあいまって、国際課税の強化及びそれを実効的なものとするための制度的な手当てが幅広く行われている。アメリカにおいては外国金融機関に対して毎年米国人口座に関する情報を内国歳入庁に申告すること等を義務付けるほか、海外資産保有者に対する情報申告の義務付けを行う等、課税当局が海外資産及び取引の把握を行う上で必要な情報について申告する義務を負わせる動きがある。イギリスにおいては、英国と情報交換規定がない国に所得を意図的に隠匿している納税者に対して、税額の200%のペナルティーを課す等の措置を決めたほか、国際課税について、2011年度の法制化を目的に特定外国子会社所得合算税制（CFCルール）等の見直しを行っているところである。フランスでは、2009年第三次修正予算法案において、非協力国の定義を導入、非協力国との取引については税制上の取扱いを厳格化している。ドイツにおいては、2009年7月10日に脱税撲滅法が成立し、納税者が情報交換に非協力的な国・地域と取引をし、一定の協力・立証義務を果たさない場合、国外取引に係る経費の損金算入制限等を行うことを定めている。その他にも、各国では租税条約の拡充を行っており、スイスがOECD基準の情報交換を行うとの方針転換をしたり従来情報交換が実現しなかったタックス・ハイブンを、日本を含む各国との間で租税条約の見直しや情報交換協定の締結をしたりするに至っている。

金融危機を契機として、市場は各国の財政の持続可能性に注目している。そのため、ギリシャ、ポルトガル、スペイン等の国々においては、付加価値税率の引き上げをはじめとする大規模な歳入増加策及び歳入削減策を打ち出し、財政健全化に励んでいる。各国の財政運営に対して国際社会は厳しい目を向けており、今後も諸外国の動きが注目される。

以下に欧米主要国における最近の税制改正の動向を概観する。

## II. アメリカ

### I. 2009年及び2010年における税制改革に係る動き

2008年から2009年にかけて、米国ではオバマ大統領の下、医療保険改革のための法案や雇用対策のための法案が議会に提出され、成立することとなった。税制面では、新規の住宅購入に係る税額控除の拡大・延長や、新規雇用に係る税制優遇措置の導入等の減税策に加え、国際課税の強化等が行われた。

#### 1. オバマ大統領による雇用対策

2009年11月6日、新規雇用創出のため、失業中の労働者に対する支援策や新規の住宅購入者や企業に対する減税策である「2009年労働者・持家・企業支援法（The Worker,

Homeownership, and Business Assistance Act of 2009）」がオバマ大統領の署名をもって法律として成立した。同法には失業給付の給付期間を最大20週間延長する措置とともに、新規の住宅購入に係る税額控除の拡大・延長や欠損金の繰戻期間延長措置の拡大・延長等の税制措置が盛り込まれている。なお、「2009年労働者・持家・企業支援法」における税制措置が税収に与える影響は、ほぼ歳入中立（10年間で約1億ドルのネット減収）。主な減税措置は以下のとおり。

#### (1) 新規の住宅購入に係る税額控除の拡大・延長

- ・ 新規の住宅購入に係る税額控除については、2009年2月17日に成立した米国再生・再投資法において、それまでの時限措置を拡大・延長し、2009年11月20日までに直近3年間に持家を保有していなかった新規の住宅購入者について、8,000ドルを上限として税額控除を認めることとした。

- ・ 「2009年労働者・持家・企業支援法」では、新規の住宅購入に係る税額控除を以下のとおり拡大・延長。

- ① 新規の住宅購入に係る税額控除の適用期間を延長し2010年4月30日までに住宅を購入した者についても対象に含める。

- ② 直近3年間に持家を保有していなかった新規の住宅購入者に対する税額控除（上限8,000ドル）に加え、過去8年間のうち5年以上続けて持家に住んでいた新規の住宅購入者に対しても最高6,500ドルの税額控除を創設。

※ ただし、税額控除の適用対象を購入価格800,000ドル以下の住宅に限定。

- ・ 当該措置が税収に与える影響は、10年間で約108億ドルの減収。

#### (2) 欠損金の繰戻還付期間延長措置の延長・拡大

- ・ 純営業損失については、一般的に2年間の繰戻還付期間が認められているところ、2009年2月17日に成立した米国再生・再投資法において、過去3年の平均年間売上が1,500万ドル以下の事業者については5年間の繰戻還付期間が認められた。

- ・ 「2009年労働者・持家・企業支援法」では、全ての事業者に対して、2008年又は2009年のいずれかの課税年度に発生した純営業損失について最大5年間の繰戻還付期間を認める。ただし、5年前の課税所得との相殺は課税所得額の最大50%に制限される。

- ・ 当該措置が税収に与える影響は、10年間で約104億ドルの減収

※ 見合いの増収措置として、多国籍企業の支払利子に係る全世界配賦方式の選択適用開始時期を2011年から2018年まで7年間遅らせる措置により、約201億ドルの増収を見込んでいる。

#### 2. オバマ大統領による雇用促進及び国際課税の強化策

2010年3月18日に、雇用促進を目的とした「雇用回復のための雇用促進法（Hiring Incentives to Restore Employment

Act: HIRE Act)」が、オバマ大統領の署名をもって成立した。「雇用回復のための雇用促進法」における税制措置が税収に与える影響は、10年間で10億ドルのネット増収。主な税制措置は以下の通り。

#### (1) 企業に対する税制優遇措置

##### ① 新規雇用に係る税制優遇措置

- ・ 企業が2010年2月4日から2010年12月31日までに雇用した労働者であって、当該労働者が雇用時までの直近60日間の総勤労時間が40時間以内であると宣誓しており、かつその新規雇用が現在の労働者の解雇を伴わない等の場合、当該企業の新規雇用者に係る社会保障税（公的年金部分）の雇用主負担を2010年末まで免除。免除額は、給与又は106,800ドルの低い方に6.2%の税率を乗じた額。

（注） 現在、社会保障税の雇用主負担分のうち、公的年金部分は給与の6.2%、メディケア部分は給与の1.45%となっている。同公的年金部分は106,800ドルの給与を上限として適用される。

- ・ 企業が新規雇用者を52週間雇用し続ける等した場合に、当該企業に対し当該新規雇用者一人当たり1,000ドルの税額控除を付与。
- ・ 当該措置が税収に与える影響は、10年間で計約130億ドルの減収。

##### ② 中小企業のための即時償却枠の拡大

- ・ 中小企業が取得する事業用資産に係る即時償却枠について、2008年2月13日に成立した経済刺激法のもと2008年限りの時限措置として128,000ドルから250,000ドルに拡大され、更に2009年2月17日に成立した米国再生・再投資法において、当該措置は2009年末まで延長された。
- ・ 「雇用回復のための雇用促進法」では、2010年についても即時償却枠を250,000ドルまで拡大。
- ・ 当該措置が税収に与える影響は、10年間で約3,500万ドルの減収。

#### (2) 主な国際課税の強化措置

##### ① 外国金融機関の受取所得への源泉徴収の義務付け

- ・ 非居住外国人に対する米国源泉の利子・配当等の支払については、原則30%の源泉徴収が行われているところ、同源泉徴収額は租税条約等により軽減されるため、米国人が身元を隠し軽減税率の適用を受けることが可能となっていた。
- ・ 今回、「雇用回復のための雇用促進法」では、外国金融機関に対し毎年米国人口座に関する情報（口座名義、口座番号）を内国歳入庁に申告すること等を義務付ける。
- ・ 外国金融機関が当該義務を果たさない場合には、当該外国金融機関が受け取る米国源泉所得について租税条約等の適用の有無にかかわらず源泉徴収義務者に対し原則30%の源泉徴収を義務付ける。当該外国金融機関に口座を持つ外国人が租税条約等による軽減税率の

適用を受ける場合には、還付請求を行い還付を受けることとなる。

##### ② 海外資産保有者に対する海外資産情報申告の義務付け

- ・ 外国金融機関にある預金口座及び外国発行の株式等の証券、その他の金融商品等の資産の総額が50,000ドルを超える場合、内国歳入庁に対し確定申告時に保有口座及び保有資産に関する情報申告を行うことを義務付ける。
- ・ 申告を行わない場合には10,000ドルの罰金。内国歳入庁が申告義務者に対して未申告の通知を送付した日から90日以内に申告が行われない場合には最高50,000ドルの罰金が加算。
- ※ 国際課税の強化措置全体が税収に与える影響は、10年間で約87億ドルの増収。

### 3. 医療保険改革関連法

2009年夏に議会に提出され、議会での調整が難航していた医療保険改革法案については、2009年末に上院・下院でそれぞれ異なる法案が可決されたため、2010年初からは議会において法案一本化作業が行われていた。しかし、2010年1月のマサチューセッツ州上院議員補欠選挙での民主党の敗北により上院で新たな法案の可決が困難となったこともあり、まず、2009年12月に既に上院で可決されていた法案（the Patient Protection and Affordable Care Act）が2010年3月21日に下院で可決され、2010年3月23日にオバマ大統領の署名をもって法律として成立することとなった。さらに、同法案の修正案（the Health Care and Education Reconciliation Act of 2010）が財政調整手続の枠組みで法案化され、2010年3月30日にオバマ大統領の署名をもって成立した。主な増収措置は以下の通り。

#### (1) 医療保険改革関連法における主な増収措置

##### ① 高額医療保険に対する個別間接課税の賦課

- ・ 雇用主が労働者に提供する医療保険の保険料が、年間一定額以上（独身対象保険の場合は10,200ドル、家族対象保険の場合は27,500ドル）を超えた場合に、当該超過部分に対して40%の個別間接税を医療保険会社に賦課。
- ・ 当該措置が税収に与える影響は、10年間で約320億ドルの増収。

##### ② 高所得者に対するメディケア拠出税の賦課

- ・ 一定額以上（独身者の場合は200,000ドル、夫婦共同申告の場合は250,000ドル）の調整総所得のある高所得者に対して、調整総所得の上記一定額を超える部分又は利子、配当、賃料、キャピタル・ゲイン等の投資所得のどちらか小さい額の3.8%のメディケア拠出税を賦課する。
- ・ 当該措置が税収に与える影響は、10年間で約2,102億ドルの増収。

## II. 2011年予算教書における税制改正提案

2010年2月1日、オバマ大統領が、取り組むべき政策及び今後10年間の財政見通しを示す「2011年大統領予算教書」を公表した。

予算教書においては、財政健全化に向けて、安全保障関連を除いた裁量的経費の3年間の凍結等の歳出削減策及び高所得者に対して2010年末で期限切れとなるブッシュ減税を延長しない等の増収策を行うとともに、財政委員会（Fiscal Commission）の設立により2015年度までに、債務利払費を除いた予算を均衡させることが提案されている。

本予算教書における主な税制改正の提案は以下のとおり。

### ○ 増税措置

- (1) 高所得者向け増税（10年間で約9,695億ドルの増収）
  - ① 所得税の最高税率等をブッシュ減税前の水準（36%、39.6%）に引き上げ（10年間で約3,644億ドルの増収）
  - ② 各種控除の所得制限をブッシュ減税前の水準に戻す（10年間で約2,085億ドルの増収）
  - ③ 高所得者の配当所得及びキャピタル・ゲインに対する税率引き上げ（10年間で約1,054億ドルの増収）
  - ④ 高所得者に対する項目別控除の制限（10年間で約2,912億ドルの増収）
- (2) 国際課税の強化等（10年間で約4,676億ドルの増収）
  - ① 国際的な課税制度の改革（10年間で約1,222億ドルの増収）
  - ② 金融機関への金融危機責任負担金の課税（10年間で900億ドルの増収）等

### ○ 減税措置

- (1) 個人向け減税（10年間で約1,434億ドルの減収）
    - ① 大学教育費に係る税額控除の恒久化（10年間で約755億ドルの減収）
    - ② 児童養育費税額控除の拡大（10年間で約126億ドルの減収）等
  - (2) 企業向け減税（10年間で約935億ドルの減収）
    - ① 研究開発に係る税額控除の恒久化（10年間で約826億ドルの減収）等
- ※ 当該大統領予算教書による税制改正提案は、今後、与党議員により法案化され審議される可能性が高いが、全て実現するとは限らないことに留意。

## III. イギリス

2010年3月24日、ダーリング財務大臣は、英国議会下院にて予算演説を行い、2010年度（本年4月～来年3月）以降の経済・財政見通し及び経済・財政政策に関する政府の方針について説明を行った。

本予算案は、これまでと同様、政府の目標を、「強い経済と公正な社会を築くことにより、全ての国民に機会と安全を

提供すること」としている。そして、以下の6つの観点から政策を行うとしている。

1. マクロ経済の安定（Maintaining macroeconomic stability）
2. 金融サービスの改革（Reforming financial services）
3. 企業と成長の支援（Supporting business and growth）
4. 公正の実現と機会の提供（Achieving fairness and providing opportunity）
5. 公共サービスの維持（Protecting Public services）
6. 低炭素な成長の確保（Securing low-carbon growth）

（注）英国においては、2010年5月6日に総選挙が行われた結果、労働党政権（ブラウン首相）から保守党・自由民主党（キャメロン首相）連立政権に政権交代が行われた。新連立政権は、5月11日に今後の税制改正の方向性を盛り込んだ連立政権合意を発表し、所得税の基礎控除額の段階的な引き上げ、婚姻関係にある者に対する控除措置の導入、キャピタル・ゲイン税率の引き上げ等の改革方針が盛り込まれた。また、5月24日には2010年度の歳出削減策（約62億ポンド）を発表し、新たなバジェット（Emergency Budget）を6月22日に公表することも決定された。なお、新連立政権の税制改正案の多くは2011年度以降の実施とするものであることから、本稿は旧労働党政権下で発表されたバジェット・レポート2010（3月24日公表）の内容等をもとに記述していることを、予めご理解頂きたい。

## I. 経済・財政の状況

### 1. 経済見通し

英国経済は、これまでの相当規模の景気刺激策と政府の金融安定策に支えられ、2009年後半から安定化を見せ、2009年度第4四半期には、緩やかなプラス成長（対前年同期比+0.3%）を回復した。実質成長率の見通しについても、ユーロ圏の成長見通しが弱いことなど、依然として多くの不確実性とリスクを抱えているものの、徐々に回復していくことが見込まれている。

### 2. 財政

2009年度については、足元の税収が事前の予想よりも悪化していないことから、公的部門の財政赤字は、プレ・バジェット・レポート2009（2009年12月公表）の予測よりも約110億ポンド少ない1,665億ポンド（対GDP比11.8%）となる見込みである。

なお、2010年度については、大学等の研究開発支援を行うためのキャピタルファンドの創設などを含む新たな景気支援策を実施するため、財政収支の見通しは、プレ・バジェット・レポート公表時点に比べて14億ポンド悪化する見通しとなっ

## ○ 主要経済指標見通し

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	
GDP成長率 (%)	▲5	1.0~1.5	3~3.5	3.25~3.75	
内需伸び率 (%)	▲5.25	0.75~1.25	2.25~2.75	2.5~3	
家計消費 (%)	▲3	0~0.5	2.25~2.75	2.5~3	
	政府支出 (%)	2	1.25	▲1.5	▲2
	固定資本投資 (%)	▲14.5	▲2.75~▲2.25	4.5~5	9~9.5
	在庫 (%)	▲1.25	1.25	0.5	0
輸出伸び率 (財・サービス, %)	▲11	2.75~3.25	4~4.5	5.25~5.75	
輸入伸び率 (財・サービス, %)	▲12	2~2.5	1.5~2	2.75~3.25	
経常収支 (億ポンド)	▲180	▲350	▲360	▲300	
経常収支 (GDP比, %)	▲1.25	▲2.5	▲2.25	▲1.75	
インフレ率 (CPI対前年上昇率, %)	2	2	1.5	2	

## ○ 経常的収支見通し

(対GDP比, 単位: %)

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
経常的収支	▲3.4	▲8.3	▲8.4	▲6.6	▲5.2	▲3.9	▲2.8
経常的収支 (景気循環調整後)	▲2.5	▲4.8	▲4.6	▲3.4	▲2.5	▲1.8	▲1.3

## ○ 財政収支見通し

(単位: 純債務残高を除き10億ポンド)

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
経常的歳入	533.5	507.5	541	582	621	660	699
経常的歳出	563.7	604.6	644	662	682	703	725
経常的収支	▲48.9	▲116.6	▲124	▲102	▲84	▲67	▲51
純投資歳出	47.2	50.0	40	29	26	22	23
純借入	96.1	166.5	163	131	110	89	74
純債務残高 (GDP比, %)	43.8	54.1	63.6	69.5	73.0	74.5	74.9

(注) 財政収支見通しを行う上でのGDP成長率の前提値は、08-09年▲1.5%、09-10年▲3.75%、10-11年2%、11-12年3%、12-13年、13-14年及び14-15年3.25%。

## ○ 税負担率の推移

(対GDP比, 単位: %)

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
税負担率	35.4	33.9	34.6	35.6	35.7	35.8	35.8

## ○ マーストリヒト条約に基づく財政指標

(対GDP比, 単位: %)

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
純借入額	6.7	12.2	11.2	8.6	6.9	5.3	4.2
純借入額 (景気循環調整後)	5.7	8.7	7.4	5.4	4.2	3.2	2.7
総債務残高	55.5	71.4	80.5	86.0	88.7	89.2	88.7

(注) 条約上の基準は、一般政府の純借入額の対GDP比3%未満、総債務残高の対GDP比60%未満。

ている。他方、2011年度以降の4年間の財政引き締め策及び歳入増などにより、16億ポンド程度を確保できる見通しであることから、財政的には中立的である。

公的部門の財政赤字 (対GDP比) は、2009年度11.8%から2013年度には5.2%まで減少し、2014年度には4%になる見込

みである。それとともに、債務残高 (対GDP比) は、2009年度54.1%から2014年度74.9%になると見込まれている。

## 3. 財政健全化計画

英国政府は、2010年度において、景気回復に配慮した政策

を採る一方、2011年度以降、財政健全化に向けた取り組みを本格化させることとしている。

なお、「財政責任法」(Fiscal Responsibility Act) (2010年2月10日制定)に掲げた財政健全化目標(公的部門の財政収支対GDP比▲11.8%(2009年度)から4年間を通じて半減させ、2013年度に同収支を▲5.5%以内に抑える)を達成するためには、2013年度までに775億ポンドの財政赤字を削減する必要がある。このうち580億ポンド分を増税及び歳出抑制により対応することを英国政府は明らかにしている。

## II. 2010年度税制改正案の概要

### 1. 所得税関係

#### (1) 税率・基礎控除

- ・ブレ・バジェット・レポート2009等で公表されたとおり、2010年度は基礎控除額のインフレ調整は凍結し(6,475ポンド)、さらに所得100,000ポンド以上の高所得

給与所得等(貯蓄・投資所得を除く)

2009年度		2010年度	
税率	ブラケット (ポンド)	税率	ブラケット (ポンド)
20% (Basic Rate)	0~37,400	20% (Basic Rate)	0~37,400
40% (Higher Rate)	37,401~	40% (Higher Rate)	37,401~150,000
		50% (Additional Rate)	150,001~

#### 配当・利子所得 (2010年度)

ブラケット (ポンド)	配当		配当以外 (利子等)	
	税率	税率	税率	配当以外の課税所得額が2,440ポンドを超えた場合、税率10%の適用はない。
0-2,440	10%	10%	10%	
2,441-37,400	10%	20%	20%	
37,401-150,000	32.5%	40%	40%	
150,001-	42.5%	50%	50%	

#### 基礎控除

	2009年度	2010年度
65歳未満	6,475ポンド	6,475ポンド
65歳以上75歳未満	9,490ポンド	9,490ポンド
75歳以上	9,640ポンド	9,640ポンド

#### 国民保険料

Class 1 (給与所得用)	2009年度	2010年度
最低収入限度額 (LEL)	95ポンド/週	97ポンド/週
収入限度額 (PT, ST)	110ポンド/週	110ポンド/週
最高収入限度額 (UEL)	844ポンド/週	844ポンド/週
被用者保険料率 (PT~UEL)	11%	11%
被用者保険料率 (UEL~)	1%	1%
雇業者保険料率 (ST~)	12.8%	12.8%

者については、100,000ポンドを超える所得の金額に応じて基礎控除額を減額(具体的には、100,000ポンドを超える所得2ポンドにつき、1ポンドの割合で基礎控除額を減額)。

- ・税率については、150,000ポンド超の所得の部分に対する適用税率を40%から50%に引き上げ、同時に、配当所得・利子所得に対する最高税率も引き上げ。

#### (2) 給付付き税額控除

- ・児童税額控除のうち児童一人毎につき認められる控除額(児童要素)について、2010年度から、インフレ調整として1.5%、さらに年20ポンド引き上げ(2,235ポンド→2,300ポンド)。
- ・2011年4月以降、子どもがいる世帯の貧困を解消するため、児童税額控除のうち児童要素について、子どもの年齢が1歳及び2歳の場合に限って、給付額を週4ポンド加算する予定。
- ・2011年4月以降、65歳以上の高齢者について、就労税額控除の受給要件を現行の「週30時間労働」から「週16

時間労働」に緩和する予定。

### (3) 寄附金控除関係

- ・ ギフト・エイド制度は、チャリティ団体への寄附手段として広く活用されており、そのあり方の改革と制度の簡素化を検討するための検討会（Gift Aid Forum）が設置され（2010年2月）、2010年秋までに同制度のあり方について勧告を行うこととされた。
- ・ 2009年12月の欧州司法裁判所（ECJ）の判断を受け、ギフト・エイド制度の適用範囲を拡大することとされた。具体的には、他のEU加盟国のチャリティ団体に対する寄附についてもギフト・エイド制度を利用することが可能となった（ただし、対象は英国歳入関税庁が承認した団体に限る）。

### (4) その他

- ・ 雇用者から給付される社員食堂等の利用券（給与天引き）についての非課税措置を改める（2010年度以降、課税所得に含める）。
- ・ 2011年度以降、国民保険料（National Insurance Contribution）について引き上げを行うこととされた。

## 2. キャピタル・ゲイン税関係

- ・ 起業家のための軽減措置（10%で課税）の生涯通算利用限度譲渡益額を引き上げ（100万ポンド→200万ポンド）。

## 3. 相続税・贈与税関係

- ・ 相続税の基礎控除額（325,000ポンド）のインフレ調整による引き上げを2014年度まで凍結。

## 4. 法人税関係

- ・ 中小法人に対する軽減税率の引き上げ（21%→22%）を凍結。
- ・ プレ・バジェット・レポート2008により、事業損失の繰戻期間（上限は50,000ポンド）が1年間から3年間に時限的に拡充されているが、当該時限措置を2010年11月23日まで延長。

- ・ 試験研究費の損金算入特例の適用要件を緩和。
- ・ 投資の促進と法人のキャッシュフローを支援するために、事業者に対する初年度40%特別償却を廃止して、新たに10万ポンドを上限とした初年度100%特別償却を導入。
- ・ 2011年度以降、産業振興地域（Enterprise Zone）における工業用・商業用の建物の建設費・購入費等に対する初年度100%特別償却を廃止する予定。

## 5. 付加価値税関係

- ・ 2010年1月1日に標準税率を15%から17.5%に引き戻した。  
（注）プレ・バジェット・レポート2008により、2008年12月から2009年12月までの13ヶ月間、付加価値税の標準税率は一時的に17.5%から15%に引き下げられていた。
- ・ 事業者の事務負担軽減等の観点から、付加価値税の免税点を現行の68,000ポンドから70,000ポンドに引き上げ。
- ・ 排出権取引に関する付加価値税の不正を防止するための一時的な措置として導入されていたゼロ税率適用措置（2009年7月）を終了し、他のEU加盟国と同様にリバースチャージ制度を適用。

## 6. 個別間接税等

### 【たばこ税】

- ・ 健康増進の目的から、2010年3月24日から、インフレ率を1%上回って税率を引き上げた。これにより、たばこ20本入り一箱当たり15ペンスの増税。
- ・ なお、今後、2014年度までインフレ率を2%上回る増税を実施する予定。（たばこ税（従価部分）：小売価格の24%のまま据え置き、たばこ税（従量部分）1,000本当たり114.31ポンド → 119.03ポンドに引き上げ）

### 【酒税】

- ・ 酒税については、以下のとおり、2010年3月29日から税率の引き上げが行われた。

### 【炭化水素油税】

## 主な酒類の酒税率

	2009年度	2010年度
蒸留酒（純アルコール1リットルあたり）	22.64ポンド	23.80ポンド
ビール（アルコール1度毎に1ヘクトリットルあたり）	16.47ポンド	17.32ポンド
ワイン（1ヘクトリットルあたり）※発泡性無し		
1.2度超4度以下	65.94ポンド	69.32ポンド
4度超5.5度以下	90.68ポンド	95.33ポンド
5.5度超15度以下	214.02ポンド	225.00ポンド
15度超22度以下	285.33ポンド	299.97ポンド
リンゴ酒・なし酒（1ヘクトリットルあたり）※発泡性無し		
1.2度超7.5度以下	31.83ポンド	36.01ポンド
7.5度超8.5度未満	47.77ポンド	54.04ポンド

上記の酒税の引き上げ率はインフレ率以上であり、ビール、ワイン及び蒸留酒の税率についてはインフレ率を2%、リンゴ酒・なし酒についてはインフレ率を10%上回る引き上げとなっている。また、全てのアルコール飲料について、今後、2014年度まで、インフレ率を2%上回る増税を実施する予定。

## 主な動力用燃料の炭化水素油税率

	2009年9月1日～ 2010年4月1日	2010年4月1日～ 2010年9月30日	2010年10月1日～ 2010年12月31日	2011年1月1日～
無鉛ガソリン	56.19 p/ litre	57.19 p/ litre	58.19 p/ litre	58.95 p/ litre
バイオ燃料	36.19 p/ litre	57.19 p/ litre	58.19 p/ litre	58.95 p/ litre
走行用天然ガス	22.16 p/kg	23.60 p/kg	25.05 p/kg	26.15 p/kg

## 自動車税

①2001年3月1日前に登録された自動車1台当たりに適用される税率(年)

	2009年度	2010年度
Lower rate(1,549cc以下)	125ポンド/年	125ポンド/年
Higher rate(1,549cc超)	190ポンド/年	205ポンド/年

②2001年3月1日以降に登録された自動車1台当たりに適用される税率(年)

税率帯	2009年度		2010年度	
	CO <sub>2</sub> 排出量 (g/km)	税率(£)	新規登録車税率 (£)	それ以外税率 (£)
A	-100	0	0	0
B	101-110	35	0	20
C	111-120	35	0	30
D	121-130	120	0	90
E	131-140	120	110	110
F	141-150	125	125	125
G	151-165	150	155	155
H	166-175	175	250	180
I	176-185	175	300	200
J	186-200	215	425	235
K	201-225	215	550	245
L	226-255	405	750	425
M	256-	405	950	435

## 気候変動税

	2009年度	2010年度
電力	0.00470ポンド/kWh	0.00470ポンド/kWh
ガス(ガス供給施設により供給される)	0.00164ポンド/kWh	0.00164ポンド/kWh
液体石油ガス	0.01050ポンド/kg	0.01050ポンド/kg
その他	0.01281ポンド/kg	0.01281ポンド/kg

- ・ 動力用燃料に対する課税は、歳入調達機能だけではなく、低炭素社会の構築にも寄与するものであるとの認識を示し、動力用燃料の税負担を引き上げることとされた。ただし、その急激な引き上げは、足元の物価が上昇局面にある状況においては、家計に与える影響が大きいことから、段階的に税率を引き上げる予定。

### 【気候変動税】

- ・ 気候変動税の税率は、2011年度以降、課税による環境への効果を維持するために、インフレ率に合わせて引き

上げられる予定。

### 【埋立税】

- ・ ゴミの埋め立てを抑制するために、2014年4月1日に標準税率を8ポンド/トン引き上げられる予定。

### 【賭博関連税】

- ・ 娯楽機器免許税の税率を引き上げる。また、ビンゴ税の税率は22%から20%に引き下げ。



## 航空券税

	2009.11-2010.10		2010.11-	
	エコノミー・クラス	それ以外のクラス	エコノミー・クラス	それ以外のクラス
A (0-2,000マイル)	11ポンド	22ポンド	12ポンド	24ポンド
B (2,001-4,000マイル)	45ポンド	90ポンド	60ポンド	120ポンド
C (4,001-6,000マイル)	50ポンド	100ポンド	75ポンド	150ポンド
D (6,001-)	55ポンド	110ポンド	85ポンド	170ポンド

## 埋立税

(単位:ポンド/トン)

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
標準税率	24	32	40	48
軽減税率 (不活性ごみ)	2	2.5	2.5	2.5

## 7. 国際課税関係

- 国際課税については、特定外国子会社所得合算制度(CFCルール)等の見直しを行っているところであり(検討内容については2010年1月に公表済)、今後、2010年後半にコンサルテーションを実施し、2011年度の法制化が目途とされている。また、「国外支店の利益に対する課税のあり方」について、2011年度の法制化を目途に検討を行うこととされている。

## 8. 税務執行関連

- 一時的に資金繰りが悪化している納税者に対して、納付可能な納付計画に基づく延納措置(英国歳入関税庁との合意が必要)を認めるBusiness Payment Support Serviceを継続。
- 英国と情報交換規定がない国に所得を意図的に隠匿している納税者に対して、税額の200%のペナルティーを課す(offshore evasionに対する罰則)。
- 2010年4月1日より、不服申立・税務訴訟において、課税庁の主張を認める判断が出された際には、納税者が上訴・上告等を行う場合であっても、係争中の事案に係わる税額を徴収。

(注) 不服申立・税務訴訟において、納税者の主張を認める判断が出た際には、仮に課税庁が上訴・上告等を行う場合であっても、課税庁は納付税額等の還付等を行う必要がある。

## 9. その他

- ブレ・バジェット・レポート2009において措置された「一時的銀行賞与税(Temporary Bank Payroll Tax)」の税収については、2010年度の歳入に計上する予定。なお、同税収は、当初の見込みである5.5億ポンドを大幅に上回る20億ポンド程度になる予定。

(注) 「一時的銀行賞与税」は、金融機関等における過剰なリスクテイクを助長してきた高額報酬慣行を改

める目的で、ブレ・バジェット・レポート2009により措置されたもの。具体的には、2009年12月9日から2010年4月5日までに金融機関等からの裁量的な金銭支払いについて、25,000ポンド超の部分に対して50%の税率を適用。

- バジェット・レポート2010において、金融サービス改革の一環として、金融機関に対するシステムリスク税(systemic risk tax)の導入が提案されている。

## IV. ドイツ

ドイツでは、2009年9月に連邦議会選挙が行われたところ、メルケル首相率いるキリスト教民主/社会同盟(CDU/CSU)が勝利し、社会民主党(SPD)との連立政権を解消して、自由民主党(FDP)との中道右派連立政権を樹立した。2009年10月にはCDU/CSU及びFDPの連立合意の中で、所得税を中心とした240億ユーロ規模の減税政策を発表した。2009年12月には、連立合意の内容を基にした成長促進法が成立し、2010年1月から85億ユーロ規模の減税政策が実施された。また、連立合意の中では、早ければ2011年から実施する中低所得者の負担軽減及び累進性緩和を目的とした所得税構造の転換を規定していたが、メルケル首相は5月9日に実施されたノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙での敗北後、少なくとも2011、12年予算においては減税を行わない意向を表明した。

## 1. 連邦議会選挙前後の動向

ドイツでは、2009年9月に連邦議会選挙が行われたところ、メルケル首相率いるキリスト教民主/社会同盟(CDU/CSU)が勝利し、社会民主党(SPD)との連立政権を解消して、自由民主党(FDP)との中道右派連立政権を樹立した。当初よりCDU/CSU及びFDPで連立を組む公算が大きかったが、選挙前にはシュタインブルック前財務大臣(SPD)がCDU/CSUとの連立継続の意向を示していた。結果は、SPDが前回選挙より議席数を大幅に減らす(221議席→146議席)一方で、FDPが議席数を伸ばし(61議席→93議席)、CDU/CSUとFDPで過半数を獲得するに至った。

2009年10月にはCDU/CSU及びFDPの連立合意が発表され、所得税を中心とした総額240億ユーロ規模の減税政策を発表した。その中で、2010年からの実施が予定された措置に関し

ては、成長促進法（後述）によって実現することとなる。また、早ければ2011年に実施する中低所得者の負担軽減及び累進性緩和を目的とした階段状の所得税構造への転換を規定していたが、メルケル首相は5月9日に実施されたノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙（後述）での敗北後、少なくとも2011、12年予算では減税を行わない意向を表明した。

## 2. 2010年より適用される減税措置

### 2-1. 成長促進法

2009年12月には、2010年1月から適用される税制改正を規定した成長促進法が成立した。当該改正は経済危機への緊急対策として「世帯に対する負担軽減（所得税及び相続税）」及び「成長を阻害する要因の除去（法人税及び付加価値税等）」を主な目的としており、前述の連立合意に明記された減税政策を85億ユーロ規模（2010年は61億ユーロ規模）の減税措置として具体化したものである。概要は以下の通り。

#### ○所得税

2009年に引き上げられた児童控除及び児童手当の額が2010年も引き上げられた。

・児童控除の引上げ（夫婦合算課税の場合）	6,024ユーロ→7,008ユーロ
・児童手当の引上げ	
※各支給対象に20ユーロずつの上乗せ	
第一子、第二子：月額164ユーロ→184ユーロ	
第三子：月額170ユーロ→190ユーロ	
第四子以降：月額195ユーロ→215ユーロ	

#### ○法人税

法人税制の改正は、主に2008年に法人税率引下げと同時に行われた課税ベースの拡大措置を緩和するものとなっている。政府は当該改正により、経済の更なる発展を目指している。

#### ・繰越損失控除制限の緩和

ドイツでは、2008年より欠損法人の繰越損失（繰越期限なし）について、一定の制限が設けられており、法人の資本金、議決権等が一人の取得者等に対して25%以上譲渡された場合<sup>1</sup>、当該法人の繰越損失が持分譲渡の割合に応じて減じられることとなっている（資本金、議決権等の譲渡が50%以上である場合、繰越損失は完全に消失する）<sup>2</sup>。

今般の改正により、一定の条件を満たした場合、制限されていた繰越損失が部分的に損失として認められるようになった。また、単一法人が譲渡者及び取得者に対して100%の出

資をしている場合、繰越損失控除制限規定は適用されないこととなった。更に、2008年及び2009年については、資本金、議決権等の譲渡に関して、一定の条件を満たす企業再建が行われる場合に限り<sup>3</sup>、繰越損失控除制限規定が不適用とされていたところ、今般の改正により、当該例外規定が時限措置から恒久措置となった。

#### ・支払利子控除制限の緩和

ドイツにおいては、企業の支払利子は同一事業年度に発生した受取利息の金額まで無制限に控除が認められるが、それを超える支払利子についてはEBITDA<sup>4</sup>の30%までしか控除が認められていない。成長促進法により、当該規定は以下の(1)~(2)のように緩和された。

##### (1) 支払利子控除制限の非適用要件の緩和

現行の支払利子控除制限には一定の非適用要件が存在するところ、今般の改正により、非適用要件が緩和された。2010年から適用されている非適用要件は以下の通り。  
※以下のいずれかの要件を満たす場合、支払利子控除制限の適用を受けない（[ ] 内は改正前の制度）。

##### ① 非適用限度額

ネット金利費用（支払利子－受取利息）が300万ユーロ [100万ユーロ] 以下であること<sup>5</sup>。

##### ② グループ条項

企業がグループに全く、あるいは部分的にしか属さないこと（変化なし）。

##### ③ 自己資本比較条項

企業がグループに属する場合、当該企業の自己資本比率がグループ全体の自己資本比率以上であること。あるいは、自己資本比率の不足が2% [1%] までの範囲であること。

##### (2) 支払利子の控除可能額の繰越

成長促進法により、ネット金利費用（支払利子－受取利息）がEBITDAの30%に満たない場合、その差額が5年間繰越可能となった。よって、支払利子が控除可能額を超えた場合でも、上記の繰越枠内で控除ができるようになった。

#### ・少額資産に対する即時償却適用範囲の拡大等

2007年までは製造・取得費用が410ユーロまでの資産に、即時償却又は耐用年数に応じた減価償却が認められていたが、2008年より製造・取得費用が150ユーロ以下の資産は即時償却、150ユーロ超1,000ユーロ以下の資産は5年間の定額

<sup>1</sup> 一回の譲渡が25%以上である場合、あるいは過去5年に遡って合計25%以上の譲渡が行われる場合を指す。

<sup>2</sup> 導入の背景として、事実上経済活動のない多くの繰越損失を抱えた企業の持分を取得することにより、当該繰越損失で取得者の課税利益を相殺していたことが挙げられる（ドイツにおいては、親会社が子会社の50%以上の持分を所有している等の条件を満たす場合、親会社において連結納税が行われる（子会社の損失が親会社の利益計算上控除できる））。

<sup>3</sup> 一定の条件を満たす企業再建とは、持分を発行している法人が既に支払不能あるいは債務超過に陥っており、かつ当該法人の雇用の維持や当該法人への一定割合以上の事業資産の抛出等が持分を取得した法人によって行われる場合を指す。

<sup>4</sup> EBITDA (Earning Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization) とは、税引前利益に支払利子及び償却費を加算し、受取利息を減算した額を指す。

<sup>5</sup> 2009年7月成立の国民負担軽減法により、2008及び2009年における非適用限度額が100万ユーロから300万ユーロに拡大されていたところ、今般の改正により、当該緩和措置が2010年以降も継続されることとなった。

法による減価償却が義務付けられるようになった。

今般の改正により、2010年1月以降に製造・取得された少額資産に関して、2007年以前の規定と2008年以降の規定の選択適用が可能となった。

#### ○営業税

営業税（法人等に係る市町村税）の課税標準を算出する際、法人税上の課税標準に対して一定の加算・減算調整が行われている。今般の改正により、加算調整の一部である不動産賃借料、使用料の加算率が65%から50%に縮小された。

#### ○消費課税

ホテル、民宿等の宿泊業務に係る付加価値税に対して、19%の標準税率が適用されていたところ、今般の改正により7%の軽減税率が適用されることとなった。

また、バイオ燃料に係るエネルギー税に関しては、含有物の種類や割合に応じて税負担が軽減されているところ、その軽減割合が更に拡大された。

#### ○相続税

##### ・兄弟姉妹等に適用される相続税率の引下げ

相続税に関しては、2009年より配偶者、子供、孫等に対する負担が軽減される一方で、兄弟姉妹等に対する負担は重くなっていたところ、今般の改正により、兄弟姉妹等に適用される相続税率が最高税率50%→43%、最低税率30%→15%と引き下げられた。

ドイツにおいて、相続人は被相続人との関係に従って三つの租税クラスに分類され、異なる控除額及び税率が適用されるところ、租税クラス分類（表2）及び税率の変更（表3）は以下の通り。

##### ・事業承継税制の適用要件の緩和

現行の事業承継税制においては、①事業継続要件、②賃金

（表2） 租税クラス

租税クラス1	配偶者、子供及び継子、孫、両親及び祖父母（相続の場合）
租税クラス2	両親及び祖父母（贈与の場合）、兄弟姉妹、甥、姪、継父母、義子、義父母、離婚した配偶者
租税クラス3	上記以外

（表3） 2010年から適用される税率：（）内が改正前の税率

控除後財産価額（ユーロ）	税率（%）		
	租税クラス1	租税クラス2	租税クラス3
～75,000	7	15 (30)	30
～300,000	11	20 (30)	30
～600,000	15	25 (30)	30
～6,000,000	19	30 (30)	30
～13,000,000	23	35 (50)	50
～26,000,000	27	40 (50)	50
26,000,000～	30	43 (50)	50

要件、③受動資産割合要件の三要件を満たす場合に、満たす条件により、二つの選択肢のうちいずれか一つの税制上の優遇措置を選択することができる。今般の改正により、三要件のうち①事業継続要件及び②賃金要件が表4のように緩和された。

#### ○財政

児童手当は原則連邦の歳入減として計上されるどころ、今般の改正による児童手当の引上げに対する財源補填措置として、税収が連邦、州及び市町村に配分される付加価値税の連邦への配分が増加した（同額だけ州への配分が減少した）。当措置により、州から連邦に約13億ユーロの財源委譲が行われた。

なお、財源委譲措置を考慮した連邦・州・市町村の減収規模は、連邦：▲約46億ユーロ、州：▲約23億ユーロ、市町村：▲約16億ユーロとなる。

#### 2-2. 雇用と安定の保障のための法律（第二次景気対策）、国民負担軽減法

2010年に適用される税制改正を含んだ雇用と安定の保障のための法律（第二次景気対策）（2009年2月成立）、国民負担軽減法（2009年6月成立）は連邦議会選挙前に成立した法律であるが、連立の組み替えが起こった後もそのまま2010年に適用されることとなった。これらの法律に盛り込まれた具体的措置は以下の通り。

##### ○雇用と安定の保障のための法律（第二次景気対策法）

- ・ 基礎控除額の引上げ：7,834ユーロ→8,004ユーロ（+170ユーロ）
- ・ 税率区分基準の引上げ（ブラケットを右方向にスライド）（+330ユーロ）

※同法により、2009年にも基礎控除額の引上げ（7,664ユーロ→7,834ユーロ）、税率区分基準の引上げ（+400ユーロ）、及び最低税率の引下げ（15%→14%）の措置がと

（表4） 2010年から適用される事業承継税制：〔 〕内は改正前の制度

	選択肢1	選択肢2
事業継続要件	相続後5年〔7年〕以上事業を継続させること。	相続後7年〔10年〕以上事業を継続させること。
賃金要件	相続後5年間〔7年間〕の当該事業における支払い賃金が相続前5年間の平均賃金の400%〔650%〕を下回らないこと。	相続後7年間〔10年間〕の当該事業における支払い賃金が相続前5年間の平均賃金の700%〔1000%〕を下回らないこと。
受動資産割合要件	金融資産等の「受動資産」が企業の総資産の50%以下であること（変更なし）。	金融資産等の「受動資産」が企業の総資産の10%以下であること（変更なし）。
優遇措置	継承される優遇資産の85%を非課税等	継承される優遇資産の100%を非課税

られている。

#### ○国民負担軽減法

・疾病保険、介護保険の支払い保険料について、控除可能額の引上げ：2,400ユーロ→2,800ユーロ 等

#### 2-3. 脱税撲滅法

2009年7月、納税者の脱税を助長するような情報提供に非協力的な国・地域に対して、情報提供に関するOECD基準に従う誘因を作り、かつ税務当局が事実解明の可能性を広げるため、脱税撲滅法が成立した。

当該法律では、納税者が情報交換に非協力的な国・地域と取引をし、税務当局が判断を行う際に銀行（情報交換非協力国）の守秘義務を解除する等の一定の協力、立証義務を果たさない場合、国外取引に係る経費の損金算入制限、国内法又は租税条約に基づく利子・配当等に係る源泉税の軽減税率の不適用、受取配当及びキャピタルゲインの益金不算入規定の不適用等の措置を実施することが規定された。

ただし、2010年1月5日に公表された財務省通達では、2010年1月1日現在で上記の情報交換に非協力的な国・地域は存在しないとの見解を示した。また、今後法令の条件を満たす国・地域がある場合にはその都度公表し、それまでは納税者に対して、追加的な協力、立証義務を課さないことを示した。

### 3. ノルトライン・ウェストファーレン州議会選挙

2010年5月9日、ドイツ最大の人口を誇るノルトライン・ウェストファーレン（NRW）州議会選挙が行われたところ、メルケル首相の属するキリスト教民主同盟（CDU）が大幅に議席数を減らし、連立を組む自由民主党（FDP）と合わせても同州で過半数に満たない状況となった。その結果、各州政府の代表から構成される連邦参議院においても、CDU/CSU及びFDPの連立与党が過半数に満たない状況となり、議会運営に支障が出るのが懸念されている。

税制に関しては、選挙後の5月10日、メルケル首相は少なくとも2011、12年予算においては減税を行わない意向を表明し、差し当たり財政再建が優先課題になるとの見解を示した。

### 4. 金融機関に対する課税

#### ○銀行負担金

2010年3月、「金融市場規制のための骨子」が閣議決定され、全てのドイツ国内の銀行に対し、銀行の負債残高及び金融市場に対する影響力等に応じて負担金を課すという銀行負担金が導入されることとなった。当該制度は、将来の危機を克服し、金融システム上重要な銀行を再建するための安定化基金を新設することを目的としており、年間12億ユーロの増収が見込まれている。

骨子の段階では詳細は未定であるが、2010年の夏に法案を提出する予定となっている。

#### ○金融市場税

2010年5月18日、「金融市場税（金融取引税及び金融活動税の概念を含むとされている）」の導入を国際的に働きかけ

ていくことで、CDU/CSU及びFDPの与党間合意がなされた。

## V. フランス

以下、2010年予算法、2009年第3次修正予算法及び2010年第1次修正予算法に基づいて、2010年における税制改正を概説する。

2010年予算法は、2009年9月30日に閣議決定された後、国民議会及び元老院の採決、憲法院の審査を受け、2009年12月30日に成立した。また、2009年第3次修正予算法及び2010年第1次修正予算法も同様の過程を経て、それぞれ2009年12月30日と2010年3月9日に成立した。

2010年における税制改正の主要な項目は次の通り。

- 不動産投資支援措置のグリーン化
- 職業税の改組
- 試験研究費税額控除の早期償還措置の延長
- 法人税の連結納税制度の改正
- 銀行ボーナス課税
- 自動車登録制増税の引き上げの前倒し
- 石油産品内国消費税の税率の地域圏による引上げ幅の上乗せ
- 非協力国に所在する法人との取引等に適用される税制上の規定の厳格化
- 各種インフレ調整
- 炭素税の導入について

### I. 2010年予算法、2009年第3次修正予算法、2010年第1次修正予算法の背景

#### (1) 経済状況

フランスは2003年後半から景気回復局面に入り、2005年に減速したものの、実質GDP成長率は2005年の1.2%を底に、2007年は2.3%を記録し、緩やかな回復を続けてきた。

しかし、2008年から始まる経済状況の悪化により、2008年の成長率は0.4%に落ち込み、さらに2009年10月に発表されたフランス政府の経済見通しは、2009年の成長率を-2.25%、2010年を0.75%と予測した。

その後、2010年1月に発表された経済見通しでは、2010年の成長率の予測を1.4%と上方修正している。

#### (2) 財政状況

2009年9月の経済見通しでは、景気の悪化や経済対策のための歳出増により、2009年の財政赤字は対GDP比で8.2%、2010年は8.5%と、2008年の3.4%から大幅に悪化すると予測した。

しかし、2010年1月の経済見通しでは、歳出の削減や、賃金の回復による社会保障収入の増加等から、2009年の財政赤字対GDP比の予測を7.9%と修正している。

### II. 2010年における税制改正

以下、「2010年予算法」を「法」、「2010年予算法案」を「法

案」,「2009年第3次修正予算法」を「09年修正法」,「2009年第3次修正予算法案」を「09年修正法案」,「2010年第1次修正予算法」を「10年修正法」,「2010年第1次修正予算法案」を「10年修正法案」,「租税一般法典」を「CGI」,「租税手続法典」を「LPF」,「関税法典」を「CD」と略すものとする。

(1) 所得課税関連

① 所得税のインフレ調整 (法第18条, 法案第9条)

物価の上昇に対応するインフレ調整として, 所得税における税率表の各税率区分及び各種控除額等が0.4%ずつ引き上げられた。(表1参照)

② 不動産投資支援措置のグリーン化

イ 新築住宅取得費用の税額控除制度の改正 (法第82条, 法案第44条, CGI第199septvicies条)

2009年から2012年に取得した賃貸用新築住宅の購入に係る費用(上限: 30万ユーロ)に一定の控除率をかけた金額について, 9年間に分割して所得税の税額控除を適用することが認められていたところ, 低エネルギー住宅に分類されていない住宅についてのみ, 以下のとおり控除率が引き下げられた。

2009~2010年に取得又は建築した住宅: 25% → 20%

2011~2012年に取得又は建築した住宅: 20% → 15%

ロ 住宅ローン利子税額控除制度の改正 (法第84条, 法案第45条, CGI第200quaterdecies条)

主たる住居の取得のための住宅ローンの利子に係る税額控除は, 低エネルギー住宅でない通常の住宅について表2のとおり段階的に縮小し, 2013年に廃止することとされた。

(2) 法人課税関連

① 職業税の改組 (法第2条, 法案第2条, CGI第1447-0~1478条等)

継続的に職業活動(賃金労働を除く)を行う法人及び個人に対し職業活動に供される有形固定資産等を課税標準として課されていた職業税(地方税)について, 2010年1月より以下のとおり改正がなされた。

表1 税率表に係るインフレ調整

2009年		→	2010年	
課税所得 (ユーロ)	税率		課税所得 (ユーロ)	税率
~ 5,852	0%		~ 5,875	0%
5,852 ~ 11,673	5.5%		5,875 ~ 11,720	5.5%
11,673 ~ 25,926	14%		11,720 ~ 26,030	14%
25,926 ~ 69,505	30%		26,030 ~ 69,783	30%
69,505 ~	40%		69,783 ~	40%

イ 職業税の名称を「国土経済税」(contribution économique territoriale: CET)と変更した上で, 課税対象から不動産以外の有形固定資産の部分を除外する。(表3参照)

(i) 有形固定資産に係る職業税(賃貸価格が課税標準)について, 不動産以外の有形固定資産を課税対象から除外し, 不動産についてのみ国土経済税の「不動産部分」(cotisation foncière des entreprises: CFE)として, その賃貸価格に対して課税する。

(ii) 新たに, 年間売上高が50万ユーロ超の事業者が生み出した付加価値に対して国土経済税の「付加価値部分」(cotisation sur la valeur ajoutée des entreprises: CVAE)として課税する。

(iii) 売上高76万ユーロ以上の企業については, 一年間に生み出した付加価値の15%が最低税額として定められていたところ, これを廃止する。

ロ インフラ企業概算税 (Imposition forfaitaire sur les entreprises de réseaux: IFER, 地方税)を創設する。納税義務者: エネルギー, 鉄道, 通信などの設備網を所有する事業者

課税標準及び税率: 業種ごとに異なり, 設備の出力等により定められる。

表2 住宅ローン利子税額控除

		改正前	改正後			
取得年		2009年以前	2010年	2011年	2012年	2013年
通常の住宅	適用期間	5年間	5年間	5年間	5年間	廃止
	控除額	利子額の20% (初年度40%)	15% (初年度30%)	10% (初年度25%)	5% (初年度15%)	
	上限	年間利子額8,500ユーロ (夫婦2人の場合)	年間利子額8,500ユーロ (夫婦2人の場合)			
低エネルギー住宅	適用期間	7年間	変更なし			
	控除額	利子額の40%				
	上限	年間利子額8,500ユーロ (夫婦2人の場合)				

表 3

改正前の「職業税」

課税標準	有形固定資産の賃貸価格（土地、建物以外の新規投資分を除く） ※ 課税標準から16%の控除が認められる。
税率	一定の制約の下、地域圏、県、市が決定。（2008年の平均税率は地域圏2.80%、県8.48%、市12.61%）
上限税額	企業が生み出した付加価値の3.5%
最低税額	企業が生み出した付加価値の1.5%（売上高76万ユーロ以上の企業のみ）

※ 付加価値とは、企業の純生産額から第三者からの財、サービスの消費額を除いた部分の税抜金額を指す。

(例)

電力会社：原子力、火力の発電設備の出力1メガワット  
当たり2,913ユーロ、太陽光発電設備の出力  
1キロワット当たり2,913ユーロ等  
鉄道会社：電車1車両当たり30,000ユーロ、電気機関車  
1車両当たり20,000ユーロ等

### ② 試験研究費税額控除の早期償還措置の延長（法第5条、法案第4条、CGI第199terB条等）

企業の試験研究費については、試験研究費のうち1億ユーロ以下の部分の30%相当額及び1億ユーロ超の部分の5%相当額を向こう3年間にわたり法人税額から控除することが認められており、3年間繰越した上でなお控除しきれなかった部分については給付されることとなっているが、2008年12月に発表された経済対策において、未控除の試験研究費税額控除について、2009年初めに前倒しで全額給付する措置が採られた。

2010年予算法において、この措置を延長し、2009年に支出した試験研究費に係る税額控除のうち控除しきれない部分を、2010年に前倒しで全額給付することとした。

### ③ 法人税の連結納税制度の改正（09年修正法第33条、09年修正法案第22条、CGI第223A条等）

フランスにおける連結納税は、フランス国内の法人税の納税義務者であり、かつ親法人に直接・間接に95%以上の持分を所有されている法人が対象となっていた。間接的な持分所有の場合は、中間に位置する法人についてもフランス国内の法人税の納税義務者である必要があり、外国法人を通じて持分を所有されているフランス法人については連結納税が認められていなかった。この規定がEC条約に反するとして納税者がフランスの裁判所に起こした訴え（Société Papillon裁判（注1））について、フランス行政最高裁判所はECJ（欧州司法裁判所）

⇒

改正後の「国土経済税」(①+②)

① 不動産部分	
課税標準	不動産の賃貸価格 ※ 産業施設については30%の控除が認められる。
税率	地域圏、県、市が決定。
② 付加価値部分 (年間の売上高が50万ユーロを超える事業者)	
課税標準	生み出した付加価値
税率	0%~1.5% 売上高に応じて段階的に適用 (売上高50万ユーロ以下：0% 500万ユーロ以上：1.5%)
上限税額	売上高の80%（中小企業） または85%（中堅、大企業）
最低税額	250ユーロ
①と②の合計は企業が生み出した付加価値の3%を上限とする	

にEU条約に反するか否か事前確認を求めていた。2008年12月にECJの判決（注2）が出たことを受けて、連結納税に関する制度の改正が行われた。

この改正では、企業グループの範囲についての定義を変更し、親会社であるフランス法人がEU域内の外国企業を通して間接的に持分所有しているフランス法人についても、親法人のグループとの連結納税を認めることとした。なお、2004年9月1日から2009年12月30日に終了した事業年度の納税分についても、遡って適用を請求することができる。

#### (注1) Société Papillon裁判

オランダ法人を通じてフランスの親法人に保有されるフランス法人について、親法人との連結納税を認めないことはEC条約に定められた設立地の自由を反するとして納税者が提訴したものの、2004年にフランス下級裁判所で納税者の訴えは棄却され、その後上告された上級裁判所において下級裁判所の判決が支持された。2007年10月、フランス行政最高裁判所は、この問題に対してEC条約に反するか否かECJに事前確認を求めていた。

#### (注2) ECJ Decision in the Papillon case (C-418/07)

ECJは、外国法人を通じた持分所有について連結納税を認めないフランス税法の規定について、EC条約に定められた設立地の自由を違反するものであるとの判断を下した。当該措置は二重課税や欠損の二重計上を防ぎ、税制の一貫性を保つために必要である、とのフランス政府の主張については認められなかった。

### ④ 銀行ボーナス課税（10年修正法案第1条、10年修正法第2条）

サルコジ大統領は、2009年12月11日、英ブラウン首相

と会談し、金融市場従事者へ2009年に支払われた高額ボーナスに対し、英国と同様、特別な課税を行うことを決定、共同記者会見で発表した。

銀行ボーナス課税の法案は2010年第1次修正予算法案に盛り込まれ、成立した。目的は、預金者の保護及び金融機関等における高額報酬の慣行を改めることとされ、金融市場従事者に支給される裁量的な賞与等の27,500ユーロ超の部分の50%が課税される。銀行ボーナス課税による増収見込み額は3.6億ユーロで、中小企業向けの政府系金融機関（OSEO）の財源とすることとされた。

(3) 消費課税関連

① 自動車登録割増税の引上げの前倒し（法第93条、法案第47条、CGI第1011bis条）

2008年より、車両のCO<sub>2</sub>の排出量に応じて自動車登録割増税が課されているところ、温室効果ガス排出量の一層の削減のため、表4のとおり自動車登録割増税の引上げを1年前倒しで実施した。

※ 自動車登録割増税は、自動車登録証発行時に課される自動車登録税と同時に支払うもので、フランス国内での初回登録時のみ課される。

② 石油産品内国消費税の地域圏による税率引上げ可能幅の設定（法第94条、法案第48条、CD第265Abis条）

石油産品内国消費税（ガソリン、軽油、灯油等の石油燃料に課税）は国税であるが、毎年の予算法によって一定額が地域圏及び県に譲与される（注3）。

2007年以降、ガソリン及び軽油に係る石油産品内国消費税の税率は、地域圏ごとに法定税率から一定の範囲内で引き下げることが認められている。

今回、ガソリン及び軽油に係る石油産品内国消費税の税について地域圏ごとに法定税率から一定の範囲内で引き上げることが新たに認められることとなった。新たに

認められた引上げ可能部分に対応した税収については、各地域圏において鉄道や運河等の、道路に代わる持続的な輸送機関への投資に充てることとされた。

施行開始日は別途政令により決められ、遅くとも2010年7月1日に開始されることとされている。

（注3） 経済開発分野及び職業訓練分野の権限の一部を地域圏に、生活保護等社会保障の権限の一部を県に、それぞれ移譲したことに伴う税源移譲として2004年より実施。

（参考） 2010年の石油産品内国消費税の法定税率は、ガソリン100リットル当たり60.69ユーロ、軽油100リットル当たり42.84ユーロである。

※ 地域圏とは、国と県の間に位置する地方公共団体。

現 行

地域圏による税率変更可能な幅

- ガソリンに係る税率 100リットル当たり-3.54ユーロ
  - 軽油に係る税率 100リットル当たり-2.3ユーロ
- ※ 2009年においては、地方自治体の大部分が法定税率を適用。

改正案

道路に代わる輸送機関の整備に充てるため、地域圏が変更できる税率の幅を以下のとおりとする。

- ガソリンに係る税率 100リットル当たり-3.54～+0.73ユーロ  
(引上げ可能幅を0.73ユーロ設定)
- 軽油に係る税率 100リットル当たり-2.3～+1.35ユーロ  
(引上げ可能幅を1.35ユーロ設定)

表4 自動車登録割増税

改正前

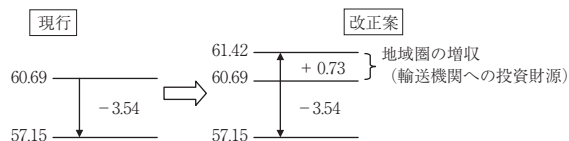
⇒

改正後

1 km当たり CO <sub>2</sub> 排出量	税率（定額，ユーロ）		
	取得年		
	2010	2011	2012
150	0	0	0
151 ~ 155			200
156 ~ 160	200	200	750
161 ~ 165	750	750	
166 ~ 190			
191 ~ 195	1,600	1,600	1,600
196 ~ 200			
201 ~ 240			
241 ~ 245	2,600	2,600	2,600
246 ~ 250			
250 ~			

1 km当たり CO <sub>2</sub> 排出量	税率（定額，ユーロ）		
	取得年		
	2010	2011	2012
150	0	0	0
151 ~ 155			
156 ~ 160	200	750	750
161 ~ 165	750		
166 ~ 190			
191 ~ 195	1,600	1,600	1,600
196 ~ 200			
201 ~ 240			
241 ~ 245	2,600	2,600	2,600
246 ~ 250			
250 ~			

## (ガソリンに係る税率の場合のイメージ)



## (5) 国際課税関連

2009年第3次修正予算法では、タックスヘイブンを利用した租税回避行為への対策として、広範な税制改正が行われた。主な内容は以下のとおり。

## ① 非協力国の定義の導入及び非協力国リストの作成 (修正法第22条, 修正法案第14条, CGI第238-0A条)

## イ 非協力国の定義の導入

以下の条件をすべて満たす国は、租税一般法典において非協力国と定義された。

- ・EU加盟国でないこと
- ・租税に関する透明性と情報交換の観点からOECDの調査対象国に該当すること
- ・全税目の情報交換を可能とする執行共助条約をフランスとの間で締結していないこと
- ・12以上の国・地域と上記執行共助条約を締結していないこと

## ロ 非協力国リストの作成

2010年2月17日付官報にて非協力国リストが公表された。非協力国とされた国は以下の18ヶ国・地域。

アンギラ、バリーズ、ブルネイ、コスタリカ、ドミニカ、グレナダ、グアテマラ、クック諸島、マーシャル諸島、リベリア、モントセラト、ナウル共和国、ニウエ、パナマ、フィリピン、セントクリストファーネビス、セントルシア、セントビンセントグレナディーン

なお、非協力国リストは毎年1月1日に更新することが定められた。

## ② 非協力国との取引に適用される税制上の規定の厳格化 (修正法第22条, 修正法案第14条)

## イ フランス居住者から非協力国へ支払われる利子、配当等に係る源泉徴収の税率引上げ (CGI第119bis条, 125A条等)

フランス居住者から他国の個人、法人へ支払われる利子、配当等については、利子、配当等の性質に応じて、0～33.33% (フランスに恒久的な施設を所有している外国企業へ支払われる利子：0%、租税条約を締結していない国へ支払われる配当：25%、等)の源泉課税がなされていたが、非協力国の個人、法人へ支払われる利子、配当等については、フランスにおいて一律50%の源泉課税が行われる。(2010年3月より適用)

## ロ 非協力国の居住者への支払いに係る費用控除の禁止 (CGI第238A条)

フランス居住者が非協力国に居住する個人、法人に

対して支払った利子、ロイヤルティ等の費用については、支払いが実際の活動に対応したものであることや過大でないこと等をフランス居住者が証明しない限りは、所得から控除することが認められない。(2011年1月より適用)

## ハ 外国子会社合算課税の適用に際しての立証責任の納税者側への転換 (CGI第209B条)

一つまたは複数のフランス法人によって50%以上の持分を所有されている外国子会社に関しては、子会社の所在国が軽課税国でないことや、子会社の所得全体に占める特定の所得の割合が一定の水準 (金融所得等は20%、グループ間の取引は50%) を下回っているなどの条件を満たさない場合、当該子会社の5%以上の持分を保有するフランス法人はその持分に応じ、子会社の所得を合算して課税されることとなっている。

2010年1月より、この規定が非協力国に適用される場合、非協力国に子会社等を有するフランス法人に対しては、前述の条件を満たしていることを法人自らが証明しない限り、外国子会社合算課税が適用されることとなった。

個人については、現在、軽課税国に所在する会社等の10%以上の持分を所有する場合、当該会社等の利益は、持分割合に比例して、個人の金融所得と合算して課税されることとなっているが、会社等が非協力国に所在している場合には、持分割合が10%未満であることを個人が証明しない限り、最低10%の持株割合に応じて当該会社等の利益との合算課税が適用されることとなった。(2010年1月より適用)

## ③ 非協力国に所在する子会社からの配当に係る資本参加免税の適用除外 (修正法第22条, 修正法案第14条, CGI第145条)

5%以上の持分を所有する子会社から、親会社を受け取る配当については、子会社の所在地に関わらず、支払い配当額のうち5%のみを課税所得に算入することとされていたところ、非協力国に所在する子会社からの配当については、この措置の適用除外とし、全額が益金に算入される。

(2011年1月以降に開始する事業年度より適用)

## ④ 移転価格についての資料提出の義務化 (修正法第22条, 修正法案第14条, LPF第13AB条)

年間売上高又は純資産が4億ユーロ以上である法人や、そのような法人と50%以上の持分所有によって支配又は従属の関係にある法人など、一定の条件を満たすフランス法人に対し、移転価格に関する資料提出が新たに義務付けられた。提出義務のある法人は、自らと従属又は支配の関係にあるフランス国外の企業と取引を行った場合、その取引における価格形成が正当であることを示す資料を税務当局に提出しなければならない。また、非協力国に所在する企業と取引を行った場合には、財務諸表等の追加的な資料の提出が義務付



けられる。この義務に違反した場合は罰則が適用される。

(2010年1月以降に開始する事業年度より適用)

(6) 補記

炭素税の導入について(法案第5条, 法第7条~10条)

＜経緯＞

フランスでは、エネルギーの炭素含有量に応じて課税する炭素税を導入する法案が2010年予算法案に盛り込まれ、2010年1月からの導入が予定されていた。しかし、2009年12月末に法案が両院で可決されたものの、憲法院により、予算法における炭素税の規定の一部について違憲であるとの判決がなされたため、導入は事実上不可能となった(予算法は違憲部分を除いて施行)(注4)。違憲とされた理由は、化石燃料を利用する大部分の企業にとって炭素税が免税となっているため、不公平で気候変動対策の目的に合致していない、というものであった。これを受け、政府は2010年7月からの導入を目指して炭素税の修正法案を検討していたが、2010年3月の地方選挙において与党UMPが大敗した直後、首相から炭素税の導入を事実上断念する旨が発表された。

(注4) フランスでは、憲法62条により、憲法院で違憲判決を受けた規定については、審署(法律に執行力を付与する大統領の行為)及び施行を行うこと

ができないと定められている。今回の違憲判決は炭素税の規定の一部(免除に関する部分)に対してなされたものであったため、その免除規定を除いて炭素税を施行することは制度上可能であったが、政府は炭素税全体について法案を修正し提出し直すこととした。

＜2010年予算法に盛り込まれていた炭素税の内容＞

課税対象：ガソリン、ガス、灯油、石炭を含むすべての化石燃料

(ただし、電力用及び欧州排出権取引制度の対象施設で使用される化石燃料については除外)

納税義務者：製造者又は輸入者(石油産品内国消費税と同じ)

税率：CO<sup>2</sup>排出量1トン当たり17ユーロを課税するとの考え方の下、燃料ごとに表5のとおり税率を設定。

表5 主な燃料に係る税率

ガソリン、ハイオク	4.11 (1.03) セント／リットル
暖房油(灯油)	4.52 セント／リットル
軽油	4.52 (1.13) セント／リットル
天然ガス	3.65 セント／キロワット

※ ( ) 内は、農業・漁業者が燃料を使用する場合の軽減税率。

1. 国民所得に対する

区 分	番 号	本									
		国民所得 (A)	国内総生産 (B)	租 税 負 担 額			租税負担率 (対国民所得比)		(付)租税負担率 (対国内総生産比)		
				国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 $\left(\frac{C}{A}\right)$	合 計 $\left(\frac{E}{A}\right)$	国 税 $\left(\frac{C}{B}\right)$	合 計 $\left(\frac{E}{B}\right)$	
昭和 9~11年度	1	百万円	億円	百万円	百万円	百万円		%	%	%	%
16.....	2	14,372	...	1,226	629	1,855	8.5	12.9	...	...	...
19.....	3	35,834	...	4,931	879	5,810	13.8	16.2	...	...	...
25.....	4	56,937	...	12,715	862	13,577	22.3	23.8	...	...	...
30.....	5	億円	...	億円	億円	億円					
35.....	6	33,815	...	5,702	1,883	7,585	16.9	22.4	...	...	...
40.....	7	69,733	85,979	9,364	3,815	13,179	13.4	18.9	10.9	15.3	15.3
45.....	8	134,967	166,806	18,010	7,442	25,452	13.3	18.9	10.8	15.3	15.3
50.....	9	268,270	337,653	32,785	15,494	48,279	12.2	18.0	9.7	14.3	14.3
55.....	10	610,297	752,985	77,733	37,507	115,240	12.7	18.9	10.3	15.3	15.3
60.....	11	1,239,907	1,523,616	145,042	81,548	226,590	11.7	18.3	9.5	14.9	14.9
平成 2.....	12	2,038,787	2,483,759	283,688	158,938	442,626	13.9	21.7	11.4	17.8	17.8
7.....	13	2,605,599	3,303,968	391,502	233,165	624,667	15.0	24.0	11.8	18.9	18.9
12.....	14	3,468,929	4,516,830	627,798	334,504	962,302	18.1	27.7	13.9	21.3	21.3
17.....	15	3,689,367	4,977,400	549,630	336,750	886,380	14.9	24.0	11.0	17.8	17.8
18.....	16	3,718,039	5,041,188	527,209	355,464	882,673	14.2	23.7	10.5	17.5	17.5
19.....	17	3,752,258	5,109,376	541,169	365,062	906,231	14.4	24.2	10.6	17.7	17.7
20.....	18	3,784,636	5,156,510	526,558	402,668	929,226	13.9	24.6	10.2	18.0	18.0
21.....	19	3,515,221	4,941,987	458,309	395,585	853,894	13.0	24.3	9.3	17.3	17.3
22.....	19	3,332,000	4,731,000	383,685	342,163	725,848	11.5	21.8	8.1	15.3	15.3
		3,364,000	4,752,000	394,623	329,321	723,944	11.7	21.5	8.3	15.2	15.2

区 分	番 号	イ ギ リ ス									
		国民所得 (A)	国内総生産 (B)	租 税 負 担 額			租税負担率 (対国民所得比)		(付)租税負担率 (対国内総生産比)		
				国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 $\left(\frac{C}{A}\right)$	合 計 $\left(\frac{E}{A}\right)$	国 税 $\left(\frac{C}{B}\right)$	合 計 $\left(\frac{E}{B}\right)$	
昭和 9~11年度	1	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド		%	%	%	%
16.....	2	4,126	...	747	184	931	18.1	22.6	...	...	...
19.....	3	6,886	...	1,962	226	2,188	28.5	31.8	...	...	...
25.....	4	8,118	...	3,135	235	3,370	38.6	41.5	...	...	...
30.....	5	10,783	...	3,696	337	4,033	34.3	37.4	...	...	...
35.....	6	15,551	...	4,658	475	5,133	30.0	33.0	...	...	...
40.....	7	21,041	25,857	5,580	771	6,351	26.5	30.2	21.6	24.6	24.6
45.....	8	29,085	35,964	8,032	1,228	9,260	27.6	31.8	22.3	25.7	25.7
50.....	9	41,337	52,364	14,580	1,845	16,425	35.3	39.7	27.8	31.4	31.4
55.....	10	86,752	107,517	26,676	4,127	30,803	30.7	35.5	24.8	28.6	28.6
60.....	11	173,121	234,499	59,047	8,575	67,622	34.1	39.1	25.2	28.8	28.8
平成 2.....	12	266,177	360,805	96,350	13,582	109,932	36.2	41.3	26.7	30.5	30.5
7.....	13	417,852	570,283	153,975	14,146	168,121	36.8	40.2	27.0	29.5	29.5
12.....	14	544,880	733,266	195,897	9,303	205,200	36.0	37.7	26.7	28.0	28.0
17.....	15	735,059	976,533	280,841	14,220	295,061	38.2	40.1	28.8	30.2	30.2
18.....	16	1,023,677	1,321,860	372,138	22,421	394,559	36.4	38.5	28.2	29.8	29.8
19.....	16	1,092,201	1,400,526	388,914	23,600	412,514	35.6	37.8	27.8	29.5	29.5

(備考)

1. 国民所得及び国内総生産は「国民経済計算(93SNA)」による実績額である。ただし、平成21年度及び平成22年度は「平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」による実績見込額及び見通し額である。  
 なお、国民所得については、昭和25年度以前は「国民経済計算(53SNA)」,昭和30年度から昭和50年度までは「国民経済計算(68SNA)」及び昭和55年度から平成20年度までは「国民経済計算(93SNA)」による実績額であり、それぞれ接続しない。また、国内総生産については、昭和30年度から昭和50年度までは「国民経済計算(68SNA)」,昭和55年から平成20年度までは「国民経済計算(93SNA)」による実績額であり、接続しない。
2. 国税は、特別会計分及び日本専売公社納付金を含む。平成20年度以前は決算額であり、平成21年度は補正(第2号)後予算額、平成22年度は当初予算額である。
3. 地方税は地方分与税、交付税及び譲与税を含まず、平成20年度以前は決算額(昭和19年度のみ予算額)、平成21年度は実績見込額、平成22年度は見込額である。
- アメリカ
1. 国民所得、国内総生産については昭和45年以降93SNA ベース、それ以前は68SNA ベース(出典は、OECD "National Accounts")。
2. 租税負担額は、昭和40年以降はOECD "Revenue Statistics", それ以前は商務省資料に基づく。"Revenue Statistics" のデータは、平成2年以降は暦年ベース、それ以前は会計年度ベースである。
3. 連邦の会計年度は10月/9月(ただし、昭和50年以前に開始する会計年度については7月/6月)であり、州及び地方政府税については、各州、地方の6月30日までに終了する会計年度をその年のデータとして用いている。なお、租税負担額には社会保障税は含まない。

租 税 負 担 率 の 国 際 比 較

国民所得 (A)	国内総生産 (B)	ア メ リ カ										番 号	
		租 税 負 担 額					租 税 負 担 率 (対国民所得比)			(付) 租 税 負 担 率 (対国内総生産比)			
		連邦税 (C)	州 税 (D)	地 方 政府税 (E)	合 計 (F)	連邦税 ( $\frac{C}{A}$ )	州 税 ( $\frac{D}{A}$ )	合 計 ( $\frac{F}{A}$ )	連邦税 ( $\frac{C}{B}$ )	州 税 ( $\frac{D}{B}$ )	合 計 ( $\frac{F}{B}$ )		
億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	%	%	%	%	%	%		
579	733	36	65		102	6.0		17.3	4.8		13.6	1	
1,043	1,267	124	85		210	12.0		20.1	9.9		16.6	2	
1,843	2,197	353	89		443	19.2		24.0	16.1		20.2	3	
2,410	2,943	433	165		598	18.0		24.8	14.7		20.3	4	
3,385	4,152	620	243		864	18.3		25.5	14.9		20.8	5	
4,237	5,117	767	365		1,134	18.1		26.7	15.0		22.1	6	
5,878	7,201	930	518		1,448	15.8		24.6	12.9		20.1	7	
8,442	10,250	1,450	872		2,322	17.2		27.5	14.1		22.7	8	
13,149	16,240	1,885	808	611	3,303	14.3	6.1	25.1	11.6	5.0	20.3	9	
22,484	27,689	3,468	1,376	864	5,709	15.4	6.1	25.4	12.5	5.0	20.6	10	
34,361	41,875	4,506	2,157	1,345	8,008	13.1	6.3	23.3	10.8	5.2	19.1	11	
46,904	57,572	6,544	3,096	2,137	11,776	14.0	6.6	25.1	11.4	5.4	20.5	12	
59,297	73,423	8,600	4,064	2,708	15,372	14.5	6.9	25.9	11.7	5.5	20.9	13	
81,306	97,648	13,417	5,482	3,526	22,424	16.5	6.7	27.6	13.7	5.6	23.0	14	
108,693	131,165	15,780	7,326	5,146	28,253	14.5	6.7	26.0	12.0	5.6	21.5	15	
113,077	137,416	16,709	7,659	5,433	29,801	14.8	6.8	26.4	12.2	5.6	21.7	16	
												17	
												18	
												19	

国民所得 (A)	国内総生産 (B)	ド イ ツ										番 号	
		租 税 負 担 額					租 税 負 担 率 (対国民所得比)			(付) 租 税 負 担 率 (対国内総生産比)			
		連邦税 (C)	州 税 (D)	市 町 村 税 (E)	合 計 (F)	連邦税 ( $\frac{C}{A}$ )	州 税 ( $\frac{D}{A}$ )	合 計 ( $\frac{F}{A}$ )	連邦税 ( $\frac{C}{B}$ )	州 税 ( $\frac{D}{B}$ )	合 計 ( $\frac{F}{B}$ )		
億マルク	億マルク	百万マルク	百万マルク	百万マルク	百万マルク	%	%	%	%	%	%		
569	...	8,983		3,611	12,594	15.8		22.1	...	...	...	1	
978	...	32,338		...	...	33.1		...	...	...	...	2	
900	...	38,010		...	...	42.2		...	...	...	...	3	
785	...	17,423		2,549	19,972	22.2		25.4	...	...	...	4	
1,422	...	36,755		5,561	42,316	25.8		29.8	...	...	...	5	
2,401	3,027	58,811		9,637	68,444	24.5		28.5	19.4		22.6	6	
3,585	4,592	92,400		13,063	105,463	25.8		29.4	20.1		23.0	7	
百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ							8	
310,171	390,858	...	...	...	79,234	...		25.5	...	...	20.3	8	
470,025	597,245	65,614	42,116	17,042	124,771	14.0	9.0	26.5	11.0	7.1	20.9	9	
665,578	854,685	97,500	64,870	26,224	188,594	14.6	9.7	28.3	11.4	7.6	22.1	10	
831,591	1,067,012	115,996	77,980	31,475	225,452	13.9	9.4	27.1	10.9	7.3	21.1	11	
1,109,131	1,416,324	148,080	97,793	38,441	284,315	13.4	8.8	25.6	10.5	6.9	20.1	12	
1,386,640	1,848,450	220,348	148,902	50,666	419,916	15.9	10.7	30.3	11.9	8.1	22.7	13	
1,517,630	2,062,500	238,581	172,062	56,962	467,605	15.7	11.3	30.8	11.6	8.3	22.7	14	
1,765,600	2,321,500	257,463	183,067	68,368	508,898	14.6	10.4	28.8	11.1	7.9	21.9	15	
1,824,970	2,422,900	281,722	200,390	73,393	555,505	15.4	11.0	30.4	11.6	8.3	22.9	16	

イギリス

- 国民所得及び国内総生産は、昭和30年以前は“National Income and Expenditure”，昭和35年以降はOECD“National Accounts”に基づく。
- 租税負担額は、昭和19年以前は、国税は“Financial Statement”，地方税は“Annual Abstract of Statistics”に基づき、昭和25～30年はともに“National Income and Expenditure”，昭和35年以降はOECD“Revenue Statistics”に基づく。
- 会計年度は、4月／3月であるが、資料の関係上暦年計数で示してある。

ドイッ

- 国民所得及び国内総生産は、昭和19年以前は“国連世界統計年鑑1953”，昭和25年以降昭和30年までは“Statistisches Jahrbuch 1953, 1969”，昭和35年以降はOECD“National Accounts”に基づく。昭和25年及び30年は西ベルリン、ザール州をともに含まず、昭和35年以降は両者をともに含む。なお、昭和45年以降は新推計による計数であり、それ以前の計数と接続しない。平成2年は旧西ドイツ、平成3年以降は全ドイツの数値である。
- 租税収入は、昭和9～11年は“Statistisches Jahrbuch 1935及び1936”（昭和9年と10年の平均値による。）、昭和16年及び19年は“Bulletin de Législation Comparée 1948”，昭和25年は“Statistisches Jahrbuch 1953”，昭和30～45年は“Finanzbericht 1965—1995”，昭和50年以降はOECD“Revenue Statistics”に基づく。
- 会計年度は昭和36年度以降4月／3月から1月／12月に変更されたが、資料の関係上暦年計数で示してある。
- 所得税、法人税及び付加価値税は共有税であるので、税収の配分割合に応じて、連邦・州・市町村税にそれぞれ組み入れてある（なお、営業税は本来市町村税であるが、連邦及び州にも税収が配分されているため同様の措置をとった。）。

1. 国民所得に対する

区 分	番 号	フ ラ ン ス									
		国民 所得 (A)	国内 総生産 (B)	租 税 負 担 額			租税負担率 (対国民所得比)		(付) 租税負担率 (対国内総生産比)		
				国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 ( $\frac{C}{A}$ )	合 計 ( $\frac{E}{A}$ )	国 税 ( $\frac{C}{B}$ )	合 計 ( $\frac{E}{B}$ )	
昭和 9~11年度	1	億フラン	億フラン	百万フラン	百万フラン	百万フラン		%	%	%	%
16.....	2	18	...	333	...	...		18.5	...	...	...
19.....	3	...	...	647	...	...		...	...	...	...
25.....	4	765	1,002	17,149	2,756	19,905		22.4	26.0	17.1	19.9
30.....	5	1,296	1,705	27,777	4,643	32,420		21.4	25.0	16.3	19.0
35.....	6	2,308	3,007	56,226	8,540	64,766		24.4	28.1	18.7	21.5
40.....	7	3,690	4,835	93,600	15,244	108,844		25.4	29.5	19.4	22.5
45.....	8	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ		...	27.4	...	21.7
50.....	9	98,643	124,454	...	...	27,026		24.0	27.5	18.3	21.0
55.....	10	178,253	233,384	42,823	6,248	49,071		26.6	30.4	20.1	23.0
60.....	11	337,084	445,231	89,684	12,657	102,341		27.7	32.7	20.5	24.3
平成 2.....	12	552,201	743,889	152,866	27,693	180,559		26.1	31.3	19.6	23.5
7.....	13	774,631	1,033,026	202,430	40,202	242,631		26.9	33.3	19.9	24.7
12.....	14	886,111	1,194,600	238,276	56,595	294,871		31.9	37.9	24.0	28.5
18.....	15	1,085,580	1,441,373	346,581	64,836	411,417		30.6	37.5	22.7	27.8
19.....	16	1,339,253	1,806,429	410,229	92,113	502,342		30.0	37.0	22.3	27.5

区 分	番 号	カ ナ ダ											
		国民 所得 (A)	国内 総生産 (B)	租 税 負 担 額				租税負担率 (対国民所得比)			(付) 租税負担率 (対国内総生産比)		
				連邦税 (C)	州 税 (D)	地方税 (E)	合 計 (F)	連邦税 ( $\frac{C}{A}$ )	州 税 ( $\frac{D}{A}$ )	合 計 ( $\frac{F}{A}$ )	連邦税 ( $\frac{C}{B}$ )	州 税 ( $\frac{D}{B}$ )	合 計 ( $\frac{F}{B}$ )
昭和 9~11年度	1	百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル		%	%	%	%	%
16.....	2	...	...	...	...	...	...		...	...	...	...	...
19.....	3	...	...	...	...	...	...		...	...	...	...	...
25.....	4	...	...	...	...	...	...		...	...	...	...	...
30.....	5	...	...	4,311	1,216	636	6,163		...	...	...	...	...
35.....	6	...	...	5,618	1,840	1,449	8,907		...	...	...	...	...
40.....	7	...	...	...	...	...	14,464		...	...	...	...	...
45.....	8	67,248	90,179	...	...	...	25,461		37.9	...	...	28.2	...
50.....	9	133,934	173,621	27,438	18,721	5,685	51,844		20.5	14.0	38.7	15.8	10.8
55.....	10	240,737	314,390	43,703	36,719	9,944	90,366		18.2	15.3	37.5	13.9	11.7
60.....	11	363,063	485,714	66,110	57,910	14,982	139,002		18.2	16.0	38.3	13.6	11.9
平成 2.....	12	488,592	679,921	101,701	89,274	23,524	214,499		20.8	18.3	43.9	15.0	13.1
7.....	13	571,656	810,426	113,397	107,439	28,483	249,319		19.8	18.8	43.6	14.0	13.3
12.....	14	782,780	1,076,577	165,670	139,905	31,550	337,125		21.2	17.9	43.1	15.4	13.0
18.....	15	1,091,872	1,450,490	200,912	176,404	41,568	418,884		18.4	16.2	38.4	13.9	12.2
19.....	16	1,151,900	1,535,646	213,473	184,282	44,294	442,049		18.5	16.0	38.4	13.9	12.0

フランス 1. 国民所得及び国内総生産は、昭和9~11年はDR Bernoville氏調査(“Revenus d’Économie Politique,1939”),昭和25年以降はOECD“National Accounts”に基づく。  
 2. 租税収入は、昭和40年以前は“Statistiques et Études Financières”,昭和45年以降はOECD“Revenue Statistics”に基づく。  
 3. 会計年度は1月/12月である。

イタリア 1. 国民所得及び国内総生産は、昭和30年以前は“Rilazione Generale sulla Situazione Economica del Paese”,昭和35年以降は、OECD“National Accounts”に基づく。昭和45年以降は93SNAによる計数である(それ以前は68SNAベース)。  
 2. 租税収入は、昭和9~11年は“Gazzetta Ufficiale”,昭和16年は“Bulletin de L’égislation Comparée 1948”,昭和25年及び30年は“国連統計年鑑”,昭和35年~45年は“Rilazione Generale Sulla Situazione Economica Del Paese”,昭和50年以降はOECD“Revenus Statistics”に基づく。計数は決算額である。  
 3. 会計年度は、昭和40年以降7月/6月から1月/12月に変更された。

租 税 負 担 率 の 国 際 比 較 (続)

		イ タ リ ア							番 号
国民所得 (A)	国内総生産 (B)	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率 (対国民所得比)		(付) 租 税 負 担 率 (対国内総生産比)		
		国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 $(\frac{C}{A})$	合 計 $(\frac{E}{A})$	国 税 $(\frac{C}{B})$	合 計 $(\frac{E}{B})$	
十億リラ	十億リラ	億リラ	億リラ	億リラ	%	%	%	%	
…	…	167	…	…	…	…	…	…	
…	…	285	…	…	…	…	…	…	
…	…	…	…	…	…	…	…	…	
…	…	11,887	…	…	…	…	…	…	
12,115	15,032	23,525	3,732	27,257	19.4	22.5	15.6	18.1	
19,931	24,775	35,039	4,777	39,816	17.6	20.0	14.1	16.1	
31,968	36,530	62,090	7,970	70,060	19.4	21.9	17.0	19.2	
百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ					
28,482	35,267	…	…	5,639	…	19.8	…	16.0	
60,381	73,976	9,991	168	10,159	16.5	16.8	13.5	13.7	
164,740	203,383	36,432	1,013	37,446	22.1	22.7	17.9	18.4	
337,087	429,649	91,018	3,347	94,365	27.0	28.0	21.2	22.0	
531,015	701,352	170,166	7,695	177,861	32.0	33.5	24.3	25.4	
695,219	947,339	239,906	20,514	260,420	34.5	37.5	25.3	27.5	
846,044	1,191,057	282,314	77,153	359,467	33.4	42.5	23.7	30.2	
1,044,986	1,485,377	341,528	101,290	442,818	32.7	42.4	23.0	29.8	
1,080,895	1,544,915	360,576	109,544	470,120	33.4	43.5	23.3	30.4	

		ス ウ ェ ー デ ン							番 号
国民所得 (A)	国内総生産 (B)	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率 (対国民所得比)		(付) 租 税 負 担 率 (対国内総生産比)		
		国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 $(\frac{C}{A})$	合 計 $(\frac{E}{A})$	国 税 $(\frac{C}{B})$	合 計 $(\frac{E}{B})$	
百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ	%	%	%	%	
…	…	…	…	…	…	…	…	…	
…	…	…	…	…	…	…	…	…	
…	…	…	…	…	…	…	…	…	
…	…	8,956	3,727	12,683	…	…	…	…	
58,104	72,946	13,537	5,225	18,762	23.3	32.3	18.6	25.7	
88,903	114,314	…	…	35,152	…	39.5	…	30.8	
142,842	183,251	…	…	58,932	…	41.3	…	32.2	
249,129	320,040	67,653	38,564	106,217	27.2	42.6	21.1	33.2	
433,152	558,878	101,876	82,693	184,569	23.5	42.6	18.2	33.0	
660,979	915,256	193,668	131,600	325,268	29.3	49.2	21.2	35.5	
1,021,374	1,447,412	329,069	221,017	550,086	32.2	53.9	22.7	38.0	
1,346,553	1,809,756	355,848	265,854	621,702	26.4	46.2	19.7	34.4	
1,620,256	2,249,987	521,871	336,304	858,175	32.2	53.0	23.2	38.1	
2,154,671	2,900,790	605,932	454,117	1,060,050	28.1	49.2	20.9	36.5	
2,296,271	3,063,873	615,410	479,068	1,094,478	26.8	47.7	20.1	35.7	

カナダ { 1. 国民所得及び国内総生産は OECD "National Accounts" に基づく。  
 2. 租税収入は OECD "Revenue Statistics" に基づく。"Revenue Statistics" のデータは会計年度ベース。  
 3. 連邦及び州の会計年度は 4月/3月、地方政府の会計年度は 1月/12月である。

スウェーデン { 1. 国民所得及び国内総生産は OECD "National Accounts" に基づく。  
 2. 租税負担額は OECD "Revenue Statistics" に基づく。  
 3. 会計年度は 1月/12月である。

## 2. 1 人 当 た り 国 民 所 得 及

区 分	番 号	日 本			人 口
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人 当 た り 租 税 負 担 額		
			国 税	国税, 地方税計	
		円	円	円	万人
昭和 9~11年度…	1	209	18	27	6,865
16……………	2	500	69	81	7,160
19……………	3	772	172	184	7,380
25……………	4	40,658	6,856	9,120	8,317
30……………	5	78,150	10,494	14,770	8,923
35……………	6	144,520	19,285	27,253	9,339
40……………	7	273,187	33,386	49,164	9,820
45……………	8	585,979	74,636	110,648	10,415
50……………	9	1,108,644	129,687	202,602	11,184
55……………	10	1,741,702	242,489	378,345	11,699
60……………	11	2,153,922	323,636	516,382	12,097
平成 2……………	12	2,807,485	508,092	778,814	12,356
7……………	13	2,939,735	437,952	706,279	12,550
12……………	14	2,930,128	415,485	695,621	12,689
17……………	15	2,864,018	409,319	681,760	12,775
18……………	16	2,937,188	423,616	709,378	12,775
19……………	17	2,962,533	412,178	727,378	12,775
20……………	18	2,753,365	358,979	668,829	12,767

区 分	番 号	イ ギ リ ス				人 口
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人 当 た り 租 税 負 担 額			
			国 税	国税, 地方税計		
		ポンド	ポンド	ポンド	万人	
昭和 9~11年度…	1	88	16	20	…	
16……………	2	143	41	45	…	
19……………	3	171	64	69	…	
25……………	4	212	73	80	…	
30……………	5	304	91	100	5,120	
35……………	6	(405,145) 402	(106,788) 106	(121,634) 121	5,235	
40……………	7	(539,424) 535	(148,965) 148	(171,740) 170	5,435	
45……………	8	(631,638) 743	(226,445) 262	(255,100) 295	5,563	
50……………	9	(1,001,335) 1,543	(312,691) 474	(361,067) 548	5,622	
55……………	10	(1,484,698) 3,073	(514,683) 1,048	(589,427) 1,200	5,633	
60……………	11	(1,441,475) 4,696	(530,367) 1,700	(605,130) 1,940	5,668	
平成 2……………	12	(1,640,628) 7,259	(604,558) 2,675	(660,100) 2,921	5,756	
7……………	13	(1,431,693) 9,297	(514,727) 3,342	(539,171) 3,501	5,861	
12……………	14	(2,246,742) 12,482	(858,403) 4,769	(901,868) 5,010	5,889	
17……………	15	(3,233,514) 16,331	(1,124,583) 5,680	(1,194,577) 6,033	6,024	
18……………	16	(3,395,925) 16,895	(1,234,523) 6,142	(1,308,902) 6,512	6,059	
19……………	17	(3,940,378) 17,911	(1,403,101) 6,387	(1,488,243) 6,765	6,098	

(備考) 1. 各国の国民所得及び租税負担額については「1. 国民所得に対する租税負担率の国際比較」の備考を参照のこと。

2. 日本の人口は毎月全国推計人口(総務省)の年度平均である。(平成17年10月までは国勢調査に基づく補間補正後)

3. 諸外国の人口は“Monthly Bulletin of Statistics”(国際連合)による。ドイツについては、昭和25年及び30年の人口の上欄は、西ベルリン及びザール州を含まない人口(1人当たり国民所得の算出に用いる。), 下欄は、西ベルリンは含むがザール州を含まない人口(1人当たり租税

び 租 税 負 担 額 の 国 際 比 較

ア メ リ カ						人 口	番 号	
1 人 当 たり 国 民 所 得	1 人 当 たり 租 税 負 担 額				人 口			番 号
	連 邦 税	州 税	連 邦 税, 州 税, 地 方 政 府 税 計					
ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	万人			
455	28	...	...	79	12,723		1	
780	94	...	...	157	13,367		2	
1,376	264	...	...	331	13,391		3	
1,587	285	...	...	394	15,187		4	
2,051	375	...	...	522	16,507		5	
(844,211) 2,345	(152,280) 423	...	...	(225,946) 628	18,068		6	
(1,089,079) 3,025	(172,276) 479	...	...	(268,342) 745	19,430		7	
(1,482,078) 4,117	(254,609) 707	...	...	(407,684) 1,132	20,505		8	
(1,875,210) 6,088	(268,764) 873	(115,266) 374	(471,116) 1,530		21,597		9	
(2,221,154) 9,872	(342,637) 1,523	(135,965) 604	(563,991) 2,507		22,776		10	
(3,486,671) 14,408	(457,194) 1,889	(218,858) 904	(812,555) 3,358		23,849		11	
(2,683,445) 18,765	(374,372) 2,618	(177,100) 1,238	(673,748) 4,712		24,995		12	
(2,231,753) 22,543	(323,685) 3,270	(152,970) 1,545	(578,564) 5,844		26,304		13	
(3,227,000) 28,813	(532,500) 4,754	(217,560) 1,942	(890,013) 7,947		28,219		14	
(3,722,392) 34,150	(518,652) 4,758	(252,232) 2,314	(948,784) 8,704		29,590		15	
(4,111,096) 36,381	(596,866) 5,282	(277,109) 2,452	(1,068,625) 9,457		29,876		16	
(4,386,317) 37,490	(648,161) 5,540	(297,098) 2,539	(1,156,007) 9,880		30,162		17	
							18	

ド イ ツ						人 口	番 号	
1 人 当 たり 国 民 所 得	1 人 当 たり 租 税 負 担 額				人 口			番 号
	連 邦 税	州 税	連 邦 税, 州 税, 市 町 村 税 計					
マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	万人			
851	134	...	...	188	...		1	
1,392	460	...	...	...	...		2	
1,288	544	...	...	...	...		3	
1,673	355	...	...	407	{ 4,691 4,905		4	
2,890	747	...	...	823	{ 4,920 5,140		5	
(372,517) 4,332	(91,246) 1,061	...	...	(106,191) 1,235	5,543		6	
(550,409) 6,116	(141,863) 1,576	...	...	(161,919) 1,799	5,862		7	
ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ				
(984,230) 5,114	...	...	...	(251,425) 1,306	6,065		8	
(1,887,627) 7,599	(263,505) 1,061	(169,137) 681	(501,082) 2,017		6,185		9	
(2,622,976) 10,815	(384,237) 1,584	(255,645) 1,054	(743,228) 3,065		6,154		10	
(2,213,765) 13,637	(308,792) 1,902	(207,590) 1,279	(600,171) 3,697		6,098		11	
(2,572,259) 17,536	(343,423) 2,341	(226,799) 1,546	(659,374) 4,495		6,325		12	
(2,225,155) 16,981	(353,594) 2,698	(238,945) 1,823	(673,844) 5,142		8,166		13	
(2,166,852) 18,465	(340,642) 2,903	(245,668) 2,093	(667,640) 5,689		8,219		14	
(2,776,511) 20,567	(394,462) 2,922	(273,742) 2,028	(750,280) 5,684		8,247		15	
(2,936,593) 21,435	(428,219) 3,126	(304,482) 2,222	(834,056) 6,178		8,237		16	
(3,198,084) 21,464	(466,350) 3,130	(331,595) 2,225	(847,545) 6,186		8,226		17	

負担額の算出に用いる。)であり、昭和35年以降の人口には西ベルリン及びザール州の双方が含まれている。平成2年度は旧西ドイツの数値、平成3年度以降は全ドイツの数値である。フランスについては、昭和25年以前は国際連合の“Demographic Yearbook 1960”によった。イタリアについては、昭和55年以降の計数はそれ以前の計数と接続しない。

4. 諸外国欄の( )書は邦貨換算額である。

## 2. 1 人 当 た り 国 民 所 得 及

区 分	番 号	フ ラ ン ス				人 口
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人 当 た り 租 税 負 担 額		人 口	
			国 税	国 税, 地 方 税 計		
		フラン	フラン	フラン	万人	
昭和 9~11年度…	1	44	8	…	4,134	
16……………	2	…	17	…	3,880	
19……………	3	…	27	31	3,830	
25……………	4	1,833	411	477	4,174	
30……………	5	2,984	640	746	4,343	
35……………	6	(359,872) 4,937	(89,740) 1,231	(103,372) 1,418	4,568	
40……………	7	…	…	…	…	
		ユーロ	ユーロ	ユーロ		
45……………	8	(828,415) 1,943	…	(226,967) 532	5,077	
50……………	9	(1,528,304) 3,377	(367,152) 811	(420,721) 930	5,279	
55……………	10	(2,175,013) 6,256	(578,683) 1,665	(660,351) 1,899	5,388	
60……………	11	(1,772,692) 10,009	(490,736) 2,771	(579,635) 3,273	5,517	
平成 2……………	12	(1,970,517) 13,655	(514,942) 3,568	(617,208) 4,277	5,673	
7……………	13	(1,909,364) 15,320	(513,430) 4,120	(635,379) 5,098	5,784	
12……………	14	(2,170,282) 18,381	(692,882) 5,868	(822,501) 6,966	5,906	
17……………	15	(2,814,655) 20,849	(863,788) 6,398	(1,032,696) 7,823	6,118	
18……………	16	(2,979,017) 21,745	(912,508) 6,661	(1,101,091) 8,156	6,159	
19……………	17	(3,387,854) 22,737	(1,014,942) 6,812	(1,253,366) 8,412	6,194	

区 分	番 号	カ ナ ダ				人 口	
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人 当 た り 租 税 負 担 額				人 口
			連 邦 税	州 税	連 邦 税, 州 税, 地 方 税 計		
		カナダ・ドル	カナダ・ドル	カナダ・ドル	カナダ・ドル	万人	
昭和 9~11年度…	1	…	…	…	…	…	
16……………	2	…	…	…	…	…	
19……………	3	…	…	…	…	…	
25……………	4	…	…	…	…	…	
30……………	5	…	…	…	…	…	
35……………	6	…	…	…	…	…	
40……………	7	…	…	…	(246,064) 735	1,968	
45……………	8	(1,079,690) 3,154	…	…	(408,785) 1,194	2,132	
50……………	9	(1,767,717) 5,892	(362,138) 1,207	(247,088) 824	(684,259) 2,281	2,273	
55……………	10	(1,738,434) 10,014	(315,592) 1,818	(265,159) 1,527	(652,560) 3,759	2,404	
60……………	11	(2,118,349) 14,430	(385,729) 2,628	(337,885) 2,302	(811,029) 5,525	2,516	
平成 2……………	12	(2,031,978) 17,639	(422,958) 3,672	(371,276) 3,223	(892,067) 7,744	2,770	
7……………	13	(1,463,283) 19,510	(290,265) 3,870	(275,015) 3,667	(638,188) 8,509	2,930	
12……………	14	(1,938,458) 25,506	(410,262) 5,398	(346,458) 4,559	(834,849) 10,985	3,069	
17……………	15	(2,648,045) 31,524	(495,441) 5,898	(436,001) 5,190	(1,034,543) 12,316	3,225	
18……………	16	(3,150,275) 33,514	(579,672) 6,167	(508,961) 5,414	(1,208,565) 12,857	3,258	
19……………	17	(3,637,947) 34,980	(674,194) 6,483	(582,002) 5,596	(1,396,087) 13,424	3,293	

5. 邦貨換算レートは、昭和45年以前は各年末現在のIMF平価、昭和50年はIMF“International Financial Statistics”のTrade Conversion Factor、昭和55年以降は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス及びイタリアについては、各年上期の基準及び裁定外国為替相場等、カナダ及びスウェーデンについては平成9年まではIMF“International Financial Statistics”のExchange Rates、平成10年からは各年上期の裁定外国為替相場による。



び 租 税 負 担 額 の 国 際 比 較 (続)

イ タ リ ア					番 号
1 人 当 たり 国 民 所 得	1 人 当 たり 租 税 負 担 額			人 口	
	国 税	国 税, 地 方 税 計			
リラ	リラ	リラ		万人	
...	391	...	...	...	1
...	...	...	...	...	2
...	...	...	...	...	3
...	25,509	...	...	4,660	4
251,244	48,787	56,526	4,822	5	
(231,269) 401,511	(40,658) 70,586	(46,201) 80,210	4,964	6	
(354,175) 614,887	(68,790) 119,427	(77,620) 134,757	5,199	7	
ユーロ	ユーロ	ユーロ			
(591,982) 531	...	(117,203) 105	5,366	8	
(988,403) 1,122	(163,545) 186	(166,292) 189	5,382	9	
(1,526,225) 2,919	(337,526) 646	(346,914) 664	5,643	10	
(1,499,380) 5,957	(404,852) 1,608	(419,740) 1,668	5,659	11	
(1,812,744) 9,362	(580,901) 3,000	(607,169) 3,136	5,672	12	
(1,420,969) 12,231	(490,348) 4,221	(532,276) 4,582	5,684	13	
(1,726,206) 14,859	(576,013) 4,958	(733,430) 6,313	5,694	14	
(2,338,646) 17,323	(707,021) 5,237	(930,334) 6,891	5,861	15	
(2,428,963) 17,730	(793,847) 5,795	(1,029,285) 7,513	5,894	16	
(2,712,249) 18,203	(904,780) 6,072	(1,179,654) 7,917	5,938	17	

ス ウ ェ ー デ ン					番 号
1 人 当 たり 国 民 所 得	1 人 当 たり 租 税 負 担 額			人 口	
	国 税	国 税, 地 方 税 計			
クローネ	クローネ	クローネ		万人	
...	...	...	...	...	1
...	...	...	...	...	2
...	...	...	...	...	3
...	...	...	...	...	4
...	...	...	...	...	5
...	...	...	...	...	6
(801,622) 11,501	...	(316,959) 4,547	773	7	
(1,229,436) 17,766	...	(507,226) 7,330	804	8	
(2,117,140) 30,419	(574,927) 8,260	(902,650) 12,969	819	9	
(2,418,562) 52,124	(568,838) 12,259	(1,030,566) 22,210	831	10	
(2,081,886) 79,159	(609,996) 23,194	(1,024,497) 38,954	835	11	
(2,815,938) 119,319	(907,246) 38,443	(1,516,592) 64,262	856	12	
(2,348,462) 152,498	(620,618) 40,300	(1,084,282) 70,408	883	13	
(2,374,671) 182,667	(764,862) 58,836	(1,257,754) 96,750	887	14	
(3,304,056) 220,270	(923,919) 61,595	(1,537,638) 109,831	903	15	
(3,559,479) 237,299	(1,000,989) 66,733	(1,751,183) 116,746	908	16	
(4,015,337) 250,959	(1,076,127) 67,258	(1,794,226) 119,615	915	17	

## 3. 国 税 の 税 目 別

区 分	番 号	昭和16年度		25		30		35	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
直 接 税	1	3,161	64.1	3,136	55.0	4,811	51.4	9,784	54.3
所 得 税	2	※ 1,585	32.1	2,201	38.6	2,787	29.8	3,906	21.7
源 泉 分 配 税	3	—	—	1,275	22.4	2,141	22.9	2,929	16.3
	4	—	—	926	16.2	646	6.9	977	5.4
法 人 税	5	※ 1,349	27.4	838	14.7	1,921	20.5	5,734	31.8
会 社 臨 時 特 別 税	6	—	—	—	—	—	—	—	—
相 続 税	7	65	1.3	27	0.5	56	0.6	123	0.7
旧 税	8	—	—	—	—	—	—	—	—
再 評 価 税	9	—	—	64	1.1	43	0.5	21	0.1
そ の 他	10	162	3.3	6	0.1	5	0.1	0	0.0
間 接 税 等	11	1,770	35.9	2,566	45.0	4,552	48.6	8,226	45.7
酒 税	12	359	7.3	1,054	18.5	1,605	17.1	2,485	13.8
砂 糖 消 費 税	13	120	2.4	7	0.1	476	5.1	281	1.6
揮 発 油 税	14	12	0.2	74	1.3	255	2.7	1,030	5.7
石 油 ガ ス 税	15	—	—	—	—	—	—	—	—
航 空 機 燃 料 税	16	—	—	—	—	—	—	—	—
石 油 税	17	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 税	18	181	3.7	165	2.9	269	2.9	822	4.6
ト ラ ン プ 類 税	19	—	—	—	—	—	—	3	0.0
取 引 所 税	20	28	0.6	—	—	2	0.0	6	0.0
有 価 証 券 取 引 税	21	3	0.1	0	0.0	8	0.1	111	0.6
通 行 税	22	29	0.6	11	0.2	24	0.3	43	0.2
入 場 税	23	—	—	—	—	144	1.5	164	0.9
自 動 車 重 量 税	24	—	—	—	—	—	—	—	—
関 税	25	87	1.8	16	0.3	270	2.9	1,098	6.1
と ん 税	26	1	0.0			3	0.0	8	0.0
日 本 銀 行 券 発 行 税	27	—	—	—	—	5	0.1	5	0.0
印 紙 収 入	28	146	3.0	92	1.6	233	2.5	506	2.8
日 本 専 売 公 社 納 付 金	29	415	8.4	1,138	20.0	1,182	12.6	1,465	8.1
地 方 道 路 税 (特)	30	—	—	—	—	77	0.8	188	1.0
石 油 ガ ス 税 (譲与分) (特)	31	—	—	—	—	—	—	—	—
航 空 機 燃 料 税 (譲与分) (特)	32	—	—	—	—	—	—	—	—
自 動 車 重 量 税 (譲与分) (特)	33	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 と ん 税 (特)	34	—	—	—	—	—	—	11	0.1
原 重 油 関 税 (特)	35	—	—	—	—	—	—	—	—
電 源 開 発 促 進 税 (特)	36	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	37	389	7.9	8	0.1	0	0.0	—	—
合 計	38	4,931	100.0	5,702	100.0	9,364	100.0	18,010	100.0

(備考) 1. 平成20年度以前は決算額であり、平成21年度は補正(第2号)後予算額、平成22年度は当初予算額である。

2. 昭和16年度の直接税及び間接税等の「その他」の内容は次のとおりである。

直接税のその他 配当利子特別税(10百万円)、外貨債特別税(9%)、鉱業税・鉱区税(10%)、地租(25%)、営業収益税(14%)、営業税(87%)、資本利子税(0%)、法人資本税(5%)、利益配当税(1%)、公債及び社債利子税(0%)、戦時利得税(0%)、北支事件特別税(1%)  
 間接税等のその他 建築税(2百万円)、清涼飲料税(12%)、織物消費税(130%)、遊興飲食税(201%)、入場税(33%)、兌換銀行券発行税(11%)

収 入 の 累 年 比 較

(単位 16年度 百万円  
25年度以降 億円, %)

40		45		50		55		番 号
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	
19,416	59.2	51,344	66.1	100,583	69.3	201,628	71.1	1
9,704	29.6	24,282	31.2	54,823	37.8	107,996	38.1	2
7,122	21.7	17,287	22.2	39,663	27.3	82,354	29.0	3
2,581	7.9	6,995	9.0	15,160	10.5	25,643	9.0	4
9,271	28.3	25,672	33.0	41,279	28.5	89,227	31.5	5
—	—	—	—	1,374	0.9	0	0.0	6
440	1.3	1,391	1.8	3,104	2.1	4,405	1.6	7
—	—	0	0.0	2	0.0	0	0.0	8
0	0.0	—	—	—	—	—	—	9
13,369	40.8	26,388	33.9	44,460	30.7	82,060	28.9	11
3,529	10.8	6,136	7.9	9,140	6.3	14,243	5.0	12
289	0.9	442	0.6	426	0.3	430	0.2	13
2,545	7.8	4,987	6.4	8,244	5.7	15,474	5.5	14
0	0.0	122	0.2	139	0.1	149	0.1	15
—	—	—	—	183	0.1	488	0.2	16
—	—	—	—	—	—	4,041	1.4	17
1,379	4.2	3,395	4.4	6,825	4.7	10,379	3.7	18
5	0.0	6	0.0	9	0.0	5	0.0	19
25	0.1	49	0.1	97	0.1	152	0.1	20
82	0.3	158	0.2	668	0.5	2,087	0.7	21
42	0.1	122	0.2	345	0.2	637	0.2	22
104	0.3	135	0.2	26	0.0	54	0.0	23
—	—	—	—	2,203	1.5	3,951	1.4	24
2,220	6.8	3,815	4.9	3,733	2.6	6,469	2.3	25
29	0.1	51	0.1	67	0.0	89	0.0	26
4	0.0	8	0.0	40	0.0	—	—	27
827	2.5	2,187	2.8	4,798	3.3	8,409	3.0	28
1,793	5.5	2,723	3.5	3,380	2.3	8,081	2.8	29
461	1.4	903	1.2	1,496	1.0	2,783	1.0	30
0	0.0	122	0.2	139	0.1	149	0.1	31
—	—	—	—	33	0.0	89	0.0	32
—	—	—	—	734	0.5	1,317	0.5	33
36	0.1	63	0.1	84	0.1	111	0.0	34
—	—	963	1.2	1,349	0.9	1,387	0.5	35
—	—	—	—	299	0.2	1,085	0.4	36
—	—	—	—	—	—	—	—	37
32,785	100.0	77,733	100.0	145,042	100.0	283,688	100.0	38

3. 昭和16年度の所得税には個人臨時利得税（184百万円）を含み、法人税には法人臨時利得税（814百万円）を含んでいる。

4. 入場税は昭和36年度までは特別会計に属していた。

5. 電源開発促進税は、平成19年度より一般会計に組み入れられている。

6. 揮発油税（特）は、平成21年度より一般会計に組み入れられている。

## 3. 国 税 の 税 目 別

区 分	番 号	昭和60年度		平成 2		7		12	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
直 接 税	1	285,170	72.8	462,971	73.7	363,519	66.1	323,193	61.3
所 得 税	2	154,350	39.4	259,955	41.4	195,151	35.5	187,889	35.6
{ 源 泉 分	3	122,495	31.3	187,787	29.9	157,259	28.6	158,785	30.1
	{ 申 告 分	4	31,855	8.1	72,168	11.5	37,891	6.9	29,104
法 人 税	5	120,207	30.7	183,836	29.3	137,354	25.0	117,472	22.3
法 人 特 別 税	6	-	-	-	-	44	0.0	1	0.0
相 続 税	7	10,613	2.7	19,180	3.1	26,903	4.9	17,822	3.4
地 価 税	8	-	-	-	-	4,063	0.7	9	0.0
旧 税	9	0	0.0	0	0.0	-	-	0	0.0
法 人 臨 時 特 別 税 (特)	10	-	-	-	-	4	0.0	-	-
所 得 税 (譲与分) (特)	11	-	-	-	-	-	-	-	-
地 方 法 人 特 別 税 (特)	12	-	-	-	-	-	-	-	-
間 接 税 等	13	106,332	27.2	164,827	26.3	186,111	33.9	204,016	38.7
消 費 税	14	-	-	46,227	7.4	57,901	10.5	98,221	18.6
酒 税	15	19,315	4.9	19,350	3.1	20,610	3.7	18,164	3.4
た ば こ 税	16	8,837	2.3	9,959	1.6	10,420	1.9	8,755	1.7
砂 糖 消 費 税	17	408	0.1	0	0.0	-	-	-	-
揮 発 油 税	18	15,568	4.0	15,055	2.4	18,651	3.4	20,752	3.9
石 油 ガ ス 税	19	155	0.0	157	0.0	153	0.0	142	0.0
航 空 機 燃 料 税	20	521	0.1	641	0.1	855	0.2	880	0.2
石 油 石 炭 税 (15年9月30日までは石油税)	21	4,004	1.0	4,870	0.8	5,131	0.9	4,890	0.9
電 源 開 発 促 進 税	22	-	-	-	-	-	-	-	-
物 品 税	23	15,279	3.9	46	0.0	3	0.0	-	-
ト ラ ン プ 類 税	24	4	0.0	0	0.0	-	-	-	-
取 引 所 税	25	111	0.0	413	0.1	438	0.1	-	-
有 価 証 券 取 引 税	26	6,709	1.7	7,479	1.2	4,791	0.9	0	0.0
通 行 税	27	753	0.2	△ 4	△ 0.0	-	-	-	-
入 場 税	28	50	0.0	0	0.0	0	0.0	-	-
自 動 車 重 量 税	29	4,523	1.2	6,609	1.1	7,837	1.4	8,507	1.6
関 税	30	6,369	1.6	8,252	1.3	9,500	1.7	8,215	1.6
と ん 税	31	86	0.0	89	0.0	87	0.0	88	0.0
印 紙 収 入	32	14,126	3.6	18,944	3.0	19,413	3.5	15,318	2.9
消 費 税 (譲与分) (特)	33	-	-	11,557	1.8	14,475	2.6	-	-
地 方 揮 発 油 税 (特) (平成20年度までは地方道路税)	34	2,999	0.8	3,608	0.6	2,635	0.5	2,962	0.6
石 油 ガ ス 税 (譲与分) (特)	35	155	0.0	157	0.0	153	0.0	142	0.0
航 空 機 燃 料 税 (譲与分) (特)	36	95	0.0	116	0.0	155	0.0	160	0.0
自 動 車 重 量 税 (譲与分) (特)	37	1,508	0.4	2,203	0.4	2,612	0.5	2,836	0.5
特 別 と ん 税 (特)	38	107	0.0	112	0.0	109	0.0	111	0.0
原 油 等 関 税 (特)	39	1,204	0.3	1,029	0.2	821	0.1	550	0.1
電 源 開 発 促 進 税 (特)	40	2,335	0.6	2,947	0.5	3,386	0.6	3,746	0.7
揮 発 油 税 (特)	41	1,110	0.3	5,011	0.8	5,976	1.1	6,934	1.3
石 油 臨 時 特 別 税 (特)	42	-	-	-	-	0	0.0	-	-
た ば こ 特 別 税 (特)	43	-	-	-	-	-	-	2,644	0.5
合 計	44	391,502	100.0	627,798	100.0	549,630	100.0	527,209	100.0

## 収入の累年比較(続)

(単位 億円, %)									番 号
17		20		21 (補正後)		22 (当 初)			
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比		
315,413	60.3	264,507	57.7	198,968	51.9	211,280	53.5	1	
155,859	29.8	149,851	32.7	127,640	33.3	126,140	32.0	2	
129,558	24.8	121,612	26.5	102,230	26.6	101,540	25.7	3	
26,301	5.0	28,239	6.2	25,410	6.6	24,600	6.2	4	
132,736	25.4	100,106	21.8	51,750	13.5	59,530	15.1	5	
-	-	-	-	-	-	-	-	6	
15,657	3.0	14,549	3.2	12,800	3.3	12,710	3.2	7	
2	0.0	1	0.0	-	-	-	-	8	
0	0.0	0	0.0	-	-	-	-	9	
-	-	-	-	-	-	-	-	10	
11,159	2.1	-	-	-	-	-	-	11	
-	-	0	0.0	6,778	1.8	12,900	3.3	12	
207,492	39.7	193,802	42.3	184,717	48.1	183,343	46.5	13	
105,834	20.2	99,689	21.8	93,810	24.4	96,380	24.4	14	
15,853	3.0	14,614	3.2	14,200	3.7	13,830	3.5	15	
8,867	1.7	8,509	1.9	8,170	2.1	8,270	2.1	16	
-	-	-	-	-	-	-	-	17	
21,676	4.1	18,894	4.1	26,630	6.9	25,760	6.5	18	
142	0.0	130	0.0	130	0.0	120	0.0	19	
886	0.2	836	0.2	830	0.2	770	0.2	20	
4,931	0.9	5,110	1.1	4,800	1.3	4,800	1.2	21	
-	-	3,405	0.7	3,300	0.9	3,300	0.8	22	
-	-	-	-	-	-	-	-	23	
-	-	-	-	-	-	-	-	24	
-	-	-	-	-	-	-	-	25	
0	0.0	-	-	-	-	-	-	26	
-	-	-	-	-	-	-	-	27	
-	-	-	-	-	-	-	-	28	
7,574	1.4	7,170	1.6	6,310	1.6	4,470	1.1	29	
8,857	1.7	8,831	1.9	7,440	1.9	7,560	1.9	30	
91	0.0	94	0.0	100	0.0	80	0.0	31	
11,688	2.2	10,884	2.4	10,700	2.8	10,240	2.6	32	
-	-	-	-	-	-	-	-	33	
3,112	0.6	2,856	0.6	2,850	0.7	2,756	0.7	34	
142	0.0	130	0.0	130	0.0	120	0.0	35	
161	0.0	152	0.0	151	0.0	140	0.0	36	
3,787	0.7	3,585	0.8	3,155	0.8	3,065	0.8	37	
114	0.0	118	0.0	125	0.0	100	0.0	38	
446	0.1	-	-	-	-	-	-	39	
3,592	0.7	-	-	-	-	-	-	40	
7,408	1.4	6,825	1.5	-	-	-	-	41	
-	-	-	-	-	-	-	-	42	
2,329	0.4	1,970	0.4	1,886	0.5	1,582	0.4	43	
522,905	100.0	458,309	100.0	383,685	100.0	394,623	100.0	44	

## 4. 国 税 の 税 目 別

日 本 (億円, %)			アメリカ (百万ドル, %)			イギリス (百万ポンド, %)		
税 目	金 額	構成比	税 目	金 額	構成比	税 目	金 額	構成比
直 接 税	211,280	53.5	直 接 税	1,478,937	94.0	直 接 税	227,090	61.2
所 得 税	126,140	32.0	個 人 所 得 税	1,145,747	72.8	所 得 税	147,856	39.9
源 泉 分	101,540	25.7	法 人 所 得 税	304,346	19.3	法 人 税	43,077	11.6
申 告 分	24,600	6.2	遺 産 税・贈 与 税	28,844	1.8	キャピタル・ゲイン税	7,852	2.1
法 人 税	59,530	15.1				相 続 税	2,838	0.8
相 続 税	12,710	3.2	間 接 税 等	94,902	6.0	石 油 収 入 税	2,567	0.7
地方法人特別税(特)	12,900	3.3	一 般 財 源	15,726	1.0	非居住用資産レイト	22,900	6.2
			酒 税	9,283	0.6			
間 接 税 等	183,343	46.5	た ば こ 税	7,639	0.5	間 接 税 等	143,888	38.8
消 費 税	96,380	24.4	電 信 電 話 サ ー ビ ス 税	1,048	0.1	付 加 価 値 税	78,439	21.1
酒 税	13,830	3.5	輸 送 燃 料 税	△ 5,127	△ 0.3	炭 化 水 素 油 税	24,615	6.6
た ば こ 税	8,270	2.1	そ の 他	2,883	0.2	た ば こ 税	8,219	2.2
揮 発 油 税	25,760	6.5	関 税	27,568	1.8	酒 税	8,470	2.3
石 油 ガ ス 税	120	0.0	特 定 財 源	51,608	3.3	賭 博・遊 戯 税	1,474	0.4
航 空 機 燃 料 税	770	0.2	ハ イ ウ ェ イ 財 源	36,385	2.3	関 税	2,659	0.7
石 油 石 炭 税	4,800	1.2	空 港・航 空 路 財 源	11,992	0.8	航 空 旅 客 税	1,862	0.5
電 源 開 発 促 進 税	3,300	0.8	そ の 他	3,231	0.2	保 険 税	2,281	0.6
自 動 車 重 量 税	4,470	1.1				埋 立 税	954	0.3
関 税	7,560	1.9				気 候 変 動 税	716	0.2
と ん 税	80	0.0				採 掘 税	334	0.1
印 紙 収 入	10,240	2.6				自 動 車 税	5,866	1.6
地方揮発油税(特)	2,756	0.7				印 紙 税	7,999	2.2
石油ガス税(譲与分)(特)	120	0.0				そ の 他	0	0.0
航空機燃料税(〃)(特)	140	0.0						
自動車重量税(〃)(特)	3,065	0.8						
特別とん税(特)	100	0.0						
たばこ特別税(特)	1,582	0.4						
合 計	394,623	100.0	合 計	1,573,837	100.0	合 計	370,978	100.0

(備考) 1. 日本は平成22年度当初予算額、アメリカは平成19年10月/平成20年9月会計年度決算額、イギリスは20年度実績額、ドイツは平成20年決算額、フランスは平成20年実績額(本表の数値は、一般会計に係る税収)、イタリアは平成20年決算額である。

収 入 の 国 際 比 較

ドイツ (百万ユーロ, %)					フランス (百万ユーロ, %)			イタリア (百万ユーロ, %)		
税 目	金 額			構成比	税 目	金 額	構成比	税 目	金 額	構成比
	連邦税	州 税	計							
直 接 税	110,834	106,541	217,375	44.9	直 接 税	149,296	42.4	直 接 税	232,728	55.1
所 得 税	88,406	88,406	176,812	36.5	所 得 税	59,198	16.8	所 得 税	163,761	38.7
法 人 税	7,934	7,934	15,868	3.3	徴収名簿による法人税・給与税等	6,527	1.9	法 人 税	48,169	11.4
財 産 税	0	△ 7	△ 7	△0.0	法 人 税	62,465	17.7	資本所得に係る源泉税	14,283	3.4
相続・贈与税	0	4,771	4,771	1.0	法人利益社会税	139	0.0	相続・贈与税	356	0.1
営 業 税	1,348	5,437	6,784	1.4	富 裕 税	4,196	1.2	企業純資産税	3	0.0
連 帯 付 加 税	13,146	0	13,146	2.7	金融機関支出特別税	8	0.0	そ の 他	6,156	1.5
間 接 税 等	151,427	115,380	266,807	55.1	相続・贈与税	7,919	2.2	間 接 税 等	189,996	44.9
付 加 価 値 税	95,778	76,697	172,475	35.6	そ の 他	8,844	2.5	付 加 価 値 税	119,519	28.3
関 税	4,002	0	4,002	0.8	間 接 税 等	202,839	57.6	酒 税	1,020	0.2
不動産取得税	0	5,728	5,728	1.2	登 録 税	4,619	1.3	たばこ消費税	10,171	2.4
自 動 車 税	0	8,842	8,842	1.8	印 紙 税	324	0.1	鉱 油 税	20,291	4.8
保 険 税	10,478	0	10,478	2.2	関 税	2,025	0.6	電気ガス消費税	4,305	1.0
競馬富くじ税	0	1,536	1,536	0.3	石油産品内国消費税	16,100	4.6	ディーゼル油付加税	4	0.0
防 火 税	0	327	327	0.1	付 加 価 値 税	178,109	50.6	自 動 車 税	638	0.2
たばこ税	13,574	0	13,574	2.8	汚染活動一般税	194	0.1	印紙税・登録税	14,047	3.3
コーヒー税	1,008	0	1,008	0.2	そ の 他	1,468	0.4	抵当権等登記税	2,369	0.6
ビール税	0	740	740	0.2				興 行 税	61	0.0
蒸 溜 酒 税	2,126	0	2,126	0.4				富 く じ 税	5,440	1.3
アルコール税	3	0	3	0.0				政 府 免 許 税	1,602	0.4
発泡ワイン税	430	0	430	0.1				テレビ受信税	1,644	0.4
中間製品税	27	0	27	0.0				そ の 他	8,885	2.1
エネルギー税	39,248	0	39,248	8.1						
電 気 税	6,261	0	6,261	1.3						
そ の 他	2	0	2	0.0						
そ の 他	△21,510	21,510	-	-						
合 計	262,261	221,921	484,182	100.0	合 計	352,135	100.0	合 計	422,724	100.0

2. 諸外国の計数の原資料は、各国の租税統計資料である。そのため、合計額は OECD 資料を原資料とする第 1 表の租税負担額（国税分）とは必ずしも一致しない。

## 5. 歳出及び歳入に対する

区分	番号	日 本				C/A	D/A	C/B	D/B
		一般会計歳出総額(A)	一般会計歳入総額(B)	租税及び印紙収入(C)	租税及び印紙収入と日本専売公社納付金の計(D)				
		百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%	%
昭和 9~11年度…	1	2,217	2,293	1,024	1,226	46.2	55.3	44.7	53.5
16……………	2	8,134	8,602	4,403	4,818	54.1	59.2	51.2	56.0
19……………	3	19,872	21,040	11,665	12,715	58.7	64.0	55.4	60.4
		億円	億円	億円	億円				
25……………	4	6,333	7,168	4,564	5,702	72.1	90.0	63.7	79.5
30……………	5	10,182	11,264	7,960	9,142	78.2	89.8	70.7	81.2
35……………	6	17,431	19,610	16,183	17,648	92.8	101.2	82.5	90.0
40……………	7	37,230	37,731	30,496	32,289	81.9	86.7	80.8	85.6
45……………	8	81,877	84,592	72,958	75,681	89.1	92.4	86.2	89.5
50……………	9	208,609	214,734	137,527	140,907	65.9	67.5	64.0	65.6
55……………	10	434,050	440,407	268,687	276,768	61.9	63.8	61.0	62.8
60……………	11	530,045	539,926	381,988	381,988	72.1	72.1	70.7	70.7
平成 2……………	12	692,687	717,035	601,059	601,059	86.8	86.8	83.8	83.8
7……………	13	759,385	805,572	519,308	519,308	68.4	68.4	64.5	64.5
12……………	14	893,210	933,610	507,125	507,125	56.8	56.8	54.3	54.3
17……………	15	855,196	890,003	490,654	490,654	57.4	57.4	55.1	55.1
20……………	16	846,974	892,082	442,673	442,673	52.3	52.3	49.6	49.6
21(補正後)…	17	1,025,582	1,025,582	368,610	368,610	35.9	35.9	35.9	35.9
22(当初)…	18	922,992	922,992	373,960	373,960	40.5	40.5	40.5	40.5

- (備考) 1. 日本は平成20年度以前は決算額、平成21年度は補正(第2号)後予算額、平成22年度は当初予算額であり、いずれも特別会計に属する諸税を含まない。
2. アメリカは、会計年度は、昭和50年以前に開始する年度については7月/6月、それ以降については10月/9月、歳入額及び税収入額の上段は、社会保障税を控除した額であり、( ) 書は、社会保障税を含めた額である。原資料は「予算教書」である。
3. イギリスは、中央歳出額及び中央歳入額は、昭和19年度以前は年度決算額、昭和25~50年度は暦年実績額、昭和55年度以降は年度実績額である。原資料は昭和19年度以前は“Financial Statement”、昭和25~45年度は“National Income and Expenditure”、昭和50年度は“United Kingdom

区分	番号	ド		イ		ツ		フ	
		連邦歳出額(A)	連邦歳入額(B)	連邦歳入(C)	C/A	C/B	一般会計歳出額(A)	一般会計歳入額(B)	
		百万マルク	百万マルク	百万マルク	%	%	億フラン	億フラン	
昭和 9~11年度…	1	…	…	…	…	…	5	4	
16……………	2	101,000	72,400	32,338	32.0	44.7	12	8	
19……………	3	176,000	108,200	38,010	21.6	35.1	26	12	
25……………	4	14,685	14,428	11,904	81.1	82.5	236	208	
30……………	5	29,700	32,821	27,240	91.7	83.0	395	345	
35……………	6	41,938	41,938	38,082	90.8	90.8	600	620	
40……………	7	69,178	68,450	60,034	86.8	87.7	982	1,018	
		百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ					
45……………	8	48,178	48,178	43,551	90.4	90.4	1,716	1,747	
50……………	9	84,880	84,880	64,615	76.1	76.1	3,525	3,164	
55……………	10	115,944	115,944	95,527	82.4	82.4	6,822	6,470	
60……………	11	139,448	139,448	113,239	81.2	81.2	12,755	11,210	
平成 2……………	12	205,571	205,571	152,151	74.0	74.0	16,581	15,617	
7……………	13	258,222	258,222	207,623	80.4	80.4	313,111	266,766	
12……………	14	266,372	266,372	220,623	82.8	82.8	361,984	332,669	
17……………	15	281,913	281,913	211,857	75.1	75.1	430,486	385,335	
20……………	16	305,381	305,381	262,261	85.9	85.9	440,284	383,295	

4. ドイツの原資料は、昭和16年及び19年についてはR. W. Lindholm “German Finance in World War II”、昭和25年以降は“Finanzbericht”による。なお、昭和36年度以降、会計年度が4月/3月から暦年に変更されたため、昭和35年度は4月/12月であるが、4月/3月の予算額を掲げた。4月/12月による決算額は連邦歳出額33,129百万マルク、連邦歳入額33,078百万マルク、連邦税収入29,739百万マルクである。昭和47年以降の一般会計歳出額にはEU拠出金を含む。平成2年(但し、7月/12月のみ)及び平成3年以降は、旧東ドイツ地域を含めた数値である。
5. フランスは平成8年以前は決算額、平成9年以降は実績見込額、原資料は、“Statistiques et Études Financières”、“LesNotes Bleues”、及び“Annuaire Statistique de la France”である。なお、地方交付金及びEU拠出金は、原資料では歳出に含まず、歳入の減少項目という取扱いがなされているが、我が国に倣い歳出に立てて計算してある。会計年度は1月/12月である。



租 税 収 入 の 割 合 の 国 際 比 較

ア					イ					番 号
連 邦 出 額 (A)	連 邦 入 額 (B)	連 邦 収 入 (C)	C A	C B	中 央 出 額 (A)	中 央 入 額 (B)	国 収 税 入 (C)	C A	C B	
億ドル	億ドル	億ドル	%	%	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	%	%	
71	35 (35)	...	...	...	1,019	770	747	73.3	97.0	1
137	68 (87)	68 (87)	49.5 (63.7)	99.8	4,776	2,074	1,962	41.1	94.6	2
913	403 (437)	402 (437)	44.1 (47.9)	99.9	6,058	3,238	3,135	51.7	96.8	3
426	351 (394)	349 (392)	81.9 (92.1)	99.3	3,461	3,977	3,696	106.8	92.9	4
684	576 (655)	572 (651)	83.6 (95.1)	99.4	4,567	5,079	4,658	102.0	91.7	5
922	778 (925)	766 (913)	83.1 (99.0)	98.4	5,917	6,233	5,546	93.7	89.0	6
1,182	946 (1,168)	930 (1,152)	78.6 (97.5)	98.3	8,511	8,889	8,032	94.4	90.4	7
1,956	1,484 (1,928)	1,450 (1,894)	74.1 (96.8)	97.7	12,857	16,208	14,580	113.4	90.0	8
3,323	1,946 (2,791)	1,878 (2,724)	56.5 (82.0)	96.6	31,767	31,065	26,676	84.0	85.9	9
5,909	3,593 (5,171)	3,466 (5,044)	58.6 (85.3)	96.5	76,170	66,213	56,496	74.2	85.3	10
9,464	4,689 (7,341)	4,504 (7,155)	47.6 (75.6)	96.0	110,127	106,132	95,268	86.5	89.8	11
12,531	6,520 (10,321)	6,239 (10,040)	49.8 (80.1)	95.7	164,024	162,366	140,631	85.7	86.6	12
15,159	8,675 (13,519)	8,388 (13,233)	55.3 (87.3)	96.7	241,368	201,474	191,189	79.2	94.9	13
17,892	13,726 (20,254)	13,295 (19,824)	74.3 (110.8)	96.9	266,889	300,694	271,378	101.7	90.3	14
24,722	13,597 (21,539)	13,267 (21,209)	53.7 (85.8)	97.6	382,230	336,031	322,315	84.3	95.9	15
29,829	16,242 (25,243)	15,738 (24,740)	52.8 (82.9)	96.9	435,072	388,761	352,028	80.9	89.4	16
										17
										18

National Accounts”, 昭和55年度以降は “Financial Statistics” に基づく。なお、中央歳出額及び中央歳入額には National Insurance の支出及び収入は含まれていない。

また、国税収入は、昭和19年度以前は “Financial Statement”，昭和25～35年度は “National Income and Expenditure”，昭和40～50年度は、OECD “Revenue Statistics” に基づき、昭和55年度以降は “Financial Statistics” に基づく統合国庫基金への繰入額である。

なお、資料の関係上、出典が変更された年度の計数は、その前年度の計数と接続しない。

ラ				イ				ア				番 号
国 収 (C)	税 入	C A	C B	中 央 出 額 (A)	中 央 入 額 (B)	国 収 (C)	税 入	C A	C B			
億フラン		%	%	億リラ	億リラ	億リラ		%	%			
3		60.0	75.0	201	201	167		83.1	83.1	1		
6		50.0	75.0	990	362	285		28.8	78.7	2		
10		38.5	83.3	...	...	...		...	...	3		
171		72.5	82.2	16,350	12,826	11,887		72.7	92.7	4		
278		70.4	80.6	27,390	25,715	23,525		85.9	91.5	5		
562		93.7	90.6	43,575	39,491	35,039		80.4	88.7	6		
936		95.3	91.9	78,810	66,460	62,090		78.8	93.4	7		
1,572		91.6	90.0	143,138	127,098	102,520		71.6	80.7	8		
2,869		81.4	90.7	402,015	323,130	197,673		49.2	61.2	9		
5,970		87.5	92.3	155,964	155,964	71,789		46.0	46.0	10		
10,146		79.5	90.5	334,226	221,589	178,098		53.3	80.4	11		
13,950		84.1	89.3	535,441	406,858	330,710		61.8	81.3	12		
232,312		74.2	87.1	641,579	525,419	467,978		72.9	89.1	13		
296,180		81.8	89.0	387,808	350,866	315,603		81.4	89.9	14		
341,043		79.2	88.5	435,512	388,262	356,558		81.9	91.8	15		
352,135		80.0	91.9	503,150	440,557	412,400		82.0	93.6	16		

6. イタリアは昭和25年以前は “国連統計年鑑”，昭和30年及び35年は “International Financial Statistics” (国際通貨基金) 及び “Relazione Generale sulla Situazione Economica del Paese”，昭和40年は “Assemblea Generale Ordinaria dei Partecipanti”，昭和45年以降55年までは “Relazione Generale sulla Situazione Economica del Paese”，昭和60年以降はイタリア中央銀行 “Relazione Annuale” による。なお、中央歳出額・歳入額の55年以降は、計算方法の変更により、それ以前の計数と接続しない。

7. アメリカ、イギリス、フランスについては、歳入額に公債発行による収入を含めていない。

## 6. 一般会計歳入

区分	番号	租 税 及 び 入		専 売 納 付 金		官 業 益 金 及 び 官 業 収 入		政 府 資 産 入		雑 収 入	
		百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和 9~11年度…	1	1,024	44.7	202	8.8	55	2.4	20	0.9	244	10.6
	16……………	4,403	51.2	415	4.8	185	2.2	10	0.1	598	7.0
	19……………	11,665	55.4	1,050	5.0	563	2.7	10	0.0	899	4.3
		億円		億円		億円		億円		億円	
25……………	4	4,564	63.7	1,145	16.0	50	0.7	174	2.4	644	9.0
30……………	5	7,960	70.7	1,143	10.1	138	1.2	83	0.7	498	4.4
35……………	6	16,183	82.5	1,470	7.5	183	0.9	226	1.2	527	2.7
40……………	7	30,496	80.8	1,804	4.8	157	0.4	246	0.7	1,699	4.5
45……………	8	72,958	86.2	2,744	3.2	36	0.0	277	0.3	3,199	3.8
50……………	9	137,527	64.0	3,405	1.6	41	0.0	304	0.1	7,857	3.7
55……………	10	268,687	61.0	8,124	1.8	99	0.0	641	0.1	11,260	2.6
60……………	11	381,988	70.7	108	0.0	225	0.0	1,631	0.3	25,865	4.8
平成 2……………	12	601,059	83.8	111	0.0	224	0.0	1,620	0.2	27,011	3.8
7……………	13	519,308	64.5	163	0.0	224	0.0	2,744	0.3	43,409	5.4
12……………	14	507,125	54.3	205	0.0	205	0.0	2,249	0.2	40,398	4.3
17……………	15	490,654	55.1	—	—	160	0.0	3,321	0.4	43,170	4.9
18……………	16	490,691	58.1	—	—	160	0.0	2,754	0.3	41,016	4.9
19……………	17	510,182	60.3	—	—	161	0.0	2,943	0.3	48,756	5.8
20……………	18	442,673	49.6	—	—	156	0.0	2,483	0.3	80,799	9.1
21(補正後)	19	368,610	35.9	—	—	161	0.0	2,396	0.2	119,865	11.7
22(当初)	20	373,960	40.5	—	—	159	0.0	8,263	0.9	97,580	10.6

- (備考) 1. 平成20年度以前は決算額、平成21年度は補正(第2号)後予算額、平成22年度は当初予算額である。  
2. 平成20年度の歳入の内訳には、上記以外に決算調整資金からの受入れがある。  
3. 昭和25年度以前の科目別収入は科目の組替えのため若干の推計を含んでいる。

## 7. 租 税 及 び 印 紙 収 入 (一般会計) 予 算 額

区分	番号	現行法による 収入見込額	年度間増収額	改正増減(△) 税 額	当初予算額	補 正 額	補正後予算額
		A	B = A - D <sup>※</sup>	C	D = A + C	E	F = D + E
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
昭和40年度……………	1	33,690	4,647	△813	32,877	△2,590	30,287
45……………	2	71,152	13,771	△1,768	69,384	3,011	72,395
50……………	3	175,450	37,830	△2,050	173,400	△38,790	134,610
55……………	4	260,850	45,980	3,260	264,110	7,340	271,450
60……………	5	383,720	37,760	外△1,110 2,890	385,500	△4,050	381,450
平成 2……………	6	583,540	73,440	△3,500	580,040	11,270	591,310
7……………	7	537,060	410	250	537,310	△30,500	506,810
12……………	8	488,110	16,920	△1,520	486,590	12,360	498,950
17……………	9	445,270	27,800	外△6,910 1,710	440,070	30,350	470,420
18……………	10	473,850	33,780	外△18,930 3,860	458,780	45,900	504,680
19……………	11	535,300	76,520	外3,460 △4,090	534,670	△9,160	525,510
20……………	12	535,630	960	△90	535,540	△71,250	464,290
21……………	13	458,880	△76,660	外6,500 △4,350	461,030	△92,420	368,610
22……………	14	374,340	△86,690	△380	373,960		

- (備考) 1. 増減税額欄の外書については、平成18年度以前は特別会計への振替額であり、平成19年度及び21年度は特別会計から一般会計への組入額である。  
2. 記号※は前年度を示す。

構成の累年比較

公債金		前年度剰余金受入		歳入合計		歳出合計	本年度余金	うち新規剰余金	番号
百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	百万円	百万円	
677	29.5	71	3.1	2,293	100.0	2,217	76	-	1
2,406	28.0	585	6.8	8,602	100.0	8,134	468	-	2
5,395	25.6	1,458	6.9	21,040	100.0	19,872	1,168	-	3
億円		億円		億円		億円	億円	億円	
-	-	592	8.3	7,168	100.0	6,333	835	269	4
-	-	1,443	12.8	11,264	100.0	10,182	1,082	323	5
-	-	1,022	5.2	19,610	100.0	17,431	2,179	1,251	6
1,972	5.2	1,358	3.6	37,731	100.0	37,230	501	21	7
3,472	4.1	1,906	2.3	84,592	100.0	81,877	2,715	995	8
52,805	24.6	12,793	6.0	214,734	100.0	208,609	6,125	3,241	9
(内72,152)									
141,702	32.2	9,894	2.2	440,407	100.0	434,050	6,356	897	10
(内60,050)									
123,080	22.8	7,028	1.3	539,926	100.0	530,045	9,881	4,429	11
(内9,565)									
73,120	10.2	13,889	1.9	717,035	100.0	692,687	24,348	14,868	12
212,470	26.4	27,254	3.4	805,572	100.0	759,385	46,187	9,220	13
(内110,413)									
330,040	35.4	53,389	5.7	933,610	100.0	893,210	40,400	4,599	14
(内209,240)									
312,690	35.1	40,007	4.5	890,003	100.0	855,196	34,807	15,040	15
(内235,070)									
274,700	32.5	34,807	4.1	844,127	100.0	814,455	29,672	8,321	16
(内210,550)									
253,820	30.0	29,672	3.5	845,535	100.0	818,426	27,109	6,319	17
(内193,380)									
331,680	37.2	27,109	3.0	892,082	100.0	846,974	45,108	-	18
(内261,930)									
534,550	52.1	-	-	1,025,582	100.0				19
(内384,440)									
443,030	48.0	-	-	922,992	100.0				20
(内379,500)									

4. 昭和50年度から昭和60年度まで、平成12年度から平成22年度の公債金欄の( )書は特例公債分の計数であり、平成7年度の同欄の( )書は減税特例公債分及び特例公債分の計数である。

並びに決算額等の累年比較

決 算 額	決 算 額	当初予算額 - 前年度当初予算額	当初予算額 / 前年度当初予算額	決算額 - 当初予算額	決算額 / 当初予算額	決算額 - 前年度決算額	決算額 / 前年度決算額	番号
G	H = F + G	I = D - D <sup>※</sup>	J = D / D <sup>※</sup>	K = H - D	L = H / D	M = H - H <sup>※</sup>	N = H / H <sup>※</sup>	号
億円	億円	億円	%	億円	%	億円	%	
209	30,496	3,834	113.2	△2,381	92.8	999	103.4	1
563	72,958	12,003	120.9	3,574	105.2	12,715	121.1	2
2,917	137,527	35,780	126.0	△35,873	79.3	△12,832	91.5	3
△2,763	268,687	49,240	122.9	4,577	101.7	31,392	113.2	4
538	381,988	39,540	111.4	△3,512	99.1	32,904	109.4	5
9,749	601,059	69,940	113.7	21,019	103.6	51,841	109.4	6
12,498	519,308	660	100.1	△18,002	96.6	9,008	101.8	7
8,175	507,125	15,400	103.3	20,535	104.2	34,780	107.4	8
20,234	490,654	22,600	105.4	50,584	111.5	34,764	107.6	9
△13,989	490,691	18,710	104.3	31,911	107.0	36	100.0	10
△15,328	510,182	75,890	116.5	△24,488	95.4	19,492	104.0	11
△21,617	442,673	870	100.2	△92,867	82.7	△67,509	86.8	12
		△74,510	86.1					13
		△87,070	81.1					14

3. 平成7年度の補正額は、1次分(△1,380億円)と3次分(△29,120億円)の合計額を計上してある。

## 8. 平成22年度租税及び印紙収入予算額（一般会計）

税 目	平成21年度	平 成 22 年 度					
	当初予算額	前年度予算額に 対する現行法に よる増減(△) 収見込額	現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減(△) 収見込額	改正法に よる収入 見込額 (予算額)	前年度予算額に 対する増減(△) 収見込額	
	(A)	(B)	(C)=(A)+(B)	(D)	(E)=(C)+(D)	(F)=(E)-(A)	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
所得税	源泉分	126,610	△25,880	100,730	810	101,540	△25,070
	申告分	29,110	△4,500	24,610	△10	24,600	△4,510
	計	155,720	△30,380	125,340	800	126,140	△29,580
法人税	105,440	△45,810	59,630	△100	59,530	△45,910	
相続税	15,220	△2,540	12,680	30	12,710	△2,510	
消費税	101,300	△4,940	96,360	20	96,380	△4,920	
酒税	14,200	△370	13,830	—	13,830	△370	
たばこ税	8,430	△690	7,740	530	8,270	△160	
揮発油税	26,280	△520	25,760	—	25,760	△520	
石油ガス税	130	△10	120	—	120	△10	
航空機燃料税	830	△60	770	—	770	△60	
石油石炭税	5,100	△300	4,800	—	4,800	△300	
電源開発促進税	3,510	△210	3,300	—	3,300	△210	
自動車重量税	6,460	△330	6,130	△1,660	4,470	△1,990	
関税	8,460	△900	7,560	—	7,560	△900	
とん税	100	△20	80	—	80	△20	
印紙収入	収入印紙	7,220	260	7,480	—	7,480	260
	現金収入	2,630	130	2,760	—	2,760	130
	計	9,850	390	10,240	—	10,240	390
合 計	461,030	△86,690	374,340	△380	373,960	△87,070	

9. 一般会計歳出の主要経費別予算額

事 項	前年度当 初予算額	平成22年 度予算額	比 較 増△減	伸 率	事 項	前年度当 初予算額	平成22年 度予算額	比 較 増△減	伸 率
	百万円	百万円	百万円	%		百万円	百万円	百万円	%
社会 保 障 関 係 費					地方交付税交付金	16,111,283	17,094,542	983,259	6.1
1. 年金医療介護保 険給付費	19,600,358	20,336,299	735,941	3.8	地方特例交付金	462,011	383,165	△78,846	△17.1
2. 生 活 保 護 費	2,096,888	2,238,820	141,931	6.8	防 衛 関 係 費	4,774,135	4,790,293	16,158	0.3
3. 社 会 福 祉 費	2,509,115	3,930,506	1,421,391	56.6	公 共 事 業 関 係 費				
4. 保 健 衛 生 対 策 費	434,619	426,199	△8,421	△1.9	1. 治山治水対策事 業費	928,340	686,862	△241,478	△26.0
5. 雇 用 労 災 対 策 費	193,419	336,743	143,324	74.1	2. 道 路 整 備 事 業 費	1,220,095	982,179	△239,916	△19.6
計	24,834,399	27,268,566	2,434,168	9.8	3. 港 湾 空 港 鉄 道 等 整 備 事 業 費	474,396	380,725	△93,671	△19.7
文 教 及 び 科 学 振 興 費					4. 住 宅 都 市 環 境 整 備 事 業 費	2,416,487	504,009	△1,912,478	△79.1
1. 義 務 教 育 費 国 庫 負 担 金	1,648,250	1,593,767	△54,483	△3.3	5. 公 園 水 道 廃 棄 物 処 理 等 施 設 整 備 費	879,799	237,129	△642,670	△73.0
2. 科 学 技 術 振 興 費	1,377,658	1,332,138	△45,520	△3.3	6. 農 林 水 産 基 盤 整 備 事 業 費	858,815	563,363	△295,452	△34.4
3. 文 教 施 設 費	115,565	115,730	165	0.1	7. 社 会 資 本 総 合 整 備 事 業 費	-	2,200,000	2,200,000	-
4. 教 育 振 興 助 成 費	2,019,714	2,395,608	375,894	18.6	8. 推 進 費 等	217,458	146,099	△71,359	△32.8
5. 育 英 事 業 費	149,181	148,739	△442	△0.3	小 計	6,997,390	5,700,366	△1,297,024	△18.5
計	5,310,368	5,585,982	275,614	5.2	9. 災 害 復 旧 等 事 業 費	72,699	72,699	-	-
国 債 費	20,243,731	20,649,078	405,348	2.0	計	7,070,089	5,773,065	△1,297,024	△18.3
恩 給 関 係 費					経 済 協 力 費	629,545	582,180	△47,364	△7.5
1. 文 官 等 恩 給 費	26,960	23,951	△3,009	△11.2	中 小 企 業 対 策 費	188,951	191,074	2,124	1.1
2. 旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	718,114	653,013	△65,101	△9.1	エ ネ ル ギ ー 対 策 費	856,171	841,984	△14,187	△1.7
3. 恩 給 支 給 事 務 費	2,746	2,188	△557	△20.3	食 料 安 定 供 給 関 係 費	865,922	1,159,896	293,974	33.9
4. 遺 族 及 び 留 守 家 族 等 援 護 費	39,396	35,213	△4,183	△10.6	そ の 他 の 事 項 経 費	5,064,182	5,196,824	132,643	2.6
計	787,216	714,366	△72,850	△9.3	経 済 危 機 対 応 ・ 地 域 活 性 化 予 備 費	-	1,000,000	1,000,000	-
					経 済 緊 急 対 応 予 備 費	1,000,000	-	△1,000,000	-
					予 備 費	350,000	350,000	-	-
					合 計	88,548,001	91,581,017	3,033,016	3.4
					平 成 20 年 度 決 算 不 足 補 て ん 繰 戻	-	718,176	718,176	-
					合 計	88,548,001	92,299,193	3,751,191	4.2

## 10. 税制改正による増減収額

区分		番号	平成4年度	5	6	6年11月 税制改革	
国	税						
所得税	諸控除	基礎控除	1	-	-	-	△1,750
		配偶者控除	2	-	-	-	△670
		配偶者特別控除	3	-	-	-	△570
		扶養控除	4	-	{ 外△650 -	-	△1,540
		(うち特定扶 養親族分)	5	(-)	{ (外△650) (-)	(-)	(△310)
		給与所得控除	6	-	-	-	△3,290
		その他	7	-	-	-	△120
		小計	8	-	{ 外△650 -	-	△7,940
	税率	9	-	-	-	△16,300	
	その他	10	-	-	△38,430	△13,760	
	計	11	-	{ 外△650 -	△38,430	△38,000	
	特別措置等	12	△70	{ 外△410 △320	{ 外△80 △20	-	
	再計	13	△70	{ 外△1,060 △320	{ 外△80 △38,450	△38,000	
税率	14	-	-	-	-		
法人税	特別措置等	15	{ 外△280 290	{ 外△1,160 380	880	-	
		16	{ 外△280 290	{ 外△1,160 380	880	-	
	計	16	{ 外△280 290	{ 外△1,160 380	880	-	
	法人特別税	17	4,100	{ 外△30 -	△3,150	-	
	相続税等	18	△390	△150	△3,350	-	
	直接税計	19	{ 外△280 3,930	{ 外△2,250 △90	{ 外△80 △44,070	△38,000	
	消費税	20	820	-	△740	26,450	
	酒税	21	△20	-	1,340	-	
	揮発油税	22	-	1,100	-	-	
	石油石炭税(15年9月30日までは石油税)	23	-	-	-	-	
印紙収入	24	-	-	-	-		
関税	㉠	-	-	△390	-		
その他	26	-	-	-	-		
間接税等計	27	800	1,100	210	26,450		
計	㉡	{ 外△280 4,730	{ 外△2,250 1,010	{ 外△80 △43,860	△11,550		
(うち内国税) ㉢—㉠	29	{ (外△280) (4,730)	{ (外△2,250) (1,010)	{ (外△80) (△43,470)	(△11,550)		

(備考) 1. 増減収額は、各年度毎に予算ベースで計算した平年度増減収額である。

2. 一般会計と特別会計との間の振替による減収額は含んでいない。

3. 平成4年度の外書は「総合経済対策(平成4年8月28日閣議決定)における税制上の措置」による減収額である。平成5年度の外書は「新総合経済対策(平成5年4月13日閣議決定)における税制上の措置(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成5年法律第68号))」及び「緊急経済対策(平成5年9月16日閣議決定)における税制上の措置」による減収額の合計である。平成6年度の所得税のその他欄の減収額は

(一般会計, 平年度) の 累 年 比 較

(単位億円)

7	8	9	10	11	12	番号
-	-	-	-	-	-	1
-	-	-	△10	-	-	2
-	-	-	-	-	-	3
-	-	-	△590	△2,850	2,030	4
(-)	(-)	(-)	(△570)	(△550)	(-)	5
-	-	-	-	-	-	6
-	-	-	△50	-	-	7
-	-	-	△650	△2,850	2,030	8
-	-	-	-	△2,640	-	9
-	△14,050	-	{ 外△14,060 △14,040	△26,460	-	10
-	△14,050	-	{ 外△14,060 △14,690	△31,950	2,030	11
20	50	△820	{ 外△1,620 △250	△12,550	△3,560	12
20	△14,000	△820	{ 外△15,680 △14,940	△44,500	△1,530	13
-	-	-	△13,800~△14,420	△16,940	-	14
{ 外△480 420	260	160	{ 外△1,010 11,210~12,270	{ 外△20 △6,430	△5,090	15
{ 外△480 420	260	160	{ 外△1,010 △2,590~△2,150	{ 外△20 △23,370	△5,090	16
-	-	-	-	-	-	17
{ 外△200 △40	△1,820	-	△1,340	△1,100	△50	18
{ 外△680 400	△15,560	△660	{ 外△16,690 △18,870~△18,430	{ 外△20 △68,970	△6,670	19
-	420	-	70~70	△20	-	20
-	50	△290	-	-	-	21
-	-	-	-	-	-	22
-	-	△150	-	-	-	23
△10	-	△410	-	{ 外△20 △770	△20	24
△30	△70	△90	△10	-	△50	25
-	△700	△40	△2,110	△3,240	-	26
△40	△300	△980	△2,050~△2,050	{ 外△20 △4,030	△70	27
{ 外△680 360	△15,860	△1,640	{ 外△16,690 △20,920~△20,480	{ 外△40 △73,000	△6,740	28
{ (外△680) (390)	(△15,790)	(△1,550)	{ (外△16,690) (△20,910~△20,470)	{ (外△40) (73,000)	(△6,690)	29

「総合経済対策（平成6年2月8日閣議決定）における所得減税の実施（平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法）」によるものである。平成6年11月税制改革の所得税のその他欄の減収額は、「平成7年分所得税の特別減税」によるものである。平成6年度の外書は「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）」による減収額である。平成7年度の外書は「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成7年法律第48号）」及び「緊急円高・経済対策（平成7年4月14日閣議決定）に伴う税制上の措置（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第99号））」による減収額である。

## 10. 税制改正による増減収額

区 分		番号	13	14	15	16
国 税  所 得 税  法 人 税  相 続 税 等 直 接 税 計 消 費 税 酒 税 揮 発 油 税 石 油 石 炭 税 (15年9月30 日までは石油 税) 印 紙 収 入 関 税 ④ そ の 他 間 接 税 等 計 ⑤ (うち内国税) ⑥—④	基 礎 控 除	1	-	-	-	-
	配 偶 者 控 除	2	-	-	-	-
	配 偶 者 特 別 控 除	3	-	-	4,790	-
	扶 養 控 除	4	-	-	-	-
	(うち特定扶 養親族分)	5	(-)	(-)	(-)	(-)
	給 与 所 得 控 除	6	-	-	-	-
	そ の 他	7	-	-	-	2,400
	小 計	8	-	-	4,790	2,400
	税 率	9	-	-	-	-
	そ の 他	10	△10	-	-	-
	計	11	△10	-	4,790	2,400
	特 別 措 置 等	12	{ 外△910 △9,420	-	△1,320	△2,150
	再 計	13	{ 外△910 △9,430	-	3,470	250
	税 率	14	-	-	-	-
	特 別 措 置 等	15	△1,730	△230	△14,030	△1,910
	計	16	△1,730	△230	△14,030	△1,910
	相 続 税 等	17	△530	△50	△1,650	△20
	直 接 税 計	18	{ 外△910 △11,690	△280	△12,210	△1,680
	消 費 税	19	-	-	5,040	-
	酒 税	20	-	-	770	-
	揮 発 油 税	21	-	-	-	-
	石 油 石 炭 税 (15年9月30 日までは石油 税)	22	-	-	850	-
	印 紙 収 入	23	-	△30	△2,100	-
	関 税 ④	24	△30	△30	-	-
	そ の 他	25	-	△60	1,100	-
	間 接 税 等 計	26	△30	△120	5,660	-
	計 ⑤	27	{ 外△910 △11,720	△400	△6,550	△1,680
(うち内国税) ⑥—④	28	(△11,690)	(△370)	(△6,550)	(△1,680)	

る。平成8年度の所得税のその他欄の減収額は、「平成8年分所得税の特別減税」によるものである。平成10年度の所得税のその他欄の減収額は「平成10年分所得税の特別減税」によるものであり、外書は「総合経済対策（平成10年4月24日閣議決定）における税制上の措置」による減収額である。平成11年度の外書は「産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）における税制上の措置」による減収額である。平成13年度の外書は「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成13年法律第67号）」による減収額である。平成21年度の外書は「租税特別措置の一部を改正する法律（平成21年法律第61号）」による減収額である。



(一般会計, 平年度) の 累 年 比 較 (続)

(単位 億円)

17	18	19	20	21	22	番号
-	-	-	-	-	-	1
-	-	-	-	-	-	2
-	-	-	-	-	-	3
-	-	-	-	-	6,142	4
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(957)	5
-	-	-	-	-	-	6
△10	△80	△20	-	△170	△627	7
△10	△80	△20	-	△170	5,515	8
-	△30,970	-	-	-	-	9
12,520	13,060	△80	-	-	△5	10
12,510	△17,990	△100	-	△170	5,510	11
△10	20	△690	3,070	△1,770	△188	12
12,500	△17,970	△790	3,070	△1,940	5,322	13
-	-	-	-	△1,100	-	14
△200	4,510	△5,410	△260	{ 外△650 △2,500	△26	15
△200	4,510	△5,410	△260	{ 外△650 △3,600	△26	16
△10	-	-	-	△290	113	17
12,290	△13,460	△6,200	2,810	{ 外△650 △5,830	5,409	18
-	-	-	-	-	39	19
-	-	-	20	-	-	20
-	-	-	-	-	-	21
-	-	-	-	-	-	22
0	1,180	10	770	-	10	23
-	50	△10	△50	-	-	24
-	940	-	-	△680	△427	25
0	2,170	0	740	△680	△378	26
12,290	△11,290	△6,200	3,550	{ 外△650 △6,510	5,031	27
(12,290)	(△11,340)	(△6,190)	(3,600)	(△6,510)	(5,031)	28

4. 平成10年度の法人税及び消費税については、増減収見込額の経過措置期間（平成10年度～15年度）における平均値を、その計算の基礎となる課税所得等の計数の平成11年度以降の伸率が3.5%及び1.75%（「構造改革のための経済社会計画」で見込まれている名目経済成長率）の場合について機械的に計算している（「～」の左側の計数は名目経済成長1.75%の場合、右側の計数は名目経済成長率3.5%の場合である。）。

## 11. 平成22年度経済見通し

(主要経済指標)

## 1. 国内総生産

	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績見込み)	平成22年度 (見通し)	対前年度比較増減率	
				平成21年度	平成22年度
	名目・兆円	名目・兆円程度	名目・兆円程度	名目・%程度	名目・%程度
民間最終消費支出	288.1	283.4	283.0	△1.6	△0.2
民間住宅	16.4	13.1	13.6	△20.2	4.0
民間企業設備	76.7	61.9	63.4	△19.4	2.5
民間在庫品増加	1.5	△1.2	△0.5	(△0.5)	(0.1)
政府支出	113.4	116.8	115.9	3.0	△0.8
政府最終消費支出	93.6	95.2	96.4	1.8	1.2
公的固定資本形成	19.6	21.4	19.3	8.8	△9.8
財貨・サービスの輸出	78.3	58.3	61.6	△25.6	5.7
(控除)財貨・サービスの輸入	80.2	59.0	61.7	△26.4	4.5
国内総生産	494.2	473.1	475.2	△4.3	0.4

(注) 民間在庫品増加の( )内は国内総生産に対する寄与度

## 2. 労働・雇用

	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績見込み)	平成22年度 (見通し)	対前年度比較増減率	
				平成21年度	平成22年度
	万人	万人程度	万人程度	%程度	%程度
労働力人口	6,648	6,615	6,625	△0.5	0.2
就業者総数	6,373	6,260	6,275	△1.8	0.3
雇用者総数	5,520	5,445	5,465	△1.3	0.3
完全失業率	%	%程度	%程度	-	-
	4.1	5.4	5.3		

## 3. 生産

	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績見込み)	平成22年度 (見通し)
	%	%程度	%程度
鉱工業生産指数・増減率	△12.7	△11.2	8.0

## 4. 物価

	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績見込み)	平成22年度 (見通し)
	%	%程度	%程度
国内企業物価指数・変化率	3.2	△5.4	△0.9
消費者物価指数・変化率	1.1	△1.6	△0.8

(平成22年1月22日閣議決定)

5. 国際収支

	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績見込み)	平成22年度 (見通し)	対前年度比較増減率	
				平成21年度	平成22年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度
貿易・サービス収支	△0.9	2.9	4.2	-	-
貿易収支	1.2	4.4	5.0	-	-
輸出	67.7	51.8	55.2	△23.3	6.6
輸入	66.6	47.4	50.3	△28.5	6.0
経常収支	12.3	14.0	15.8	-	-
	%	%程度	%程度		
経常収支対名目GDP比	2.5	3.0	3.3	-	-

6. 実質国内総支出

	対前年度比較増減率		
	平成21年度 (実績見込み)	平成22年度 (見通し)	
		%程度	
主要項目	民間最終消費支出	0.6	1.0
	民間住宅	△16.9	4.4
	民間企業設備	△16.5	3.1
	政府支出	4.3	△0.6
	財貨・サービスの輸出	△14.4	8.3
	(控除)財貨・サービスの輸入	△11.1	5.2
国内総支出 (= 国内総生産)		△2.6	1.4
うち			
内需寄与度		△2.2	1.1
外需寄与度		△0.5	0.4

7. 国民所得

	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績見込み)	平成22年度 (見通し)	対前年度比較増減率	
				平成21年度	平成22年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度
雇 用 者 報 酬	262.4	252.3	250.6	△ 3.9	△ 0.7
財 産 所 得	13.5	12.0	12.6	△ 11.2	4.8
企 業 所 得	75.6	69.0	73.2	△ 8.8	6.2
合 計 : 国 民 所 得	351.5	333.2	336.4	△ 5.2	0.9

(備考) 上記の諸計数は、現在考えられる内外環境を前提とし、「平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」において表明されている経済運営の下で想定された平成22年度の経済の姿を示すものであり、我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見し難い要素が多いことにかんがみ、主要経済指標の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきである。

## 12. 平成22年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算

平成22年 2月  
財 務 省

本試算は、一定の経済前提を仮置きした上で、平成22（2010）年度予算における制度・施策を前提とした後年度負担額推計等に基づき、平成22年度予算が平成25（2013）年度までの歳出・歳入に与える影響を機械的に試算したものであり、平成23（2011）年度以降に実施の可能性がある新規施策については加味していない。

〔試算〕

（単位：兆円）

（ ）書は対前年度伸率

		21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)	23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)
歳 出	国債費	20.2	(2.0%) 20.6	(9.3%) 22.6	(10.9%) 25.0	(11.4%) 27.9
	地方交付税等	16.6	(5.5%) 17.5	(△1.7%) 17.2	(△1.6%) 16.9	(0.1%) 16.9
	一般歳出	51.7	(3.3%) 53.5	(1.3%) 54.1	(0.1%) 54.2	(2.4%) 55.5
	社会保障関係費	24.8	(9.8%) 27.3	(4.7%) 28.5	(2.7%) 29.3	(4.1%) 30.5
	公共事業関係費	7.1	(△18.3%) 5.8	(△0.8%) 5.7	(△0.9%) 5.7	(△0.0%) 5.7
	その他	19.8	(3.0%) 20.4	(△2.6%) 19.9	(△3.4%) 19.2	(0.5%) 19.3
	決算調整資金繰戻	—	0.7	—	—	—
	計	88.5	(4.2%) 92.3	(1.7%) 93.9	(2.4%) 96.1	(4.4%) 100.3
税 収 等	税収	46.1	(△18.9%) 37.4	(3.6%) 38.7	(2.4%) 39.7	(2.7%) 40.7
	その他収入	9.2	(15.8%) 10.6	(△63.2%) 3.9	(8.8%) 4.2	(△0.2%) 4.2
	計	55.3	(△13.1%) 48.0	(△11.1%) 42.6	(2.9%) 43.9	(2.5%) 45.0
差 額	33.3	(33.1%) 44.3	(15.7%) 51.3	(1.9%) 52.2	(6.0%) 55.3	

- (注) 1. 平成21（2009）年度は当初予算額。  
 2. 「差額」は、「歳出」の計から「税収」及び「その他収入」の計を単純に差し引いた額である。  
 3. 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに伴う歳出増加額見合い分については、平成23（2011）年度以降の財源が未定であることから、試算上「税収等」に加算せず、「差額」に含めている（23年度2.5兆円、24年度2.6兆円、25年度2.8兆円）。  
 4. 本試算は将来の予算編成を拘束するものではなく、計数は試算の前提等に応じ変化するものである。

〔経済指標の前提〕

	22年度 (2010年度)	23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)
名目経済成長率	0.4%	1.7%	2.0%	2.2%
消費者物価上昇率	△0.8%	△0.5%	0.0%	0.5%
金利（10年国債）	2.0%	2.2%	2.4%	2.6%

- (注) ・名目経済成長率及び消費者物価上昇率は、平成22（2010）年度は政府経済見通し、平成23（2011）年度以降は、内閣府の「中長期の道ゆきを考えるための機械的試算」（平成21年6月23日）（「経済財政の中長期方針と10年展望」（平成21年1月）の比較試算について、同年6月の経済財政状況を反映して機械的に試算したもの）の「世界経済順調回復シナリオ」で想定されている経済想定等に基づき仮置き。

・金利は、平成22（2010）年度は予算における積算金利、平成23（2011）年度以降は市場に織り込まれた金利の将来予想を加味した金利により仮置き。

〔算出要領〕

国債費：金利を上記のとおり仮置きし、歳出と税収等の差額は全て公債金で賄われると仮定して推計。

地方交付税等：法定率分について名目経済成長率×弾性値1.2等を用いるとともに、地方交付税法附則で定められる加算などにより推計。

一般歳出：平成22（2010）年度予算における制度・施策を前提とし、消費者物価上昇率等を用いて後年度負担額を推計。

税収：名目経済成長率×弾性値1.1に、平成22年度税制改正の影響等を調整して推計。

その他収入：平成22（2010）年度予算額を基本とし、個別要因を勘案して推計。なお、現時点で具体的に見込めない収入については計上していない。

〔参考〕

○平成23（2011）年度以降名目経済成長率が変化した場合の税収の増減額

（単位：兆円）  
（ ）書は「税収」の額

名目経済成長率 （上記の前提からの変化幅）	23年度 （2011年度）	24年度 （2012年度）	25年度 （2013年度）
+2%	+0.8 (39.6)	+1.7 (41.4)	+2.7 (43.4)
+1%	+0.4 (39.2)	+0.9 (40.5)	+1.3 (42.1)
-1%	△0.4 (38.3)	△0.9 (38.8)	△1.3 (39.4)

○平成23（2011）年度以降金利が変化した場合の国債費の増減額

（単位：兆円）  
（ ）書は「国債費」の額

金利 （上記の前提からの変化幅）	23年度 （2011年度）	24年度 （2012年度）	25年度 （2013年度）
+2%	+2.2 (24.7)	+5.2 (30.3)	+8.8 (36.7)
+1%	+1.1 (23.7)	+2.6 (27.6)	+4.3 (32.2)
-1%	△1.1 (21.5)	△2.6 (22.5)	△4.2 (23.7)

## 13. 所得税負担額の

区 分	年 次	番 号	給与年額200万円		300 万 円	
			税 額	負 担 率	税 額	負 担 率
単 身 者	所 得 税	昭和25……	1,009,750	50.5	1,559,750	52.0
		30……	799,250	40.0	1,342,350	44.7
		40……	367,120	18.4	725,280	24.2
		50……	94,800	4.7	183,800	6.1
		60……	84,300	4.2	163,800	5.5
		63……	76,500	3.8	139,500	4.7
		平成元～5…	74,500	3.7	137,500	4.6
		6……	59,600	3.0	110,000	3.7
		7・8……	59,500	3.0	113,050	3.8
		9……	70,000	3.5	133,000	4.4
		10……	32,000	1.6	95,000	3.2
		11……	56,000	2.8	106,400	3.5
		12～17…	51,200	2.6	99,200	3.3
		18……	57,600	2.9	111,600	3.7
		19～22…	32,000	1.6	62,000	2.1
	昭和25……	1,242,692	62.1	1,936,220	64.5	
	30……	948,695	47.4	1,589,728	53.0	
	40……	489,964	24.5	961,964	32.1	
	50……	153,000	7.7	308,700	10.3	
	60……	130,250	6.5	261,650	8.7	
	63……	121,550	6.1	233,000	7.8	
	平成元……	115,250	5.8	222,000	7.4	
	2……	114,250	5.7	220,000	7.3	
	3～5……	113,750	5.7	208,250	6.9	
	6……	91,000	4.6	166,600	5.6	
	7……	92,012	4.6	172,337	5.7	
	8……	91,375	4.6	171,700	5.7	
	9……	107,500	5.4	202,000	6.7	
	10……	52,500	2.6	147,000	4.9	
	11……	87,875	4.4	165,050	5.5	
	12～17…	80,525	4.0	154,025	5.1	
	18……	89,513	4.5	171,263	5.7	
	19～22…	98,500	4.9	188,500	6.3	
夫 婦 の み	所 得 税	昭和25……	1,003,150	50.2	1,553,150	51.8
		30……	779,250	39.0	1,320,350	44.0
		40……	331,870	16.6	678,280	22.6
		50……	63,600	3.2	147,400	4.9
		60……	45,675	2.3	120,300	4.0
		63……	27,000	1.4	90,000	3.0
		平成元～5…	4,500	0.2	67,500	2.3
		6……	3,600	0.2	54,000	1.8
		7・8……	—	—	48,450	1.6
		9……	—	—	57,000	1.9
		10……	—	—	—	—
		11……	—	—	45,600	1.5
		12～15…	—	—	38,400	1.3
		16・17…	20,800	1.0	68,800	2.3
		18……	23,400	1.2	77,400	2.6
		19～22…	13,000	0.7	43,000	1.4

累 年 比 較 (給与所得者)

(單位 円, %)

400 万 円		500 万 円		700 万 円		1,000 万 円		番 号
税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	
2,109,750	52.7	2,659,750	53.2	3,759,750	53.7	5,409,750	54.1	1
1,937,250	48.4	2,537,250	50.7	3,830,500	54.7	5,780,500	57.8	2
1,121,040	28.0	1,550,440	31.0	2,495,500	35.7	3,995,500	40.0	3
307,200	7.7	449,400	9.0	831,600	11.9	1,623,600	16.2	4
264,650	6.6	388,750	7.8	749,750	10.7	1,466,000	14.7	5
209,500	5.2	282,500	5.7	597,000	8.5	1,237,500	12.4	6
207,500	5.2	280,500	5.6	593,000	8.5	1,231,500	12.3	7
166,000	4.2	224,400	4.5	474,400	6.8	985,200	9.9	8
170,000	4.3	232,050	4.6	486,000	6.9	1,014,000	10.1	9
200,000	5.0	273,000	5.5	536,000	7.7	1,064,000	10.6	10
162,000	4.1	235,000	4.7	498,000	7.1	1,026,000	10.3	11
160,000	4.0	218,400	4.4	428,800	6.1	851,200	8.5	12
150,400	3.8	206,400	4.1	379,200	5.4	772,800	7.7	13
169,200	4.2	232,200	4.6	426,600	6.1	869,400	8.7	14
94,000	2.4	160,500	3.2	376,500	5.4	868,500	8.7	15
2,630,220	65.8	3,324,220	66.5	4,729,747	67.6	6,838,747	68.4	16
2,292,210	57.3	3,000,210	60.0	4,526,447	64.7	6,827,447	68.3	17
1,476,452	36.9	2,031,760	40.6	3,247,300	46.4	5,167,300	51.7	18
525,800	13.1	765,200	15.3	1,371,900	19.6	2,546,600	25.5	19
438,800	11.0	650,150	13.0	1,218,900	17.4	2,293,300	22.9	20
373,000	9.3	524,500	10.5	1,038,200	14.8	2,047,000	20.5	21
362,000	9.1	508,000	10.2	986,500	14.1	1,997,750	20.0	22
360,000	9.0	506,000	10.1	984,500	14.1	1,994,750	19.9	23
339,000	8.5	485,000	9.7	963,500	13.8	1,948,250	19.5	24
271,200	6.8	388,000	7.8	770,800	11.0	1,558,600	15.6	25
263,075	6.6	394,550	7.9	814,500	11.6	1,612,750	16.1	26
259,250	6.5	390,050	7.8	804,000	11.5	1,597,000	16.0	27
305,000	7.6	451,000	9.0	874,000	12.5	1,667,000	16.7	28
250,000	6.3	396,000	7.9	819,000	11.7	1,612,000	16.1	29
249,250	6.2	369,700	7.4	726,800	10.4	1,413,800	14.1	30
232,425	5.8	344,950	6.9	646,200	9.2	1,285,800	12.9	31
258,463	6.5	382,975	7.7	713,600	10.2	1,402,400	14.0	32
284,500	7.1	421,000	8.4	781,000	11.2	1,519,000	15.2	33
2,103,150	52.6	2,653,150	53.1	3,753,150	53.6	5,403,150	54.0	34
1,913,250	47.8	2,513,250	50.3	3,804,500	54.4	5,754,500	57.5	35
1,074,040	26.9	1,497,525	30.0	2,436,750	34.8	3,936,750	39.4	36
265,600	6.6	398,400	8.0	769,200	11.0	1,535,200	15.4	37
215,600	5.4	332,650	6.7	667,250	9.5	1,367,000	13.7	38
160,000	4.0	233,000	4.7	498,000	7.1	1,089,000	10.9	39
137,500	3.4	210,500	4.2	453,000	6.5	1,021,500	10.2	40
110,000	2.8	168,400	3.4	362,400	5.2	817,200	8.2	41
105,400	2.6	167,450	3.3	334,000	4.8	862,000	8.6	42
124,000	3.1	197,000	3.9	384,000	5.5	912,000	9.1	43
67,000	1.7	140,000	2.8	327,000	4.7	855,000	8.6	44
99,200	2.5	157,600	3.2	307,200	4.4	729,600	7.3	45
89,600	2.2	145,600	2.9	260,800	3.7	651,200	6.5	46
120,000	3.0	176,000	3.5	318,400	4.5	712,000	7.1	47
135,000	3.4	198,000	4.0	358,200	5.1	801,000	8.0	48
75,000	1.9	122,500	2.5	300,500	4.3	792,500	7.9	49

13. 所得税負担額の

区 分	年 次	番 号	給与年額200万円		300 万 円		
			税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	
夫 婦 の み (統)	(付) 個人住民税を 加えた場合	昭和25……	1	1,235,768	61.8	1,929,296	64.3
		30……	2	925,203	46.3	1,563,887	52.1
		40……	3	447,014	22.4	906,564	30.2
		50……	4	108,500	5.4	251,400	8.4
		60……	5	74,675	3.7	194,750	6.5
		63……	6	46,750	2.3	149,750	5.0
		平成元……	7	24,250	1.2	118,750	4.0
		2……	8	14,250	0.7	108,750	3.6
		3～5…	9	12,750	0.6	107,250	3.6
		6……	10	10,200	0.5	85,800	2.9
		7……	11	4,462	0.2	79,687	2.7
		8……	12	3,825	0.2	79,050	2.6
		9……	13	4,500	0.2	93,000	3.1
		10……	14	—	—	10,500	0.4
		11……	15	3,825	0.2	76,200	2.5
		12～15…	16	1,275	0.1	65,175	2.2
		16……	17	22,075	1.1	95,575	3.2
		17……	18	36,100	1.8	109,600	3.7
		18……	19	40,050	2.0	121,800	4.1
		19～22…	20	44,000	2.2	134,000	4.5
夫 婦 子 2 人	所得税	昭和25……	21	989,950	49.5	1,539,950	51.3
		30……	22	754,250	37.7	1,292,850	43.1
		40……	23	303,370	15.2	641,245	21.4
		50……	24	11,000	0.6	82,800	2.8
		60……	25	—	—	42,525	1.4
		63……	26	—	—	24,000	0.8
		平成元～4…	27	—	—	—	—
		5……	28	—	—	—	—
		6……	29	—	—	—	—
		7・8……	30	—	—	—	—
		9……	31	—	—	—	—
		10……	32	—	—	—	—
		11……	33	—	—	—	—
		12～15…	34	—	—	—	—
		16・17…	35	—	—	—	—
		18……	36	—	—	—	—
		19～22…	37	—	—	—	—
		昭和25……	38	1,221,920	61.1	1,915,448	63.8
		30……	39	895,919	44.8	1,531,674	51.1
		40……	40	411,914	20.6	862,329	28.7
		50……	41	34,800	1.7	156,600	5.2
		60……	42	—	—	78,125	2.6
		63……	43	—	—	47,250	1.6
		平成元……	44	—	—	23,250	0.8
		2……	45	—	—	8,750	0.3
		3・4……	46	—	—	6,250	0.2
		5……	47	—	—	6,250	0.2
		6……	48	—	—	3,800	0.1
		7……	49	—	—	—	—
		8……	50	—	—	—	—
		9……	51	—	—	—	—
		10……	52	—	—	—	—
		11……	53	—	—	—	—
		12～15…	54	—	—	—	—
		16……	55	—	—	—	—
		17……	56	—	—	7,650	0.3
		18……	57	—	—	8,325	0.3
		19～22…	58	—	—	9,000	0.3

(注) 1. 昭和63年分の所得税については、「昭和63年分の所得税の臨時特例に関する法律」による減税を加味している。  
 2. 平成6年分の所得税については、「平成6年分の所得税の特別減税のための臨時措置法」による定率減税を加味している。個人住民税についても、定率減税を加味している。  
 3. 平成7年分の所得税については、「平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定率減税を加味している。個人住民税についても、定率減税を加味している。  
 4. 平成8年分の所得税については、「平成8年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定率減税を加味している。個人住民税についても、定率減税を加味している。  
 5. 平成10年分の所得税については、「平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定額減税を加味している。個人住民税についても、定額減税を加味している。  
 6. 平成11年分から平成18年分までの所得税については、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」による減税を加味している。個人住民税についても、減税を加味している。  
 7. 平成18年分の所得税及び平成18年度分の個人住民税については、定率減税縮減後の数値である。  
 8. 平成19年分以降の所得税及び平成19年度分以降の個人住民税については、定率減税の廃止及び税源移譲後の数値である。  
 9. 子ども手当の創設とあいまって扶養控除(年少)を廃止。高校の実質無償化に伴い、16～18歳の者に係る特定扶養控除の上乗せ部分を廃止(平成23年分以後の所得税について適用)。



累 年 比 較 (給与所得者) (続)

(単位 円, %)

400 万円		500 万円		700 万円		1,000 万円		番 号
税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	
2,623,296	65.6	3,317,296	66.3	4,722,822	67.5	6,831,823	68.3	1
2,264,019	56.6	2,972,019	59.4	4,495,907	64.2	6,796,907	68.0	2
1,421,052	35.5	1,969,785	39.4	3,178,750	45.4	5,098,750	51.0	3
462,000	11.6	691,400	13.8	1,284,800	18.4	2,431,600	24.3	4
361,150	9.0	562,850	11.3	1,102,600	15.8	2,157,900	21.6	5
281,500	7.0	427,500	8.6	888,800	12.7	1,839,700	18.4	6
250,000	6.3	396,000	7.9	804,500	11.5	1,724,750	17.2	7
230,000	5.8	376,000	7.5	784,500	11.2	1,694,750	16.9	8
212,250	5.3	353,000	7.1	761,500	10.9	1,645,250	16.5	9
169,800	4.2	282,400	5.6	609,200	8.7	1,316,200	13.2	10
166,387	4.2	266,475	5.3	596,500	8.5	1,388,500	13.9	11
164,475	4.1	262,650	5.3	586,000	8.4	1,378,000	13.8	12
193,500	4.8	309,000	6.2	656,000	9.4	1,448,000	14.5	13
111,000	2.8	226,500	4.5	573,500	8.2	1,365,500	13.7	14
158,275	4.0	252,800	5.1	539,200	7.7	1,225,600	12.3	15
143,575	3.6	229,325	4.6	465,650	6.7	1,098,200	11.0	16
173,975	4.3	259,725	5.2	523,250	7.5	1,159,000	11.6	17
188,000	4.7	286,500	5.7	552,400	7.9	1,192,000	11.9	18
209,000	5.2	318,250	6.4	612,200	8.7	1,301,000	13.0	19
230,000	5.8	350,000	7.0	672,000	9.6	1,410,000	14.1	20
2,089,950	52.2	2,639,950	52.8	3,739,950	53.4	5,389,950	53.9	21
1,883,250	47.1	2,483,250	49.7	3,772,000	53.9	5,722,000	57.2	22
1,036,040	25.9	1,454,775	29.1	2,389,250	34.1	3,889,250	38.9	23
186,600	4.7	305,600	6.1	644,400	9.2	1,368,000	13.7	24
125,100	3.1	225,400	4.5	522,450	7.5	1,169,000	11.7	25
94,000	2.4	167,000	3.3	366,000	5.2	894,000	8.9	26
57,500	1.4	130,500	2.6	296,500	4.2	821,000	8.2	27
52,500	1.3	125,500	2.5	291,500	4.2	811,000	8.1	28
42,000	1.1	100,400	2.0	233,200	3.3	648,800	6.5	29
28,050	0.7	90,100	1.8	226,100	3.2	680,000	6.8	30
33,000	0.8	106,000	2.1	266,000	3.8	730,000	7.3	31
-	-	6,000	0.1	166,000	2.4	625,000	6.3	32
10,400	0.3	68,800	1.4	196,800	2.8	552,000	5.5	33
8,800	0.2	64,800	1.3	180,000	2.6	489,600	4.9	34
39,200	1.0	95,200	1.9	210,400	3.0	550,400	5.5	35
44,100	1.1	107,100	2.1	236,700	3.4	619,200	6.2	36
24,500	0.6	59,500	1.2	165,500	2.4	590,500	5.9	37
2,609,448	65.2	3,303,448	66.1	4,708,975	67.3	6,817,975	68.2	38
2,228,878	55.7	2,936,878	58.7	4,457,838	63.7	6,758,838	67.6	39
1,375,852	34.4	1,919,235	38.4	3,122,850	44.6	5,042,850	50.4	40
345,600	8.6	557,800	11.2	1,115,800	15.9	2,216,800	22.2	41
215,750	5.4	394,050	7.9	890,200	12.7	1,887,100	18.9	42
163,550	4.1	305,500	6.1	689,600	9.9	1,566,300	15.7	43
115,750	2.9	260,000	5.2	592,000	8.5	1,440,250	14.4	44
101,250	2.5	231,000	4.6	563,000	8.0	1,396,750	14.0	45
98,750	2.5	208,250	4.2	538,000	7.7	1,344,250	13.4	46
93,750	2.3	203,250	4.1	533,000	7.6	1,334,250	13.3	47
73,800	1.8	161,400	3.2	424,000	6.1	1,063,800	10.6	48
57,587	1.4	150,662	3.0	414,600	5.9	1,132,500	11.3	49
55,675	1.4	148,750	3.0	404,100	5.8	1,122,000	11.2	50
65,500	1.6	175,000	3.5	464,000	6.6	1,192,000	11.9	51
-	-	32,500	0.7	321,500	4.6	1,044,500	10.4	52
37,175	0.9	126,600	2.5	363,400	5.2	972,000	9.7	53
29,625	0.7	115,375	2.3	318,550	4.6	858,600	8.6	54
60,025	1.5	145,775	2.9	348,950	5.0	919,400	9.2	55
74,050	1.9	159,800	3.2	377,000	5.4	952,400	9.5	56
82,025	2.1	177,400	3.5	418,000	6.0	1,041,200	10.4	57
90,000	2.3	195,000	3.9	459,000	6.6	1,130,000	11.3	58

(備考) 1. 昭和30年分以降は社会保険料控除を加味して計算しており、昭和60年分以降の社会保険料控除は、給与の取入金額の階級別に次のとおりの社会保険料を支払ったものとして算定した。

昭和60年分～平成11年分	500万円以下	1,000万円以下	1,000万円超
	7%	2% + 25万円	45万円
平成12年分～	900万円以下	1,500万円以下	1,500万円超
	10%	4% + 54万円	114万円

- 平成元年分以降の所得税及び平成2年度以降の個人住民税については、子2人のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算している。なお、平成11年分の所得税については、子2人のうち1人が特定扶養親族に該当し、1人が16歳未満であるものとして計算している。
- 税額は端数まで計算しているため、簡易税額表によって算定を行った場合と必ずしも一致しない。
- 個人住民税負担額は年度分であり、所得割のみである(均等割を含まない)。
- 個人住民税については、課税最低限を超える金額であっても、非課税限度額を超えなければ税額は発生しない。

## 14. 所得税負担額の

給与年額	区分	番号	日本						ア	
			所得税額		個人住民税額		合計		連邦所得税額	
			千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
100万円 (11,236ドル) (6,757ポンド) (7,519ユーロ)	単身者	1	—	—	—	—	—	—	17	(1.7)
	夫婦のみ	2	—	—	—	—	—	—	—	—
	夫婦子2人	3	—	—	—	—	—	—	—	—
200万円 (22,472ドル) (13,514ポンド) (15,038ユーロ)	単身者	4	32	(1.6)	67	(3.3)	99	(4.9)	138	(6.9)
	夫婦のみ	5	13	(0.7)	31	(1.6)	44	(2.2)	34	(1.7)
	夫婦子2人	6	—	—	—	—	—	—	—	—
300万円 (33,708ドル) (20,270ポンド) (22,556ユーロ)	単身者	7	62	(2.1)	127	(4.2)	189	(6.3)	288	(9.6)
	夫婦のみ	8	43	(1.4)	91	(3.0)	134	(4.5)	134	(4.5)
	夫婦子2人	9	—	—	9	(0.3)	9	(0.3)	—	—
500万円 (56,180ドル) (33,784ポンド) (37,594ユーロ)	単身者	10	161	(3.2)	261	(5.2)	421	(8.4)	702	(14.0)
	夫婦のみ	11	123	(2.5)	228	(4.6)	350	(7.0)	426	(8.5)
	夫婦子2人	12	60	(1.2)	136	(2.7)	195	(3.9)	239	(4.8)
700万円 (78,652ドル) (47,297ポンド) (52,632ユーロ)	単身者	13	377	(5.4)	405	(5.8)	781	(11.2)	1,202	(17.2)
	夫婦のみ	14	301	(4.3)	372	(5.3)	672	(9.6)	726	(10.4)
	夫婦子2人	15	166	(2.4)	294	(4.2)	459	(6.6)	539	(7.7)
1,000万円 (112,360ドル) (67,568ポンド) (75,188ユーロ)	単身者	16	869	(8.7)	651	(6.5)	1,519	(15.2)	1,980	(19.8)
	夫婦のみ	17	793	(7.9)	618	(6.2)	1,410	(14.1)	1,404	(14.0)
	夫婦子2人	18	591	(5.9)	540	(5.4)	1,130	(11.3)	1,166	(11.7)
1,500万円 (168,539ドル) (101,351ポンド) (112,782ユーロ)	単身者	19	2,104	(14.0)	1,106	(7.4)	3,209	(21.4)	3,284	(21.9)
	夫婦のみ	20	1,979	(13.2)	1,073	(7.2)	3,051	(20.3)	2,688	(17.9)
	夫婦子2人	21	1,645	(11.0)	995	(6.6)	2,640	(17.6)	2,506	(16.7)
2,000万円 (224,719ドル) (135,135ポンド) (150,376ユーロ)	単身者	22	3,671	(18.4)	1,581	(7.9)	5,252	(26.3)	4,738	(23.7)
	夫婦のみ	23	3,546	(17.7)	1,548	(7.7)	5,094	(25.5)	4,034	(20.2)
	夫婦子2人	24	3,213	(16.1)	1,470	(7.3)	4,682	(23.4)	3,855	(19.3)
3,000万円 (337,079ドル) (202,703ポンド) (225,564ユーロ)	単身者	25	7,316	(24.4)	2,531	(8.4)	9,847	(32.8)	7,779	(25.9)
	夫婦のみ	26	7,164	(23.9)	2,498	(8.3)	9,662	(32.2)	7,077	(23.6)
	夫婦子2人	27	6,760	(22.5)	2,420	(8.1)	9,180	(30.6)	6,867	(22.9)
5,000万円 (561,798ドル) (337,838ポンド) (375,940ユーロ)	単身者	28	14,916	(29.8)	4,431	(8.9)	19,347	(38.7)	14,097	(28.2)
	夫婦のみ	29	14,764	(29.5)	4,398	(8.8)	19,162	(38.3)	13,395	(26.8)
	夫婦子2人	30	14,360	(28.7)	4,320	(8.6)	18,680	(37.4)	13,173	(26.3)
1億円 (1,123,596ドル) (675,676ポンド) (751,880ユーロ)	単身者	31	33,916	(33.9)	9,181	(9.2)	43,097	(43.1)	30,027	(30.0)
	夫婦のみ	32	33,764	(33.8)	9,148	(9.1)	42,912	(42.9)	29,325	(29.3)
	夫婦子2人	33	33,360	(33.4)	9,070	(9.1)	42,430	(42.4)	29,103	(29.1)

- (備考) 1. 日本は社会保険料控除を適用し、子2人のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算した場合の税額及び負担割合である。社会保険料控除については「13. 所得税負担額の累年比較(給与所得者)」備考を参照のこと。  
 アメリカ、イギリスでは社会保険料控除は認められない。フランスについては社会保険料控除を適用した場合の税額及び負担割合、ドイツについては社会保険料を含めた一定の支出に対する概算控除をした後の税額及び負担割合を示してある。  
 2. 子ども手当の創設とあいまって扶養控除(年少)を廃止。高校の実質無償化に伴い、16~18歳の者に係る特定扶養控除の上乗せ部分を廃止(平成23年分以後の所得税について適用)。  
 3. ドイツの個人所得課税額は、所得税に連帯付加税(所得税額の5.5%)を加えた額。フランスの個人所得課税額は、一般社会税額等を加えた額。フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率で課されており、ここでは一般社会税等の額を機械的に算出した上で所得税額に加えている。  
 4. アメリカについては、勤労所得税額控除は一定額の非適格所得(配当、利子等)を有する者には適用されないという規定があることから、考慮していない。夫婦の場合は共同申告を想定。子2人のうち1人は17歳未満として計算している。また、州所得税は、ニューヨーク州を例にとつて

国際比較 (給与所得者)

メ		リ		カ		イギリス		ドイツ		フランス		番号
州所得税額		合計		所得税額		所得税額		所得税額		所得課税額		
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	
13	(1.3)	30	(3.0)	8	(0.8)	-	-	-	-	78	(7.8)	1
-	-	-	-	8	(0.8)	-	-	-	-	78	(7.8)	2
-	-	-	-	8	(0.8)	-	-	-	-	78	(7.8)	3
60	(3.0)	198	(9.9)	208	(10.4)	85	(4.3)	-	-	155	(7.8)	4
27	(1.3)	60	(3.0)	208	(10.4)	-	-	-	-	155	(7.8)	5
19	(1.0)	19	(1.0)	208	(10.4)	-	-	-	-	155	(7.8)	6
124	(4.1)	412	(13.7)	408	(13.6)	334	(11.1)	132	(4.4)	365	(12.2)	7
68	(2.3)	201	(6.7)	408	(13.6)	39	(1.3)	-	-	233	(7.8)	8
60	(2.0)	60	(2.0)	408	(13.6)	39	(1.3)	-	-	233	(7.8)	9
261	(5.2)	964	(19.3)	808	(16.2)	936	(18.7)	371	(7.4)	759	(15.2)	10
180	(3.6)	606	(12.1)	808	(16.2)	469	(9.4)	162	(3.2)	550	(11.0)	11
169	(3.4)	408	(8.2)	808	(16.2)	445	(8.9)	51	(1.0)	440	(8.8)	12
398	(5.7)	1,601	(22.9)	1,310	(18.7)	1,672	(23.9)	818	(11.7)	1,361	(19.4)	13
317	(4.5)	1,043	(14.9)	1,310	(18.7)	1,012	(14.5)	371	(5.3)	914	(13.1)	14
305	(4.4)	845	(12.1)	1,310	(18.7)	985	(14.1)	196	(2.8)	739	(10.6)	15
604	(6.0)	2,584	(25.8)	2,510	(25.1)	2,961	(29.6)	1,490	(14.9)	2,266	(22.7)	16
523	(5.2)	1,927	(19.3)	2,510	(25.1)	1,969	(19.7)	760	(7.6)	1,536	(15.4)	17
511	(5.1)	1,677	(16.8)	2,510	(25.1)	1,930	(19.3)	509	(5.1)	1,285	(12.9)	18
946	(6.3)	4,231	(28.2)	4,510	(30.1)	5,177	(34.5)	2,832	(18.9)	3,996	(26.6)	19
865	(5.8)	3,553	(23.7)	4,510	(30.1)	3,963	(26.4)	1,908	(12.7)	3,072	(20.5)	20
853	(5.7)	3,359	(22.4)	4,510	(30.1)	3,754	(25.0)	1,296	(8.6)	2,460	(16.4)	21
1,304	(6.5)	6,042	(30.2)	6,510	(32.5)	7,392	(40.0)	4,498	(22.5)	6,050	(30.2)	22
1,208	(6.0)	5,241	(26.2)	6,510	(32.5)	6,178	(30.9)	3,158	(15.8)	4,710	(23.5)	23
1,196	(6.0)	5,051	(25.3)	6,510	(32.5)	5,940	(30.0)	2,545	(12.7)	4,097	(20.5)	24
2,089	(7.0)	9,868	(32.9)	10,510	(35.0)	11,823	(39.4)	8,208	(27.4)	10,536	(35.1)	25
1,913	(6.4)	8,990	(30.0)	10,510	(35.0)	10,609	(35.4)	6,550	(21.8)	8,878	(29.6)	26
1,899	(6.3)	8,766	(29.2)	10,510	(35.0)	10,371	(34.6)	5,938	(19.8)	8,260	(27.6)	27
3,713	(7.4)	17,810	(35.6)	18,510	(37.0)	21,189	(42.4)	15,744	(31.5)	19,624	(39.2)	28
3,529	(7.1)	16,924	(33.8)	18,510	(37.0)	19,472	(38.9)	14,087	(28.2)	17,967	(35.9)	29
3,513	(7.0)	16,686	(33.4)	18,510	(37.0)	19,233	(38.5)	13,474	(26.9)	17,354	(34.7)	30
8,198	(8.2)	38,226	(38.2)	38,510	(38.6)	44,927	(44.9)	34,585	(34.6)	42,345	(42.3)	31
8,014	(8.0)	37,339	(37.3)	38,510	(38.6)	42,653	(42.7)	32,927	(32.9)	40,687	(40.7)	32
7,998	(8.0)	37,101	(37.1)	38,510	(38.6)	42,355	(42.4)	32,315	(32.3)	40,075	(40.1)	33

いる。地方政府によっては、連邦・州とは別に個人所得税が課される場合がある。

- イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、税額から控除されるのではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、個人所得課税負担額として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。(なお、仮にこれらを含めて計算した場合、イギリスの個人所得課税の負担額は、夫婦2人の場合、各々0円(給与収入100万円)、0円(同200万円)、0円(同300万円)、728千円(同500万円)、1,229千円(同700万円)、2,510千円(同1,000万円)、4,510千円(同1,500万円)、6,510千円(同2,000万円)、10,510千円(同3,000万円)、18,510千円(同5,000万円)、38,510千円(同1億円)、夫婦のみの場合、各々0円、0円、408千円、808千円、1,310千円、2,510千円、4,510千円、6,510千円、10,510千円、18,510千円、38,510千円及び単身の場合、0円、208千円、408千円、808千円、1,310千円、2,510千円、4,510千円、6,510千円、10,510千円、18,510千円、38,510千円、となる。)
- 諸外国は平成22年1月現在の税法に基づいている。邦貨換算には、次の換算率を用いた。  
1ドル=89円、1ポンド=148円、1ユーロ=133円

## 15. 所得 税 課 税 最 低 限 の 累 年 比 較 (給 与 所 得 者)

(付 個 人 住 民 税 課 税 最 低 限)

区 分	所 得 税 (初 年 分)				所 得 税 (平 年 分)				(付) 個 人 住 民 税			
	単 身 者	夫 婦 の み	夫 婦 子 1 人	夫 婦 子 2 人	単 身 者	夫 婦 の み	夫 婦 子 1 人	夫 婦 子 2 人	単 身 者	夫 婦 の み	夫 婦 子 1 人	夫 婦 子 2 人
昭 和 9~11 年 …	円	円	円	円								
16 ……	1,500	1,500	1,625	1,750								
	720	920	1,120	1,320								
25 ……	千 円	千 円	千 円	千 円					前 年 の 所 得 税 (初 年 分) に 同 じ			
	29	43	57	71								
30 ……	93	143	174	205	千 円	千 円	千 円	千 円				
35 ……	118	210	250	289	100	150	181	212				
					118	210	250	289				
40 ……	196	351	413	474	202	360	425	491	千 円	千 円	千 円	千 円
45 ……	344	580	728	880	347	587	741	900	136	228	268	307
48 ……	439	710	916	1,121	451	725	937	1,149	281	427	534	640
49 ……	705	950	1,181	1,507	778	1,031	1,039	1,707	353	552	706	865
50 ……	800	1,073	1,418	1,830					403	643	829	1,016
55 ……	831	1,136	1,569	2,015					661	860	1,039	1,218
56 ……	831	1,136	1,569	2,015					757	989	1,221	1,584
									(770)	(1,040)	(1,350)	(1,757)
57・58 ……	831	1,136	1,569	2,015					757	989	1,221	1,584
									(770)	(1,130)	(1,500)	(1,885)
59 ……	967	1,322	1,833	2,357					817	1,096	1,471	1,888
									(790)	(1,170)	(1,585)	(2,000)
60 ……	967	1,322	1,833	2,357					892	1,172	1,471	1,912
									(860)	(1,240)	(1,600)	(2,021)
平 成 元 ……	1,075	1,928	2,484	3,198					913	1,365	1,817	2,261
									(890)	(1,300)	(1,735)	(2,192)
2 ……	1,075	1,928	2,484	3,198					1,021	1,690	2,166	2,722
									(990)	(1,420)	(1,821)	(2,307)
3 ……	1,075	1,928	2,484	3,198	所 得 税 (初 年 分) と 同 じ				1,032	1,738	2,230	2,801
									(990)	(1,480)	(1,907)	(2,392)
4 ……	1,075	1,928	2,484	3,198					1,032	1,738	2,230	2,801
									(990)	(1,520)	(1,964)	(2,450)
5 ……	1,075	1,928	2,484	3,277					1,032	1,738	2,230	2,801
									(990)	(1,580)	(2,050)	(2,535)
6 ……	1,075	1,928	2,484	3,277					1,032	1,738	2,230	2,849
									(990)	(1,633)	(2,121)	(2,607)
7 ……	1,107	2,095	2,698	3,539					1,053	1,833	2,357	3,007
									(990)	(1,633)	(2,121)	(2,607)
8・9 ……	1,107	2,095	2,698	3,539					1,053	1,857	2,380	3,031
									(990)	(1,633)	(2,142)	(2,628)
10 ……	1,107	2,095	2,698	3,616					1,053	1,857	2,380	3,031
									(1,000)	(1,666)	(2,185)	(2,685)
11 ……	1,107	2,095	2,857	3,821					1,053	1,857	2,380	3,063
									(1,000)	(1,683)	(2,200)	(2,700)
12・13 ……	1,144	2,200	2,833	3,842					1,088	1,950	2,500	3,250
									(1,000)	(1,700)	(2,214)	(2,714)
14・15 ……	1,144	2,200	2,833	3,842					1,088	1,950	2,500	3,250
									(1,000)	(1,766)	(2,271)	(2,771)
16 ……	1,144	1,566	2,200	3,250					1,088	1,950	2,500	3,250
									(1,000)	(1,750)	(2,257)	(2,757)
17 ……	1,144	1,566	2,200	3,250					1,088	1,455	1,950	2,700
									(1,000)	(1,750)	(2,257)	(2,757)
18~22 ……	1,144	1,566	2,200	3,250					1,088	1,455	1,950	2,700
									(1,000)	(1,700)	(2,214)	(2,714)

(備考) 1. 昭和9~11年については、扶養親族に年齢制限があるため、配偶者は控除を受けられないものとして計算した。

昭和40年については、夫婦子1人、子2人の場合の子供は13歳未満として計算した。

昭和58年については、「昭和58年分の所得税の臨時特例等に関する法律」を加味していない。

平成元年分以降の所得税及び平成2年度以降の個人住民税については、夫婦子2人の場合の子供は1人を特定扶養親族に該当するものとして計算した。なお、平成11年の所得税については、夫婦子1人の場合の子供は16歳未満として計算し、夫婦子2人の場合の子供は1人を特定扶養親族に該当するものとし、1人を16歳未満であるものとして計算した。

2. 昭和40~49年については、改正初年分の人的控除の引上げ幅が平年分の4分の3に圧縮されていた。

3. 社会保険料控除については、「13. 所得税負担額の累年比較 (給与所得者)」の備考を参照のこと。なお、昭和25年以前は社会保険料を加味していない。

4. 個人住民税については、昭和40年度は道府県民税と市町村民税の課税最低限が異なるので、市町村民税の課税最低限を記載した。また、昭和56年からの( ) 書は非課税限度額である。昭和59年度は「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」による減税を適用した後のものである。

5. 子ども手当の創設とあいまって扶養控除(年少)を廃止。高校の実質無償化に伴い、16~18歳の者に係る特定扶養控除の上乗せ部分を廃止(平成23年分以後の所得税について適用)。

16. 所得税課税最低限の国際比較（給与所得者）

区分	日本		アメリカ		イギリス	ドイツ	フランス
	所得税	個人住民税	連邦所得税	州所得税			
単身者	千円 1,144	千円 1,088	ドル 9,350 (832千円)	ドル 7,500 (667千円)	ポンド 6,475 (958千円)	ユーロ 10,673 (1,420千円)	ユーロ 18,602 (2,474千円)
夫婦のみ	1,566	1,455	18,700 (1,664千円)	15,000 (1,335千円)	6,475 (958千円)	20,252 (2,694千円)	24,603 (3,272千円)
夫婦子1人	2,200	1,950	32,350 (2,879千円)	16,000 (1,424千円)	6,475 (958千円)	20,252 (2,694千円)	29,210 (3,885千円)
夫婦子2人	3,250	2,700	36,000 (3,204千円)	17,000 (1,513千円)	6,475 (958千円)	20,252 (2,694千円)	32,530 (4,327千円)
(参考) 1人当たり 国民所得	2,753千円		37,490 (3,337千円)		17,911 (2,651千円)	21,464 (2,855千円)	22,737 (3,024千円)

(備考) 1. 諸外国は平成22年1月現在の税法に基づいている。邦貨換算レートは、1ドル=89円、1ポンド=148円、1ユーロ=133円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成21年11月中における実勢相場の平均値）。

2. 日本及びフランスは社会保険料控除を適用した場合の課税最低限である。アメリカ及びイギリスでは社会保険料控除は認められない。またドイツについては、社会保険料を含めた一定の支出に対する概算控除を適用した場合の課税最低限である。

3. 日本については、夫婦子2人の場合の子供は1人を特定扶養親族に該当するものとして計算した。

4. 子ども手当の創設とあわせて扶養控除（年少）を廃止。高校の実質無償化に伴い、16～18歳の者に係る特定扶養控除の上乗せ部分を廃止（平成23年分以後の所得税について適用）。

5. アメリカについては、夫婦共同申告の場合で、夫婦子1人の場合はその子供を、夫婦子2人の場合はうち1人を17歳未満として計算した。また、州所得税はニューヨーク州を例にとった。地方政府によっては、連邦・州とは別に個人所得税が課される場合がある。

6. 本資料における所得税の課税最低限とは、所得税の納税額が実際に発生する所得水準を指し、統一的な国際比較を行う観点から、諸外国の税法に規定されている様々な所得控除や税額控除のうち、一定の家族構成や所得を前提として実際の税額計算において一般的に適用されるもののみを考慮して、課税最低限の額を計算している。従って、イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、実際の税額計算において控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、課税最低限の国際比較を行う際には、これらを含めずに計算している。（なお、仮にこれらを含めて計算した場合、イギリスの所得税の課税最低限は、334.5万円（夫婦子2人）、278.5万円（夫婦子1人）、208.8万円（夫婦のみ）、162.1万円（単身）となる。）

7. 1人当たり国民所得については、「2. 1人当り国民所得及び租税負担額の国際比較」参照。

17. 給与所得者数、納税者数の累年比較

(単位 千人、%)

区分	給与所得者			納税者			納税者割合		
	1年勤続	1年未満勤続	計	1年勤続	1年未満勤続	計	1年勤続	1年未満勤続	計
平成11年度	44,984	7,666	52,650	38,780	4,014	42,795	86.2	52.4	81.3
12	44,939	7,753	52,692	38,872	3,907	42,779	86.5	50.4	81.2
13	45,097	7,861	52,957	38,820	3,970	42,790	86.1	50.5	80.8
14	44,724	7,888	52,612	38,079	4,099	42,178	85.1	52.0	80.2
15	44,661	7,880	52,541	37,667	4,044	41,711	84.3	51.3	79.4
16	44,530	7,937	52,467	38,078	3,991	42,068	85.5	50.3	80.2
17	44,936	7,913	52,849	38,525	4,030	42,555	85.7	50.9	80.5
18	44,845	8,184	53,029	38,288	4,382	42,670	85.4	53.5	80.5
19	45,425	7,902	53,326	38,806	4,107	42,913	85.4	52.0	80.5
20	45,873	8,877	54,750	38,365	4,502	42,867	83.6	50.7	78.3

(備考) 国税庁「民間給与実態統計調査」による。

18. 給与所得者数、給与額、税額の累年比較

(1年を通じて勤務した給与所得者)

区分	給与所得者数	給料・手当		賞与		給与総額		税額		
		総額	平均	総額	平均	総額	平均	総額	平均	
平成11年度	千人	億円	千円	億円	千円	億円	千円	億円	千円	
12	44,984	1,708,268	3,798	366,920	816	2,075,188	4,613	90,528	201	
13	44,939	1,709,148	3,803	362,446	807	2,071,594	4,610	91,754	204	
14	45,097	1,697,950	3,765	349,452	775	2,047,402	4,540	88,940	197	
15	44,724	1,678,258	3,752	324,332	725	2,002,590	4,478	85,539	191	
16	44,661	1,669,383	3,738	313,256	701	1,982,639	4,439	84,649	190	
17	44,530	1,648,004	3,701	306,107	687	1,954,110	4,388	87,988	198	
18	44,936	1,659,915	3,694	302,864	674	1,962,779	4,368	89,630	199	
19	44,845	1,648,714	3,676	301,439	672	1,950,153	4,349	98,225	221	
20	45,425	1,673,771	3,685	312,125	687	1,985,896	4,372	87,575	193	
20	男	27,818	1,248,954	4,490	232,387	835	1,481,341	5,325		
	女	18,055	425,305	2,356	64,025	355	489,330	2,710		
	計	45,873	1,674,259	3,650	296,412	646	1,970,670	4,296	85,551	186

(備考) 国税庁「民間給与実態統計調査」による。

19. 所得税の控除

区分	平成14年	15	16	17
給与所得控除	180万円までの金額 40% 360万円までの金額 30% 660万円までの金額 20% 1,000万円までの金額 10% 1,000万円を超える金額 5% 最低控除額 650,000円	同 左	同 左	同 左
給与支出の特除	給与所得の金額の計算上、特定支出の額が給与所得控除を超える場合には、申告により、その超える部分を控除することができる。	同 左	同 左	同 左
専(青色)従事者特別控除	青色事業専従者給与 青色事業専従者給与額のうち、労務の提供の程度等からみて労務の対価として相当であると認められる金額  白色事業専従者控除 500,000円 配偶者の場合 860,000円 $\left( \frac{\text{最高限度事業所得等の金額}}{1 + \text{事業専従者の数}} \right)$  青色申告特別控除 ① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 55万円  ② 簡易な簿記の方法により記録している者で賃借対照表を併せて添付した者(平成14年分まで) 45万円  (注) (14年度改正) 17年分まで延長  ③ ①、②以外の青色申告者 10万円	青色事業専従者給与 同 左  白色事業専従者控除 同 左 配偶者の場合 同 左 ( 同 左 )  青色申告特別控除 同 左	青色事業専従者給与 同 左  白色事業専従者控除 同 左 配偶者の場合 同 左 ( 同 左 )  青色申告特別控除 同 左  (注) (16年度改正) 簡易な簿記の方法により記録している者に係る経過措置を廃止(平成16年分まで適用)	青色事業専従者給与 同 左  白色事業専従者控除 同 左 配偶者の場合 同 左 ( 同 左 )  青色申告特別控除 同 左 ① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 65万円  ② ①以外の青色申告者 10万円
公的年金等控除	定額控除と定率控除の合計額 定額控除 1,000,000円 (65歳未満の者 500,000円) 定率控除 定額控除後の年金収入に対し、 360万円までの金額 25% 720万円までの金額 15% 720万円を超える金額 5%  最低控除額 1,400,000円 (65歳未満の者 700,000円)	同 左	同 左	定額控除と定率控除の合計額 定額控除 500,000円 定率控除 定額控除後の年金収入に対し、 360万円までの金額 25% 720万円までの金額 15% 720万円を超える金額 5%  最低控除額 700,000円 (65歳以上の者 1,200,000円)
所得控除	基礎控除 380,000円	同 左	同 左	同 左
配偶者控除	380,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配偶者 480,000円 同居している特別障害者である控除対象配偶者 730,000円 同居している特別障害者である老人控除対象配偶者 830,000円 $\left( \text{控除対象配偶者の所得要件合計所得金額が38万円以下であること} \right)$	同 左	同 左	同 左

及 び 税 率 の 推 移

18	19	20	21	22
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
青色事業専従者給与 同 左	青色事業専従者給与 同 左	青色事業専従者給与 同 左	青色事業専従者給与 同 左	青色事業専従者給与 同 左
白色事業専従者控除 同 左 配偶者の場合 同 左 ( 同 左 )	白色事業専従者控除 同 左 配偶者の場合 同 左 ( 同 左 )	白色事業専従者控除 同 左 配偶者の場合 同 左 ( 同 左 )	白色事業専従者控除 同 左 配偶者の場合 同 左 ( 同 左 )	白色事業専従者控除 同 左 配偶者の場合 同 左 ( 同 左 )
青色申告特別控除 同 左	青色申告特別控除 同 左	青色申告特別控除 同 左	青色申告特別控除 同 左	青色申告特別控除 同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

19. 所得税の控除

区分	平成14年	15	16	17
所得控除	最高 380,000円 合計所得金額1,000万円以下の者について適用する。 配偶者に所得がある場合の控除額の調整 ① 控除対象配偶者の場合 配偶者の所得 控除額 ～ 5万円未満 38万円 5～10 “ 33 “ 10～15 “ 28 “ 15～20 “ 23 “ 20～25 “ 18 “ 25～30 “ 13 “ 30～35 “ 8 “ 35～38 “ 3 “ 38万円 0 ② 控除対象配偶者以外の配偶者の場合 配偶者の所得 控除額 38～40万円未満 38万円 40～45 “ 36 “ 45～50 “ 31 “ 50～55 “ 26 “ 55～60 “ 21 “ 60～65 “ 16 “ 65～70 “ 11 “ 70～75 “ 6 “ 75～76 “ 3 “ 76万円以上 0	同 左	最高 380,000円 合計所得金額1,000万円以下の者について適用する。 控除対象配偶者以外の配偶者の所得金額に応じて以下のように控除額を調整 配偶者の所得 控除額 38～40万円未満 38万円 40～45 “ 36 “ 45～50 “ 31 “ 50～55 “ 26 “ 55～60 “ 21 “ 60～65 “ 16 “ 65～70 “ 11 “ 70～75 “ 6 “ 75～76 “ 3 “ 76万円以上 0 “ (注) (15年度改正) 控除対象配偶者について配偶者控除に上乘せして適用される部分を廃止	同 左
	扶養控除 380,000円 うち、特定扶養親族 (年齢16歳以上23歳未満) 630,000円 うち、老人扶養親族 (年齢70歳以上) 480,000円 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 580,000円 同居している特別障害者である扶養親族 730,000円 同居している特別障害者である特定扶養親族 980,000円 同居している特別障害者である老人扶養親族 830,000円 同居している特別障害者である同居老親等 930,000円 (扶養親族の所得要件 控除対象配偶者の場合と同様)	同 左	同 左	同 左
障害者、勤労者、学生、寡婦(寡夫)控除	控除額 270,000円 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 400,000円 老年者控除は、 500,000円	控除額 同 左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 同 左 老年者控除は、 同 左	控除額 同 左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 同 左 老年者控除は、 同 左 (注) (16年度改正) 老年者控除は、平成16年分をもって廃止	控除額 同 左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 同 左



及 び 税 率 の 推 移 (続)

18	19	20	21	22
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左 (注) (22年度改正) 控除対象扶養親族 (年齢16歳以上) 380,000円 うち、特定扶養親族 (年齢19歳以上23歳未満) 630,000円 うち、老人扶養親族 (年齢70歳以上) 480,000円 ただし、老人扶養親族の うち、同居している老親 等 580,000円 (平成23年分から適用)
控除額 同 左 障害者のうち、特別障害 者に該当する場合は、 同 左	控除額 同 左 障害者のうち、特別障害 者に該当する場合は、 同 左	控除額 同 左 障害者のうち、特別障害 者に該当する場合は、 同 左	控除額 同 左 障害者のうち、特別障害 者に該当する場合は、 同 左	控除額 同 左 障害者のうち、特別障害 者に該当する場合は、 同 左 (注) (22年度改正) 控除額 同 左 障害者のうち、特別障 害者に該当する場合は、 同 左 扶養親族又は控除対象 配偶者が同居の特別障害 者である場合は、 750,000円 (平成23年分から適用)

## 19. 所得税の控除

区分	平成14年	15	16	17
所得控除(続)	<p>寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、 350,000円</p> <p>(所得要件等)</p> <p>(1) 障害者 所得要件なし</p> <p>(2) 老年者 その年12月31日において65歳以上で合計所得金額が1,000万円以下の者</p> <p>(3) 寡婦(寡夫)</p> <p>④ 寡婦…扶養親族を有する寡婦か、扶養親族を有しない未亡人で合計所得金額が500万円以下の者(老年者に該当する者を除く。)</p> <p>(注) 扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の場合、8万円の特別加算</p> <p>⑤ 寡夫…扶養親族である子を有する寡夫で合計所得金額が500万円以下の者(老年者に該当する者を除く。)</p> <p>(4) 勤労学生 学生、生徒等のうち、その年の合計所得金額が65万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者</p>	<p>寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、 同左</p> <p>(所得要件等)</p> <p>(1) 障害者 同左</p> <p>(2) 老年者 同左</p> <p>(3) 寡婦(寡夫) 同左</p> <p>(4) 勤労学生 同左</p>	<p>寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、 同左</p> <p>(所得要件等)</p> <p>(1) 障害者 同左</p> <p>(2) 老年者 同左</p> <p>(3) 寡婦(寡夫) 同左</p> <p>(4) 勤労学生 同左</p>	<p>寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、 同左</p> <p>(所得要件等)</p> <p>(1) 障害者 同左</p> <p>(2) 寡婦(寡夫)</p> <p>④ 寡婦…扶養親族を有する寡婦か、扶養親族を有しない未亡人で合計所得金額が500万円以下の者 (注) 扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の場合、8万円の特別加算</p> <p>⑤ 寡夫…扶養親族である子を有する寡夫で合計所得金額が500万円以下の者</p> <p>(3) 勤労学生 同左</p>
	<p>(1) 雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産の災害等による損失額のうち、所得金額の10%を超える金額。ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額は、所得金額の10%相当額又は5万円のいずれか低い金額を超える金額</p> <p>(2) 医療費控除 医療費のうち、所得金額の5%相当額と10万円とのいずれか低い金額を超える部分の金額(最高200万円)</p> <p>(3) 生命保険料控除</p> <p>① 一般の生命保険料 支払保険料のうち、25,000円まで全額、25,000円を超え50,000円まで2分の1、50,000円を超え100,000円まで4分の1(最高50,000円)</p> <p>② 個人年金保険料 支払保険料のうち、25,000円まで全額、25,000円を超え50,000円まで2分の1、50,000円を超え100,000円まで4分の1(最高50,000円)</p>	<p>(1) 雑損控除 同左</p> <p>(2) 医療費控除 同左</p> <p>(3) 生命保険料控除 同左</p>	<p>(1) 雑損控除 同左</p> <p>(2) 医療費控除 同左</p> <p>(3) 生命保険料控除 同左</p>	<p>(1) 雑損控除 同左</p> <p>(2) 医療費控除 同左</p> <p>(3) 生命保険料控除 同左</p>



## 19. 所得税の控除

区分	平成14年	15	16	17
所得税の控除(続)	<p>(4) 損害保険料控除 家屋又は家財について支払った損害保険料、傷害保険料等</p> <p>① 長期契約のみの場合 10,000円まで全額、10,000円を超え20,000円まで2分の1(最高15,000円)</p> <p>② 短期契約のみの場合 2,000円まで全額、2,000円を超え4,000円まで2分の1(最高3,000円)</p> <p>③ 長期契約と短期契約とがある場合 ①+②(最高15,000円)</p> <p>(5) 社会保険料控除 支払額の全額</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 次の掛金の支払額の全額</p> <p>① 小規模企業共済契約に係る掛金</p> <p>② 確定拠出年金の個人型年金加入者掛金</p> <p>③ 心身障害者扶養共済制度の掛金</p> <p>(7) 寄附金控除</p> <p>① 国又は地方公共団体に対する寄附金</p> <p>② 指定寄附金</p> <p>③ 特定公益増進法人に対する寄附金</p> <p>④ 認定NPO法人に対する寄附金</p> <p>⑤ 政治活動に関する寄附金(特定の政治献金)</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左</p> <p>(7) 寄附金控除 同左</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左</p> <p>(7) 寄附金控除 同左</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同左</p> <p>(5) 社会保険料控除 (注)(17年度改正) 国民年金保険料の納付証明書の添付等の義務付け</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左</p> <p>(7) 寄附金控除 ①~⑤(同左) について、寄附金の額(所得金額の30%を限度)のうち、1万円を超える部分の金額を所得控除する。</p>

及 び 税 率 の 推 移 (続)

18	19	20	21	22
(4) 損害保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 家屋又は家財について 支払った地震保険料等 (最高50,000円) (注)平成18年末までに締 結した一定の長期損害 保険契約については従 前どおりの控除額が適 用。(地震保険料控除 と合わせて最高50,000 円)	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(ロ) 介護医療保険料 支払保険料のうち、 20,000円まで全額、 20,000円を超え40,000 円まで2分の1、 40,000円を超え80,000円 まで4分の1(最高 40,000円) (ハ) 個人年金保険料 支払保険料のうち、 20,000円まで全額、 20,000円を超え40,000円 まで2分の1、40,000 円を超え80,000円まで 4分の1(最高40,000 円) ⑤ 平成23年12月31日以 前に締結した保険契約 等(旧契約) 従前のとおり (平成24年分から適用)
(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左
(6) 小規模企業共済等掛金 控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛金 控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛金 控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛金 控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛金 控除 (注)(22年度改正) 小規模企業共済等掛金 の範囲に、個人事業の共 同経営者が支払った掛金 を追加。 (注)(22年度改正) 小規模企業共済等掛金 の範囲に、確定拠出年金 の企業型年金について個 人が拠出する企業型年金 加入者掛金(いわゆる マッチング拠出)を追加。
(7) 寄附金控除 ①～④(同左) について、寄附金の額 (所得金額の30%を限度) のうち、5千円を超える 部分の金額を所得控除す る。	(7) 寄附金控除 ①～④(同左) ⑤ 特定地域雇用等促進 法人に対する寄附金 について、寄附金の額(所 得金額の40%を限度)のう ち、5千円を超える部分の 金額を所得控除する。	(7) 寄附金控除 ①～④(同左) (注)(20年度改正) ① 特定地域雇用等促進法 人に対する寄附金につい ては、特定地域雇用等促 進法人が特定公益増進法 人となるため、⑤に含ま れる	(7) 寄附金控除 同 左	(7) 寄附金控除 (注)(22年度改正) ①～④同左) について、寄附金の額 (所得金額の40%を限度) のうち、2千円を超える部 分の金額を所得控除する。

区分		平成14年	15	16	17
所得控除(続)	その他の所得控除(続)	について、寄附金の額(所得金額の25%を限度)のうち、1万円を超える部分の金額を所得控除する。			
税	配当控除	<p>① 配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について10%、1,000万円を超える部分の金額について5%</p> <p>② 証券投資信託の収益の分配については5%(課税総所得金額が1,000万円を超えるときは、その超える部分については2.5%)</p> <p>[所法]</p> <p>ただし、公募証券投資信託の収益の分配、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の金銭の分配に係る配当所得、株式配当等につき源泉分離課税を選択した配当所得、少額配当の確定申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。[措法]</p> <p>(注)(14年度改正)</p> <p>配当控除の対象とならない配当所得の範囲に、外国株価指数に連動する特定株式投資信託の収益の分配を追加。[措法]</p>	<p>①、②については同左(注)(15年度改正)</p> <p>ただし、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、外国株価指数に連動する特定株式投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の金銭の分配に係る配当所得、確定申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。[措法]</p>	同左	同左
除(続)	外国税額控除	外国所得税(通常行われる取引と認められない一定の取引に係る外国所得税を除く。)を課せられた年分の所得税額のうち国外源泉所得に対応する金額を限度として税額控除する。一定額の範囲内で、過去3年以内の控除余裕枠は当年の控除枠に加え、過去3年以内の控除未済額は当年で控除できる。	同左	同左	同左 (注)(17年度改正) 外国所得税が減額された場合の調整措置を創設。
	住宅借入金等控除	(制度の基本的内容) 平成13年7月1日から平成15年12月31日までの間に、取得等をした新築住宅等を6ヵ月以内に居住の用に供した場合のその居住に係る借入金残高等を対象として次により算出した額を10年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。	(制度の基本的内容は左に同じ) (注)(15年度改正) 住宅ローン控除の適用を受けていた者が、勤務先から転勤命令などやむを得ない事由により平成15年4月1日以後住宅を居住の用に供しなくなった後、その住宅に再び居住した場合は、一定の要件の下、その再居住年以後住宅ローン控除の再適用を受けることができることとされた。	(適用期限の延長・制度の見直し) 新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6ヵ月以内に居住の用に供した場合のその居住に係る借入金残高等を対象として次により算出した額を10年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。	(制度の基本的内容は左に同じ) (注)(17年度改正) 適用対象となる既存住宅の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の既存住宅を追加

及 び 稅 率 の 推 移 (續)

18	19	20	21	22
		<p>② 公益社団法人と公益財団法人については、全て特定公益増進法人として取扱うこととされ、これらに対する寄附金は〇ハの対象となる</p> <p>③ 一定の特定新規中小企業者に投資した場合、投資額について、1,000万円を限度として、寄附金控除が適用される。</p>		
同 左	同 左	<p>同 左 (注) (20年度改正) 申告分離課税制度を選択した配当所得は、配当控除の対象とならない。〔措法〕 ※平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について適用</p>	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	<p>同 左 (注) (21年度改正) 外国税額控除の適用を受けた外国所得税が減額された場合の調整を、その適用を受けた年の翌年以後7年内の減額に限る。</p>	同 左

## 19. 所得税の控除

区分	平成14年	15	16	17
税額控除(続)	<p>・(年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分× 1%</p> <p>※最大控除額は50万円 (注)(14年度改正) 対象となる増改築等の範囲に、家屋について行う一定の地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替えを追加</p>		<p>㊦ 平成16年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1%</p> <p>㊧ 平成17年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から8年目まで1% ・9年目及び10年目まで0.5%</p> <p>㊨ 平成18年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 3,000万円以下の部分 ・1年目から7年目まで1% ・8年目から10年目まで0.5%</p> <p>㊩ 平成19年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 2,500万円以下の部分 ・1年目から6年目まで1% ・7年目から10年目まで0.5%</p> <p>㊪ 平成20年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 2,000万円以下の部分 ・1年目から6年目まで1% ・7年目から10年目まで0.5%。</p>	<p>(制度の基本的内容は左に同じ)</p> <p>(注)(17年度改正) 適用対象となる既存住宅の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の既存住宅を追加</p>



及 び 税 率 の 推 移 (続)

18	19	20	21	22
<p>(制度の基本的内容は左に同じ)</p>	<p>(制度の基本的内容は左に同じ)</p> <p>(注) (19年度改正)</p> <p>① 平成19年又は平成20年に居住の用に供した場合について、控除額の特例を創設。ただし、左の制度との選択適用とし、控除額は次のとおり。</p> <p>㊦ 平成19年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 2,500万円以下の部分 ・1年目から10年目まで0.6% ・11年目から15年目まで0.4%</p> <p>㊧ 平成20年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 2,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで0.6% ・11年目から15年目まで0.4%</p> <p>② バリアフリー改修工事等に係る控除額の特例を創設 一定の居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事等に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。ただし、この特例は、上記①又は下記③との選択適用とする。 (平成19年4月1日から20年12月31日居住分)</p> <p>④ 一定のバリアフリー改修工事にかかる工事費用から補助金等を控除した金額(200万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高…2%</p> <p>㊦ ④以外の住宅ローン等の残高…1%</p> <p>③ 対象となる増改築等の範囲に、大規模の修繕又は模様替等に至らない一定のバリアフリー改修工事を追加</p>	<p>(制度の基本的内容は左に同じ)</p> <p>(注) (20年度改正)</p> <p>① 省エネ改修工事に係る控除額の特例の創設 居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事等を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事等に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。ただし、この特例は、左記①又は下記②の制度との選択適用とする。(平成20年4月1日から同年12月31日居住分)</p> <p>④ 特定の省エネ改修工事に係る工事費用の額(200万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高…2%</p> <p>㊦ ④以外の住宅ローン等の残高…1%</p> <p>※ 特定の省エネ改修工事とは、省エネ改修工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当に上がるものをいう。</p> <p>② 対象となる増改築等の範囲に、大規模の修繕又は模様替等に至らない一定の省エネ改修工事を追加 (平成20年4月1日から同年12月31日居住分)</p>	<p>(21年度改正) (適用期限の延長・制度の見直し)</p> <p>新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6ヵ月以内に居住の用に供した場合のその居住に係る借入金残高等を対象として次により算出した額を10年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。</p> <p>① 一般の住宅</p> <p>㊦ 平成21・22年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1%</p> <p>㊧ 平成23年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1%</p> <p>㊨ 平成24年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 3,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1%</p> <p>㊩ 平成25年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 2,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1%</p> <p>② 認定長期優良住宅</p> <p>㊦ 平成21～23年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1.2%</p> <p>㊧ 平成24年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1%</p> <p>㊨ 平成25年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 3,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1%</p> <p>(注) 上記①②について、所得税から控除しきれない場合には、次のいずれか小さい額を個人住民税から控除することができる。</p> <p>④ 住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額</p>	<p>(制度の基本的内容は左に同じ)</p>

## 19. 所得税の控除

区分	平成14年	15	16	17
住宅借入金等に係る税額控除(続)				
政治献金税額控除	<p>個人の行う政治団体等に対する献金のうち、政党・政治資金団体(「政党等」という)に対する献金(特定寄附金と合わせて所得金額の25%を限度)については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。</p> <p>[控除額の計算]            税額控除額=(その年中に支出した政党等に対する献金の合計額-1万円)×30%            税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする。</p>	同 左	同 左 (適用期限の延長) 5年	<p>個人の行う政治団体等に対する献金のうち、政党等に対する献金(特定寄附金と合わせて所得金額の30%を限度)については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。 (平成17年分から適用)</p> <p>[控除額の計算] 同 左</p>
耐震改修税額控除				
除(続)	特定の改修工事をした場合の税額控除			

及 び 税 率 の 推 移 (続)

18	19	20	21	22
			<p>㊦ 住宅ローン控除前の所得税額(9.75万円を超えるときは9.75万円)</p> <p>③ バリアフリー改修及び省エネ改修工事に係る控除額の特例の適用期限を平成25年12月31日まで5年延長</p>	
<p>同 左</p> <p>[控除額の計算] 税額控除額=(その年中に支出した政党に対する献金の合計額-5千円)×30% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする。(平成18年分から適用)</p>	<p>個人が行う政治団体等に対する献金のうち、政党等に対する献金(特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度)については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。(平成19年分から適用)</p> <p>[控除額の計算] 税額控除額=(その年中に支出した政党に対する献金の合計額-5千円)×30% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする。</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左 (21年度改正) 適用期限を平成26年12月31日まで5年延長</p>	<p>(注)(22年度改正) 個人が行う政治団体等に対する献金のうち、政党等に対する献金(特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度)については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。(平成22年分から適用)</p> <p>[控除額の計算] 税額控除額=(その年中に支出した政党に対する献金の合計額-2千円)×30% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする。</p>
<p>地方公共団体の作成した一定の計画区域内において、昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修をした場合、耐震改修費用の10%相当額(最高20万円)を所得税額から控除する。 (平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間適用)</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左 ※(21年度改正) 次の措置を講じた上、適用期限を平成25年12月31日まで5年延長 ① 耐震改修計画について、補助対象が耐震診断のみの場合も含めるとともに、補助金の下限要件を撤廃 ㊦ 税額控除額を、実際の工事費用の額と標準的な工事費用相当額(200万円を限度)のいずれか少ない金額の10%相当額とする。</p>	<p>同 左</p>
			<p>(21年度改正) (1) バリアフリー改修税額控除の創設 一定の居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事に係る費用と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(200万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。ただし、住宅借入金等に係る税額控除の①及び③との選択適用とする。(平成21年4月1日から平成22年12月31日居住分)</p>	<p>同 左</p>

## 19. 所得税の控除

区分		平成14年	15	16	17
税額控除(統)	特定の改修工事をした場合の税額控除(統)				
	新築等を長期優良住宅の税額控除(統)				
	所得税額の特別控除(統)				
その他の控除等	<p>(1) 退職所得 勤続年数1年につき、勤続年数20年まで40万円、20年超70万円を乗じた金額(最低限度額80万円、障害者になったことにより退職する場合はさらに100万円加算)を収入金額から控除し、その控除後の金額の2分の1相当額を課税所得とし、分離課税</p> <p>(2) 山林所得 収入金額から植林費等の必要経費を控除した残額から50万円を控除し、5分5乗により分離課税</p>	<p>(1) 退職所得 同左</p> <p>(2) 山林所得 同左</p>	<p>(1) 退職所得 同左</p> <p>(2) 山林所得 同左</p>	<p>(1) 退職所得 同左</p> <p>(2) 山林所得 同左</p>	

及 び 税 率 の 推 移 (続)

18	19	20	21	22
			<p>(2) 省エネ改修税額控除の創設                      居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事に係る費用と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(200万円(太陽光発電装置を設置する場合は、300万円)を限度)の10%相当額を所得税額から控除する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。ただし、住宅借入金等に係る税額控除の①及び③との選択適用とする。                      (平成21年4月1日から平成22年12月31日居住分)</p>	同 左
			<p>(21年度改正)                      居住者が、認定長期優良住宅の新築等をして、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日(平成21年6月4日)から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合(新築等の日から6ヶ月以内に限る)には、その認定長期優良住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額(1,000万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除(翌年繰越可)する(年間所得3,000万円以下の年に限る)</p>	同 左
	<p>電子申告により平成19年分又は平成20年分の所得税の確定申告書を各年の翌年3月15日までに提出する際、併せて本人の電子署名と電子証明書とを送信した場合に5,000円(その年の所得税額を限度)を所得税額から控除する。</p>	同 左	<p>※(21年度改正)                      制度の基本的仕組みは左に同じ。                      (適用期限を平成22年分まで2年延長)</p>	同 左
(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左
(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左

## 19. 所得税の控除

区分		平成14年	15	16	17
その他 の 控 除 等 (続)	特別 控 除 等 (続)	(3) 譲渡所得 ① 総合課税 譲渡益から50万円を控除し、その残額のうち、長期譲渡所得に係る部分の金額の2分の1に相当する金額と短期譲渡所得に係る部分の金額との合計額を総所得金額に算入する。 ② ただし、土地・建物等に係る譲渡のうち一定のものについては、譲渡益から特別控除額(5,000万円特別控除等)を控除して課税する。	(3) 譲渡所得 ① 同左  ② 同左	(3) 譲渡所得 ① 同左  ② ただし、土地・建物等に係る譲渡のうち一定のものについては、譲渡益から特別控除額(5,000万円特別控除等)を控除して課税する。 (注)(16年度改正) 土地・建物等に係る100万円特別控除の廃止	(3) 譲渡所得 ① 同左  ② 同左
		(4) 一時所得 収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した金額から50万円を控除し、その残額の2分の1に相当する金額を総所得金額に算入する	(4) 一時所得 同左	(4) 一時所得 同左	(4) 一時所得 同左
税 率	一般 の 税 率	330万円以下の金額 10% 330万円を超える金額 20% 900 " 30% 1,800 " 37% (注) 平成11年から定率減税(20%、25万円限度)及び最高税率の特例が実施されている。	同左	同左	同左

及 び 税 率 の 推 移 (続)

18	19	20	21	22
(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左
② 同 左	② 同 左	② 同 左	② 同 左  (注) (21年度改正) 平成21年及び22年に取得した土地等の長期譲渡所得に係る1,000万円特別控除制度の創設	② 同 左
(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左
同 左  (注) 平成18年分の所得税については、定率減税を2分の1に縮減(10%、12万5千円限度)	195万円以下の金額 5% 195万円を超える金額10% 330 〃 20% 695 〃 23% 900 〃 33% 1,800 〃 40% (注) 平成19年分以後の所得税については、定率減税は廃止	同 左	同 左	同 左

## 19. (付表) 個人住民税の

区分	平成14年度	15	16	17
所得控除	基礎控除 330,000円	同 左	同 左	同 左
	配偶者控除 330,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配偶者 380,000円 同居している特別障害者である控除対象配偶者 560,000円 同居している特別障害者である老人控除対象配偶者 610,000円	同 左	同 左	同 左
	配偶者特別控除 最高 330,000円 合計所得金額1,000万円以下の者について適用する。配偶者に所得がある場合の控除額の調整 配偶者に所得がある場合には、次により調整を行う。 ① 控除対象配偶者の場合 所得金額が10万円未満 330,000円 所得金額が10万円以上 28万円からその控除対象配偶者の所得金額のうち10万円を超える部分の金額（5万円の整数倍の金額とし、5万円未満の端数は切り捨てる。）を減額 ② 控除対象配偶者以外の配偶者の場合 所得金額が45万円未満 330,000円 所得金額が45万円以上50万円未満 310,000円 所得金額が50万円以上75万円未満 26万円からその配偶者の所得金額のうち50万円を超える部分の金額（5万円の整数倍の金額とし、5万円未満の端数は切り捨てる。）を減額 所得金額が75万円以上76万円未満 30,000円 所得金額が76万円以上 0円	同 左	同 左	最高 330,000円 合計所得1,000万円以下の者について適用する。 控除対象配偶者以外の配偶者の所得金額に応じて以下のように控除額を調整 所得金額が45万円未満 330,000円 所得金額が45万円以上50万円未満 310,000円 所得金額が50万円以上75万円未満 26万円からその配偶者の所得金額のうち50万円を超える部分の金額（5万円の整数倍の金額とし、5万円未満の端数は切り捨てる。）を減額 所得金額が75万円以上76万円未満 30,000円 所得金額が76万円以上 0円 (注) (15年度改正) 控除対象配偶者について配偶者控除に上乗せして適用される部分を廃止
	扶養控除 扶養控除 330,000円 うち、特定扶養親族 (年齢16歳以上23歳未満) 450,000円 うち、老人扶養親族 (年齢70歳以上) 380,000円 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 450,000円 同居している特別障害者である扶養親族 560,000円 同居している特別障害者である特定扶養親族 680,000円 同居している特別障害者である老人扶養親族 610,000円 同居している特別障害者である同居老親等 680,000円	同 左	同 左	同 左
障害者、高齢者及び寡婦の控除 控除額 260,000円 障害者のうち、特別障害者に該当する場合 300,000円 高齢者控除 480,000円 寡婦のうち、特別加算に該当する場合 300,000円	同 左	同 左	同 左	



控 除 及 び 税 率

18	19	20	21	22
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左 (注) (22年度改正) 控除対象扶養親族 (年齢16歳以上) 330,000円 うち、特定扶養親族 (年齢19歳以上23歳未満) 450,000円 うち、老人扶養親族 (年齢70歳以上) 380,000円 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 450,000円 (平成24年度分から適用)
同 左 (注) (16年度改正) 老年者控除は廃止	同 左	同 左	同 左	同 左 (注) (22年度改正) 控除額 同左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、同左 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合は、 530,000円 (平成24年度分から適用)

## 19. (付表) 個人住民税の

区分	平成14年度	15	16	17
所得控除	<p>雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産についての災害等による損失額のうち、所得金額の10%を超える金額。 ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額は、所得金額の10%相当額又は5万円とのいずれか低い金額を超える金額</p> <p>医療費控除 医療費のうち、所得金額の5%相当額と10万円とのいずれか低い金額を超過する金額（最高200万円）</p> <p>生命保険料控除 ① 一般の生命保険料 支払保険料のうち、 15,000円まで全額、 15,000円を超え 40,000円まで2分の1、 40,000円を超え 70,000円まで4分の1 (最高35,000円) ② 個人年金保険料 支払保険料のうち、 15,000円まで全額、 15,000円を超え 40,000円まで2分の1、 40,000円を超え 70,000円まで4分の1 (最高35,000円)</p> <p>損害保険料控除 家屋又は家財について支払った損害保険料、傷害保険料、医療費用保険料金</p> <p>① 長期契約のみの場合 5,000円まで全額、5,000円を超え15,000円まで2分の1 (最高10,000円) ② 短期契約のみの場合 1,000円まで全額、1,000円を超え3,000円まで2分の1 (最高2,000円)</p>	同左	同左	同左

除(続)



## 19. (付表) 個人住民税の

区分		平成14年度	15	16	17
所得	その他所得控除(続)	㊦ 長期契約と短期契約とがある場合 ㊦+㊧(最高10,000円) 社会保険料控除 支払額の全額 小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済掛金(第1種共済契約に基づく掛金)及び心身障害者扶養共済制度の掛金の支払額の全額  寄附金控除 都道府県、市町村、特別区、都道府県共同募金会及び日本赤十字社に対する寄附金について、寄附金の額(所得金額の25%を限度)のうち、10万円を超える部分の金額			
専従者	控除	青色事業専従者給与 給与の支払を受けた額 (所得税と同じ) 白色事業専従者控除 500,000円 配偶者の場合 860,000円 青色申告特別控除 ① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 550,000円 ② 簡易な簿記の方法により記録している者で貸借対照表を併せて添付した者 450,000円 ③ ①、②以外の青色申告者 100,000円	同左	同左	同左
税額	配当控除	④ 配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について (道府県) 0.8% (市町村) 2.0% 1,000万円を超える部分の金額について (道府県) 0.4% (市町村) 1.0% ⑤ 証券投資信託の収益の分配については (道府県) 0.4% (市町村) 1.0% (課税総所得金額が1,000万円を超えるときは、その超える部分について道府県0.2%、市町村0.5%)	同左	④、⑤については、同左  ただし、公募証券投資信託の収益の分配、外国株価指数に連動する特定株式投資信託の収益の分配、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の金銭の分配に係る配当所得については配当控除の対象にならない。	④、⑤については、同左  ただし、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、外国株価指数に連動する特定株式投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の金銭の分配に係る配当所得、申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。

控 除 及 び 税 率 (続)

18	19	20	21	22
			<p>寄附金控除 (注) (20年度改正) 税額控除方式に改組。</p>	<p>小規模企業共済等掛金控除 (注) (22年度改正) 小規模企業共済等掛金の 範囲に、個人事業の共同経 営者が支払った掛金を追加。 小規模企業共済等掛金の 範囲に、確定拠出年金の企 業型年金について個人が拠 出する企業型年金加入者掛 金 (いわゆるマッチング拠 出) を追加。</p>
<p>同 左</p> <p>青色申告特別控除 ① 事業所得又は不動産 所得を生ずべき事業を 営む青色申告者で、こ れらの所得に係る取引 を正規の簿記の原則に 従い記録している者 650,000円 ② ①以外の青色申告者 100,000円 (注) (16年度改正) 簡易な簿記の方法によ り記録している者に係る 経過措置を廃止</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>
<p>同 左</p>	<p>① 配当所得を上積とし、 配当所得以外の所得と合 わせた課税総所得金額が 1,000万円に達するまでの 配当所得の金額について (道府県) 1.2% (市町村) 1.6% 1,000万円を超える部分の 金額について (道府県) 0.6% (市町村) 0.8% ② 証券投資信託の収益の 分配については (道府県) 0.6% (市町村) 0.8% (課税総所得金額が1,000 万円を超える部分につい て道府県0.3%, 市町村 0.4%)</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>

## 19. (付表) 個人住民税の

区分	平成14年度	15	16	17
税 当 控 除 (統) 額	ただし、公募の証券投資信託の収益の分配にかかる配当所得、特定目的会社又は証券投資法人から支払を受ける配当に係る配当所得、株式配当等につき源泉分離課税を選択した配当所得、少額配当所得については配当控除の対象にならない。 また、公募証券投資信託の収益の分配、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の金銭の分配に係る配当所得、株式配当等につき源泉分離課税を選択した配当所得、少額配当所得については配当控除の対象にならない。			
控 除 (統) 寄 附 金 控 除				
税 所 得 割	道府県（標準税率） 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%  市町村（標準税率） 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 〃 10% (注) 平成11年度分から定率減税（15%、4万円限度）が実施されている。	同 左	同 左	同 左
率 等 割	道府県（標準税率） 1,000円 市町村（標準税率） 人口50万以上の市 3,000円 人口5万以上 50万 未滿の市 2,500円 その他の市町村 2,000円	同 左	道府県（標準税率） 同 左 市町村（標準税率） 3,000円	同 左

(備考) 1. 各年度の計数は適用年度に係るものである。

2. 個人住民税の課税標準は前年の所得について算定した所得金額であり、個人住民税における給与所得控除及び公的年金等控除については、前年分の所得税において適用されたものがそのまま適用される。

3. 所得割については、所得の金額が、本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計数に35万円（昭和56年度～昭和58年度27万円、昭和59年度及び昭和60年度29万円、昭和61年度～昭和63年度31万円、平成元年度32万円、平成2年度～平成9年度34万円）を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合

控 除 及 び 税 率 (続)

18	19	20	21	22
	<p>ただし書きについては同左</p>			
			<p>(注) (20年度改正)                      所得控除方式から改組                      ① 地方公共団体以外に対する寄附金                      イ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金                      ロ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金                      ハ 都道府県又は市町村が条例により指定した寄附金(国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く)                      について、寄附金の額(総所得金額等の30%を限度)のうち、5千円を超える部分の金額を税額控除する。                      ② 地方公共団体に対する寄附金                      イとロの合計額を税額控除(ロについては所得割額の10%を限度)する。                      イ (寄附金 - 5千円) × 10%                      ロ (寄附金 - 5千円) × (90% - 0 ~ 40% (寄附者に適用される所得税の限界税率))</p>	
<p>同左                      (注) (17年度改正)                      定率減税を2分の1に縮減(7.5%, 2万円限度)</p>	<p>道府県(標準税率) 一律4%                      市町村(標準税率) 一律6%                      (注) (18年度改正)                      定率減税を廃止                      所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置を講じる。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
<p>同左</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>

には32万円(昭和57年度~平成2年度9万円, 平成3年度15万円, 平成4年度19万円, 平成5年度25万円, 平成6年度~平成10年度30万円, 平成11年度31万円, 平成12年度32万円, 平成13年度~平成15年度36万円, 平成16年度及び平成17年度35万円)を加えた金額以下である者は非課税である。  
 4. 税源移譲に伴い、住宅ローン減税により控除される所得税額が減少する者(平成18年までに入居した者に限る。)については、平成20~28年度の個人住民税を減額する措置を講じる。

## 20. 申告所得税の課税

区分	番号	営業等所得者			農業所得者			その
		納税者数	所得金額	申告税額	納税者数	所得金額	申告税額	納税者数
		千人	億円	億円	千人	億円	億円	千人
平成11年度…	1	2,156	81,427	5,428	150	5,605	234	5,094
12……………	2	2,085	80,758	5,658	131	4,839	197	5,057
13……………	3	1,944	76,376	5,508	130	4,721	195	5,003
14……………	4	1,825	70,617	5,053	133	5,003	224	4,910
15……………	5	1,780	68,225	4,879	150	5,791	268	5,003
16……………	6	1,813	69,344	5,073	138	5,242	253	5,490
17……………	7	1,826	68,724	5,218	138	4,424	200	6,329
18……………	8	1,765	67,563	5,546	139	4,373	217	6,329
19……………	9	1,662	65,546	5,467	134	4,332	180	5,973

区分	番号	事業所得者			その他所得者			合
		納税者数	所得金額	申告税額	納税者数	所得金額	申告税額	納税者数
20……………	1	1,658	64,587	5,282	5,865	331,353	21,212	7,523

- (備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。  
 2. 調査時点は翌年3月31日現在である。  
 3. 平成20年分より所得区分を変更し、「営業等所得」及び「農業所得」を「事業所得」へ集約した。

## 21. 源泉所得税

## (1) 源泉徴収義務者数の累年比較

(単位 件)

区分	源泉徴収義務者数					
	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	報酬、料金等所得	非居住者等所得
平成10年度…	55,204	159,362	5,455	4,005,844	3,242,079	21,225
11……………	50,232	146,802	5,418	3,997,380	3,248,101	21,546
12……………	48,864	144,293	5,324	3,986,729	3,227,932	22,290
13……………	47,687	138,313	5,127	3,951,920	3,216,486	22,978
14……………	45,449	128,938	1,924	3,905,529	3,221,712	23,538
15……………	43,226	126,904	1,985	3,883,328	3,151,055	24,094
16……………	41,889	128,655	2,021	3,866,691	3,104,574	24,450
17……………	40,448	129,045	5,279	3,859,683	3,082,798	24,275
18……………	39,569	125,528	6,592	3,845,831	3,069,616	24,850
19……………	47,913	129,812	7,370	3,810,440	3,043,366	24,548

- (備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。  
 2. 調査時点は翌年6月30日現在である。



状況の累年比較

他の所得者		合 計			対 前 年 比			番 号
所得金額	申告 納税額	納税者数	所得金額	申告 納税額	納税者数	所得金額	申告 納税額	
億円	億円	千人	億円	億円	%	%	%	
324,040	20,448	7,401	411,072	26,110	118.9	101.1	88.7	1
326,591	20,898	7,274	412,189	26,753	98.3	100.3	102.5	2
318,487	19,994	7,077	399,584	25,697	97.3	96.9	96.1	3
305,044	18,615	6,868	380,665	23,891	97.1	95.3	93.0	4
309,205	18,562	6,933	383,221	23,709	100.9	100.7	99.2	5
327,269	18,731	7,441	401,855	24,058	107.3	104.9	101.5	6
364,001	21,316	8,294	437,149	26,734	111.5	108.8	111.1	7
371,269	23,208	8,233	443,205	28,971	99.3	101.4	108.4	8
362,744	24,341	7,769	432,622	29,987	94.4	97.6	103.5	9

計		対 前 年 比			番 号
所得金額	申告 納税額	納税者数	所得金額	申告 納税額	
395,940	26,495	96.8	91.5	88.4	1

の 課 税 状 況

(2) 源泉徴収税額の累年比較

(単位 億円)

区 分	源 泉 徴 収 税 額							
	利子所得等	配当所得	上場株式等の 譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬、料金 等所得	非居住者等 所得	計
平成10年度…	10,949	8,481	1,013	107,832	2,755	10,297	3,012	144,339
11……………	9,250	9,171	4,165	103,194	3,159	10,962	3,026	142,928
12……………	31,616	10,188	3,855	101,762	2,942	11,013	3,358	164,733
13……………	39,863	9,430	1,808	101,371	3,216	11,140	4,013	170,840
14……………	12,580	10,537	1,968	97,035	3,807	11,006	3,910	140,844
15……………	8,373	10,018	552	94,239	3,318	10,440	3,670	130,609
16……………	7,612	11,672	958	98,172	3,377	10,398	3,209	135,398
17……………	6,151	24,070	2,547	101,328	2,950	13,152	2,913	153,109
18……………	4,838	23,487	2,239	113,625	2,864	13,633	3,586	164,273
19……………	6,325	24,458	2,104	98,702	2,685	11,959	3,948	150,181

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。  
 2. 調査期間は、その年2月1日から翌年1月31日である。  
 3. 源泉徴収税額は、本税の額である。

## 22. 利子・配当課税制度等の概要（所得税・個人住民税）

		～平成15.3	平成15.4～平成15.12	平成16.1～平成20.12	平成21.1～
利子所得	公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配	源泉分離課税 (20%の源泉徴収〔所得税15%、住民税5%〕)			
配当所得	上場株式等の配当等 <sup>(注1)</sup> 及び特定株式投資信託の収益の分配	総合課税 (20%の源泉徴収〔所得税〕) 次の課税方式の選択が可能 ○源泉分離選択課税 <sup>(注2)</sup> (35%の源泉徴収〔所得税]) ○確定申告不要 <sup>(注3)</sup> (20%の源泉徴収〔所得税])	総合課税又は確定申告不要 (10%の源泉徴収〔所得税]) <sup>(注4)</sup>	総合課税又は確定申告不要 (10%の源泉徴収) 〔所得税7%、住民税3%〕	総合課税若しくは20%〔所得税15%、住民税5%〕申告分離課税又は確定申告不要 (20%の源泉徴収) 〔所得税15%、住民税5%〕 平成21～23年の間の特例措置 ①申告分離課税の税率10%〔所得税7%、住民税3%〕 ②10%の源泉徴収〔所得税7%、住民税3%〕
	非上場株式等の配当等	(20%の源泉徴収〔所得税])	総合課税 (20%の源泉徴収〔所得税])		
	1回の支払配当の金額が10万円を配当計算期間であん分した金額以下のもの		総合課税又は確定申告不要 (20%の源泉徴収〔所得税])		
	公募株式投資信託の収益の分配等	源泉分離課税 (20%の源泉徴収〔所得税15%、住民税5%〕)		総合課税又は確定申告不要 (10%の源泉徴収) 〔所得税7%、住民税3%〕	総合課税若しくは20%〔所得税15%、住民税5%〕申告分離課税又は確定申告不要 (20%の源泉徴収) 〔所得税15%、住民税5%〕 平成21～23年の間の特例措置 ①申告分離課税の税率10%〔所得税7%、住民税3%〕 ②10%の源泉徴収〔所得税7%、住民税3%〕
雑所得	割引債の償還差益	源泉分離課税 (18% (又は16%) の源泉徴収) (住民税は非課税)			
(参考) 非課税制度		老人等の少額貯蓄非課税制度 (限度額350万円)	老人等の郵便貯金非課税制度 (限度額350万円)	老人等の少額公債非課税制度 (限度額350万円)	財形住宅(年金)貯蓄非課税制度 (限度額550万円)
				平成18.1～ 障害者等の少額貯蓄非課税制度 (限度額350万円)	障害者等の郵便貯金非課税制度 (限度額350万円) <sup>(注5)</sup>
				障害者等の少額公債非課税制度 (限度額350万円)	同左

- (注) 1. 平成15年4月以後に支払を受ける上場株式等の配当等で、発行済株式総数の5%以上の株式を保有する個人に係るものに対する課税は、非上場株式等の配当等に対する課税と同じである。
2. 発行済株式総数の5%未満の株式を保有する個人に係る配当等で1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)未満のものについて適用がある。また、個人住民税は総合課税。
3. 1回の支払配当の金額が5万円(年1回10万円)以下のものについて適用がある。また、個人住民税は平成14年12月までに支払を受けるものは非課税、平成15年1月以降に支払を受けるものは総合課税。
4. 平成15年4月～同年12月までの間に生じた上場株式等の配当等に係る個人住民税は非課税。
5. 郵政民営化法の施行の日(平成19年10月1日)より廃止し、少額貯蓄非課税制度に統合(限度額350万円)。但し、一定の優遇措置あり。

23. 譲渡所得課税制度の概要

(1) 個人の場合

区 分	課 税 制 度
<p>I 一般の課税方式</p> <p>〔 株式等の譲渡所得については、次のIIによる分離課税、土地、建物等の譲渡所得については、IIIによる分離課税 〕</p>	<p>(イ) 長期譲渡所得……（保有期間5年を超える資産の譲渡による所得）</p> $\frac{(\text{収入金額} - \text{取得費} \cdot \text{譲渡費用}) - 50\text{万円}}{\text{譲渡益}} \times \frac{1}{2} = \text{課税所得}$ <p>(ロ) 短期譲渡所得……（保有期間5年以下の資産の譲渡による所得）</p> $(\text{収入金額} - \text{取得費} \cdot \text{譲渡費用}) - 50\text{万円} = \text{課税所得}$ <p style="text-align: center;">譲渡益</p> <p>(注) 1 取得費は、その資産の取得に要した費用、設備費及び改良費の合計額をいう。                  2 昭和27年12月31日以前に取得した資産の取得費は、昭和28年1月1日における相続税評価額を基礎として計算する。                  3 個人に対する贈与、相続等により取得した資産は、受贈者又は相続人等が引き続き所有していたものとみなす。</p>
<p>II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例</p>	<p>株式等に係る譲渡所得は、次の税率による分離課税                  譲渡益×15%</p> <p>ただし、特例措置として、上場株式等を平成21年から平成23年までの間に譲渡した場合には、7%。</p> <p>(イ) 特定管理株式が価値を失った場合の課税の特例                  平成17年4月1日以後に、特定口座で管理されていた株式で上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き保管の委託又は振替口座簿に記載若しくは記録がされているもの（特定管理株式）又は特定管理株式であった株式で、平成21年1月5日に特定管理講座から払い出されたもののうち、その払出しの後売買がされなかったもの（特定保有株式）について、清算結了等により株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合には、当該損失を株式等の譲渡損失とみなす。</p> <p>(ロ) 上場株式等の取得費の特例                  平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等（同年10月1日に上場株式等に該当するものに限る。）を平成15年から平成22年までの間に譲渡した場合には、その上場株式等の譲渡の際の取得費を、その上場株式等の平成13年10月1日における価額の80%相当額とすることができる。（平成22年12月31日をもって廃止）</p> <p>(ハ) 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例                  平成21年分以後の各年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除することができる。</p> <p>(ニ) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除                  平成15年1月1日以後に、上場株式等の譲渡による所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その年の他の株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から繰越控除することができる。（上場株式等に係る配当所得の金額からの控除は平成21年から）</p> <p>(ホ) 特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得計算及び申告不要の特例                  イ 金融商品取引業者、登録金融機関又は投資信託委託会社に設定した特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている上場株式等又は当該特定口座において処理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による所得の金額については、他の株式等の譲渡による所得と区分して、これらの金額を計算する。                  ロ 特定口座源泉徴収選択届出書の提出がされた特定口座（源泉徴収選択口座）において発生した源泉徴収選択口座内調整所得金額について、15%（平成21年から23年までの間は7%）の税率による所得税の源泉徴収又は還付を行う。                  ハ ロの適用を受けた者のその年分の所得税については、当該特定口座内上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額を除外して確定申告を行うことができる。</p>

## 23. 譲渡所得課

区分	課税制度
II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例（続）	<p>(ハ) 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例</p> <p>イ 平成22年1月1日以後に、金融商品取引業者等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合に、その金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、その金融商品取引業者等に届出書を提出することにより、上場株式等の配当等を源泉徴収選択口座に受け入れることができる。</p> <p>ロ 上記イにより源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。）に対する源泉徴収税額を計算する場合に、源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、源泉徴収選択口座内配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収を行う。</p> <p>(ト) 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得の非課税の特例</p> <p>① 非課税口座の開設の日から同日の属する年の1月1日から10年を経過する日までの間にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については所得税を課さない。</p> <p>② 非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、ないものとみなす。</p> <p>③ 「非課税口座」とは、居住者等（その年1月1日において満20歳以上である者に限る。）が、上記①の非課税の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所に対し、その者の氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書に、その年分の非課税口座開設確認書を添付して提出することにより平成24年分から平成26年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等に係る口座（1人につき1年1口座に限る。）をいう。</p> <p>④ 非課税口座には、その設定の日からその年12月31日までの間に当該非課税口座を設定された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等（その非課税口座を設定した時からの取得対価の額の合計額が100万円を超えない範囲内のものに限る。）その他一定の上場株式等のみを受け入れることができる。</p> <p>(チ) 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例</p> <p>イ 特定中小会社に投資した場合、その投資額を同一年分の株式譲渡益から控除できる。なお、この特例の適用を受けた株式の取得価額は、その取得に要した額からこの特例の適用を受けた金額を差し引いた額となる。</p> <p>ロ 上場等の日の前日までの期間（適用期間）内に株式を譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その年の他の株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除することができる。また、適用期間内に株式を発行した株式会社が解散してその清算が終了し、又は破産手続開始の決定を受けたことにより、その株式が株式としての価値を失った場合には損失額を株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして上記繰越控除の適用が受けられる。</p> <p>(参考) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例</p> <p>特定新規中小会社（設立3年未満の一定の特定中小会社）により発行される特定新規株式を払込みにより取得をした場合に、その特定新規株式の取得に要した金額（1,000万円を限度）について、寄附金控除を適用することができる。</p> <p>なお、この特例の適用を受けた株式の取得価額は、その取得に要した額からこの特例の適用を受けた金額を差し引いた額となる。</p>
III 土地、建物等に係る譲渡所得の分離課税の特例 (1) 長期譲渡所得の分離課税 ① 通常の譲渡の場合 (②及び③の場合を除く)	<p>その年の1月1日において所有期間が5年を超える土地、建物等に係る譲渡所得は、次の税率による分離課税</p> <p>譲渡益×15%</p> <p>(注) 1 昭和27年12月31日以前から所有していた土地、建物等の取得費は、原則として収入金額の5%相当額とする。(概算取得費控除)</p> <p>2 土地、建物等に係る譲渡所得については、他の所持との損益通算は認められない。</p> <p>ただし、所有期間5年超の居住用財産の譲渡による損失が生じた場合の損益通算の特例あり。</p>

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
<p>② 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合</p>	<p>昭和62年10月1日から平成25年12月31日までの間に、その年1月1日において所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合にその譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当するときは、その該当する譲渡については、次により課税。</p> <p>(イ) 譲渡益 2,000万円以下の部分 10%</p> <p>(ロ) 譲渡益 2,000万円超の部分 15%</p> <p>「優良住宅地等のための譲渡」とは次に掲げるものをいう。</p> <p>(イ) 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡</p> <p>(ロ) 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等の行う住宅建設又は宅地造成の用に供するための土地等の譲渡</p> <p>(ハ) 取用交換等による土地等の譲渡</p> <p>(ニ) 第一種市街地再開発事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの</p> <p>(ホ) 防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの</p> <p>(ヘ) 防災再開発促進地区内における認定建替計画により、建替えを行う認定事業者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの</p> <p>(ト) 都市再生特別措置法の認定を受けて一定の要件を満たす都市再生事業を行う者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの</p> <p>(チ) 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る一定の要件を満たす都市再生整備事業の認定整備事業者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの</p> <p>(リ) マンション建替事業の用に供するための当該事業の施行者に対する一定の事由による土地等の譲渡又は一定のマンション建替事業の用に供するための当該事業の施行者に対する隣接施行敷地に係る土地等の譲渡</p> <p>(ヌ) 建築面積150㎡以上の建築物の建築をする事業（施行地区面積が500㎡以上等の要件を満たすもの。）の用に供するための一定の地域内にある土地等の譲渡</p> <p>(ル) 特定の民間再開発事業の用に供するための当該事業を行う者に対する土地等の譲渡</p> <p>(ヲ) 都市計画法の開発許可等を受けて行う一団の宅地の造成（一団の宅地の面積が1,000㎡以上（未線引都市計画区域内にあっては3,000㎡以上、調整区域内にあっては5ha以上）等の要件を満たすもの。）の用に供するための土地等の譲渡</p> <p>(ワ) 都市計画法の開発許可を受けて行われる1,000㎡以上の住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の用に供するための土地等の譲渡</p> <p>(カ) 都市計画区域内の宅地の造成につき開発許可を要しない場合において個人又は法人が造成する1,000㎡以上（三大都市圏の特定市町村の市街化区域内にあっては500㎡以上）の一団の住宅地造成（優良な宅地の供給に寄与するものであることにつき都道府県知事の認可を受けたものに限る。）の用に供するための土地等の譲渡</p> <p>(コ) 都市計画区域内において行う25戸以上の一団の住宅又は15戸若しくは床面積1,000㎡以上の中高層耐火共同住宅（いずれも優良な住宅の供給に寄与するものであることにつき認定を受けたものに限る。）の建設の用に供するための土地等の譲渡</p> <p>(ク) 土地区画整理事業の施行地区内の土地等の譲渡で仮換地指定後3年以内に一定の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設の用に供するための土地等の譲渡</p> <p>(注) 取用交換等により代替資産等を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例その他の課税の繰延べ措置並びに取用交換等の5,000万円特別控除、特定土地区画整理事業等のための2,000万円特別控除、特定住宅地造成事業等のための1,500万円特別控除、農地保有合理化等のための800万円特別控除、居住用財産の3,000万円特別控除及び平成21・22年に取得した土地等の長期譲渡所得に係る1,000万円特別控除を適用した場合には、この軽減税率の特例は適用しない。</p>
<p>③ 所有期間10年を超える居住用財産を譲渡した場合</p>	<p>その年の1月1日において所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡（Ⅳ(7)等の特例の適用を受けるものを除く。）をした場合の長期譲渡所得については、3,000万円特別控除後の譲渡益に対し次により課税</p> <p>(イ) 特別控除後の譲渡益 6,000万円以下の部分 10%</p> <p>(ロ) 特別控除後の譲渡益 6,000万円超の部分 15%</p>

## 23. 譲 渡 所 得 課

区 分	課 税 制 度
(2) 短期譲渡所得の分離課税	<p>その年の1月1日において所有期間5年以下の土地、建物等に係る譲渡所得は、次の税率による分離課税 譲渡益×30% ただし、国等に対する譲渡については、譲渡益×15% (注) 土地、建物等に係る譲渡所得については、他の所得との損益通算は認められない。</p>
(3) 不動産業者等の土地等に係る事業所得等の分離課税	<p>その年の1月1日において所有期間5年以下の土地等で事業所得又は雑所得の基因となるものの譲渡等をした場合には、その土地等の譲渡等に係る事業所得又は雑所得は、次の(イ)と(ロ)とのうちいずれか多い方の税額による分離課税 (イ) 土地等に係る事業所得等の金額×40% (ロ) 土地等に係る事業所得等の金額につき総合課税を行った場合の上積税額×110% (注) 平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間は適用しない。</p>
IV 土地、建物等譲渡した場合の特別控除及び買換え等の特例 (1) 取用等の場合	<p>その有する土地について取用等が行われた場合には、 (イ) 原則として6月以内に譲渡することを条件として、その特別控除額を5,000円とし、(譲渡益-5,000万円)について上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用 (ロ) また、取用等のあった日から2年以内に代替資産を取得する場合には、上記(イ)の課税の特例か、取得時期及び取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ(代替資産の取得に充てなかった部分については、上記Ⅲの分離課税(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く))かの選択 (ハ) なお、土地、建物等以外の資産に係る譲渡益については、5,000万円の特別控除後、総合課税 「取用等が行われた場合」とは、土地取用法等の規定に基づいて取用され、補償金を取得する場合など一定の場合をいう。 (注) 取用等の場合において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。</p>
(2) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	<p>その有する土地等が特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合の特別控除額は、2,000万円とし、(譲渡益-2,000万円)につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。 「特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合」とは次に掲げる場合をいう。 (イ) 国、地方公共団体等が都市計画事業として行う土地区画整理事業、住宅街区整備事業、第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業等のために土地等を譲渡した場合 (ロ) 都市計画法の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業予定地内の土地等が、事業計画認可前に設立された市街地再開発組合に買い取られる場合 (ハ) 都市計画法の規定に基づき、防災街区整備事業の事業予定地内の土地等が、事業計画認可前に設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合 (ニ) 古都保存法等に規定する買取請求に基づき地方公共団体等に土地等を譲渡した場合 (ホ) 史跡、名勝、天然記念物、重要文化財や国立公園及び国定公園の特別地域又は自然環境保全地域の特別地区として指定された土地を国又は地方公共団体等に譲渡した場合 (ヘ) 保安林等に係る土地を保安施設事業のために国又は地方公共団体に譲渡した場合 (ト) 集団移転促進事業計画により移転促進区域内の農地等が地方公共団体に買い取られる場合 (注) 同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。</p>
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	<p>その有する土地等が特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合の特別控除額は、1,500万円とし、(譲渡益-1,500万円)につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。 「特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合」とは、次に掲げる場合をいう。 (イ) 地方公共団体等の行う住宅建設又は宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合 (ロ) 取用の対償に充てられる土地等、住宅地区改良法の改良住宅建設のための改良地区外の土地等又は公営住宅法の規定による公営住宅の買取りにより土地等を譲渡した場合 (ハ) 平成6年1月1日から平成23年12月31日までの間に、開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業(一団の土地の面積が5ha以上等の要件を満たすもの)等のために事業者が土地等を譲渡した場合</p>

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
<p>(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合(続)</p>	<p>(二) 「公有地の拡大の推進に関する法律」第6条第1項の協議に基づき地方公共団体等に土地を譲渡した場合</p> <p>(ホ) 地方公共団体が空港周辺整備計画に基づいて行う空港周辺の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合</p> <p>(ヘ) 沿道地区計画の区域内にある土地等が、地方公共団体等の行う沿道整備道路の沿道の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等により買取られる場合</p> <p>(ト) 特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内の土地等が、地方公共団体等の行う地区の防災及び安全に関する機能の向上等を図るための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等により買取られる場合</p> <p>(チ) 「中心市街地活性化法」の認定基本計画の区域内に土地等が、地方公共団体又は一定の中心市街地整備推進機構の行う中心市街地の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等により買取られる場合</p> <p>(リ) 景観計画の区域内の土地等が、地方公共団体又は一定の景観整備機構の行う景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために、これらの者により買取られる場合</p> <p>(ス) 都市再生整備計画の区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の都市再生整備推進法人の行う一定の公共施設の整備に関する事業の用に供するために買取られる場合</p> <p>(ル) 認定歴史的風致維持向上計画における認定重点区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の歴史的風致維持向上支援法人の行う公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために買取られる場合</p> <p>(ヲ) 国、地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る一定の法人が国又は都道府県の作成した総合的な地域開発に関する計画に基づいて行う工業用地等の造成事業のために土地等を買取る場合</p> <p>(ワ) 「商店街活性化法」の認定計画に基づく商店街活性化事業又は認定支援計画に基づく商店街活性化支援事業、「中心市街地活性化法」の中小小売商業高度化事業及び「食品流通構造改善促進法」による認定計画に基づく食品商業集積施設整備事業で一定の要件を満たすものの用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買取られる場合</p> <p>(カ) 農業協同組合の行う宅地供給事業で一定の要件を満たすものために農地等を譲渡した場合又は独立行政法人中小企業基盤整備機構の他の事業者との事業の共同化若しくは中小企業の集積の活性化のための資金融資を受けて造成する土地等で一定の要件を満たすものために土地等を譲渡した場合</p> <p>(イ) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備事業のために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等を譲渡した場合</p> <p>(ク) 「広域臨海環境整備センター法」による基本計画の認可を受けて行う廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために土地等を広域臨海環境整備センターに譲渡した場合</p> <p>(ケ) 生産緑地地区内の土地を買取申出等に基づき地方公共団体等に譲渡した場合</p> <p>(コ) 「国土利用計画法」による規制区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合</p> <p>(ツ) 国、地方公共団体等が作成した地域開発保全整備計画で土地利用の調整等に関する事項として土地利用基本計画に定められたものに係る事業の用に供するために土地等を地方公共団体等に譲渡した場合</p> <p>(ネ) 土地区画整理促進区域内、住宅街区整備促進区域内又は市街地再開発促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等により買取られる場合若しくは拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等により買取られる場合又は「中心市街地活性化法」の認定基本計画に定められた土地区画整理事業に係る同意保留地制度における保留地の処分により対価を取得する場合、「高齢者移動等円滑化法」の基本構想に定められた土地区画整理事業に係る同意保留地制度における保留地の処分により対価を取得する場合、特定土地区画整理事業による公営住宅等のための保留地の処分により対価を取得する場合若しくは拠点整備土地区画整理事業による公益的施設のための保留地の処分により対価を取得する場合</p> <p>(ナ) 土地区画整理事業の施行に伴い、既存不適格建築物の敷地として換地を定めることが困難な場合において、申出又は同意により交付される清算金を取得するとき</p> <p>(ヲ) マンション建替事業が施行された場合において、やむを得ない事由により、土地等に係る権利変換により補償金を取得するとき又は一定の請求により土地等が買取られた場合</p>

## 23. 譲渡所得課

区 分	課 税 制 度
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合(続)	<p>(ム) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により管理地区として指定された区域内の土地を国若しくは地方公共団体に譲渡した場合又は鳥獣保護区の特別保護地区内の土地のうち天然記念物である鳥獣の生息地等を国若しくは地方公共団体に譲渡した場合</p> <p>(ウ) 都道府県立自然公園特別区域等の一定区域内の土地を地方公共団体に譲渡した場合</p> <p>(エ) 「農業経営基盤強化促進法」の買取協議に基づき農用地区域内にある農地等を農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に譲渡した場合</p> <p>(注) 特定住宅地造成事業等の用に供するために土地等を譲渡した場合において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。</p>
(4) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	<p>その有する土地等が農地保有の合理化等のために譲渡した場合の特別控除額は800万円とし、(譲渡益-800万円)につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。</p> <p>「農地保有の合理化等のために譲渡した場合」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(イ) 農用地区域内の農地等を農業委員会のあっせん等により譲渡した場合又は農地保有の合理化に資するため農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金に農地等を譲渡した場合</p> <p>(ロ) 「農業経営基盤強化促進法」に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域内の土地等を譲渡した場合</p> <p>(ハ) 「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」の規定に基づく所有権移転等促進計画により土地等を譲渡した場合</p> <p>(ニ) 工業等導入地区内の土地等を工業用地等の用に供するため譲渡した場合</p> <p>(ホ) 土地改良法による創設換地により土地等を取得しなかったことに伴い清算金を取得した場合</p> <p>(ヘ) 森林組合等のあっせんにより林地保有合理化のために土地を譲渡した場合</p> <p>(ト) 「林業経営基盤強化法」の規定による都道府県知事のあっせんにより、認定を受けた者に山林を譲渡した場合</p> <p>(チ) 「農業振興地域の整備に関する法律」の規定による交換分合で、取得すべき土地を定めずに清算金を取得する場合</p> <p>(リ) 「集落地域整備法」に基づく交換分合により土地等を取得しなかったことに伴い清算金を取得した場合</p>
(5) 居住用財産を譲渡した場合等	<p>自己の居住の用に供している土地、家屋等を譲渡(居住の用に供さなくなった年及び以後3年以内の譲渡)した場合の特別控除額は3,000万円とし、(譲渡益-3,000円)につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用</p> <p>(注) 3,000万円の特別控除の適用を受けたときは、その翌年及び翌々年については3,000万円特別控除を適用しない。</p>
(6) 平成21・22年に取得した土地等を譲渡した場合	<p>平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に土地等を取得し、5年超所有した後に当該土地等を譲渡した場合の特別控除額は1,000万円とし、(譲渡益-1,000万円)につき上記Ⅲ(1)の特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。</p>
(特別控除額の限度)	<p>上記の特別控除(上記Ⅳの(1)から(6)までの特別控除)は、同一人については、年間5,000万円を限度とする。</p>
(7) 居住用財産の買換え、交換の場合	<p>平成5年4月1日から平成23年12月31日までの間に、次の要件を満たす居住用財産を譲渡した場合</p> <p>イ 譲渡資産の所有期間が10年超のものであること。</p> <p>ロ 譲渡者の居住期間が10年以上であること。</p> <p>ハ 買換資産のうち、建物については、その床面積が50㎡以上のものであり、かつ、土地については、その面積が500㎡以下のものであること。また、既存住宅である中高層耐火共同住宅については、新築後の経過年数が25年以内のもの又は地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合するものであること。</p> <p>取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ(買換資産の取得価額に充てられなかった部分については、上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)と適用)</p>



税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
(8) 特定の事業用資産の買換え、交換の場合	<p>平成23年12月31日までに、土地政策又は国土政策等に合致する買換えをした場合、すなわち、特定地域内にある事業用の土地等（所有期間5年以下の土地等でⅢ(3)の特例の適用除外要件を満たさないものを除く。ただし、平成10年1月1日から平成23年12月31日までの譲渡については適用しない。）若しくは建物等又は船舶を譲渡し、その譲渡した日の属する年の前年から翌年末までに一定の要件に該当する土地、建物、機械装置等又は船舶を取得して、その取得後1年以内に事業の用に供した場合</p> <p>譲渡益のうち買換え資産に対応する部分の80%（詳細は「(2)法人の場合」の項参照。）に担当する部分については取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ、買換え資産の取得価額に充てられなかった部分については上記Ⅲの特例（Ⅲ(1)②の軽減税率を除く）を適用</p>
(9) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え、交換の場合	<p>三大都市圏の既成市街地等（これに準ずる一定の区域を含む。）内にある土地等又は建築物を譲渡し、一定期間内にその土地等又は建築物の敷地の上に建築された中高層耐火建築物（敷地を含む。）（一定の区域内にあつては同一区域内に建築された他の中高層の耐火建築物を含む。）を取得して、その取得後1年以内に事業の用又は居住の用に供した場合</p> <p>譲渡収入のうち取得資産の取得価額に対応する部分については取得価格の引継ぎによる課税の繰延べ、取得資産の取得価額に充てられなかった部分については上記Ⅲの特例（Ⅲ(1)②の軽減税率を除く）を適用</p>
(10) 特定の交換分合の場合	<p>(イ) 「農業振興地域の整備に関する法律」の規定による林地等交換分合又は協定関連交換分合により土地等を交換した場合</p> <p>(ロ) 「集落地域整備法」の規定による交換分合により土地等を交換した場合</p> <p>(ハ) 農住組合の組合員が「農住組合法」の規定による交換分合により土地等を交換した場合取得時期及び取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ</p>
(11) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合	<p>大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等につき造成後の宅地との交換等が行われる場合</p> <p>取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ</p>
(12) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合	<p>「民間都市開発の推進に関する特別措置法」の認定を受けた事業用地適正化計画の事業用地の区域内（首都圏整備法の既成市街地等を除く）にある土地等につき、平成23年3月31日までの間に、認定事業者が区域外に所有する土地等との交換が行われる場合、又は民間都市機構が提供する区域外の土地等に買い換える場合</p> <p>取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ</p>
(13) 普通財産とその隣接する土地等の交換の場合	<p>国有財産特別措置法の普通財産である一定の土地等（特定普通財産）とその隣接する土地とを交換する場合</p> <p>取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ</p>
(14) 平成21・22年に土地等の先行取得をした場合	<p>平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に土地等（先行取得土地等）を取得し、本特例の適用を受ける旨の届出書を提出している場合において、取得年の12月31日後10年以内に所有する事業用土地等を譲渡したとき</p> <p>事業用土地等の譲渡による譲渡所得の金額は、事業用土地等の譲渡利益金額から当該利益金額の80%（当該先行取得土地等が平成22年に取得されたもののみである場合は、60%）相当額（「繰延利益金額」）を控除した金額。ただし、80%（60%）相当額が先行取得土地等の取得価額を超える場合には、当該取得価額を限度。あわせて先行取得土地等については、その取得価額から繰延利益金額を控除することにより課税の繰延</p>
(15) 相続財産を相続税申告期限後3年以内に譲渡した場合	<p>相続財産を相続税申告期限後3年以内に譲渡した場合には、その譲渡益からその譲渡資産に係る相続税相当額が控除される。なお、平成5年1月1日以後に、相続税納付のために相続財産である土地等の一部を譲渡した場合（平成4年1月1日以後の相続に係るものに限る。）には、相続したすべての土地等に対応する相続税相当額が控除される。</p>
(16) 国等に対して財産を寄付した場合	<p>国、地方公共団体又は一定の公益法人等に対して資産を贈与等した場合</p> <p>非課税（一定の公益法人等に対する場合は、国税庁長官の承認が必要。）</p>

## 23. 譲渡所得課税制度の概要(続)

区 分	課 税 制 度
(17) 国宝、重要文化財等を国等に譲渡した場合	(イ) 国宝、重要文化財を国又は地方公共団体に譲渡した場合 非課税 (ロ) 平成24年12月31日までの間に重要文化財に準ずる文化財のうち一定のものを国に譲渡した場合 2分の1非課税
(18) 物納の場合	財産を物納した場合 非課税
(19) 強制換価手続等により譲渡した場合	資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における強制換価手続等による譲渡をした場合 非課税
(20) 一般交換の場合	1年以上保有していた土地等一定の資産を同種の資産(相手方が1年以上保有し、かつ、交換のために取得したもの以外の資産)と交換し、同一用途に供した場合で、かつ、双方の価額の差額が20%以下の場合 取得時期及び取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(21) 居住用財産の譲渡により損失が生じた場合	(イ) 平成10年1月1日から平成23年12月31日までの間に所有期間5年超の居住用財産(譲渡資産)の譲渡をし、かつ、一定期間内に居住用財産(買換資産)の取得をして(年末において買換資産に係る住宅借入金の残高を有する場合に限る。)、その翌年12月31日までの間に居住の用に供した場合において、譲渡損失の金額を有する場合 譲渡損失の金額について、その年及び翌年以後3年間は他の所得との損益通算及び繰越控除が可能 (ロ) 平成16年1月1日から平成23年12月31日までの間に所有期間5年超の居住用財産(譲渡資産)の譲渡をした場合(契約日の前日において譲渡資産に係る住宅借入金の残高を有する場合に限る。)において、譲渡損失の金額を有する場合 譲渡損失のうち、譲渡資産に係る住宅借入金の残高が譲渡価額を超える場合のその差額を限度として、その年及び翌年以後3年間は他の所得との損益通算及び繰越控除が可能

23. 譲 渡 所 得 課 税 制 度 の 概 要 (続)

(2) 法人の場合

区 分	課 税 制 度
I 一般の課税方式	<p>譲渡収入－(帳簿価額＋譲渡費用)＝譲渡利益                      譲渡利益＝譲渡所得                      (注) 商品等の販売益と同様に課税所得に含まれる。</p>
II 土地の譲渡益に対する課税	<p>(1) 一般の土地の譲渡等                      (平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間の譲渡については、適用停止)</p> <p>イ 課税対象                      法人(非課税法人等を除く。)の取得した土地等の譲渡益</p> <p>① 株式の譲渡益や土地売買の仲介手数料のうち実質的に土地等の譲渡益等と認められるものも課税対象とする。</p> <p>② 下記(2)の適用を受けるものを除く。</p> <p>③ 次に掲げる土地等の譲渡は、課税対象から除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続して営む住宅、造成宅地等の供給事業に係る棚卸資産に該当するもの譲渡</li> <li>・ 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等に対する譲渡及び一定の優良な住宅地開発事業等のためにされる譲渡で一定の要件を満たすもの(個人の場合に軽減税率の対象となるもの－P. 85Ⅲ(1)②－と同様)</li> </ul> <p>ロ 課税標準                      譲渡収入－(取得価額＋直接・間接に要した経費)＝譲渡益(課税所得)</p> <p>① この課税標準は、法人の各事業年度の所得と別個に計算し、各事業年度の所得との通算は認めない。</p> <p>② 直接・間接に要した経費は、実績値と概算値との選択を認める。</p> <p>ハ 税 額                      譲渡益×5%＝土地譲渡税(国税)</p> <p>(2) 短期所有の土地の譲渡等                      (平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間の譲渡については、適用停止)</p> <p>イ 課税対象                      法人(非課税法人等を除く。)の取得した土地等で譲渡のあった年の1月1日において所有期間5年以下であるものの譲渡益</p> <p>① (1)のイ①に同じ</p> <p>② 次に掲げる土地等の譲渡は、課税対象から除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国又は地方公共団体に対する譲渡</li> <li>・ 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等の行う住宅建設又は宅地造成の用に供するための譲渡</li> <li>・ 取用換地等による譲渡</li> <li>・ 都市計画法の開発許可を受けて行う1,000㎡以上の一団の造成宅地の譲渡で適正価格要件等を満たすもの</li> <li>・ 開発許可を要しない場合の1,000㎡以上の一団の造成宅地の譲渡で適正価格要件等を満たすもの</li> <li>・ 一定の新築住宅の敷地の用に供された1,000㎡以上の一団の宅地の譲渡で適正価格要件等を満たすもの</li> <li>・ 次に掲げる1,000㎡未満の一団の宅地の譲渡で、その譲渡価額が適正であるもの</li> </ul> <p>イ 一団の造成宅地でその造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて市町村長等の認定を受けたもの</p> <p>ロ 一団の宅地で、一定の新築住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて市町村長等の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供されたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅地建物取引業者の行う居住用土地等の譲渡でその取得後一定期間内に行われるもののうち土地等の売買の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為に類するもの</li> <li>・ 不動産特定共同事業者の行う土地等の譲渡で、不動産特定共同事業契約に係る事業参加者から取得した土地等の譲渡</li> </ul> <p>③ 土地等の贈与による譲渡で国、地方公共団体等に対する寄付に該当するもの</p> <p>ロ 課税標準</p>

## 23. 譲渡所得課

区 分	課 税 制 度
II 土地の譲渡益に対する課税 (続)	(1)のロに同じ ハ 税 額 譲渡益×10% = 土地譲渡税 (国税)
III 特別控除及び買換え等の特例 (1) 取用換地等の場合	(イ) 6月以内に譲渡することを条件として 譲渡利益-5,000万円 = 課税所得 (ロ) ただし、取用等のあった日から原則として2年以内に代替資産を取得する場合又は換地処分等により交換取得資産を取得する場合には、上記の課税の特例が、帳簿価額の引継ぎによる課税の繰延べかの選択
(2) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	(イ) 地方公共団体等が都市計画事業として行う土地区画整理事業、住宅街区整備事業、第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業等のために土地等を譲渡した場合 (ロ) 都市計画法の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業予定地内の土地等が、事業計画認可前に設立された市街地再開発組合に買い取られる場合 (ハ) 防災街区整備事業の事業予定地の土地等が、当該防災街区整備事業の都市計画法による事業認定前に設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合 (ニ) 古都保存法等に規定する買取請求に基づき地方公共団体等に土地等を譲渡した場合 (ホ) 史跡、名勝、天然記念物、重要文化財や国立公園及び国定公園の特別地域又は自然環境保全地域の特別地区として指定された土地を地方公共団体等に譲渡した場合 (ヘ) 保安林等に係る土地を保安施設事業のために国又は地方公共団体に譲渡した場合 (ト) 集団移転促進事業計画により移転促進区域内の農地等が地方公共団体に買い取られる場合 譲渡益-2,000万円 = 課税所得 (注) 同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときには、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、これらの特別控除は適用しない。
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	(イ) 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等の行う住宅建設又は宅地造成の事業のために土地等を譲渡した場合 (ロ) 取用の対償に充てられる土地等を譲渡した場合、住宅地区改良法の改良住宅を建設するために改良地区外の土地等を譲渡した場合又は公営住宅法の規定による公営住宅の買取りにより土地等を譲渡した場合 (ハ) 平成6年1月1日から平成23年12月31日までの間に、開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業(一団の土地の面積が5ha以上)等のために事業者に土地等を譲渡した場合 (ニ) 公有地の拡大の推進に関する法律第6条第1項の協議に基づき地方公共団体等に土地等を譲渡した場合 (ホ) 地方公共団体等が空港周辺整備計画に基づいて行う空港周辺の整備に関する事業のため土地等を譲渡した場合 (ヘ) 沿道地区計画の区域内の土地等が、地方公共団体等の行う沿道整備道路の沿道の整備のための一定の事業の用に供するために地方公共団体等に買い取られる場合 (ト) 特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内の土地等が、地方公共団体等の行う地区の防災及び安全に関する機能の向上等を図るための一定の事業の用に供するために地方公共団体等に買い取られる場合 (チ) 認定中心市街地の区域内の土地等が、地方公共団体等の行う認定中心市街地の整備のための一定の特定事業の用に供するために地方公共団体等に買い取られる場合 (リ) 地方公共団体等の景観重要公共施設の整備に関する事業のために景観計画の区域内にある土地等を譲渡した場合 (ヌ) 都市再生整備計画の区域内の土地が、同計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために、地方公共団体又は一定の都市再生整備推進法人に買い取られる場合 (ル) 認定歴史的風致維持向上計画の認定重点区域内にある土地等が、歴史的風致維持向上支援法人の行う公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために買い取られる場合

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
<p>(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合(続)</p>	<p>(ア) 地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資に係る一定の法人が国又は都道府県の作成した総合的な地域開発に関する計画に基づいて行う工業用地等の造成事業のために土地等を買収する場合</p> <p>(イ) 商店街活性化法の認定商店街活性化事業計画に基づく商店街活性化事業等、中心市街地の活性化に関する法律の認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業及び食品流通構造改善促進法による認定計画に基づく食品商業集積施設整備事業で一定の要件を満たすものの用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買収される場合</p> <p>(ロ) 農業協同組合の行う宅地等供給事業で一定の要件を満たすものために農地等を譲渡した場合又は独立行政法人中小企業基盤整備機構の他の事業者との連携等若しくは中小企業の集積の活性化のための資金融資を受けて造成する土地等で一定の要件を満たすものために土地等を譲渡した場合</p> <p>(ハ) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備事業のために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等を譲渡した場合</p> <p>(ニ) 広域臨海環境整備センター法による認可を受けた基本計画に基づいて行われる廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために土地等を広域臨海環境整備センターに譲渡した場合</p> <p>(ホ) 生産緑地地区内の土地が買取申出等に基づき地方公共団体、土地開発公社等により買収される場合</p> <p>(ヘ) 国土利用計画法による規制区域内の土地等を買取請求権に基づき都道府県知事に譲渡した場合</p> <p>(ニ) 国、地方公共団体等が作成した地域開発保全整備計画で土地利用の調整等に関する事項として土地利用基本計画に定められたものに係る事業の用に供するために土地等が国又は地方公共団体等により買収される場合</p> <p>(ネ) 市街地再開発促進区域内、土地区画整理促進区域内、住宅街区整備促進区域内若しくは拠点整備促進区域内の土地等が買取申出に基づき地方公共団体等により買収される場合又は土地区画整理事業による交通施設等若しくは生活関連施設等、特定土地区画整理事業による公営住宅等若しくは拠点整備土地区画整理事業による公益的施設のための保留地に充てるため換地処分により土地等を譲渡した場合</p> <p>(ノ) 土地区画整理事業の施行に伴い、既存不適格建築物の敷地について換地を定めることが困難な場合において、申出又は同意により交付される清算金を取得する場合</p> <p>(ウ) マンション建替事業が施行された場合において、やむを得ない事由により土地等に係る権利返還により補償金を取得するとき又は一定の請求により土地等が買収された場合</p> <p>(ム) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により管理地区として指定された区域内の土地を国若しくは地方公共団体に譲渡した場合又は鳥獣保護区の特別保護地区内の土地のうち天然記念物である鳥獣の生息地等が国若しくは地方公共団体により買収される場合</p> <p>(エ) 都道府県立自然公園又は都道府県自然環境保全地域の一定の区域内の土地が地方公共団体に買収される場合</p> <p>(ケ) 農業経営基盤強化促進法の買取り協議に基づき農用地区域内にある農地等を農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に譲渡した場合 譲渡利益 - 1,500 = 課税所得</p> <p>(注) 特定住宅地造成事業等の用に供するために土地等を譲渡した場合において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときには、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、これらの特別控除は適用しない。</p>
<p>(4) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合</p>	<p>(イ) 農用地区域内の農地等を農業委員会のおっせん等により譲渡した場合又は農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体に農用地区域内にある農用地等を譲渡した場合</p> <p>(ロ) 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農用地区域内の農地等を譲渡した場合</p> <p>(ハ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく所有権移転等促進計画により土地等を譲渡した場合</p>

## 23. 譲渡所得課

区 分	課 税 制 度
(4) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合(続)	(ニ) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく都道府県知事のあっせんにより山林に係る土地を譲渡した場合 譲渡利益－800万円＝課税所得
(5) 平成21・22年に取得した土地等を譲渡した場合	平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に土地等を取得し、5年超所有した後に当該土地等を譲渡した場合 ○ 譲渡利益－1,000万円＝課税所得
(6) 資産の譲渡に係る特別控除額の特例	(1)から(5)に適用される特別控除額は、年間5,000万円を限度として認められる。
(7) 特定の資産の買換え、交換の場合	<p>イ 平成23年3月31日まで [(ロ)の買換えについては、平成10年1月1日から平成23年12月31日まで] に次の買換え、交換により生じた譲渡資産(短期所有土地譲渡益課税制度の適用を受けるものを除く。)の譲渡益については、買換え資産の帳簿価額を圧縮することにより、原則として、その80%相当額までの損金算入ができる(課税の繰延べ)。</p> <p>ロ 譲渡事業年度に買換え資産の取得ができない場合には、特別勘定を設定することにより1年間(特定の場合は、税務署長の承認を得ることを条件に更に2年間)繰り越すことができる。</p> <p>ハ なお、1年前に先行取得した資産(特定の場合は、3年前の取得資産も可)についても圧縮記帳の対象とすることができる。</p> <p>ニ 買換え資産が土地である場合には、原則として、譲渡資産である土地の面積の5倍以内の面積部分に限り圧縮記帳の対象となる。</p> <p>(イ) 既成市街地等の内から外への買換え</p> <p>(ロ) 大気汚染規制区域の内から外へのばい煙発生施設の移転を伴う買換え</p> <p>(カ) 騒音規制区域の内から外への騒音発生施設の移転を伴う買換え</p> <p>(ニ) 水質汚濁規制水域、湖沼水質保全特別措置法の指定区域の内から外への污水排出施設の移転を伴う買換え</p> <p>(ホ) 既成市街地等又は市街化区域の内から外への農林業用資産の買換え</p> <p>(ヘ) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え</p> <p>(ト) 誘致区域(誘致度の非常に高い地域)の外から内への買換え</p> <p>(チ) 農村地域及び誘致区域の外から農村地域工業等導入地区の内への買換え</p> <p>(リ) 都市開発区域等(誘致度が誘致区域よりやや低い区域)及び誘致区域の外から都市開発区域等の内への買換え</p> <p>(ヌ) 土地等が土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴って取得される場合の既成市街地等(これに類する区域を含む。)内での買換え</p> <p>(ル) 建物の高層化に伴う同一敷地上の権利の変換が行われる場合のその買換え</p> <p>(レ) 既成市街地等内において行われる特定民間再開発事業の施行地区内の土地等と当該特定民間再開発事業により建築される中高層耐火建築物等との買換え</p> <p>(ロ) 既成市街地等又は近郊整備地帯等のうち人口集中地区の区域の特定整備区域内の木造の瑕疵や貸家住宅又はその敷地等を地方公共団体等に譲渡し、中高層の貸家住宅又はその敷地等を取得する場合の買換え</p> <p>(カ) 農用区域等内における土地等及び果樹の有効利用のための買換え</p> <p>(シ) 防災再開発促進地区内における防災街区整備事業に関する都市計画に基づく土地等の買換え</p> <p>(ク) 防災再開発促進地区内における認定建替計画に係る建築物の建替えを行う事業に伴う土地等の買換え</p> <p>(ケ) 長期所有土地等、建物等を譲渡し、国内にある土地等、建物等、機械装置、鉄道用の機関車及びコンテナ用の貨車を取得した場合の買換え</p> <p>(コ) その譲渡が内航海運業の構造改善に資することとなる日本船舶から減価償却資産への買換え</p> <p>(ク) 日本船舶と日本船舶との買換え</p>
(8) 特定の交換分合の場合	(イ) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による林地等交換分合又は協定関連交換分合により土地等を交換した場合 (ロ) 集落地域整備法の規定による交換分合により土地等を交換した場合

## 税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
(8) 特定の交換分合の場合 (続)	(ハ) 農住組合の組合員が農住組合法の規定による交換分合により土地等を交換した場合取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(9) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等につき造成後の宅地との交換等が行われる場合 取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(10) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合	民間都市開発の推進に関する特別措置法の認定を受けた事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等につき、平成23年3月31日までの間に、認定事業者が区域外に所有する土地等との交換が行われる場合、又は民間都市開発機構が提供する区域外の土地等に買い換える場合取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(11) 普通財産とその隣接する土地等の交換の場合	国有財産特別措置法の普通財産である一定の土地等（特定普通財産）とその隣接する土地とを交換する場合 帳簿価額の引継による課税の繰延べ
(12) 平成21・22年に土地等の先行取得をした場合	平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に土地等を取得し、本特例の適用を受ける旨の届出書を提出している場合において、取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、所有する他の土地等を譲渡したときの譲渡益については、先行して取得した土地等の帳簿価額を圧縮することにより、その80%（平成22年に取得した土地等のみを本特例の適用対象とする場合には60%）相当額までの損金算入ができる（課税の繰延べ）
(13) 一般交換の場合	1年以上保有していた固定資産を同種の資産（相手方が1年以上保有し、かつ、交換のために取得したもの以外の固定資産）と交換し、同一用途に供した場合で、かつ、双方の価額の差額が20%以下の場合 帳簿価額の引継ぎによる課税の繰延べ

23. 譲渡所得課

(参考) 土地譲渡益課

区分		年	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56		
基本 的 課 税 方 式	長 区 分		〔44年度改正〕 44.1.1かつ保有期間5年基準						〔50年度改正〕 44.1.1基準								
	個 人	長期	〔44年度改正 分離課税制度の創設〕 次により分離課税 45・46年 10% (住4%) 47・48年 15% (住5%) 49・50年 20% (住6%) (44年分は旧制度との選択適用)						〔50年度改正〕 51～54年 次により分離課税 2,000万円まで 20% (住6%) 2,000万円超 3/4 総合課税			〔55年度改正〕 55・56年 次により分離課税 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超8,000万円まで 1/2 総合課税 8,000万円超 3/4 総合課税					
		短期	〔44年度改正 分離課税制度の創設〕 45.1.1～														
	法 人	超 短期	次のいずれか多い方の税額による ① 40%相当額 (住12%相当額) ② 全額総合課税をした場合の上積 税額の110%相当額 (44年分は旧制度との選択適用)						〔48年度改正 個人の不動産業者等の土地譲渡益重課制度の創設〕 49.1.1～ 44.1.1以後の取得⇒次のいずれか多い方の税額による分離課税 ① 40%相当額 (住12%相当額) ② 全額総合課税をした場合の上積税額の110%相当額 (望ましい宅地供給に資する一定のものを除外。以下同じ。)								
		短期	通常 の法人税課税						〔48年度改正 法人の土地譲渡益 (短期) 重課制度の創設〕 49.4.1 (一部48.4.21) ～  44.1.1以後の取得 ⇒通常 の法人税に加え20%の税率で追加課税 (望ましい宅地供給に資する一定のものを除外。以下同じ。)								
	上記 以外																
課 税	軽 減 率 (個 人)	特定市街化区域農地等を譲渡した場合			〔48年度改正 創設〕 48年10% (住4%) 49・50年 15% (住5%)			〔51年度改正〕 51～53年 2,000万円まで 15% (住5%) 2,000万円超 20% (住6%)			〔54年度改正〕 54～59年 4,000万円まで 15% (住5%) 4,000万円超 20% (住6%)			〔54年度改正 創設〕 54～56年 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 1/2 総合課税			
		優良住宅地等を譲渡した場合															
特 例	買 換 え	(個 人・ 法 人)	取用等	〔44年度改正〕 1,200万円		〔48年度改正〕 2,000万円								〔50年度改正〕 3,000万円			
			特定土地 区画整理事業等	〔44年度創設〕 600万円		1,000万円								2,000万円			
			特定住宅地 造成事業等	〔44年度改正〕 300万円		500万円								1,500万円			
			農地保有 合理化等	〔45年度創設〕 150万円		250万円								500万円			
			居住用 (個人のみ)	〔44年度改正〕 1,000万円		1,700万円								3,000万円			
			〔44年度改正 廃止〕 45.1.1～ 居住用財産の買換え特例 (27年創設) を廃止														
			〔44年度改正〕 法人45.4.1～ 個人45.1.1～ 一般的な事業用資産の買換え特例を廃止して、国土政策・土地 政策に合致する特定の事業用資産の買換え特例を創設														

(注) 適用期限の延長は省略している。



税 制 度 の 概 要 (続)

税 制 度 の 沿 革

57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5・6	7	
〔57年度改正〕57～62.9.30 所有期間10年基準						〔62年9月改正〕62.10.1～9.3.31所有期間5年基準							
〔57年度改正〕57年～63年 次により分離課税 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 1/2 総合課税						〔63年12月改正〕元～3年 次により分離課税 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 25% (住7.5%)		〔3年度改正〕 4年～6年 次により分離課税 一律30% (住9%)		〔7年度改正〕 7年 次により分離課税 4,000万円まで 25% (住7.5%) 4,000万円超 30% (住9%)			
〔57年度改正〕57.1.1～ その年1月1日で所有期間10年以下⇨同左						〔62年9月改正〕62.10.1～ その年1月1日で所有期間5年以下⇨同左 〔62年9月改正 個人の不動産業者等の超短期重課制度の創設〕 62.10.1～9.12.31 その年1月1日で所有期間2年以下⇨次のいずれか多い方の税額による分離課税 ① 50%相当額 (住15%相当額) ② 全額総合課税をした場合の上積税額の120%相当額							
〔57年度改正〕57.1.1～ その年1月1日で所有期間10年以下⇨同左						〔62年9月改正〕 62.10.1～ その年1月1日で所有期間5年以下 ⇨通常の法人税に加え20%の税率で追加課税 〔62年9月改正 超短期重課制度の創設〕 62.10.1～ その年1月1日で所有期間2年以下 ⇨通常の法人税に加え30%の税率で追加課税 〔3年度改正 分離課税制度の創設〕 4.1.1～ その年1月1日で所有期間2年以下 ⇨通常の法人税率に30%の税率を加算した税率による分離課税 〔3年度改正 一般土地譲渡益重課制度創設〕4.1.1～⇨通常の法人税に加え10%の税率で追加課税							
			〔60年度改正〕60～63年 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 25% (住7.5%)			〔63年12月改正〕元～3年 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 22.5% (住7%)		〔3年度改正〕 4.1.1～ 一律 27.5% (住8%)		5.1.1～ 廃止			
〔57年度改正〕57.1.1～ 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 25% (住7.5%)						〔63年度改正〕 63.4.1～ 一律20% (住6%)		〔3年度改正〕3.1.1～ 一律15% (住5%)					
居住用財産を 譲渡した場合						〔63年度改正 創設〕63.4.1～ 4,000万円まで 10% (住4%) 4,000万円超 15% (住5%)			〔3年度改正〕4.1.1～ 6,000万円まで 10% (住4%) 6,000万円超 15% (住5%)				
						〔元年度改正〕 5,000万円 (適用期限あり)			〔3年度改正〕 5,000万円				
						〔元年度改正〕 800万円 (適用期限あり)			〔元年度改正〕 800万円				
〔57年度改正 復活〕 57.1.1～ 所有期間10年超の居住用財産に限定して復活						〔63年度改正 原則廃止〕 63.4.1～ 父母等から相続等により取得し、かつ、譲渡者の居住期間が30年以上のものに限定						〔5年度改正 一部復活〕 5.4.1～9.12.31 ①土地の対価の額について、国土利用計画法に基づく動員等を受けていないこと ②譲渡価額が1億円以下 (6.11～2億円以下)のもの ③譲渡者の居住期間10年以上等一定の要件を満たすものに限定	
〔57年度改正〕57.1.1～ 長期所有土地等の判定基準の緩和 44.1.1以前取得⇨所有期間10年超			〔61年度改正〕 法人61.4.1～ 課税の繰延額の2割縮減		〔62年9月改正〕 個人62.10.1～ 課税の繰延額の2割縮減		〔3年度改正〕 4.1.1～ 長期所有土地等から減価償却資産への買換えを廃止		〔4年度改正〕 設備投資促進のための長期所有土地等から減価償却資産への買換えの追加		〔6年度改正〕 設備投資促進のための長期所有土地等から既成市街地等以外の地域内の減価償却資産への買換えの追加		〔7年度改正〕 事業革新の円滑化、中小企業の新分野進出のための買換えの追加

23. 譲渡所得課

(参考) 土地譲渡益課

年		8	9	10	11	12	13		
基本 的 課 税 方 式	区分	[8年度改正] 所有期間5年基準 (特例方式の廃止)							
	長区	[8年度改正] 8・9年次により分離課税 4,000万円まで 20% (住6%) 8,000万円まで 25% (住7.5%) 8,000万円超 30% (住9%)							
	短区	[10年度改正] 10年次により分離課税 6,000万円まで 20% (住6%) 6,000万円超 25% (住7.5%)							
	長期	[8年度改正] 8・9年次により分離課税 4,000万円まで 20% (住6%) 8,000万円まで 25% (住7.5%) 8,000万円超 30% (住9%)			[10年度改正] 10年次により分離課税 6,000万円まで 20% (住6%) 6,000万円超 25% (住7.5%)		[11年度改正] 11年～15年次により分離課税 一律20% (住6%)		
	短期	[13年度改正] 適用期限延長 ～15.12.31							
	超短期	(個人の不動産業者等の土地譲渡益重課制度)			[10年度改正] 10.1.1～12.12.31 適用停止		[13年度改正] 停止措置延長 ～15.12.31		
	超短期	(個人の不動産業者等の超短期重課制度)			[10年度改正] 10.1.1～ 廃止				
	短期	[8年度改正] 8.1.1～その年1月1日で所有期間5年以下 ⇒通常の法人税に加え10%の税率で追加課税			[10年度改正] 10.1.1～12.12.31 ⇒適用停止		[13年度改正] 停止措置延長 ～15.12.31		
	超短期	[8年度改正] 8.1.1～14.3.31 その年1月1日で所有期間2年以下 ⇒通常の法人税に加え15%の税率で追加課税			[10年度改正] 10.1.1～ ⇒廃止				
	上記以外	[8年度改正] 8.1.1～ ⇒通常の法人税に加え5%の税率で追加課税			[10年度改正] 10.1.1～12.12.31 ⇒適用停止		[13年度改正] 停止措置延長 ～15.12.31		
課 税 の 特 例	軽減税率(個人)	[8年度改正] 9.1.1～13.3.31 4,000万円まで15% (住5%) 4,000万円超 20% (住6%)				[13年度改正] 適用期限延長 ～15.12.31			
	特別控除(個人・法人)								
	居住用(個人)				[10年度改正] 要件緩和) 10年～15年 ①譲渡者の居住期間10年以上 ②買換資産についての面積要件等一定の要件を満たすものに限定		[13年度改正] 適用期限延長 ①適用期限延長～15.12.31 ②買換資産に係る面積要件等の緩和		
	事業用(個人・法人)	[8年度改正] 沿道整備権利移転等促進計画等の買換えの追加		[9年度改正] 防災街区整備促進等土地等の買換えの追加		[10年度改正] 長期所有土地等(所有期間10年超)の買換え10.1.1～12.12.31までの間、地域限定要件なし一律課税繰延割合80%		[11年8月改正] 事業革新の円滑化、中小企業の新分野進出のための買換えを事業再構築のための買換えに改組	
	買換え	[12年度改正] 移転促進地域から誘導地域内への買換えを廃止		[13年度改正] 水道水源水域に係る特定施設等の移転に伴う買換え、新産業都市区域外から内への買換え、過度集積地域から特定の拠点地区内への産業界施設の移転に伴う買換え等を廃止					



## 24. 法人税率

適用事業年度 区分	各事業年度の所得に対する税率										
	普通法人					協同組合等		公益法人等(注1)			
	基本税率		軽減税率			留保分	配当分	留保分	配当分	右記 以外	公益社団・財 団法人、非營 利型一般社 団・財団法人
	留保分	配当分	所得区分		留保分						
昭和 43. 4. 1以降終了	35%	26%	(年300万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ)		28%	22%	23%	19%	23%	—	
45. 5. 1 ♪	36.75%	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	—	
47. 4. 1以降開始	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	—	
48. 4. 1 ♪	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	—	
49. 5. 1以降終了	40%	28%	(年600万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ)		〃	〃	〃	〃	〃	—	
50. 5. 1 ♪	〃	30%	(年700万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ)		〃	〃	〃	〃	〃	—	
56. 4. 1 ♪	42%	32%	(年800万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ)		30%	24%	25%	21%	25%	—	
59. 4. 1 ♪	43.3%	33.3%	〃		31%	25%	26%	22%	26%	—	
60. 4. 1 ♪	〃	〃	〃		〃	〃	28%	23%	28%	—	
62. 4. 1 ♪	42%	32%	〃		30%	24%	27%	22%	27%	—	
平成 元. 4. 1以降開始	40%	35%	〃		29%	26%	〃 (特定の協 同組合等 の所得10 億円超の 部分30%)	25%	〃	—	
2. 4. 1 ♪	37.5%		〃		28%		〃 (特定の協同組合 等の所得10億円 超の部分30%)	27%		—	
10. 4. 1 ♪	34.5%		〃		25%		〃 (特定の協同組合 等の所得10億円 超の部分30%)	25%		—	
11. 4. 1 ♪	30%		〃		22%		〃 (特定の協同組合 等の所得10億円 超の部分26%)	22%		—	
13. 4. 1 ♪	〃		〃		〃		〃		〃		
18. 4. 1 ♪	〃		〃		〃		〃		〃		
19. 4. 1 ♪	〃		〃		〃		〃		〃		
20. 4. 1 ♪	〃		〃		〃		〃		30% (年所得800万円 以下の部分22% (20.12.1以降終了))		
21. 4. 1以降終了 (注2)	〃		〃		18%		〃 (年所得800万円以 下の部分18% 特定の協同組合 等の所得10億円 超の部分26%)	〃 (年所得 800万円以 下の分 18%)	30% (年所得800万 円以下の部分 18%)		
22. 4. 1以降開始	〃		(年800万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ(資本金の額等 が5億円以上である法 人等との間にその法人 等による完全支関係 があるもの等を除く。))		〃		〃		〃		

(注1) 他の法律により公益法人等とみなされる次の法人については収益事業から生じた所得に対して普通法人と同じ税率で法人税が課税される。  
認可地縁団体、管理組合法人、政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合

の 推 移

清算所得に対する税率				同族会社の留保金に対する税率 〔各事業年度の留保所得金額から次の①、②、③、④のうち、最も多い金額を控除した金額〕				退職年金等積立金に対する税率
積立金から成る部分		その他		①資本金基準	②所得基準	③定額基準	④自己資本比率基準	
普通法人	協同組合等	普通法人	協同組合等	資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額	30%	年150万円	—	退職年金業務等を行う法人の退職年金等積立金の額の1%
非課税 (積立金から成る部分については清算所得に対する法人税を課さない。)		30% (42.6.1以後の解散又は合併から適用)	21% (42.6.1以後の解散又は合併から適用)					
〃	〃	〃	〃	〃	35% (45.4.1以降開始)	年200万円 (45.4.1以降開始)	—	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	年350万円	—	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	年500万円	—	〃
〃	35%	〃	〃	〃	〃	年1,000万円 (49.4.1以降開始)	—	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	年1,500万円 (50.4.1以降開始)	—	〃
〃	37% (56.4.1以後の解散又は合併から適用)	23% (56.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	38.1% (59.4.1以後の解散又は合併から適用)	23.9% (59.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	〃	25.8% (60.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	37% (62.4.1以後の解散又は合併から適用)	24.8% (62.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	35.2% (元4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	33% (24.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	30.7% (10.4.1以後の解散又は合併から適用)	23.1% (10.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	27.1% (11.4.1以後の解散又は合併から適用)	20.5% (11.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃 (13.4.1~18.3.31までの間に開始する事業年度は課税停止)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃 (13.4.1~18.3.31までの間に開始する事業年度は課税停止)
〃	〃	〃	〃	〃	40% (中小法人は50%)	年2,000万円	自己資本比率(自己資本(同族関係者からの借入金を含む)/総資産)が30%に達するまでの額(自己資本比率が30%未満の中小法人のみ)	〃 (18.4.1~20.3.31までの間に開始する事業年度は課税停止)
〃	〃	〃	〃	〃	40%	〃	—	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃 (18.4.1~20.3.31までの間に開始する事業年度は課税停止)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃
清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行				〃	〃	〃	—	〃

(注2) 平21. 4. 1から平23. 3.31までの間に終了する各事業年度について適用される税率。

25. 法人課税の

区 分	表	面	税	率	
日本 以下 (資本金1億円)	税 目	年400万円以下	年400万円超～年800万円	年800万円超	
	法人税	22.00% (18.00%)	22.00% (18.00%)	30.00%	
	道府県民税	1.10 (0.90)	1.10 (0.90)	1.50	
	市町村民税	2.71 (2.21)	2.71 (2.21)	3.69	
		4.89	7.24	9.59	
アメリカ	税 目	年50千ドル以下	年50千ドル～75千ドル	年75千ドル～1千万ドル	1千万ドル超
	法人税	15.00%	25.00%	34.00%	35.00%
		8.84	8.84	8.84	8.84
イギリス	税 目	年間利潤額 30万ポンド以下		年間利潤額 30万ポンド超	
	法人税	21.00%		28.00%	
ドイツ	税 目				
	法人税			15.00%	13.58
フランス	税 目				
	法人税	33⅓%			

(参考)

1. 資本金1億円超の法人の実効税率は、39.54%（東京都の場合は40.69%）である。
2. 地方税の標準税率は、道府県民税は法人税額の5.0%、市町村民税は法人税額の12.3%である。
3. 実効税率の計算に当たっては、事業税は、翌期の法人税及び事業税の所得計算上損金に算入されるので、その点を調整している。
4. 平成20年10月以降の事業税については、地方法人特別税を含む。
5. 括弧書の法人税率については、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度について適用。
6. 平成11年度改正前（平成10年度）の法人課税の税率水準は、次のとおりである。

日本

区 分	年400万円以下	年400万円超～ 年800万円	年800万円超
表 法人税	25.00%	25.00%	34.50%
面 道府県民税	1.25	1.25	1.73
税 市町村民税	3.08	3.08	4.24
率 事業税	5.60	8.40	11.00
調整後	33.07	34.80	46.36

7. 軽減税率については、資本金の額等が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係がある普通法人等には適用しない。

26. 法人の種類別法人数,

区 分	法 人 数	所 得 金 額		税 額
		利 益	欠 損	
内 普 通 法 人 等	2,842,456	329,108	245,241	
会 社 等	1,368	79	1346	
うち 特定目的会社	1,908	23	27	
企業 業 法 人	45,077	7,107	2,141	
医療 法 人	1,487	24	28	
(旧) 中間 法 人	2,890,928	336,261	247,437	88,031
小 計	13,058	112	148	27
人 格 の な い 社 団 等				
協 同 組 合 等				
農 業 協 同 組 合 及 び 同 連 合 会	3,227	3,491	628	

(備考)

1. 「国税庁統計年報書」による。
2. 「法人数」は、平成21年6月30日時点での件数であり連結親法人及び子法人の数を含んでいる。
3. 「所得金額」及び「税額」については、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に終了した事業年度について、平成21年7月31日現在で調査し

## 税率の国際比較

調 整 後			
年400万円以下	年400万円超～年800万円		年800万円超
20.97% (17.16%) 1.05 (0.86) 2.58 (2.11) 4.66 (4.66)	20.52% (16.79%) 1.03 (10.90) 2.52 (2.07) 6.75 (6.75)		27.38% 1.37 3.37 8.59
(計) 29.26 ((計) 24.79)	(計) 30.82 ((計) 26.45)		(計) 40.87
年50千ドル以下	年50千ドル～75千ドル	年75千ドル～1千万ドル	1千万ドル超
13.67% 8.84	22.79% 8.84	30.99% 8.84	31.91% 8.84
(計) 22.51	(計) 31.63	(計) 39.83	(計) 40.75
年間利潤額 30万ポンド以下	年間利潤額30万～ 150万ポンド	年間利潤額 150万ポンド超	
21.00%	21.00～28.00%	28.00%	
	15.00% 13.58		
(計)	29.41		
	33⅓%		
(計)	33⅓%		

- アメリカ
- 課税所得10万ドル超の法人については、所得が10万ドルを超える部分の5%相当額(11,750ドルを限度とする。)を、課税所得1千5百万ドル超の法人については、所得が1千5百万ドルを超える部分の3%相当額(10万ドルを限度とする。)を、上記税率を用いて計算した額に加算して法人税額とする。
  - 実効税率の計算に当たっては、州法人税(ロサンゼルス市を例にとった。)は連邦税の計算上損金に算入されるので、その点を調整している。なお、ニューヨーク市の実効税率は45.67%である。
- イギリス
- 年間利潤額とは、法人の課税所得に、受取配当額(グループ内の他の法人から受け取ったものを除く。)及びその90分の10相当額を加算した額である。
  - 年間利潤額30万～150万ポンドの法人については、課税所得に30%(2008年以降、28%)の税率を乗じて税額を算出した後、(150万ポンドー年間利潤額)× $\frac{\text{課税所得}}{\text{年間利潤額}} \times \frac{11}{400}$ を算出税額から控除する。
- ドイツ
- 営業税は市町村税であるが、ここでは2008年の全ドイツ平均値を用いている。
  - 実効税率の計算においては、付加税(法人税額に対して5.5%の税率で課税)を加算している。

## 所得金額及び税額(平成20年度分)

(単位 社、億円)

区 分	法 人 数	所 得 金 額		税 額
		利 益	欠 損	
消費生活協同組合及び同連合会	702	1,102	160	
中小企業協同組合(企業組合を除く。)	17,161	492	481	
漁業生産組合、漁業協同組合及び同連合会	2,113	139	94	
森林組合及び同連合会	3,254	63	28	
その他	21,178	3,032	4,114	
小 計	47,635	8,318	5,503	1,587
公 益 法 人	44,331	2,227	2,426	481
外 国 法 人	5,914	4,144	4,764	1,185
小 計	3,001,866	351,063	260,278	91,311
連 結 法 人		20,618	41,426	3,426
合 計	3,001,866	371,681	301,705	94,737

たものである。

- 「税額」欄は、所得金額及び留保金額に対する税額から、所得税額等の税額控除を差し引いた税額を示す。
- 「(旧)中間法人」には、無限責任中間法人のほか、一部の一般社団・財団法人が含まれている。

## 27. 法人の資本金階級別の所得

所得階級	資本金階級 番号	500万円未満		500万円以上		1,000万円以上		5,000万円以上		1億円以上	
		法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
利益計上法人											
100万円未満	1	132,429	478	36,851	146	84,721	397	1,325	7	321	2
100万円以上	2	39,722	561	12,301	168	36,604	511	1,663	24	214	3
200万円	3	25,604	629	9,225	226	21,304	535	1,140	29	142	3
300万円	4	23,539	924	8,761	333	31,583	1,239	1,464	58	419	16
500万円	5	22,673	1,644	9,831	666	47,938	3,517	3,024	223	646	47
1,000万円	6	14,115	1,933	7,652	1103	44,792	6,233	4,156	611	1,031	153
2,000万円	7	8,426	2,399	4,822	1,479	37,786	11,362	5,822	1,828	1,848	635
5,000万円	8	1,503	947	1,047	672	15,936	10,900	3,652	2,605	2,077	1,517
1億円	9	659	839	503	657	7,470	10,520	3,479	4,917	2,436	3,580
2億円	10	389	1,297	214	635	4,283	13,125	2,172	6,461	2,573	8,384
5億円	11	24	127	169	1116	422	2,850	727	4,918	1,358	9,690
10億円	12	12	446	68	742	332	9,013	255	5,234	1,218	32,445
計	13	269,095	12,225	91,444	7,942	333,171	70,203	28,879	26,915	14,283	56,477
欠損法人	14	907,474	21,989	231,379	6,985	666,637	54,149	31,255	14,666	16,075	34,801

(備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。

2. 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に終了した事業年度について、平成21年7月31日現在で調査したものである。

3. 決算期が年2回以上の法人の所得金額は上期と下期の合計額により、「利益」の事業年度と「欠損」の事業年度がある場合は、利益事業年度の所得金額は「利益計上法人」欄に含め、欠損事業年度の欠損金額は「欠損法人」欄に含めた。

## 28. 法人数(普通法人)の業種別の資本金階級別表(平成20年度分)

(単位 社)

業種	資本金階級	100万円未満	100万円以上	500万円以上	1,000万円以上	5,000万円以上	1億円以上	10億円以上	50億円以上	100億円以上	合計
農林水産業		852	12,582	4,533	4,769	434	140		9		23,319
鉱業		27	943	540	2,214	189	84	38	16	22	4,073
建設業		5,818	186,297	68,062	160,027	6,816	1,437	164	58	43	428,722
繊維工業		240	4,370	1,363	7,283	396	172	22	12	9	13,867
化学工業		406	10,102	3,774	19,207	1,943	1,424	326	91	115	37,388
鉄鋼金属工業		444	21,895	7,560	25,688	1,594	816	136	41	41	58,215
機械工業		837	31,447	10,557	40,718	3,306	2,083	466	132	183	89,729
食料品製造業		887	16,533	5,405	18,596	1,650	791	122	31	39	44,054
出版印刷業		532	14,942	3,572	19,089	926	430	40	12		39,543
その他の製造業		1,344	38,514	12,006	40,963	2,362	1,059	146	43	45	96,482
卸売業		3,154	76,830	24,416	143,386	8,572	4,146	459	87	82	261,132
小売業		8,731	178,967	48,425	108,765	4,477	1,718	241	48	65	351,437
料理飲食旅館業		2,911	67,821	16,973	30,123	2,019	916	129	20	12	120,924
金融保険業		2,236	22,315	3,268	12,411	1,310	1,926	726	159	343	44,694
不動産業		6,118	127,492	30,683	101,828	6,577	2,827	270	43	39	275,877
運輸通信公益事業		855	21,147	13,180	43,149	3,354	2,055	414	68	123	84,345
サービス業		23,719	279,528	57,408	194,351	12,151	7,453	705	95	121	575,531
企業組合		567	668	218	638			38			2,129
相互会社		-	-	-	-	-	-	-	-	6	6
医療法人		1,242	3,256	10,880	26,603	2,032	869		11		44,893
計		60,920	1,115,649	322,823	999,808	60,134	30,358	4,418	951	1,299	2,596,360

(備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。

2. 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に終了した事業年度について、平成21年7月31日現在で調査したものである。

3. 本表は、連結法人を除いている。

4. 相互会社は実態に即して便宜的に資本金100億円の階級として集計している。



階級別表 (平成20年度分)

(単位 社, 億円)

10億円以上		100億円以上		合 計		番 号
法人数	金 額	法人数	金 額	法人数	金 額	
30	0	2	0	255,679	1,030	1
173	3	24	0	90,701	1,271	2
29	1	7	0	57,451	1,423	3
27	1	7	0	65,800	2,573	4
27	2	9	1	84,148	6,100	5
43	7	3	0	71,792	10,039	6
94	33	9	3	58,807	17,739	7
113	83	7	5	24,335	16,729	8
219	329	12	16	14,778	20,859	9
442	1,526	30	98	10,103	31,526	10
454	3,290	36	252	3,190	22,243	11
1,094	43,349	512	108,034	3,491	199,263	12
2,745	48,622	658	108,411	740,275	330,795	13
2,624	25,574	641	83,301	1,856,085	241,464	14

(単位 社, 億円)

所得階級	番 号	連結法人	
		法人数	金 額
利 益 計 上 法 人			
100万円 未 満	1	13	0
100万円 以 上	2	4	0
200万円 〃	3	5	0
300万円 〃	4	8	0
500万円 〃	5	16	1
1,000万円 〃	6	19	3
2,000万円 〃	7	22	8
5,000万円 〃	8	19	13
1億円 〃	9	23	34
2億円 〃	10	30	99
5億円 〃	11	21	155
10億円 〃	12	78	21,101
計	13	258	21,414
欠 損 法 人	14	490	41,577

29. 法人数の累年比較

(単位 社, %)

区 分	普 通 法 人		協 同 組 合 等		公 益 法 人 等		計	
	法人数	割 合	法人数	割 合	法人数	割 合	法人数	割 合
昭和45年分……	986,825	94.8	48,488	4.7	4,847	0.5	1,040,160	100.0
50……	1,346,476	95.4	54,615	3.9	9,519	0.7	1,410,610	100.0
55……	1,645,589	95.8	60,172	3.5	12,442	0.7	1,718,203	100.0
60……	1,902,956	96.0	61,832	3.1	17,846	0.9	1,982,634	100.0
平成 5……	2,561,830	96.9	57,842	2.1	22,367	0.8	2,642,039	100.0
6……	2,608,444	97.0	57,626	2.1	22,912	0.9	2,688,982	100.0
7……	2,650,201	97.0	57,452	2.1	23,470	0.9	2,731,123	100.0
8……	2,694,814	97.1	57,124	2.1	24,075	0.9	2,776,013	100.0
9……	2,667,689	97.0	56,721	2.1	24,689	0.9	2,749,099	100.0
10……	2,699,881	97.1	56,052	2.0	25,374	0.9	2,781,307	100.0
11……	2,730,482	97.1	55,393	2.0	25,980	0.9	2,811,855	100.0
12……	2,766,457	97.1	55,067	1.9	26,459	0.9	2,847,983	100.0
13……	2,791,841	97.1	54,313	1.9	27,957	1.0	2,874,111	100.0
14……	2,806,347	97.1	53,613	1.9	30,397	1.1	2,890,357	100.0
15……	2,790,489	97.0	52,529	1.8	32,631	1.1	2,875,649	100.0
16……	2,809,691	97.0	51,724	1.8	35,511	1.2	2,896,926	100.0
17……	2,830,691	96.9	51,019	1.7	38,511	1.3	2,920,221	100.0
18……	2,853,438	96.9	50,277	1.7	40,992	1.4	2,944,707	100.0
19……	2,892,567	96.9	48,594	1.6	43,278	1.5	2,984,439	100.0
20……	2,890,928	96.9	47,635	1.6	44,331	1.5	2,982,894	100.0

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。  
 2. 「法人数」は平成21年6月30日現在の内国法人(人格のない社団等を除く。)の数である。  
 3. 平成19年度以降は、連結法人を含んでいる。

税           率	法人税 (1) 「各事業年度の所得」については ① 普通法人 イ 資本金1億円以下のもの(注1) (年800万円以下の所得) (年800万円超の所得) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">63年度</td> <td style="width: 10%;">平元</td> <td style="width: 10%;">平2</td> <td style="width: 10%;">平10</td> <td style="width: 10%;">平11</td> <td style="width: 10%;">平21~(注2)</td> <td style="width: 10%;">63年度</td> <td style="width: 10%;">平元</td> <td style="width: 10%;">平2</td> <td style="width: 10%;">平10</td> <td style="width: 10%;">平11~</td> </tr> <tr> <td>留保分</td> <td>30%</td> <td>29%</td> <td rowspan="2">} 28%</td> <td rowspan="2">25%</td> <td rowspan="2">22%</td> <td rowspan="2">18%</td> <td>42%</td> <td>40%</td> <td rowspan="2">} 37.5%</td> <td rowspan="2">34.5%</td> <td rowspan="2">30%</td> </tr> <tr> <td>配当分</td> <td>24%</td> <td>26%</td> <td>32%</td> <td>35%</td> </tr> </table> ロ 資本金1億円超のもの <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">63年度</td> <td style="width: 10%;">平元</td> <td style="width: 10%;">平2</td> <td style="width: 10%;">平10</td> <td style="width: 10%;">平11~</td> </tr> <tr> <td>留保分</td> <td>42%</td> <td>40%</td> <td rowspan="2">} 37.5%</td> <td rowspan="2">34.5%</td> <td rowspan="2">30%</td> </tr> <tr> <td>配当分</td> <td>32%</td> <td>35%</td> </tr> </table> ② 公益法人等 イ 下記以外のもの 63年度 平10 平11 平21~ 27% 25% 22% 22%(18%(注3)) ロ 公益社団・財団法人、非営利型一般社団・財団法人 (年800万円以下の所得) (年800万円超の所得) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">平20</td> <td style="width: 10%;">平21~(注1)</td> <td style="width: 10%;">平20~</td> </tr> <tr> <td></td> <td>22%</td> <td>18%</td> <td>30%</td> </tr> </table> ③ 協同組合等 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">63年度</td> <td style="width: 10%;">平元</td> <td style="width: 10%;">平2</td> <td style="width: 10%;">平10</td> <td style="width: 10%;">平11</td> <td style="width: 10%;">平21~</td> </tr> <tr> <td>留保分</td> <td>27%</td> <td>27%</td> <td rowspan="2">} 27%</td> <td rowspan="2">25%</td> <td rowspan="2">22%</td> <td rowspan="2">22%(18%(注2))</td> </tr> <tr> <td>配当分</td> <td>22%</td> <td>25%</td> </tr> </table> (注1) 資本金の額等が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係があるもの等を除く。 (注2) 平21.4.1~平23.3.31までの間に終了する各事業年度 (注3) 平21.4.1~平23.3.31までの間に終了する各事業年度の年800万円以下の所得に対する税率		63年度	平元	平2	平10	平11	平21~(注2)	63年度	平元	平2	平10	平11~	留保分	30%	29%	} 28%	25%	22%	18%	42%	40%	} 37.5%	34.5%	30%	配当分	24%	26%	32%	35%		63年度	平元	平2	平10	平11~	留保分	42%	40%	} 37.5%	34.5%	30%	配当分	32%	35%		平20	平21~(注1)	平20~		22%	18%	30%		63年度	平元	平2	平10	平11	平21~	留保分	27%	27%	} 27%	25%	22%	22%(18%(注2))	配当分	22%	25%
		63年度	平元	平2	平10	平11	平21~(注2)	63年度	平元	平2	平10	平11~																																																										
	留保分	30%	29%	} 28%	25%	22%	18%	42%	40%	} 37.5%	34.5%	30%																																																										
	配当分	24%	26%					32%	35%																																																													
		63年度	平元	平2	平10	平11~																																																																
	留保分	42%	40%	} 37.5%	34.5%	30%																																																																
	配当分	32%	35%																																																																			
		平20	平21~(注1)	平20~																																																																		
		22%	18%	30%																																																																		
		63年度	平元	平2	平10	平11	平21~																																																															
留保分	27%	27%	} 27%	25%	22%	22%(18%(注2))																																																																
配当分	22%	25%																																																																				
	(2) 「清算所得」については <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">63年度</td> <td style="width: 10%;">平元</td> <td style="width: 10%;">平2</td> <td style="width: 10%;">平10</td> <td style="width: 10%;">平11</td> <td style="width: 10%;">平22~</td> </tr> <tr> <td>① 普通法人</td> <td>37%</td> <td>35.2%</td> <td>33%</td> <td>30.7%</td> <td>27.1%</td> <td rowspan="2">} 通常の所得課税に移行 (平22.10.1より)</td> </tr> <tr> <td>② 協同組合等</td> <td>24.8%</td> <td>24.8%</td> <td>24.8%</td> <td>23.1%</td> <td>20.5%</td> </tr> </table>		63年度	平元	平2	平10	平11	平22~	① 普通法人	37%	35.2%	33%	30.7%	27.1%	} 通常の所得課税に移行 (平22.10.1より)	② 協同組合等	24.8%	24.8%	24.8%	23.1%	20.5%																																																	
	63年度	平元	平2	平10	平11	平22~																																																																
① 普通法人	37%	35.2%	33%	30.7%	27.1%	} 通常の所得課税に移行 (平22.10.1より)																																																																
② 協同組合等	24.8%	24.8%	24.8%	23.1%	20.5%																																																																	
所 得 の 計 算 (主 な も の)	(1) 受取配当等の益金不算入 完全子法人株式等及び関係人株式等(株式保有割合25%以上。完全子法人株式等を除く。)以外の株式等に係る受取配当等(負債利子控除後の金額。以下同じ。)についてはその50%相当額が益金不算入、完全子法人株式等及び関係人株式等に係る受取配当等についてはその全額(関係人株式等に係る受取配当等は、負債利子控除後の金額)が益金不算入とされる。 (注) 受取配当等には、証券投資信託(信託財産の75%超を株式又は外貨建資産で運用できるものを除く。)の収益分配金の2分の1(信託財産の50%超75%以下を株式で運用できるもの又は外貨建資産で運用できるものは、4分の1)を含む。																																																																					
	(2) 外国子会社からの受取配当等の益金不算入 外国子会社(株式保有割合25%以上)の株式等に係る受取配当等についてはその95%相当額(受取配当等の5%相当額を経費とみなして控除)が益金不算入とされる。																																																																					
	(3) 有価証券の期末評価方法 売買目的の有価証券については時価法、その他の有価証券については原価法による。																																																																					
	(4) 棚卸資産の期末評価方法 原価法又は低価法(期末の一般的な時価)による。ただし、トレーディング目的の棚卸資産については、時価法による。																																																																					
	(5) 減価償却(後掲) (6) 引当金 ① 貸倒引当金 イ 貸倒引当金の繰入限度額は、期末貸金を個別に評価する貸金(その一部につき回収が不能となった債権に限る。)と一括して評価するその他の貸金とに区分してそれぞれ計算する。個別に評価する貸金については債務者ごとに貸倒れが見込まれる事由に応じた回収不能見込額を計算し、一括して評価する貸金については実績繰入率(過去3年間の貸倒実績率)を乗じて貸倒見込額を計算する。																																																																					

## 度 の 概 要

所 得 の 計 算 （ 主 な も の ） （ 続	<p>ロ 中小法人については、実績繰入率に代えて法定繰入率（租税特別措置）を適用できる（本特例については、資本金の額等が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係がある中小法人等には適用しない。）。</p> <p>② 賞与引当金 賞与引当金の積立では認められない。</p> <p>（注）賞与は、その支払をする日の属する事業年度の損金の額に算入する。ただし、事業年度末までに支給する賞与の額が受給者に通知され、その後すみやかに（1ヵ月以内が限度）支払われるものであること等の要件に該当するものについては、未払費用として損金の額に算入できる。</p> <p>③ 退職給与引当金 退職給与引当金の積立では認められない。なお、廃止前の退職給与引当金勘定の金額については、平成14年度から4年間（中小法人及び協同組合等については、10年間）で取り崩される。</p> <p>④ 製品保証等引当金 製品保証等引当金の積立では認められない。</p> <p>⑤ 特別修繕引当金 特別修繕引当金の積立では認められないが、廃止前の特別修繕引当金制度における繰入限度額の4分の3相当額の特別修繕準備金（租税特別措置）の積立が認められる。</p> <p>⑥ 返品調整引当金（省略）</p> <p>(7) 収益計上基準の特例</p> <p>① 長期工事に係る収益計上の特例</p> <p>イ 工事（製造及びソフトウェアの開発を含む。）のうち、工事期間が1年以上で、かつ、請負金額10億円以上のもの（長期大規模工事）の請負については、工事進行基準により各事業年度の収益の額及び費用の額を計算する。</p> <p>ロ 長期大規模工事以外の工事の請負については、工事進行基準と工事完成基準のいずれかにより各事業年度の収益の額及び費用の額を計算することができる。</p> <p>② 割賦販売等に係る収益計上の特例 賦払期間が2年以上であること等所定の要件を満たす商品の割賦販売等及び資産の売買とみなされるリース取引による資産の譲渡については、延払基準により収益の額及び費用の額を計算することができる。</p>
留 保 金 課 税	<p>特定同族会社の留保金課税</p> <p>法人が特定同族会社に該当する場合で、留保金額が留保控除額（①所得等の金額の40%相当額、②2,000万円、③資本金の25%相当額から利益積立金額を控除した金額のうち最も多い金額）を超えるときは、通常の法人税に加え、その超える部分に対して特別税率（年3,000万円以下の部分は10%、年1億円以下の部分は15%、年1億円超の部分は20%）を適用して計算した留保税額が課される。</p> <p>（注）特定同族会社とは、1株主グループ（その同族関係者を含む。）による持株割合等が50%を超える会社（資本金又は出資金の額が1億円以下の会社にあつては、資本金の額等が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係があるもの等に限る。）をいう。</p>
租 税 の 特 別 減 免	<p>(1) 研究開発税制（措法42の4）</p> <p>① 試験研究費の総額に係る税額控除制度…試験研究費の総額に対し、試験研究費割合に応じ8%～10%相当額の税額控除（当期の法人税額の20%（21年度（経済危機対策関連）改正案：平成21.4.1～平成23.3.31までの間に開始する事業年度については、30%）相当額を限度）ができる。</p> <p>試験研究費割合とは、試験研究費の総額の売上金額（当期を含む4年間の平均売上金額）に対する割合である。</p> <p>② 特別試験研究費の税額控除制度…大学、公的研究機関等との共同試験研究・委託試験研究又は希少疾病用医薬品若しくは希少疾病用医療機器に関する試験研究について、①と合わせてこれらの試験研究に係る試験研究費の額の12%相当額の税額控除（①の税額控除と合計して当期の法人税額の20%（平成21.4.1～平成23.3.31までの間に開始する事業年度については、30%）相当額を限度）ができる。</p>

- ③ 中小企業技術基盤強化税制…中小企業者等の試験研究費について、上記①、②の税額控除制度の適用に代えて、試験研究費の総額の12%相当額の税額控除（当期の法人税額の20%（平成21.4.1～平成23.3.31までの間に開始する事業年度については、30%）を限度）ができる。
- なお、控除限度超過額については、当期の試験研究費の総額が前期の試験研究費の総額を超えるときは、1年間の繰越し（上記①～③の税額控除と合計して当期の法人税額の20%を限度）ができる。（平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とする。この場合に、繰越控除の適用を受けることができる限度額は、当期の法人税額の30%とする。）
- ④ 上記①～③の基本制度とは別枠で、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各事業年度において、下記イ、ロの選択適用により、税額控除の上乗せ措置（当期の法人税額の10%相当額を限度）が講じられている。
- イ 当期の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合  
比較試験研究費を超える部分の5%相当額
- ロ 当期の試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合 超える部分に超過税額控除割合（当期の試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じて計算した割合）を乗じて計算した金額
- (2) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（措法42の5）
- 指定期間（平成4.4.1～平成24.3.31）内にエネルギー需給構造改革推進設備等を取得等した場合に、基準取得価額の30%相当額の特別償却（平成21.4.1～平成23.3.31までの間に取得等をした場合については、普通償却限度額に加え、取得価額までの特別償却）と7%の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度）とのいずれかの選択ができる（ただし、中小企業者等以外の法人は、税額控除を選択できない。）。なお、控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。
- (3) 中小企業投資促進税制（措法42の6）
- 中小企業者等が指定期間（平成10.6.1～平成24.3.31）内に特定機械装置等を取得等した場合に、基準取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度）とのいずれかの選択ができる（ただし、中小企業者等のうち、資本金3,000万円超の法人は、税額控除を選択できない。）。控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。
- (4) 中小企業等基盤強化税制（措法42の7）
- ① 特定の中小企業者等が指定期間（昭和62.4.1～平成23.3.31）内に事業基盤強化設備等を取得等した場合に、基準取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度）とのいずれかの選択ができる（ただし、特定農産加工業経営改善臨時措置法に係る措置の資本金3,000万円超の法人は、税額控除を選択できない。）。控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。
- ② 中小企業者等で青色申告書を提出する法人の平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度において、労務費に占める教育訓練費の割合が0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額に、労務費に占める教育訓練費の割合に応じた税額控除割合（8%～12%）を乗じた金額の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度）ができる。
- (5) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の9）
- 製造業者等が平成14.4.1～平成24.3.31の内一定の期間内に次の地区内において工業用機械等を取得等した場合に、取得価額の15%（建物等については8%）の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度）ができる。
- 控除限度超過額については、4年間の繰越しができる。
- ① 観光振興地域  
② 情報通信産業振興地域  
③ 産業高度化地域  
④ 自由貿易地域及び特別自由貿易地域  
⑤ 金融業務特別地区
- (6) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の10）
- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の承認経営革新計画に従って沖縄振興特別措置法の経営革新のための事業を行う特定中小企業者が指定期間（平成14.4.1～平成24.3.31）内に沖縄県内において

度 の 概 要 (続)

租税の特別減免(続)	<p>特定経営革新設備等を取得等した場合に、取得価額の34%（建物等については20%）の特別償却と15%（建物等については8%）の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度）とのいずれかの選択ができる。控除限度超過額については、4年間の繰越しができる。</p> <p>(7) 沖縄の認定法人の所得の特別控除（措法60）</p> <p>沖縄振興特別措置法の認定を平成24年3月31日までに受けた法人で次の地区内において新たに設立されたものについては、その設立後10年間、その地区内で行われる特定情報通信事業等に係る所得の35%相当額（金融業務特別地区内で金融業務を行う法人については、その金融業務に従事する者の人件費の20%相当額を限度）の損金算入ができる。</p> <p>① 情報通信産業特別地区 ② 特別自由貿易地域 ③ 金融業務特別地区</p>
課税の特例 出がある場合の 使途秘匿金の支	<p>平成6年4月1日から平成24年3月31日までの間の法人の使途秘匿金の支出に対しては、通常の法人税に加え、40%の法人税の追加課税を行う。（措法62）</p> <p>〔 使途秘匿金の支出とは、法人がした金銭等の支出のうち、相当の理由がなく、その相手先の氏名・住所及びその事由を帳簿書類に記載していないものをいう。ただし、商品の仕入れ等取引の対価の支払として支出されたものであることが明らかなものは除かれる。〕</p>
欠損金の繰越し繰戻し	<p>(1) ① 青色申告書を提出した事業年度の欠損金については、7年間の繰越控除ができる。 ② 確定申告書を提出した事業年度の災害による損失に係る欠損金については、7年間の繰越控除ができる。</p> <p>(2) 青色申告法人の欠損金については、1年間の欠損金の繰戻還付ができる。</p> <p>(注) 資本金の額が1億円超の法人（資本金の額等が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係があるもの等を含む。）の平成4年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する事業年度において生じた欠損金については、解散、事業の全部の譲渡、更生手続の開始等の事実が生じた場合を除いて、繰戻し還付制度は適用されない（措法66の13）。</p>
納期	<p>(1) 期限内申告の場合</p> <p>事業年度が6か月以下の法人は確定申告書の提出期限（各事業年度終了の日から2か月以内。ただし、会計監査人の監査等の理由により決算が確定しないと認められる場合には、税務署長の承認を受け、原則として3か月以内）</p> <p>事業年度が6か月を超える法人は最初の6か月間に係る中間申告書の提出期限（事業年度開始後6か月を経過した日から2か月以内）、決算確定の際の確定申告書の提出期限（事業年度終了の日から2か月以内。ただし、会計監査人の監査等の理由により決算が確定しないと認められる場合には、税務署長の承認を受け、原則として3か月以内）</p> <p>なお、申告期限の延長が認められた場合には、その延長された期間に応じ利子税が徴収される。</p> <p>(2) 期限後申告の場合は申告書提出の日</p> <p>(注) 災害その他やむを得ない事情により決算が確定しないときは税務署長の指定した日までに申告納税することができる。</p> <p>修正申告による納税額の納期は修正申告書提出の日である。</p>
その他の法人課税(備考)	<p>事業税 年所得400万円以下 4.89% 800万円以下 7.24% 800万円超 9.59%</p> <p>道府県民税 法人税額の 5%</p> <p>市町村民税 〃 12.3%</p> <p>(注) 税率は標準税率である。</p> <p>資本金1億円超の法人については、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から、外形標準課税（付加価値割（0.48%）、資本割（0.2%））が導入され、事業税の所得割に係る税率は、所得400万円以下は3.8%、800万円以下は5.5%、800万円超は7.2%である。</p> <p>法人事業税には、地方法人特別税を含む。</p>

## 30. 法人税制度の概要(続)

(参考) 資産再評価	<p>(1) 第1次再評価 昭25.1.1~10.30の期間 再評価差額に対して6%課税</p> <p>(2) 第2次再評価 昭26.1.1~9.30の期間 課税条件は第1次に同じ</p> <p>(3) 第3次再評価 昭28.1.1から2年間 再評価差額に対して6%課税。ただし、減価償却資産について、最低限度以上の再評価を行った者に対しては、一定方法により減免</p> <p>(4) 第4次再評価 中小企業を対象として、昭32.1.1から1年間 再評価差額に対して1.5%課税</p>
---------------	---

## 31. 連結納税制度の概要

連結納税制度とは、親法人である内国法人とその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人のすべてを一の納税単位として計算した各連結事業年度の連結所得に対する法人税について、その親法人である内国法人が申告・納付する制度である。

適用法人及び納税義務	<p>内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）及びその内国法人との間にその内国法人による完全支配関係がある他の内国法人（普通法人に限る。）のすべてが、その内国法人を納税義務者として法人税を納めることにつき国税庁長官の承認を受けた場合には、これらの法人は、その内国法人を納税義務者として法人税を納めるものとする。</p> <p>なお、連結納税の承認の取消しの処分又は取りやめの承認を受けた法人は、5年間、連結納税の適用法人にはならない。</p>
適用方法等	<p>(1) 承認申請等</p> <p>① 原則 最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日の3月前までに、内国法人及びその内国法人との間にその内国法人による完全支配関係がある他の内国法人のすべての連名で、承認申請書を親法人である内国法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出する。</p> <p>② 設立事業年度等の承認申請特例 親法人である内国法人が新設法人の場合の承認申請書の提出期限は、次のとおり。</p> <p>イ 設立事業年度を最初の連結事業年度としようとする場合 設立事業年度開始の日から1月を経過する日と設立事業年度終了の日から5月前の日とのいずれか早い日</p> <p>ロ 設立事業年度の翌事業年度を最初の連結事業年度としようとする場合 設立事業年度終了の日と翌事業年度終了の日から5月前の日とのいずれか早い日</p> <p>(2) 連結納税の承認の取消し等</p> <p>① 連結法人につき、帳簿書類の保存義務違反、仮装隠ぺい等の事実がある場合には、国税庁長官は、その連結法人に係る連結納税の承認を取り消すことができる。</p> <p>② 連結親法人と内国法人との間にその内国法人による完全支配関係が生じたこと等の一定の事実が生じた場合には、連結納税の承認は取り消されたものとみなされ、また、連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合等には、その連結子法人に係る連結納税の承認は取り消されたものとみなされる。</p> <p>③ 連結法人は、やむを得ない事情があるときは、国税庁長官の承認を受けて連結納税の適用を受けることをやめることができる。</p>
事業年度及び連結事業年度	<p>(1) 事業年度</p> <p>① 連結納税の適用を受ける法人について、その適用開始の前後でみなし事業年度を設ける。</p> <p>② 連結親法人による完全支配関係を有することとなった他の内国法人について、その完全支配関係を有することとなった日の前後でみなし事業年度を設ける。</p> <p>③ 連結子法人の事業年度が連結親法人の事業年度と異なる場合には、連結親法人事業年度をみなし事業年度とする。</p> <p>(2) 連結事業年度</p> <p>① 連結事業年度は、連結親法人事業年度開始の日から終了の日までの期間とする。</p> <p>② 他の内国法人が連結親法人事業年度の中途において連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合には、その完全支配関係を有することとなった日から連結親法人事業年度終了の日までの期間を他の内国法人の最初の連結事業年度とする。</p>
連結・加入前の処理	<p>(1) 連結納税の開始・加入に伴う資産の時価評価 連結納税の承認を受けた他の内国法人が連結開始直前事業年度終了の時に有する時価評価資産、又は連結親法人による完全支配関係を有することとなった他の内国法人が連結加入直前事業年度終了の時に有する時価評価資産については、その評価益又は評価損を計上する。ただし、次に掲げる法人については、その評価益又は評価損の計上を行わない（加入の場合は、③～⑥）</p> <p>① 株式移転に係る完全子法人で内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に保有しているもの</p> <p>② 内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に長期（5年超）保有している法人</p> <p>③ 内国法人等が設立した法人で発行済株式の全部を直接又は間接に保有している法人</p> <p>④ 適格株式交換に係る完全子法人で内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に保有しているもの</p>

<p>加入前の処理 （続） 連結納税の開始</p>	<p>⑤ 適格合併に係る被合併法人が発行済株式の全部を直接又は間接に保有していた法人でその適格合併により内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に有することとなったもの等</p> <p>⑥ 法令の規定に基づく株式の買取り等により内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に有することとなった法人</p> <p>(2) 長期割賦販売等に係る繰延損益</p> <p>連結納税の開始又は連結納税への加入に伴い資産の時価評価損益の計上を行う他の内国法人が、連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度において延払基準を適用している場合には、その繰り延べている長期割賦販売等に係る損益について、連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度において計上する。</p>
<p>連 結 所 得 の 金 額</p>	<p>(1) 連結所得金額の計算の基本的な仕組み</p> <p>① 連結法人税の課税標準は、連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額とする。</p> <p>② 各連結事業年度の連結所得の金額は、連結事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額とする。</p> <p>③ 連結事業年度の益金の額及び損金の額については、個々の法人ごとに計算した金額の合計額が連結納税における益金の額は損金の額となるものは単体納税に関する規定を借用して計算し、連結グループ全体で計算するものは法人税法第81条の4から第81条の10までの規定により計算する。</p> <p>(2) 個別益金額・個別損金額の益金又は損金算入</p> <p>個々の法人ごとに計算するものにつき、連結事業年度の期間を各事業年度の所得に対する法人税が課される事業年度として所得の金額を計算するものとした場合に益金となる金額（個別益金額）又は損金となる金額（個別損金額）は、その連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>ただし、次のような項目については、次のとおり、連結納税に係る独自の取扱いがなされる。</p> <p>① 連結法人税の負担額又は減少額の益金又は損金算入</p> <p>イ 連結親法人が連結子法人から受け取る連結法人税の負担額及び連結子法人が連結親法人から受け取る連結法人税の減少額は、益金の額に算入しない。</p> <p>ロ 連結親法人が連結子法人に支払う連結法人税の減少額及び連結子法人が連結親法人に支払う連結法人税の負担額は、損金の額に算入しない。</p> <p>② 貸倒引当金</p> <p>連結完全支配関係がある他の連結法人に対する金銭債権は、繰入限度額の計算の対象となる金銭債権から除く。</p> <p>③ 会社更生等の場合の欠損金の損金算入</p> <p>連結法人について会社更生等に伴う債務免除等があった場合には、繰り越された欠損金額のうち一定額は個別損金額として損金の額に算入する。</p> <p>④ 連結子法人株式の帳簿価額修正</p> <p>連結法人が保有する連結子法人の株式を譲渡等する場合には、その譲渡等の前に、その連結子法人の株式の帳簿価額の修正及び利益積立金額又は連結個別利益積立金額の増加・減少の処理を行う。</p> <p>⑤ 長期割賦販売等に係る益金・損金算入</p> <p>長期割賦販売等に該当する資産の販売等には、連結完全支配関係がある他の連結法人に対する譲渡損益調整資産の販売等は含まない。</p> <p>(3) 連結グループ全体で計算するもの</p> <p>次のような項目については、連結グループを一体として益金又は損金算入額を計算する。</p> <p>① 受取配当等の益金不算入</p> <p>イ 連結法人が受ける株式等に係る配当等の額のうち、a～cの金額は、益金の額に算入しない。</p> <p>a 完全子法人株式等に係る配当等の額の金額</p> <p>（注）完全子法人株式等とは、配当の額の計算期間を通じて内国法人との間に完全支配関係があった他の内国法人の株式等のうち一定のものをいう。</p> <p>b 関係法人株式等に係る配当等の額から負債の利子の額を控除した残額</p> <p>（注）関係法人株式等とは、発行済株式の総数の25%以上の株式を配当等の効力発生日以前6月以上継続して保有している場合のその株式（連結法人株式等を除く）をいう。</p>



## 制 度 の 概 要 (続)

## 連 結 所 得 の 金 額 (続)

- c 完全子法人株式等及び関係法人株式等にいずれにも該当しない株式等に係る配当等の額から負債の利子の額を控除した残額の50%相当額。
    - ロ 完全子法人株式等及び関係法人株式等の判定は連結グループを一体として行う。
  - ② 寄附金の損金不算入
    - イ 連結法人がその連結法人与完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人に対して支出した寄附金は、その全額を損金不算入とする。
    - ロ 連結事業年度における寄附金の損金算入限度額は、連結親法人の連結個別資本金等の額又は連結所得の金額を基に連結グループを一体として計算する。
  - ③ 連結欠損金の繰越し
    - イ 連結欠損金の繰越控除
 

連結親法人の各連結事業年度開始の前日7年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額は、損金の額に算入する。
    - ロ みなし連結欠損金額
 

次に掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額は、繰越控除の対象となる連結欠損金額とみなす。

      - a 連結親法人の連結納税の開始前の欠損金額
      - b 株式移転に係る株式移転完全子法人であった連結法人の連結納税の開始前の欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（非適格株式移転の日の属する事業年度前に生じた欠損金額を除く。）
      - c 連結親法人が連結グループ外の法人を被合併法人とする適格合併等を行った場合のその被合併法人等の欠損金額又は連結欠損金個別帰属額
      - d 連結納税の開始・加入に伴う時価評価の適用対象外となる連結子法人のその開始・加入前に生じた欠損金額
    - ハ 連結欠損金額の減額
 

連結子法人が連結グループから離脱等をした場合には、連結欠損金個別帰属額を単体納税における欠損金額とみなす。

なお、連結子法人の離脱等があった場合には、連結欠損金額のうち、その連結子法人の連結欠損金個別帰属額の全部又は一部に相当する金額は、ないものとされる。

（注） 連結欠損金個別帰属額とは、連結欠損金額のうち各連結法人に帰せられる金額をいう。
  - ④ 完全支配関係がある法人間での取引の損益調整（旧連結法人間取引の損益調整制度）
    - イ 内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）が譲渡損益調整資産をその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に譲渡した場合には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額を、損金の額又は益金の額に算入する。
    - ロ 譲渡損益調整資産につき譲渡を受けた他の内国法人（譲受法人）において譲渡等の事由が生じた場合には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額の全部又は一部を、益金の額又は損金の額に算入する。
    - ハ 譲渡損益調整資産を譲渡した内国法人が譲受法人との間に完全支配関係を有しなくなった場合等には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額の未計上額は、益金の額又は損金の額に算入する。

（注） 譲渡損益調整資産とは、固定資産、土地等、有価証券、金銭債権及び繰延資産で一定のものをいう。
  - ⑤ 連結法人に係る租税特別措置
    - イ 租税特別措置による特別償却
 

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却、特定設備等の特別償却など、租税特別措置による各種特別償却を適用することができる。
    - ロ 租税特別措置による準備金
 

海外投資等損失準備金、金属鉱業等鉱害防止準備金など、租税特別措置による各種準備金の積立てをすることができる。
    - ハ その他の所得計算に関する租税特別措置
 

交際費等の損金不算入、特定資産の買換えの場合の課税の特例などの適用がある。

## 31. 連結納税制度の概要(続)

連結法人税額の計算	<p>(1) 税率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">平14～</th> <th style="text-align: center;">平21～(注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 普通法人である連結親法人の税率</td> <td style="text-align: center;">30%</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> <tr> <td>② 中小法人である連結親法人の軽減税率(年800万円以下の部分)</td> <td style="text-align: center;">22%</td> <td style="text-align: center;">18%</td> </tr> <tr> <td>③ 協同組合等である連結親法人の軽減税率</td> <td style="text-align: center;">23%</td> <td style="text-align: center;">23%(年800万円以下の部分は19%)</td> </tr> <tr> <td>④ 特定の医療法人である連結親法人の軽減税率</td> <td style="text-align: center;">23%</td> <td style="text-align: center;">23%(年800万円以下の部分は19%)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 特定の協同組合等である連結親法人の税率(年10億円超の部分)</td> <td style="text-align: center;">26%</td> <td style="text-align: center;">26%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平21.4.1～平23.3.31までの間に終了する各連結事業年度について適用。(連結親法人のうち資本金の額等が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係があるもの等には、軽減税率は適用しない。)</p> <p>(2) 連結特定同族会社の留保金課税  連結親法人が特定同族会社に該当する場合で、連結留保金額が連結留保控除額を超えるときは、通常の法人税に加え、その超える部分に対して特別税率(10%, 15%, 20%)を適用して計算した留保税額が課される。  (注) 特定同族会社とは、1株主グループ(その同族関係者を含む。)による持株割合等が50%を超える会社(資本金又は出資金の額が1億円以下の会社にあつては、資本金の額等が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係があるもの等に限る。)をいう。</p> <p>(3) 所得税額の控除  ① 利子配当等の元本の所有期間は、連結グループを一体として捉え、その元本が連結グループ内で移転した場合には、その所有期間を通算する。  ② 簡便法により控除所得税額を計算する場合には、連結グループを一体として計算する。</p> <p>(4) 外国税額の控除  ① 控除限度額は、連結グループを一体として計算する。  ② 外国税額の控除額は、連結控除限度個別帰属額や個別控除対象外国法人税の額をもとにそれぞれの連結法人ごとに計算される金額の合計額とする。</p> <p>(5) 連結法人税の個別帰属額  連結法人税の負担額として支出すべき金額と連結法人税の減少額として収入すべき金額は、その連結法人の個別所得金額又は個別欠損金額に法人税率を乗じて計算した金額に、税額調整金額を加算し又は減算した金額とされる。</p>		平14～	平21～(注)	① 普通法人である連結親法人の税率	30%	30%	② 中小法人である連結親法人の軽減税率(年800万円以下の部分)	22%	18%	③ 協同組合等である連結親法人の軽減税率	23%	23%(年800万円以下の部分は19%)	④ 特定の医療法人である連結親法人の軽減税率	23%	23%(年800万円以下の部分は19%)	⑤ 特定の協同組合等である連結親法人の税率(年10億円超の部分)	26%	26%
	平14～	平21～(注)																	
① 普通法人である連結親法人の税率	30%	30%																	
② 中小法人である連結親法人の軽減税率(年800万円以下の部分)	22%	18%																	
③ 協同組合等である連結親法人の軽減税率	23%	23%(年800万円以下の部分は19%)																	
④ 特定の医療法人である連結親法人の軽減税率	23%	23%(年800万円以下の部分は19%)																	
⑤ 特定の協同組合等である連結親法人の税率(年10億円超の部分)	26%	26%																	
申告・納付等	<p>(1) 連結確定申告  連結親法人は、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に税務署長に連結確定申告書を提出しなければならない。</p> <p>(2) 連結確定申告書の提出期限の延長  会計監査人の監査を受けなければならないなどの理由により決算が確定しないため又は連結所得の金額等の計算を了することができないため、連結確定申告書をその提出期限までに提出できない常況にあるときは、連結親法人の申請によりその提出期限を2月間延長することができる。</p> <p>(3) 個別帰属額等の届出  連結子法人は、連結確定申告書の提出期限までに、個別帰属額等を記載した書類をその連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。</p> <p>(4) 納付  ① 連結親法人は、連結中間申告書に係る中間申告税額及び連結確定申告書に係る確定申告税額について、それぞれその申告書の提出期限までに納付しなければならない。  ② 連結子法人は、連結法人税について、連帯納付の責めに任ずる。</p>																		
その他	<p>(1) 連結法人に係る行為又は計算の否認  税務署長は、連結法人の行為又は計算で法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、その課税標準、税額等を計算すること等ができる。</p> <p>(2) 質問検査権  連結親法人の所轄税務署等の職員は連結子法人に対して質問検査をすることができる。</p>																		

### 32. 減価償却制度の概要

減価償却の対象資産	① 建物及びその附属設備      ② 構築物      ③ 機械及び装置 ④ 船舶      ⑤ 航空機      ⑥ 車両及び運搬具 ⑦ 工具、器具及び備品      ⑧ 鉱業権、特許権等18種類の無形固定資産      ⑨ 牛、馬、果樹等
普通償却方法	① 有形減価償却資産 建物 定額法 建物以外 定額法又は定率法（※）（鉱業用は、生産高比例法も選択可） （※）平19.4.1以後取得するものについては250%定率法による。 ② 無形固定資産（鉱業権を除く） 定額法 ③ 鉱業権 定額法又は生産高比例法 ④ 生物 定額法 ⑤ 所有権移転外リース取引によるリース資産 リース期間定額法 （備考）資産の使用実態に応じ、増加償却制度、陳腐化償却制度及び耐用年数の短縮制度が適用できる。
耐用年数	財務省令により、資産の種類別にすべて法定されている。ただし、資産の材質、製作方法等又は使用時間が異なるため耐用年数が法定年数と著しく異なる場合には、国税局長の承認を受けて年数の短縮、又は増加償却を行うことができる。
陳腐化	技術の進歩等により著しく陳腐化した減価償却資産については、国税局長の承認を受けた使用可能期間を基礎として計算した未償却残価と簿価との差額を一時に償却することができる。
償却の繰越し	特別償却に係る償却不足額に限り1年間の繰越しができる。
特別償却	(1) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（措法42の5） (2) 中小企業投資促進税制（措法42の6） (3) 中小企業等基盤強化税制（措法42の7） (4) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の10） (5) 特定設備等の特別償却（措法43） ① 公害防止用設備 基準取得価額の14% ② 海運業の経営合理化及び環境への負荷の低減に資する船舶 16%（一定の外航近代化船及び環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶 18%） (6) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の16%（建物等については8%）の特別償却（措法43の2） (7) 地震防災対策用資産（緊急地震速報受信装置等）の20%の特別償却（措法44） (8) 集積区域における集積産業用資産の15%（建物等については8%）の特別償却（措法44の2） (9) 事業革新設備等の特別償却（措法44の3） ① 事業革新設備 イ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の経営資源融合計画に記載された機械装置及び特定事業革新設備 25% ロ 事業再構築計画、経営資源再活用計画及び事業革新設備導入計画に記載された機械装置 20% ② 資源需給構造変化対応設備等 30%（建物等については15%） ただし、産業活力再生特別措置法の一部改正法の施行の日から平成23年3月31日までの間に取得等をした場合については、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却ができる。

「法人税制度の概要」参照

## 32. 減価償却制度の概要(続)

特別償却(続)	<p>(10) 共同利用施設の特別償却(措法44の5)  生衛法の振興計画により設置される共同利用施設 8%</p> <p>(11) 新用途米穀加工品等製造設備の30%の特別償却(措法44の7)</p> <p>(12) 特定地域における工業用機械等の特別償却(措法45)</p> <p>① 半島振興対策実施地域, 過疎地域, 離島振興対策実施地域等及び振興山村 10%(建物等については6%)</p> <p>② 沖縄の産業高度化地域 34%(建物等については20%)</p> <p>③ 沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域 50%(建物等については25%)</p> <p>④ 沖縄の離島の地域(旅館業用建物等) 8%</p> <p>(13) 医療用機器等の特別償却(措法45の2)</p> <p>① 医療用機器の14%(医療安全に資する機器及び新型インフルエンザに対応するための機器については20%)の特別償却</p> <p>② 療養病床等の増築又は改築により取得等をする介護老人保健施設等について, 基準取得価額の15%の特別償却</p> <p>③ 建替え病院用等建物について, 基準取得価額の15%の特別償却</p> <p>(14) 沖縄振興特別措置法の経営基盤強化計画を実施する指定業種を営む指定中小企業者の機械等の5年間27%の割増償却(措法46)</p> <p>(15) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等(措法46の2)</p> <p>① 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却 5年間24%(工場用建物等については32%)</p> <p>② 障害者対応設備等の特別償却 エレベーター15%, リフト付バス, ノンステップバス, 低床式路面電車及び移動円滑化基準を満たす客席数60以上の航空機については基準取得価額の20%</p> <p>(16) 支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の30%の割増償却(措法46の3)</p> <p>(17) 事業所内託児施設等の5年間20%(次世代育成支援対策推進法の中小事業主の場合は30%)の割増償却(措法46の4)</p> <p>(18) 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却(措法47)</p> <p>① 支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設 40%(耐用年数35年以上のものについては55%)</p> <p>② 上記①の高齢者向け優良賃貸住宅以外のもの 20%(耐用年数35年以上のものについては28%)</p> <p>(19) 特定再開発建築物等の5年間10%(認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物及び認定整備事業計画に基づく都市再生整備事業により整備される建築物については50%)の割増償却(措法47の2)</p> <p>(20) 倉庫用建物等の5年間10%の割増償却(措法48)</p> <p>(21) 植林費の35%の損金算入の特例(措法52)</p>
その他	<p>(減耗償却)</p> <p>鉱業を営む者が, 鉱物の売上高の12%(ただし, 鉱業所得の50%を限度とする。)を採鉱準備金として積み立てたときは, その積立額の損金算入ができる。ただし, 準備金積立て後3年以内に新鉱床探鉱の費用等に使用しなかった場合は, 課税所得に算入される。</p> <p>なお, 3年以内に新鉱床探鉱費を支出したときは, 準備金を取り崩して益金に算入するとともに, 「新鉱床探鉱費の特別控除」により益金算入額と同額(その年の所得金額を限度とする。)の所得控除ができる。(この方法により, 準備金を所得控除に振り替えるわけである。)</p> <p>また, 海外自主開発鉱山からの引取鉱石に係る採掘所得の50%を限度として海外探鉱準備金として積み立て, 海外新鉱床探鉱費の支出に充てた場合にも, 同様の措置が講じられている。</p>

## 33. 減価償却の実施状況

## (1) 累年比較

(単位 億円, %)

区 分	減 価 償 却 費		損金算入割合 (B)／(A)	前期から繰り越した償却不足額	
	損金算入限度額(A)	損金算入額(B)		損金算入限度額	損 金 算 入 額
平成11年分……………	450,079	419,985	93.3	1,113	477
12……………	458,841	428,075	93.3	800	286
13……………	431,574	403,261	93.4	1,039	557
14……………	425,220	397,099	93.4	836	441
15……………	423,494	391,873	92.5	726	402
16……………	434,314	402,526	92.7	1,180	729
17……………	411,302	375,449	91.3	948	567
18……………	444,706	414,534	93.2	1,850	1,422
平成19年度分……………	433,477	403,308	93.0	2,708	2,673
20……………	487,859	441,912	90.6	1,670	1,536

(注)「減価償却費」欄の金額には、「前期から繰り越した償却不足額」欄の金額を含まない。

## (2) 業 種 別 (平成20年度分)

(単位 億円, %)

区 分 業 種	減 価 償 却 費		損金算入割合 (B)／(A)	前期から繰り越した償却不足額	
	損金算入限度額(A)	損金算入額(B)		損金算入限度額	損 金 算 入 額
農 林 水 産 業	1,992	1,793	90.0	10	9
鉱 業	1,795	1,706	95.0	8	1
建 設 業	13,572	11,793	86.9	72	72
織 維 工 業	1,720	1,606	93.4	10	10
化 学 工 業	30,677	28,459	92.8	125	123
鉄 鋼 金 属 工 業	15,106	14,734	97.5	18	10
機 械 工 業	52,725	49,605	94.1	199	177
食 料 品 製 造 業	9,685	9,153	94.5	55	24
出 版 印 刷 業	4,625	4,161	90.0	46	32
そ の 他 の 製 造 業	14,678	13,945	95.0	19	15
卸 売 業	23,632	20,974	88.8	55	55
小 売 業	24,136	22,590	93.6	58	57
料 理 飲 食 旅 館 業	8,866	8,103	91.4	82	82
金 融 保 険 業	19,904	16,989	85.4	4	4
不 動 産 業	16,742	15,890	94.9	168	168
運 輸 通 信 公 益 事 業	76,312	65,847	86.3	489	458
サ ー ビ ス 業	71,519	62,789	87.8	81	76
そ の 他 の 法 人	17,765	17,488	98.4	54	54
連 結 法 人	82,410	74,288	90.1	118	108
合 計	487,859	441,912	90.6	1,670	1,536

(注)「(1) 累年比較」の表と同じ。

## 34. 資本金階級別交際費等支出額の状況等（平成20年度分）

## (1) 累年比較

(単位 億円, %)

区 分	交際費等支出額(A)	営業収入千円当たり	左 の うち 損金不算入額(B)	不 算 入 割 合 (B)／(A)
	億円	円	億円	%
平成 9 年分……………	53,099	3.41	29,549	55.6
10……………	50,639	3.19	27,552	54.4
11……………	43,918	2.88	25,195	57.4
12……………	43,908	2.81	26,789	61.0
13……………	39,135	2.50	22,836	58.4
14……………	37,426	2.60	21,730	58.1
15……………	34,645	2.47	19,450	56.1
16……………	34,393	2.37	16,854	49.0
17……………	35,338	2.43	17,708	50.1
18……………	36,816	2.47	18,929	51.4
平成19年度分……………	33,800	2.16	16,665	49.3
20……………	32,261	2.27	16,108	49.9

(備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。

2. 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に終了した事業年度について平成21年7月31日現在で調査したものである。

## (2) 資本金階級別

資本金階級	区分	交際費等支出額(A)	1社当たりの 支出交際費等	左 の うち 損金不算入額(B)	不 算 入 割 合 (B)／(A)
		億円	千円	億円	%
1000万円 未 満		7,481	499	1,196	16.0
1000万円 以 上		12,210	1,221	3,441	28.2
5,000万円 〃		2,621	3,786	1,522	58.1
1億円 超		2,742	12,758	2,742	100.0
10億円 以 上		7,207	103,579	7,207	100.0
合 計		32,261	1,242	16,108	49.9

(備考) 国税庁「会社標本調査結果」による。

35. 交 際 費 の 損 金 不 算 入 制 度 の 沿 革

改正年度	適用事業年度	適用対象法人	損金不算入額の計算方法	
			損金不算入額の計算	備 考
昭和29年度改正(創設)	昭29.4.1～31.3.31 開始事業年度	期末資本金500万円以上の法人	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left( \frac{\text{①基準年度の交際費額}}{\text{当期月数}} \times 70\% \right) \\ \text{又は} \text{②取引基準額のうち} \\ \text{多い方の金額} \end{array} \right\} \times \frac{1}{2}$	1 基準年度の交際費額とは、昭和29.4.1を含む事業年度開始の前1年以内に開始した各事業年度の支出交際費額の合計額をいう。 2 取引基準額とは、取引金額に業種別の一定割合(例えば製造業0.8%、卸小売業0.25%、建設業1.2%等)を乗じて計算した額をいう。
31年度改正	29.4.1～31.3.31 開始事業年度	〃	限度超過額の全額を損金に算入しないこととした。	
32 〃	32.4.1～34.3.31 開始事業年度	期末資本金1,000万円以上の法人	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left( \frac{\text{①基準年度の交際費額}}{\text{当期月数}} \times 60\% \right) \\ \text{又は} \text{②取引基準額のうち} \\ \text{多い方の金額} \end{array} \right\}$	取引基準額について、従前に比べ3割程度引き上げた。(例えば第1次金属製造業0.4%、卸小売業0.25%、医薬品製造業1.1%、建設業0.8%)
34 〃	34.4.1～36.3.31 開始事業年度	〃	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left( \frac{\text{①基準交際費額}}{\text{当期月数}} \right) \\ \text{又は} \text{②取引基準額のうち} \\ \text{多い方の金額} \end{array} \right\}$	基準交際費額とは、次のうちいずれか多い方の金額をいう。 1 昭和34.1.1を含む事業年度開始の前1年以内に開始した各事業年度の交際費額の80%相当額 2 昭和29.4.1を含む事業年度開始の前1年以内に開始した各事業年度の交際費額の60%相当額
36 〃	36.4.1～39.3.31 開始事業年度	全法人	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left( \frac{300\text{万円} + \text{期末自己資本金額} \times \frac{1}{1,000}}{\text{当期月数}} \right) \\ \times 20\% \end{array} \right\}$	期末自己資本金額とは、期末における資本又は出資の金額、再評価積立金の額、資本積立金額及び利益積立金額の合計額をいう。
39 〃	39.4.1～40.3.31 開始事業年度	〃	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left( \frac{400\text{万円} + \text{期末自己資本金額} \times \frac{2.5}{1,000}}{\text{当期月数}} \right) \\ \times 30\% \end{array} \right\}$	1 期末資本等の金額とは、期末における資本又は出資の金額及び資本積立金額(再評価積立金の額も含まれる。)の合計額をいう。 2 海外取引等に関し、非居住者の日本国内における旅行及び宿泊のために通常要する費用を税法上の交際費の範囲から除外した。
40 〃	40.4.1～42.5.31 開始事業年度	〃	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left( \frac{400\text{万円} + \text{期末自己資本金額} \times \frac{2.5}{1,000}}{\text{当期月数}} \right) \\ \times 50\% \end{array} \right\}$	
42 〃	42.6.1～44.3.31 開始事業年度	〃	(1) 支出交際費額 < 基準交際費額 のとき $\left\{ \begin{array}{l} \text{限度超過額} - (\text{基準交際費額} - \text{支出交際費額}) \\ \times 50\% \end{array} \right\}$ (2) 支出交際費額 > 基準交際費額 × 105% のとき ①と②の合計額 ① (支出交際費額 - 基準交際費額 × 105%) × 100% ② (限度超過額 - ①の金額) × 50% (3) 基準交際費額 ≤ 支出交際費額 ≤ 基準交際費額 × 105% のとき 限度超過額 × 50%	1 基準交際費額とは、前年同期の支出交際費額をいう。 2 限度超過額とは、次により求めた金額をいう。 $\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left( \frac{400\text{万円} + \text{期末自己資本金額} \times \frac{2.5}{1,000}}{\text{当期月数}} \right) \end{array} \right\}$ 3 海外取引等に関し、国外において支出する交際費等を税法上の交際費の範囲から除外した。
44 〃	44.4.1～46.3.31 開始事業年度	〃	損金不算入割合の50%を60%とした。	
46 〃	46.4.1～48.3.31 開始事業年度	〃	損金不算入割合の60%を70%とした。	輸出交際費の特例を廃止した。

## 35. 交際費の損金不算入制度の沿革(続)

改正年度	適用事業年度	適用対象法人	損金不算入額の計算方法	
			損金不算入額の計算	備考
48年度改正	48.4.1～49.3.31 開始事業年度	全法人	損金不算入割合の70%を75%とした。	
49 "	49.4.1～51.3.31 開始事業年度	"	期末資本等の金額の $\frac{2.5}{1,000}$ を $\frac{1}{1,000}$ とした。	
51 "	51.4.1～52.3.31 開始事業年度	"	期末資本等の金額の $\frac{1}{1,000}$ を $\frac{0.5}{1,000}$ とした。 損金不算入割合の75%を80%とした。	
52 "	52.4.1～54.3.31 開始事業年度	"	期末資本等の金額の $\frac{0.5}{1,000}$ を $\frac{0.25}{1,000}$ とした。 損金不算入割合の80%を85%とした。	
54 "	54.4.1～56.3.31 開始事業年度	"	① 定額控除額の年400万円を年200万円に引き下げた。 ただし、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人にあっては年300万円とし、資本金1,000万円以下の法人にあっては年400万円とした。 ② 資本金基準(期末資本金等の金額の $\frac{0.25}{1,000}$ )を廃止した。 ③ 損金不算入割合の85%を90%とした。	
56 "	56.4.1～57.3.31 開始事業年度	"	基準交際費の105%を100%とした。	
57 "	57.4.1 ～平6.3.31 開始事業年度	"	支出交際費額の全額を損金不算入とした。ただし、資本金5,000万円以下の法人にあっては年300万円、資本金1,000万円以下の法人にあっては年400万円の控除をそれぞれ認める。	昭和57年度改正において、3年間の措置として改正されたが、昭和60年度改正、62年度、平成元年度、3年度及び5年度改正においてそれぞれ2年間延長。
平成6 "	平6.4.1 ～平10.3.31 開始事業年度	"	資本金5,000万円以下の法人の交際費について、定額控除枠以下の部分について、全額損金算入を改め、10%相当額を損金不算入とする(定額控除枠を超える部分については、従来どおり全額損金不算入)。	平成7年度改正及び9年度改正においてそれぞれ2年間延長。
10 "	平10.4.1 ～平14.3.31 開始事業年度	"	資本金5,000万円以下の法人の交際費について、定額控除枠内の損金不算入割合を10%相当額から20%相当額に引き上げる(定額控除枠を超える部分については、従来どおり全額損金不算入)。	平成11年度改正及び13年度改正においてそれぞれ2年間延長。
14 "	平14.4.1 ～平15.3.31 開始事業年度	"	資本金1,000万円超5,000万円以下の法人の交際費について、定額控除限度額を400万円に引き上げる。	
15 "	平15.4.1 ～平18.3.31 開始事業年度	"	資本金1億円以下の法人(中小法人)の交際費について、400万円の定額控除を認める。また、定額控除枠内の損金不算入割合を20%相当額から10%相当額に引き下げる。	平成18年度改正において2年間延長。
18 "	平18.4.1 ～平22.3.31 開始事業年度	"	交際費等の範囲から1人当たり5,000円以下の一定の飲食費を除外する。	平成20年度改正において2年間延長。
21年度 (経済危機 対策関連) 改正	平18.4.1 ～平22.3.31 開始事業年度	"	中小法人の交際費について、定額控除限度額を600万円に引き上げる。	平成21.4.1以後終了する事業年度について適用。
22年度改正	平18.4.1 ～平24.3.31 開始事業年度	"	中小法人に対する定額控除制度については、資本金の額等が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係がある普通法人には適用しない。	平成22年度改正において2年間延長。



### 36. 相続税の課税状況

(1) 相続税の課税件数及び課税最低限の累年比較

区分	死亡件数(A)	課税件数(B)	納付税額	(B) (A)	(B)の指数	課税最低限	
	件	件	百万円	%			
昭和33年分…	684,189	(13,407)	5,284	4,670	0.8	100	150万円 + 30万円 × 法定相続人数
37……………	710,265	(26,856)	9,461	22,081	1.3	179	200万円 + 50万円 × 法定相続人数
39……………	673,067	(29,760)	10,381	32,624	1.5	196	250万円 + 50万円 × 法定相続人数
41……………	670,342	(24,877)	9,232	37,987	1.4	175	400万円 + 80万円 × 法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高200万円)
46……………	684,521	(78,197)	25,951	207,388	3.8	491	400万円 + 80万円 × 法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高400万円)
48……………	709,416	(82,504)	29,231	375,427	4.1	553	600万円 + 120万円 × 法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高600万円)
50……………	702,275	(42,858)	14,593	197,312	2.1	276	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数
55……………	722,801	(78,931)	26,797	439,935	3.7	507	〃
60……………	752,283	(134,475)	48,111	926,142	6.4	911	〃
平成 2……………	820,305	(142,286)	48,287	2,952,675	5.9	914	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数
4……………	856,643	(156,467)	54,449	3,409,878	6.4	1,030	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数
7……………	922,139	(143,937)	50,729	2,172,987	5.5	960	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数
9……………	913,402	(134,324)	48,605	1,933,879	5.3	920	〃
10……………	936,484	(139,581)	49,526	1,682,595	5.3	937	〃
11……………	982,031	(136,271)	50,731	1,687,561	5.2	960	〃
12……………	961,653	(128,940)	48,463	1,521,269	5.0	917	〃
13……………	970,331	(120,657)	46,012	1,477,085	4.7	871	〃
14……………	982,379	(115,275)	44,370	1,286,286	4.5	840	〃
15……………	1,014,951	(114,723)	44,438	1,126,333	4.4	841	〃
16……………	1,028,602	(111,820)	43,488	1,065,057	4.2	823	〃
17……………	1,083,796	(116,309)	45,152	1,156,712	4.2	855	〃
18……………	1,084,450	(115,389)	45,177	1,223,418	4.2	855	〃
19……………	1,108,334	(118,582)	46,820	1,266,612	4.2	886	〃

(備考) 1. 死亡件数は、「人口動態統計」(厚生労働省)による。ただし、昭和33年～44年には沖縄県を含まない。  
 2. 課税件数、納付税額は、「国税庁統計年報書」による。ただし、納付税額には納税猶予税額を含まない。  
 3. 課税件数は相続税の課税があった被相続人の数であり、( ) 書は、相続税を課税された相続人の数である。

(2) 相続財産価額(課税価格)階級別表(平成19年分)

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	納付税額
	人	億円	億円
1億円以下	9,832 (21.0)	8,147 (7.7)	114 (0.9)
1億円超	22,357 (47.8)	31,277 (29.4)	1,270 (10.1)
2 〃	6,958 (14.9)	16,832 (15.8)	1,427 (11.3)
3 〃	4,408 (9.4)	16,718 (15.7)	2,193 (17.4)
5 〃	1,439 (3.1)	8,425 (7.9)	1,467 (11.6)
7 〃	929 (2.0)	7,646 (7.2)	1,558 (12.3)
10 〃	693 (1.5)	9,132 (8.6)	2,179 (17.2)
20 〃	204 (0.4)	8,043 (7.6)	2,428 (19.2)
合計	46,820 (100.0)	106,220 (100.0)	12,635 (100.0)

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。  
 2. 平成19年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について提出された申告書(修正申告書を除く)による計数である。  
 3. ( ) 内は構成比を示す。

(3) 相続財産種類別表(平成19年分)

区分	人員	取得財産価額
	人	億円
土地	実 44,153	(47.8) 55,847
田	11,535	(3.2) 3,741
畑	14,348	(5.6) 6,527
宅地	43,491	(33.9) 39,684
山林	10,227	(0.8) 953
その他	12,814	(4.2) 4,942
家屋・構築物	41,901	(5.3) 6,184
事業(農業)用財産	8,628	(0.5) 588
有価証券	36,274	(15.8) 18,486
現金、預貯金等	46,564	(20.5) 23,971
家庭用財産	32,540	(0.1) 169
その他財産	41,004	(10.0) 11,702
合計	実 46,786	(100.0) 116,948
相続時精算課税適用財産価額	2,038	1,005
債務	40,761	11,093
葬式費用	45,569	1,223
合計	実 46,253	12,316
差引純資産価額	実 46,820	105,637
加算贈与財産価額	7,799	583
課税価格	実 46,820	106,220

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。  
 2. 人員は「被相続人数」であり、財産等の種類別に該当のあることに1人として掲げてある。ただし、「実」は実人員を示す。  
 3. 「取得財産価額」欄には、相続税の課税価格に加算された贈与財産の価額は含まない。  
 4. ( ) 内は構成比を示す。

## 37. 贈与税の課税状況

(1) 贈与税の課税件数及び基礎控除額の累年比較

区 分	課税件数	納付税額 百万円	課税件数 の指数	基礎控除額
昭和33年分…	71,865	2,160	100	20万円
39……………	53,451	5,380	74	40万円
50……………	104,760	30,705	146	60万円
55……………	239,080	59,091	333	〃
60……………	346,736	78,773	482	〃
平成 5……………	494,239	159,768	688	〃
6……………	472,449	131,233	657	〃
7……………	464,428	124,143	646	〃
8……………	449,893	133,454	626	〃
9……………	428,025	129,939	596	〃
10……………	402,792	116,582	560	〃
11……………	386,534	114,277	538	〃
12……………	354,095	95,456	493	〃
13……………	306,712	81,083	427	110万円
14……………	292,081	69,178	406	〃
15……………	276,274	87,725	384	〃
16……………	279,124	96,551	388	〃
17……………	280,328	115,857	390	〃
18……………	276,534	118,313	385	〃
19……………	260,990	107,362	363	〃

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。  
2. 課税件数及び納付税額には、納税猶予されたものは含まない。

(2) 贈与財産価額階級別表 (平成19年分)

取得財産 価額階級	人 員	取得財産 価額 億円	納付税額 億円
150万円以下	120,962 (33.7)	1,462 (7.1)	14 (1.3)
150万円超	37,008 (10.3)	675 (3.3)	26 (2.4)
200 〃	76,608 (21.4)	2,225 (10.8)	123 (11.5)
400 〃	45,130 (12.6)	2,380 (11.6)	142 (13.2)
700 〃	28,227 (7.9)	2,556 (12.4)	92 (8.6)
1,000 〃	32,708 (9.1)	4,897 (23.8)	113 (10.5)
2,000 〃	13,210 (3.7)	3,166 (15.4)	58 (5.4)
3,000 〃	3,743 (1.0)	1,363 (6.6)	76 (7.1)
5,000 〃	1,154 (0.3)	1,816 (8.8)	428 (39.9)
合 計	358,750 (100.0)	20,540 (100.0)	1,072 (100.0)

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。  
2. 平成19年分の納付税額がある者の申告分（修正申告を含まない。）による計数であり、税額には納税猶予されたものを含まない。  
3. ( ) 内は構成比を示す。

(3) 贈与財産種類別表 (平成19年分)

区 分	暦年課税分			相続時精算課税分		
	人 員	取得財産価額		人 員	取得財産価額	
	人	億円		人	億円	
土 地	実 69,292	(35.3)	3,055	実 28,438	(27.0)	3,211
田	2,821	(1.1)	93	2,397	(1.2)	143
畑	2,541	(0.8)	66	2,029	(0.8)	90
宅 地	60,285	(31.6)	2,733	24,968	(23.2)	2,762
山 林	2,656	(0.5)	46	1,576	(0.4)	51
そ の 他	4,353	(1.3)	116	2,042	(1.4)	165
家屋・構築物	24,475	(6.4)	558	12,892	(3.2)	381
事業（農業）用財産	216	(0.0)	4	123	(0.1)	9
有価証券	57,700	(20.2)	1,751	2,292	(8.0)	955
現金、預貯金等	128,659	(33.7)	2,913	57,639	(60.8)	7,222
家庭用財産	28	(0.0)	1	6	0.0	0
その他財産	13,965	(4.3)	372	1,058	(0.9)	109
合 計	実 270,801	(100.0)	8,653	実 89,530	(100.0)	11,887

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。  
2. 人員は、贈与税の納税人員であり、財産の種類別に該当のあるごとに1人として掲げてある。ただし、「実」は実人員を示す。  
3. ( ) 内は構成比を示す。

## 38. 都道府県庁所在都市における最高路線価（平成21年分）

（1平方メートル当たり単位 千円）

順位	都 市 名	最 高 路 線 価 の 所 在 地	平成21年分 最高路線価
1	東 京	中央区銀座5丁目 銀座中央通り	31,200
2	大 阪	北区角田町 御堂筋	9,040
3	名 古 屋	中村区名駅1丁目 名駅通り	7,280
4	横 浜	西区南幸1丁目 横浜駅西口バスターミナル前通り	6,520
5	福 岡	中央区天神2丁目 渡辺通り	5,480
6	京 都	下京区四条通寺町東入2丁目御旅町 四条通	2,910
7	札 幌	中央区北5条西3丁目 札幌停車場線通り	2,760
8	神 戸	中央区三宮町1丁目 三宮センター街	2,700
9	さ い た ま	大宮区桜木町2丁目 大宮駅西口駅前ロータリー	2,500
10	仙 台	青葉区中央1丁目 青葉通り	2,350
11	広 島	中区基町 相生通り	2,120
12	熊 本	手取本町 下通り	1,550
13	千 葉	中央区富士見2丁目 千葉駅側通り	1,530
14	静 岡	葵区紺屋町 紺屋町名店街呉服町通り	1,260
15	岡 山	本町 市役所筋	1,110
16	長 崎	浜町 浜市アーケード	900
17	鹿 児 島	東千石町 天文館電車通り	860
18	松 山	湊町5丁目 伊予鉄松山市駅前通り	750
19	那 覇	久茂地3丁目 国際通り	560
19	大 分	府内町1丁目 中央通り	560
21	新 潟	中央区東大通1丁目 新潟駅前通り	550
22	奈 良	東向中町 大宮通り	530
22	金 沢	香林坊1丁目 百万石通り	520
24	富 山	桜町1丁目 駅前広場通り	460
24	岐 阜	吉野町5丁目 岐阜停車場線通り	460
24	徳 島	一番町3丁目 徳島駅前広場通り	440
27	和 歌 山	友田町5丁目 JR和歌山駅前	430
28	高 松	兵庫町 中央通り	430
29	長 野	大字南長野 長野駅前通り	390
30	宇 都 宮	馬場通り2丁目 大通り	370
30	盛 岡	大通2丁目 大通り	350
32	水 戸	宮町1丁目 水戸駅北口ロータリー	350
33	宮 崎	橘通西3丁目 橘通り	330
34	福 井	中央1丁目 駅前電車通り	310
34	甲 府	丸の内1丁目 甲府駅前通り	300
36	高 知	本町1丁目 電車通り（注）	290
37	大 津	春日町 JR大津駅前通り	265
38	青 森	新町1丁目 新町通り	225
39	山 形	香澄町1丁目 山形駅前大通り	220
40	佐 賀	駅前中央1丁目 駅前中央通り	215
40	松 江	朝日町 駅通り	210
42	津	羽所町 津停車場線通り	200
42	福 島	栄町 福島駅前通り	195
44	秋 田	中通2丁目 秋田駅前通り	195
44	山 口	小郡黄金町 山口阿知須宇部線通り	190
46	鳥 取	栄町 若桜街道通り	185
47	前 橋	本町2丁目 本町通り	170

（注）平成21年1月1日を評価時点とした。都道府県庁所在都市の最高路線価である。  
高知市は、最高路線価の所在地を変更した。

## 39. 相続税及び贈与

区 分	相 続 税																					
納 税 義 務 者	相続又は遺贈により財産を取得した者																					
課 税 価 格	相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額																					
課 税 最 低 限	5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数) (注) 法定相続人の数に含まれる養子の数は、原則として実子がいる場合は1人、実子がない場合は2人までとする。																					
税 額 の 計 算 等	<p>(1) 課税最低限の金額を超える部分の遺産額（債務控除の適用がある場合には、その控除後の価額）を法定相続人が民法の法定相続分の割合に従って相続したものとした場合の各取得分の価額に対し、その取得分につき超過累進税率（下表）を適用して相続税の総額を求める。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以下の金額</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>5,000万円</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>1億円</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>3億円</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>3億円超の金額</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 上記の相続税の総額を、各相続人及び受遺者の課税価格によりあん分した額をもって、それぞれの者の納付すべき相続税額とする。</p>		税率	1,000万円以下の金額	10%	3,000万円	15%	5,000万円	20%	1億円	30%	3億円	40%	3億円超の金額	50%							
	税率																					
1,000万円以下の金額	10%																					
3,000万円	15%																					
5,000万円	20%																					
1億円	30%																					
3億円	40%																					
3億円超の金額	50%																					
控 除 等	<p>(1) 非課税 死亡保険金 500万円 × 法定相続人の数 死亡退職金 500万円 × 〃 (注) 死亡保険金及び死亡退職金の「法定相続人の数」には、課税最低限と同様、原則として養子は1人又は2人まで算入する。</p> <p>(2) 債務控除 被相続人の債務（公租公課を含む。）及び葬式費用を課税価格から控除</p> <p>(3) 税額控除 ① 相続税の対象となる遺産額に含まれる贈与財産につき課せられた贈与税額を控除 ② 被相続人の配偶者については、当該配偶者の法定相続分相当額（その額が1億6,000万円未満である場合には1億6,000万円）に対応する税額を控除 ③ 未成年者については、20歳に達するまでの年数各1年につき6万円を控除 ④ 障害者については、85歳に達するまでの年数各1年につき6万円（特別障害者については12万円）を控除 ⑤ 10年以内に2回以上相続が開始した場合には、原則として、前回の相続税額の10%に、10年からその時までの経過年数を控除した年数を乗じた額を控除 ⑥ 外国所在財産につき課せられた相続税額を控除</p> <p>(4) 税額加算 相続人が被相続人の配偶者及び一親等の血族以外の者（孫養子（代襲相続人を除く。）を含む。）であるときは、その者の相続税額に20%を加算する。</p>																					
そ の 他	<p>(1) 小規模宅地等の計算の特例</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>減額割合</th> <th>限度面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 特定事業用等宅地等</td> <td>80%</td> <td>400㎡</td> </tr> <tr> <td>② 特定居住用宅地等</td> <td>80%</td> <td>240㎡</td> </tr> <tr> <td>③ 貸付事業用宅地等</td> <td>50%</td> <td>200㎡</td> </tr> <tr> <td>④ ①～③までの宅地</td> <td>50%又は80%</td> <td>200㎡～400㎡等を複数選択</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 特定事業用等宅地等とは、特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等をいう。</p> <p>(2) 特定計画山林の計算の特例</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>減額割合</th> <th>限度金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定計画山林</td> <td>5%</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記(1)又は(2)の特例は、いずれかを相続人が選択。ただし、(1)の特例の上限に満たない部分の割合を限度として、(2)の特例の適用可能。</p> <p>(3) 農地等に係る相続税の納税猶予制度 農業投資価格を超える部分に対応する相続税の納税を猶予</p> <p>(4) 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度 経営承継相続人等の相続税額のうち議決権株式等（相続後で発行済議決権株式等の2/3に達するまでの80%に対応する相続税の納税を猶予</p>		減額割合	限度面積	① 特定事業用等宅地等	80%	400㎡	② 特定居住用宅地等	80%	240㎡	③ 貸付事業用宅地等	50%	200㎡	④ ①～③までの宅地	50%又は80%	200㎡～400㎡等を複数選択		減額割合	限度金額	特定計画山林	5%	なし
	減額割合	限度面積																				
① 特定事業用等宅地等	80%	400㎡																				
② 特定居住用宅地等	80%	240㎡																				
③ 貸付事業用宅地等	50%	200㎡																				
④ ①～③までの宅地	50%又は80%	200㎡～400㎡等を複数選択																				
	減額割合	限度金額																				
特定計画山林	5%	なし																				

# 税 の 制 度 の 概 要

相続時精算課税	贈与税（暦年課税）														
<p>特定贈与者（65歳以上の親）から贈与により財産を取得した20歳以上の子で相続時精算課税を選択した者</p>	<p>贈与により財産を取得した者</p>														
<p>その年中に特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額</p>	<p>その年中に贈与により取得した財産（相続時精算課税に係るものを除く）の価額の合計額</p>														
<p>特別控除：2,500万円（限度額まで複数回にわたって使用可）</p>	<p>基礎控除：110万円（本則：60万円）</p>														
<p>特別控除後の課税価格に20%の一律（比例）税率（贈与時）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定贈与者からの贈与財産について、他の贈与財産と区別して贈与時に贈与税を納税</li> <li>・ 申告を前提に特別控除を超える部分について課税</li> </ul> <p>（相続時）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相続時精算課税の適用を受けた贈与財産を相続財産に加算して相続税額を計算</li> <li>・ 相続税額（計算方法は「相続税」欄を参照）から既に支払った贈与税相当額を控除（控除しきれない贈与税相当額は還付）</li> </ul> <p>（注）相続財産と合算する贈与財産の価額は、贈与時の時価</p>	<p>配偶者控除、基礎控除後の課税価格に超過累進税率（下表）を適用して贈与税額を求める。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td style="text-align: right;">10%</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td style="text-align: right;">15%</td> </tr> <tr> <td>400万円</td> <td style="text-align: right;">20%</td> </tr> <tr> <td>600万円</td> <td style="text-align: right;">30%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円</td> <td style="text-align: right;">40%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超の金額</td> <td style="text-align: right;">50%</td> </tr> </tbody> </table>		税率	200万円以下の金額	10%	300万円	15%	400万円	20%	600万円	30%	1,000万円	40%	1,000万円超の金額	50%
	税率														
200万円以下の金額	10%														
300万円	15%														
400万円	20%														
600万円	30%														
1,000万円	40%														
1,000万円超の金額	50%														
<p>(1) 同 右</p> <p>(2) 同 右</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《適用手続》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与税の申告書に添付して本制度を選択する旨の届出書を提出</li> <li>○ 最初の贈与の際に届け出れば、相続時まで本制度の適用が継続</li> <li>○ 受贈者である兄弟姉妹が別々に、特定贈与者である父・母ごとに、選択可能</li> </ul> <p>《適用対象》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 贈与財産の種類、贈与金額、贈与回数に制限はない。</li> </ul> </div>	<p>(1) 特別障害者に対する贈与税の非課税 特別障害者が他の個人と信託銀行の間で特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に基づき金銭、有価証券その他の財産が信託されたことによって、信託受益権を有することとなる場合はその信託受益権のうち6,000万円までの部分は非課税</p> <p>(2) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に、贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の20歳以上の者がその直系尊属から受ける住宅取得等のための金銭の贈与については、平成22年中の贈与については1,500万円、平成23年中の贈与については1,000万円が非課税となる。</p> <p>(3) 贈与税の配偶者控除 婚姻期間20年以上の夫婦間において居住用不動産等の贈与があった場合は、基礎控除とは別に2,000万円を控除</p>														
<p>○ 左記②の特例は、贈与財産を相続時に合算する際にも適用可能</p> <p>○ 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例 住宅の取得又は増改築に充てる資金を贈与により取得した場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①65歳未満の親からの贈与についても相続時精算課税制度を選択できる特例</li> <li>②相続時精算課税制度に係る非課税枠を3,500万円に拡大（1,000万円上乘せ）する特例</li> </ul> <p>（注）平成15年1月1日から平成21年12月31日までの間に贈与により取得する金銭について適用</p>	<p>(1) 農地等に係る贈与税の納税猶予制度 農業を営む個人が推定相続人のうち1人に、農地の全部を贈与した場合には贈与税の全額を納税猶予</p> <p>(2) 非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度 経営者の保有する議決権株式等の全部（贈与した結果、後継者の保有割合が発行済議決権株式等の2/3超となる場合は当該2/3に達するまでの贈与が要件）の贈与をした場合には、当該議決権株式等（贈与後で発行済議決権株式等の2/3に達するまで）に係る贈与税の全額を納税猶予</p>														

## 40. 間 接 税 等 収 入

区 分	昭和60年度		平成 2		7		12		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
国 税 収 入 計	391,502	100.0	627,798	100.0	549,630	100.0	527,209	100.0	
直 接 税 計	285,170	72.8	462,971	73.7	363,519	66.1	323,193	61.3	
間 接 税 等 計	106,332	(100.0) 27.2	164,827	(100.0) 26.3	186,111	(100.0) 33.9	204,016	(100.0) 38.7	
間 接 税 等 の 内 訳	①消 費 税	—	—	57,783	(35.1) 9.2	72,376	(38.9) 13.2	98,221	(48.1) 18.6
	酒 税	19,315	4.9	19,350	3.1	20,610	3.7	18,164	3.4
	た ば こ 税	8,837	2.3	9,959	1.6	10,420	1.9	8,755	1.7
	②し好品課税	—	—	—	—	—	—	2,644	0.5
	た ば こ 特 別 税	—	—	—	—	—	—	2,644	0.5
	砂 糖 消 費 税	408	0.1	0	0.0	—	—	—	—
	小 計	28,560	(26.9) 7.3	29,309	(17.8) 4.7	31,030	(16.7) 5.6	29,564	(14.5) 5.6
	③個別物品又はサービス課税	15,279	3.9	46	0.0	3	0.0	—	—
	物 品 税	15,279	3.9	46	0.0	3	0.0	—	—
	入 場 税	50	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	ト ラ ン プ 類 税	4	0.0	0	0.0	—	—	—	—
	通 行 税	753	0.2	△ 4	0.0	—	—	—	—
	小 計	16,086	(15.1) 4.1	42	(0.0) 0.0	3	(0.0) 0.0	—	—
	④流通税等	14,126	3.6	18,944	3.0	19,413	3.5	15,318	2.9
	印 紙 収 入	14,126	3.6	18,944	3.0	19,413	3.5	15,318	2.9
	有 価 証 券 取 引 税	6,709	1.7	7,479	1.2	4,791	0.9	0	0.0
	取 引 所 税	111	0.0	413	0.1	438	0.1	—	—
	小 計	20,947	(19.7) 5.4	26,836	(16.3) 4.3	24,642	(13.2) 4.5	15,318	(7.5) 2.9
	⑤自動車関係諸税	16,678	4.3	20,066	3.2	24,627	4.5	27,686	5.3
	揮 発 油 税	16,678	4.3	20,066	3.2	24,627	4.5	27,686	5.3
地 方 揮 発 油 税 (平成20年度までは地方道路税)	2,999	0.8	3,608	0.6	2,635	0.5	2,962	0.6	
石 油 ガ ス 税	310	0.1	313	0.0	306	0.1	283	0.1	
自 動 車 重 量 税	6,031	1.5	8,813	1.4	10,449	1.9	11,342	2.2	
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	
⑥特定財源等	616	0.2	757	0.1	1,011	0.2	1,040	0.2	
航 空 機 燃 料 税	616	0.2	757	0.1	1,011	0.2	1,040	0.2	
電 源 開 発 促 進 税	2,335	0.6	2,947	0.5	3,386	0.6	3,746	0.7	
石 油 臨 時 特 別 税	—	—	—	—	0	0.0	—	—	
石 油 石 炭 税 (平成15年9月30日までは石油税)	4,004	1.0	4,870	0.8	5,131	0.9	4,890	0.9	
小 計	32,973	(31.0) 8.4	41,374	(25.1) 6.6	47,544	(25.5) 8.7	51,949	(25.5) 9.9	
⑦その他	7,573	1.9	9,281	1.5	10,321	1.9	8,764	1.7	
関 税 , 原 油 等 関 税	7,573	1.9	9,281	1.5	10,321	1.9	8,764	1.7	
と ん 税 , 特 別 と ん 税	193	0.0	201	0.0	196	0.0	199	0.0	
小 計	7,766	(7.3) 2.0	9,481	(5.8) 1.5	10,517	(5.7) 1.9	8,963	(4.4) 1.7	

(備考) 1. 平成20年度以前は決算額、平成21年度は補正後予算額、平成22年度は当初予算額である。

2. ( ) 書は、間接税等計に占める各小計の構成比である。

3. たばこ税は、平成元年度からであり、昭和60年度はたばこ消費税の計数である。

4. 消費税は、平成元年4月1日から実施。それに伴い砂糖消費税、物品税、入場税、トランプ類税及び通行税は廃止。

5. たばこ特別税は、平成10年12月1日からであり、その収入は、国債整理基金特別会計に組み入れられている。

## の 累 年 比 較

(単位 億円, %)

区 分	平成17年度		20		21 (補正後)		22 (予算)		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
国 税 収 入 計	522,905	100.0	458,309	100.0	383,685	100.0	394,623	100.0	
直 接 税 計	315,413	60.3	264,507	57.7	198,968	51.9	211,280	53.5	
間 接 税 等 計	207,492	(100.0) 39.7	193,802	(100.0) 42.3	184,717	(100.0) 48.1	183,343	(100.0) 46.5	
①消 費 税	105,834	(51.0) 20.2	99,689	(51.4) 21.8	93,810	(50.8) 24.4	96,380	(52.6) 24.4	
②し好品課税	酒 税	15,853	3.0	14,614	3.2	14,200	3.7	13,830	3.5
	た ば こ 税	8,867	1.7	8,509	1.9	8,170	2.1	8,270	2.1
	た ば こ 特 別 税	2,329	0.4	1,970	0.4	1,886	0.5	1,582	0.4
③個別物品又はサービス課税	砂 糖 消 費 税	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	27,049	(13.0) 5.2	25,093	(12.9) 5.5	24,256	(13.1) 6.3	23,682	(12.9) 6.0
	物 品 税	—	—	—	—	—	—	—	—
	入 場 税	—	—	—	—	—	—	—	—
④流通税等	ト ラ ン プ 類 税	—	—	—	—	—	—	—	—
	通 行 税	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—	—	—
⑤自動車関係諸税	印 紙 収 入	11,688	2.2	10,884	2.4	10,700	2.8	10,240	2.6
	有 価 証 券 取 引 税	0	0.0	—	—	—	—	—	—
	取 引 所 税	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	11,688	(5.6) 2.2	10,884	(5.6) 2.4	10,700	(5.8) 2.8	10,240	(5.6) 2.6
⑥特定財源等	揮 発 油 税	29,084	5.6	25,719	5.6	26,630	6.9	25,760	6.5
	地 方 揮 発 油 税 (平成20年度までは地方道路税)	3,112	0.6	2,856	0.6	2,850	0.7	2,756	0.7
	石 油 ガ ス 税	285	0.1	260	0.1	260	0.1	240	0.1
	自 動 車 重 量 税	11,361	2.2	10,756	2.3	9,465	2.5	7,535	1.9
⑦その他	小 計	—	—	—	—	39,205	(21.2) 10.2	36,291	(19.8) 9.2
	航 空 機 燃 料 税	1,047	0.2	988	0.2	981	0.3	910	0.2
	電 源 開 発 促 進 税	3,592	0.7	3,405	0.7	3,300	0.9	3,300	0.8
	石 油 臨 時 特 別 税	—	—	—	—	—	—	—	—
⑧その他	石 油 石 炭 税 (平成15年9月30日までは石油税)	4,931	0.9	5,110	1.1	4,800	1.3	4,800	1.2
	小 計	53,412	(25.7) 10.2	49,094	(25.3) 10.7	9,081	(4.9) 2.4	9,010	(4.9) 2.3
	関 税, 原 油 等 関 税	9,303	1.8	8,831	1.9	7,440	1.9	7,560	1.9
⑨その他	とん税, 特別とん税	205	0.0	212	0.0	225	0.1	180	0.0
	小 計	9,508	(4.6) 1.8	9,043	(4.7) 2.0	7,665	(4.1) 2.0	7,740	(4.2) 2.0

6. 有価証券取引税及び取引所税は、平成11年3月31日をもって廃止。

7. 平成18年度改正において、原油等関税のうち原油関税は無税化され、石油製品関税は一般会計に組み入れられた。

8. 揮発油税・地方揮発油税(地方道路税)・石油ガス税・自動車重量税に係る道路特定財源制度は、平成21年度において廃止された。

## 41. 消 費 税 の 課 税 状 況 等 (平成20年度分)

区 分	個 人 事 業 者		法 人		合 計		
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	
現 年 分	一般申告及び処理	513,887	220,199	1,384,382	9,064,226	1,898,269	9,284,425
	簡易申告及び処理	905,824	223,839	572,869	218,110	1,478,693	441,949
	納税申告計	1,419,711	444,038	1,957,251	9,282,336	3,376,962	9,726,373
	還付申告及び処理	40,926	32,748	120,490	2,447,400	161,416	2,480,148
既 往 年 分	申告及び処理による増 差税額のあるもの	84,870	18,500	113,982	110,041	198,852	128,541
	申告及び処理による減 差税額のあるもの	9,145	1,822	15,392	31,518	24,537	33,341
差 引 計	実 1,419,314	427,967	実 2,096,877	6,913,458	実 3,588,191	7,341,425	
加 算 税	83,013	3,490	98,789	8,751	181,802	12,240	

- (備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。  
2. 「現年分」は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までに終了した課税期間について、平成21年6月30日現在の申告(国・地方公共団体等については平成21年9月30日までの申告を含む。)又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。  
「既往年分」は、平成20年3月31日以前に終了した課税期間について、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間の申告(平成20年7月1日から同年9月30日までの間の国・地方公共団体等に係る申告を除く。)又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。  
3. 税関分は含まない。  
4. 件数欄の「実」は実件数を示す。

## (付表) 課税事業者等届出件数

課税事業者届出書	課税事業者選択届出書	新設法人に該当する旨の届出書	合 計
件	件	件	件
3,524,197	87,004	25,303	3,636,504

- (備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。  
2. 平成20年度末(平成21年3月31日現在)の届出件数を示している。  
3. 納税義務者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。  
4. 税関分は含まない。



42. 酒 税 の 課 税 状 況 (平成20年度分)

区 分	課 税 数 量	税 額	製 成 数 量	販 売 (消 費) 数	製 造 場 数	販 売 場 数
	千kl	億円	千kl	千kl	場	場
清 酒	653	746	488	631	1,807	—
成 清 酒	51	51	50	51	5	—
連続式蒸留しょうちゅう	410	974	434	457	33	—
単式蒸留しょうちゅう	536	1,284	535	516	374	—
み り ン	110	22	112	105	32	—
ビ ー ル	3,175	6,971	3,213	2,986	202	—
果 実 酒	83	65	70	227	238	—
甘 味 果 実 酒	4	6	5	10	14	—
ウ イ ス キ ー	63	223	60	76	7	—
ブ ラ ン デ ー	6	23	6	9	2	—
発 泡 酒	1,374	1,841	1,383	1,307	37	—
原 料 用 アル コ ー ル	0	1	272	146	12	—
ス リ キ ュ ー ル	209	182			25	—
そ の 他 の 醸 造 酒	1,270	1,062	1,285	1,161	123	—
粉 末	779	624	779	809	201	—
雑 合 計	2	1	1	29	2	—
合 計	8,726	14,074	8,693	8,520	3,116	212,311

- (備考) 1. 「課税数量」とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。  
 2. 「製成数量」とは、酒類の生産数量をいう。  
 3. 「販売(消費)数量」とは、酒類小売業者の販売数量(輸入酒類を含む。)のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。  
 4. 「製造場数」及び「販売場数」は、平成21年3月31日現在である。  
 5. 税関分を含まない。

43. 主 要 酒 類 の 酒 税 等 負 担 率 表

(平成21年12月現在)

品 目	区 分	容 量	ア ル コ ー ル 分	(A) 代 表 的 な 小 売 価 格	(B) 酒 税 額	(C) 消 費 税 額	(D) 酒 税 等 負 担 率 (B+C)/(A+C)
		ml	%	円	円	円	%
清 酒		1,800	15.0	1,888	216.00	89.90	16.2
連続式蒸留しょうちゅう		1,800	25.0	1,441	450.00	68.62	36.0
単式蒸留しょうちゅう		1,800	25.0	1,792	450.00	85.33	29.9
ウ イ ス キ ー		700	43.0	1,764	301.00	84.00	21.8
ビ ー ル		633	5.0	345	139.26	16.43	45.1
		350	5.0	215	77.00	10.24	40.6
発 泡 酒 (麦芽比率25%未満のもの)		350	5.5	159	46.98	7.57	34.3
そ の 他 の 醸 造 酒 (発 泡 性)		350	5.0	139	28.00	6.62	24.9

- (注) 1. 清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう及びウイスキーは、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格である。  
 また、ビール、発泡酒及びその他の醸造酒はオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。  
 なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。  
 2. その他の醸造酒(発泡性)とは、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で酒税法第23条第2項第3号イ又はロに該当するものをいう。

(付表) 酒税等の負担率の推移

(単位 %)

品 目	年 度	昭45	50	55	60	平元	2	4	6	8	10	18	20
清 酒 (1.8ℓ)		35.3	27.1	24.1	26.9	21.9	20.7	16.4	16.3	16.3	17.9	16.2	16.2
	連続式蒸留しょうちゅう (25度, 1.8ℓ)	19.9	13.3	10.9	14.4	22.7	21.3	21.3	25.5	25.5	35.8	36.0	36.0
単式蒸留しょうちゅう (25度, 1.8ℓ)		12.9	10.2	7.2	8.7	14.3	13.5	13.5	17.0	17.0	27.9	32.1	29.9
ビ ー ル (大びん)		47.9	42.1	42.5	48.8	46.9	44.1	44.1	45.5	45.5	46.5	46.2	45.1
ウ イ ス キ ー		46.2	40.6	47.3	50.3	41.3	41.3	41.3	41.3	39.5	22.8	22.5	21.8

- (注) 1. 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。  
 2. ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。  
 3. ウイスキーについては、平成6年度まではアルコール分「43度」、8年度以降については「40度」で、酒税等の負担率を計算した。

## 44. 主 要 間 接 税 の 課 税 状 況

## (1) 酒 税

区 分	課 税 数 量	税 額
	千kl	億円
平成16年度………	9,182	15,996
17………	9,197	15,296
18………	9,016	14,910
19………	8,922	14,713
20………	8,726	14,074
清 酒	653	746
合 成 清 酒	51	51
連続式蒸留しょうちゅう	410	974
単式蒸留しょうちゅう	536	1,284
み り ん	110	22
ビ ー ル	3,175	6,971
果 実 酒	83	65
甘 味 果 実 酒	4	6
ウ イ ス キ ー	63	223
ブ ラ ン デ ー	6	23
原料用アルコール	0	1
発 泡 酒	1,374	1,841
そ の 他 の 醸 造 酒	779	624
ス ピ リ ッ ツ	209	182
リ キ ュ ー ル	1,270	1,062
粉 末 酒	2	1
雑 酒		
合 計	8,726	14,074

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。  
2. 税関分を含まない。

## (2) 印 紙 税

区 分	税 印 書 式	その他	合 計	納税人員	
	押なつ 表 示				
	億円	億円	億円	億円	千人
平成16年度…	1	1,121	956	2,079	189
17………	2	1,116	956	2,074	189
18………	1	1,064	949	2,013	189
19………	1	988	1,155	2,144	189
20………	1	1,008	1,140	2,148	189

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。  
2. 現金納付分のみである。

## (3) 揮 発 油 税 等

区 分	揮発油税及び 地方道路税		石油ガス税	
	数 量	税 額	重 量	税 額
	千kl	億円	千t	億円
平成16年度…	59,847	32,153	1,642	287
17………	59,903	32,182	1,626	284
18………	58,930	31,659	1,594	279
19………	58,101	31,213	1,570	274
20………	55,680	28,472	1,486	260

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。  
2. 税関分を含まない。

## 45. 主 要 間 接 税 の 関 係 場 数 の 累 年 比 較

(単位 場)

区 分	酒 類 製 造 免 許 場 数	酒 類 販 売 場 数	揮 発 油 税 関 係 場 数	石 油 ガ ス 税 関 係 場 数
平成11年度………	3,333	193,971	5,736	2,628
12………	3,299	193,123	5,786	2,611
13………	3,254	198,005	5,734	2,618
14………	3,216	200,355	5,870	2,642
15………	3,165	208,325	6,000	2,672
16………	3,146	211,828	6,053	2,721
17………	3,139	210,452	6,216	2,736
18………	3,141	214,905	6,311	2,766
19………	3,150	215,247	5,959	2,724
20………	3,116	212,311	5,971	2,707

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。  
2. 調査時点は翌年3月31日現在である。

## 46. 主 要 間 接 税 制 度 の 概 要

区 分	消 費 税
1. 課 税 対 象	(1) 国内において事業者が行う資産の譲渡等（資産の譲渡，資産の貸付け，役務の提供） (2) 輸入貨物（保税地域から引き取られる外国貨物）
2. 納 税 義 務 者	(1) 国内取引…事業者 ただし，基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高（税抜き）が1,000万円以下の事業者は，納税義務が免除される。 （注）資本金又は出資金が1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については，納税義務を免除しない。 (2) 輸入取引…輸入者
3. 課 税 標 準	(1) 資産の譲渡等の対価（他の個別消費税を含む。）の額 (2) 引取価額（CIF価格＋他の個別消費税＋関税）
4. 税 率	4 % （注）地方消費税（税率は消費税額の25%＝消費税率1%相当）とあわせた税率は5%となる。
5. 輸 出 免 除	輸出入取引等（貨物の輸出，国際輸送・通信等）は免税
6. 非 課 税	国内における次の資産の譲渡等は非課税 【消費に負担を求める税としての性格上課税対象とならないもの等】 (1) 土地の譲渡及び貸付け (2) 有価証券，支払手段等の譲渡 (3) 貸付金等の利子，保険料等 (4) 郵便切手類，印紙等の譲渡 (5) 行政手数料等，外国為替取引 【社会政策的配慮に基づくもの】 (6) 医療保険各法等の医療 (7) 介護保険法に規定する一定のサービス及び社会福祉法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等 (8) 助産に係る資産の譲渡等 (9) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供 (10) 身体障害者用物品の譲渡，貸付け等 (11) 学校教育法第1条に規定する学校等の授業料，入学金，施設設備費，入学検定料，学籍証明等手数料 (12) 教科用図書の譲渡 (13) 住宅の貸付け
7. 税 額 控 除	仕入税額控除 (1) 原則（本則計算） ① 課税売上割合が95%以上の場合には，仕入れに係る消費税額を全額控除する。 ② 課税売上割合が95%未満の場合には，個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により計算した金額を仕入れに係る消費税額として控除する。 （注）仕入税額控除の適用要件として，帳簿及び請求書等の保存が義務付けられている（請求書等保存方式）。 (2) 特例（簡易課税制度） 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の課税期間については，選択により，売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入れに係る消費税額とすることができる。（みなし仕入率：第1種事業（卸売業）は90%，第2種事業（小売業）は80%，第3種事業（製造業等）は70%，第4種事業（その他の事業）は60%，第5種事業（サービス業等）は50%）

区 分	消 費 税										
8. 申 告 ・ 納 付	<p>(1) 国内取引</p> <p>① 課税期間………個人事業者は暦年，法人は事業年度 ただし，事業者の選択により，3か月又は1か月に短縮することも可能。</p> <p>② 確定申告・納付…課税期間終了後2月以内に確定申告・納付 (注) 個人事業者の確定申告・納付期限は翌年3月末である。(租特法)</p> <p>③ 中間申告・納付…直前の課税期間の確定消費税額に応じ，年11回，年3回又は年1回の中間申告・納付を行う。</p> <table border="1" data-bbox="408 523 1174 1238"> <thead> <tr> <th data-bbox="408 523 600 645">直前の課税期間の確定消費税額 (1年分)</th> <th data-bbox="607 523 1174 645">中 間 申 告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="408 654 600 871">4,800万円超</td> <td data-bbox="607 654 1174 871">年11回の中間申告 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌月（課税期間開始の日以後最初の1月の期間については，課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日）から2月以内に，1月分相当額を中間申告・納付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 880 600 1025">400万円超 4,800万円以下</td> <td data-bbox="607 880 1174 1025">年3回の中間申告 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌日から2月以内に，3月分相当額を中間申告・納付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1035 600 1180">48万円超 400万円以下</td> <td data-bbox="607 1035 1174 1180">年1回の中間申告 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌日から2月以内に，6月分相当額を中間申告・納付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1190 600 1238">48万円以下</td> <td data-bbox="607 1190 1174 1238">不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 確定申告書等に課税標準等の計算の基礎となる金額が記載された書類の添付が義務付けられている。</p> <p>(2) 輸入取引 保税地域からの引取りの際に申告，納付（3か月以内の納期限の延長あり） 関税の特例申告を行う場合には，引取りの日の属する月の翌月末日までに申告，納付（2か月以内の納期限の延長あり）</p>	直前の課税期間の確定消費税額 (1年分)	中 間 申 告	4,800万円超	年11回の中間申告 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌月（課税期間開始の日以後最初の1月の期間については，課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日）から2月以内に，1月分相当額を中間申告・納付	400万円超 4,800万円以下	年3回の中間申告 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌日から2月以内に，3月分相当額を中間申告・納付	48万円超 400万円以下	年1回の中間申告 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌日から2月以内に，6月分相当額を中間申告・納付	48万円以下	不要
直前の課税期間の確定消費税額 (1年分)	中 間 申 告										
4,800万円超	年11回の中間申告 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌月（課税期間開始の日以後最初の1月の期間については，課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日）から2月以内に，1月分相当額を中間申告・納付										
400万円超 4,800万円以下	年3回の中間申告 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌日から2月以内に，3月分相当額を中間申告・納付										
48万円超 400万円以下	年1回の中間申告 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌日から2月以内に，6月分相当額を中間申告・納付										
48万円以下	不要										
9. そ の 他	<p>【国，地方公共団体等に対する特例】 国，地方公共団体，公共法人等については，申告・納付，仕入税額控除等につき，特例措置が設けられている。</p> <p>【総額表示の義務付け】 事業者は，不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う場合において，あらかじめその資産又は役務の価格を表示するときは，その資質又は役務に係る消費税相当額（含む地方消費税相当額）を含めた価格を表示しなければならない。</p>										

## 制度の概要(続)

区分	酒	税	たばこ税	たばこ特別税
課税物件	酒類		製造たばこ	たばこ税と同じ
納税義務者	製造者又は引取者		製造者又は引取者	たばこ税と同じ
免税措置	輸出入		輸出入	たばこ税と同じ
主な税率	1klにつき (1) 発泡性種類(ビール等) 220,000円 ・発泡酒 (麦芽25%以上50%未満でアルコール分10度未満) 178,125円 ・発泡酒(麦芽25%未満でアルコール分10度未満) 134,250円 ・その他の発泡性酒類 (ホップ等を原料としたもの(一部を除く)を除く) 80,000円 (2) 醸造酒類 140,000円 ・清酒 120,000円 ・果実酒 80,000円 (3) 蒸留酒類(20度) 200,000円 (1度当たりの加算額10,000円) ・ウイスキー、ブランデー及びスピリッツ(37度) 370,000円 (1度当たり加算額10,000円) (4) 混成酒類(20度) 220,000円 (1度当たりの加算額11,000円) ・リキュール及び甘味果実酒(12度) 120,000円 (1度当たりの加算額10,000円) ・合成清酒 100,000円 ・みりん及び雑酒(みりん類似) 20,000円 ・粉末酒 390,000円	(現行) 喫煙用の製造たばこ 第1種(紙巻たばこ) } 1,000本につき 第2種(パイプたばこ) } 3,552円 第3種(葉巻たばこ) } 第4種(刻みたばこ) } かみ用の製造たばこ かぎ用の製造たばこ 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,686円 (注) 1. 上記の税率は、平成18年7月1日から適用。 2. 課税標準は紙巻たばこの本数とし、パイプたばこ及び葉巻たばこは1gを1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する。 (改正後)(22年10月1日から実施) 喫煙用の製造たばこ 第1種(紙巻たばこ) } 1,000本につき 第2種(パイプたばこ) } 5,302円 第3種(葉巻たばこ) } (+1,750円) 第4種(刻みたばこ) } かみ用の製造たばこ かぎ用の製造たばこ 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,517円 (+831円)	1,000本につき 820円 1,000本につき 389円 (注) 平成10年12月1日から実施。	
納税方法	製造場から移出される酒類については翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納付する。 輸入酒類については保税地域からの引取の時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取の日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。	製造場から移出される製造たばこについては翌月末日までに申告し、納付する。 輸入製造たばこについては保税地域からの引取の時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取の日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。	たばこ税の申告にあわせて申告し、納付する。	
備考	酒類、酒母等を製造しようとする場合又は酒類の販売業をしようとする場合は所轄税務署長の免許を必要とする。	(1) 製造たばこには、上記のたばこ税及びたばこ特別税のほかに、地方のたばこ税が課税される。 (現行) 1,000本につき4,372円(旧3級品の紙巻たばこ1,000本につき2,075円) (改正後) 1,000本につき6,122円(旧3級品の紙巻たばこ1,000本につき2,906円) (2) 国と地方改正後により、旧3級品以外の製造たばこは1本につき3.5円の税率引上げとなる。		

## 46. 主 要 間 接 税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	揮発油税・地方揮発油税	石 油 ガ ス 税	航 空 機 燃 料 税	石 油 石 炭 税
課 税 物 件	揮発油	自動車用石油ガス	航空機燃料	原油及び輸入石油製品、ガス状炭化水素並びに石炭
納 税 義 務 者	製造者又は引取者	充てんする者又は引取者	航空機の所有者等	採取者又は引取者
免 税 措 置	(1) 輸出用 (2) 灯油 (3) 航空機燃料用 (4) 石油化学製品の製造用 (5) ゴム溶剤用等 (6) 外国公館等用	(1) 輸出用 (2) 原料用 (3) 熱源用	国、地方公共団体及び国際線（ただし、国内輸送を行う場合を除く。）	輸入石油製品等のうち (1) 石油化学用ナフサ等 (2) 農林漁業用A重油 (3) アンモニア等製造用LPG (4) 鉄鋼、コークス及びセメント製造用石炭 (5) 沖縄発電用石炭
主 な 税 率	1 kℓにつき 揮発油税 48,600円 地方揮発油税 5,200円  〔平成22年4月1日以降 当分の間の特例税率〕  (注) 平成22年度税制改正において、平成30年3月31日までの10年間の暫定税率を廃止し、当分の間の措置とした。	1 kgにつき 17円50銭 (1 ℓにつき 9円80銭)	1 kℓにつき 26,000円 ・本土一沖縄本島間を航行する航空機の航空機燃料 1 kℓにつき 13,000円 (11.7.1～24.3.31) ・一定の離島路線を航行する航空機の航空機燃料 1 kℓにつき 19,500円 (11.4.1～23.3.31)	(1) 原油、輸入石油製品 1 kℓにつき 2,040円 (2) 天然ガス、石油ガス等 1 tにつき 1,080円 (3) 石炭 1 tにつき 700円
納 税 方 法	製造場から移出されるものについては、翌月末日までに申告し、納付する。 輸入揮発油については、保税地域からの引取の時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取の日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。	石油ガスの充てん場から移出されるものについては、翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納付する。 輸入石油ガスについては、保税地域からの引取の時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取の日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。	翌月末日までに申告し、納付する。	採取場から移出される原油、ガス状炭化水素及び石炭については、翌月末日までに申告し、納付する。 輸入原油及び輸入石油製品、輸入ガス状炭化水素並びに輸入石炭については、保税地域からの引取の時（国税庁長官の承認を受けた場合には、翌月末日）までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取の日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。
備 考	バイオエタノール等揮発油に対し、課税標準の特例措置が講じられている。			国産石化用ナフサ等、国産農林漁業用A重油及び国産アスファルト等について還付措置が講じられている。

## 47. 自動車関係諸税の概要

税 目	課税主体	課税物件	税 率	税収の使途
揮 発 油 税	国	揮発油	48,600円/kl (平成22年4月1日以降当分の間の特例税率)	国の一般財源である。
地方揮発油 税	国	揮発油	5,200円/kl (平成22年4月1日以降当分の間の特例税率)	都道府県及び市町村 の一般財源として全額 譲与されている。
石油ガス税	国	自動車用石油 ガス	17円50銭/kl (9,800円/kl)	1/2は国の一般財源 であるが、1/2は都道 府県及び指定市の一般 財源として譲与されて いる。
軽油引取税	都道府県	軽油	32,100/kl (平成22年4月1日以降当分の間の特例税率)	都道府県及び指定市 の一般財源である。
自動車取得 税	都道府県	乗用車, ト ラック, バ ス, 軽自動車 等	自家用 取得価額の5% 営業用及び軽自動車 3%	都道府県及び指定市 (7割), 市町村 (3割) の一般財源である。
自動車税	都道府県	乗用車, ト ラック, バス 等 (軽自動車 等を除く。)	(例) (自動車) (営業者) 乗用車 (2,000ccクラス) 39,500円(年) 9,500円(年) トラック (4~5トン積) 25,500円(年) 18,500円(年) バス {一般乗合用 (30~40人乗) — 14,500円(年) {その他 (40~50人乗) 49,000円(年) 38,000円(年)	都道府県の一般財源 である。
軽自動車税	市町村	軽自動車, 小 型二輪車, 原 付自転車等	(例) 軽乗用車 {自家用7,200円(年) 軽トラック {自家用4,000円(年) {営業用5,500円(年) {営業用3,000円(年) 小型二輪車 4,000円(年)	市町村の一般財源で ある。
自動車重量 税	国	乗用車, ト ラック, バ ス, 軽自動車 等	(車検期間1年ごと) 次世代自動車 次世代自動車以外の車 (自家用) (営業用) 乗用車 自重0.5トンごとに 2,500円 5,000円 2,700円 トラック {2.5トン超 総重量 1トンごとに 2,500円 5,000円 2,700円 {2.5トン以下 〃 2,500円 3,800円 2,700円 バス 〃 2,500円 5,000円 2,700円 軽自動車 1両ごとに 2,500円 3,800円 2,700円 ※次世代自動車とは電気自動車, ハイブリッド自動車等である。	593/1,000は国の一般 財源であるが, 407/1,000は市町村の一 般財源として譲与され ている。(当分の間の 特例譲与割合)

- (備考) 1. 自動車取得税の自家用自動車の税率は、平成22年4月1日以降当分の間の特例税率である。  
2. 低公害車・低燃費車に対しては、自動車重量税にあっては平成21年4月1日から平成24年4月30日まで(当該期間における最初の車検時に限る)、自動車取得税にあっては平成21年4月1日から平成24年3月31日までの新車の取得について、それぞれ減免措置が講じられている。なお、自動車取得税については新車以外の低公害車・低燃費車等の取得に対しても軽減する措置が講じられている。  
3. 自動車税については低公害車・低燃費車に対し軽減するとともに、新規登録後長期経過した自動車に対し重課する措置が講じられている。  
4. 自動車重量税の次世代自動車以外の車の税率は、平成22年4月1日以降当分の間の特例税率である。  
5. 自動車重量税については新規登録後、18年を経過した自動車に対し重課する措置が講じられている。  
6. 揮発油税・地方揮発油税・軽油引取税・自動車取得税・自動車重量税の特例税率については、平成22年度税制改正において、平成30年3月31日(自動車重量税にあっては平成30年4月30日)までの10年間の暫定税率を廃止し、当分の間の措置とした。

## 48. 外国法人・非居住者の課税状況の推移

(単位 億円)

年 分	法人税 (事業年度分)						源泉所得税		
	法人所得金額 (全体) ①	外国法人の 所得金額②	割合 ②/①	法人税額 (全体) ③	外国法人の 法人税額④	割合 ④/③	源泉徴収税額 ⑤	外国法人・ 非居住者⑥	割合 ⑥/⑤
平成10	353,988	2,747	0.78%	119,792	995	0.83%	144,339	3,012	2.09%
11	340,250	3,412	1.00%	106,213	1,123	1.06%	142,928	3,026	2.12%
12	396,830	4,978	1.25%	109,405	1,457	1.33%	164,733	3,358	2.04%
13	419,528	5,983	1.43%	114,972	1,746	1.52%	170,840	4,013	2.35%
14	348,247	4,191	1.20%	96,118	1,219	1.27%	140,844	3,910	2.78%
15	355,095	5,073	1.43%	97,726	1,452	1.49%	130,609	3,670	2.81%
16	408,590	5,242	1.28%	107,269	1,475	1.38%	135,398	3,209	2.37%
17	456,650	6,361	1.39%	118,933	1,726	1.45%	153,109	2,913	1.90%
18	542,216	9,780	1.80%	138,639	2,761	1.99%	164,273	3,586	2.18%
19	581,035	5,585	0.96%	143,089	1,482	1.04%	150,181	3,948	2.63%

(注)「国税庁統計年報書」に基づいて作成。

法人税については、18年以前は、その年2月1日から翌年1月31日までの間に終了した事業年度。

19年は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に終了した事業年度。

## 49. 外国法人・非居住者の課税状況 (源泉所得税) の内訳

(単位 億円)

区 分	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
公社債・預貯金の利子等	79	88	125	114	99	72	57	53	69	61
利益又は利息の配当、 剰余金の分配、基金利 息の分配等	921	647	918	981	1,063	701	727	918	1,528	1,900
匿名組合契約に基づく利益の分配 給与・賞与等	0	0	0	0	113	290	261	263	528	562
退職所得	134	138	124	202	159	185	192	201	210	219
役務の報酬	67	58	50	19	22	33	20	16	21	21
工業所有権その他の技術に関する 権利等の使用料又はその譲渡による 対価	78	77	70	102	104	105	116	132	113	122
著作権の使用料又はその譲渡による 対価	1,151	1,371	1,453	1,387	1,390	1,429	983	653	544	527
貸付金の利子	421	491	448	485	533	515	366	198	190	161
不動産、採石権の貸付、租鉱権の 設定又は航空機、船舶の貸付による 所得	48	52	73	383	200	118	106	180	137	161
機械等の使用料	48	48	42	81	48	55	55	57	51	64
土地等の譲渡による対価	3	3	1	2	5	4	4	5	6	8
人的役務提供事業の対価	13	12	18	185	101	83	264	173	121	86
生命保険契約等に基づく年金	45	35	31	68	68	56	55	63	63	56
賞金	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
合 計	5	5	4	1	1	1	1	2	5	1
合 計	3,012	3,026	3,358	4,013	3,910	3,670	3,209	2,913	3,586	3,948

(注)「国税庁統計年報書」に基づいて作成。



50. 我が国の締結した租税条約の概要

国名	発効日	限度税率			船舶・航空機所得の課税	二重課税排除方式	
		配当	利子	使用料		相手国	日本国でのみなし外国税額控除(供与期限)
アメリカ	原S30. 4. 1	10% (一定のもの 免税 その他5%)	金融機関等受 取 免税 その他 10%	免税	相互免除	税額控除	-
	①S32. 9. 9						
	②S39. 9. 2						
	③S40. 5. 6						
	全S47. 7. 9						
	全H16. 3. 30						
スウェーデン	原S32. 6. 1	15% (一定のもの 免税 その他5%)	10%	10%	相互免除	税額控除 (配当所得は 所得免除)	-
	①S40. 5. 25						
	全S58. 9. 18						
	①H11. 12. 25						
デンマーク	原S34. 4. 24	15% (10%)	10%	10%	相互免除	税額控除	-
	全S43. 7. 26						
パキスタン	原S34. 5. 14	10% (一定のもの 5% その他7.5%)	一定のもの 免税 その他 10%	10%	相互免除	税額控除	-
	①S36. 8. 1						
	全H20. 11. 9						
ノルウェー	原S34. 9. 15	15% (5%)	10%	10%	相互免除	税額控除	-
	全S43. 10. 25						
	全H 4. 12. 16						
インド	原S35. 6. 13	10%	10%	10%	相互免除	税額控除	-
	①S45. 11. 15						
	全H元. 12. 29						
	①H18. 6. 28						
シンガポール	原S36. 9. 5	15% (5%)	10%	10%	相互免除	税額控除	あり (平12)
	全S46. 8. 3						
	①S56. 6. 23						
	全H 7. 4. 28						
オーストリア	S38. 4. 4	20% (10%)	10%	10%	相互免除	税額控除	-
ニュー・ジーランド	原S38. 4. 19 ①S42. 9. 30	15%	-	-	相互免除	税額控除	-
イギリス (注1)	原S38. 4. 23	10% (一定のもの 免税 その他5%)	金融機関等受 取 免税 その他 10%	免税	相互免除	税額控除	-
	全S45. 12. 25						
	①S55. 10. 31						
	全H18. 10. 12						
タイ	原S38. 7. 24	15% (一定のもの その他5%)	金融機関等受 取 10% その他の法人 25%	15%	(船)半額課税 (航)相互免除	税額控除	あり
	全H 2. 8. 31						
マレーシア	原S38. 8. 21 (マラヤ連邦)	15% (5%)	10%	10%	相互免除	税額控除	あり (平18)
	全S45. 12. 23						
	全H11. 12. 31						

## 50. 我が国の締結した

国名	発効日	限度税率			船舶・航空機所得の課税	二重課税排除方式	
		配当	利子	使用料		相手国	日本国でのみなし外国税額控除(供与期限)
カナダ	原S40. 4. 30	15% (5%)	10%	10%	相互免除	税額控除 (特定の配当は所得免除)	-
	④S62. 11. 14 ①H12. 12. 14						
フランス	原S40. 8. 22 ①S56. 10. 14	10% (一定のもの 免税 その他5%)	金融機関等受 取免税 その他 10%	免税	相互免除	所得免除 (税額控除)	-
	④H 8. 3. 24 ①H19. 12. 1						
ドイツ	原S42. 6. 9 ①S55. 11. 10 ②S59. 5. 4	15% (10%)	10%	10%	相互免除	所得免除 (税額控除)	-
ブラジル	原S42. 12. 31 ①S52. 12. 29	12.5%	12.5%	商標権 25% 映画フィルム 15% その他 12.5%	相互免除	税額控除	あり
スリ・ランカ (セイロン)	S43. 9. 22	20% (対法人のみ)	一定のもの 免税	商標権   免税 映画フィルム   特許権等半額課税	半額課税	税額控除	あり
エジプト (アラブ連合)	S44. 8. 6	15%	-	15%	相互免除	所得免除 (税額控除)	-
ベルギー	原S45. 4. 16 ①H 2. 11. 16	15% (10%)	10%	10%	相互免除	所得免除 (税額控除)	-
オーストラリア	原S45. 7. 4	10% (一定のもの 免税 その他5%)	金融機関等受 取免税 その他 10%	5%	相互免除	税額控除	-
	④H20. 12. 3						
オランダ	原S45. 10. 23 ①H 4. 12. 16	15% (5%)	10%	10%	相互免除	所得免除 (税額控除)	-
韓国	原S45. 10. 29 ④H11. 11. 22	15% (平成15年まで 10% 平成16年以後 5%)	10%	10%	相互免除	税額控除	あり (平15)
ザンビア	S46. 1. 23	免税	10%	10%	相互免除	税額控除	あり
スイス	S46. 12. 26	15% (10%)	10%	10%	相互免除	所得免除 (税額控除)	-
フィンランド	原S47. 12. 30 ①H 3. 12. 28	15% (10%)	10%	10%	相互免除	税額控除	-
イタリア	原S48. 3. 17 ①S57. 1. 28	15% (10%)	10%	10%	相互免除	税額控除	-
スペイン	S49. 11. 20	15% (10%)	10%	10%	相互免除	所得免除 (税額控除)	あり (注4)
アイルランド	S49. 12. 4	15% (10%)	10%	10%	相互免除	税額控除	あり (注4)
ルーマニア	S53. 4. 9	10%	10%	文化的使用料 10% 工業的使用料 15%	相互免除	税額控除	-
チェコスロヴァキア (注2)	S53. 11. 25	15% (10%)	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	相互免除	所得免除 (税額控除)	-

## 租 税 条 約 の 概 要 (続)

国 名	発 効 日	限 度 税 率			船舶・航空機所得 の課税	二重課税排除方式	
		配 当	利 子	使 用 料		相 手 国	日本国での みなし外国 税額控除 (供与期限)
フ ィ リ ピ ン	原S55. 7.20 ①H20. 12. 5	15% (10%)	10%	映画フィルム 15% その他 10%	40 % 軽 減	税 額 控 除	あ り (平30)
ハ ン ガ リ ー	S55. 10. 25	10%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	相 互 免 除	所 得 免 除 (税 額 控 除)	-
ポ ー ラ ン ド	S57. 12. 23	10%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	相 互 免 除	所 得 免 除 (税 額 控 除)	-
イ ン ド ネ シ ア	S57. 12. 31	15% (10%)	10%	10%	相 互 免 除	税 額 控 除	あ り (注4)
中 国	S59. 6. 26	10%	10%	10%	相 互 免 除	税 額 控 除	あ り
旧 ソ 連 (注3)	S61. 11. 27	15%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	相 互 免 除	国内法令に定め るところに従う。	-
バ ン グ ラ デ シ ュ	H 3. 6. 15	15% (10%)	10%	10%	④半額課税又は総収入の4% ⑤相 互 免 除	税 額 控 除	あ り
ブ ル ガ リ ア	H 3. 8. 9	15% (10%)	10%	10%	相 互 免 除	所 得 免 除 (税 額 控 除)	あ り (平13)
ル ク セ ン ブ ル グ	H 4. 12. 27	15% (5%)	10%	10%	相 互 免 除	所 得 免 除 (税 額 控 除)	-
イ ス ラ エ ル	H 5. 12. 24	15% (5%)	10%	10%	相 互 免 除	税 額 控 除	-
ト ル コ	H 6. 12. 28	15% (10%)	金融機関受取 10% その他 15%	10%	相 互 免 除	税 額 控 除	あ り (平16)
ヴ ィ エ ト ナ ム	H 7. 12. 31	10%	10%	10%	相 互 免 除	税 額 控 除	あ り (平22)
メ キ シ コ	H 8. 11. 6	15% (一定のもの 免税 その他5%)	一定のもの 10% その他 15%	10%	相 互 免 除	税 額 控 除	あ り (平17)
南 ア フ リ カ	H 9. 11. 5	15% (5%)	10%	10%	相 互 免 除	税 額 控 除	-
ブ ル ネ イ	H21. 12. 19	10% (5%)	10%	10%	相 互 免 除	税 額 控 除	-
カ ザ フ ス タ ン	H21. 12. 30	15% (5%)	10%	10%	相 互 免 除	税 額 控 除	-

- (備考) 1. 原は当初の条約、①、②、③はそれぞれ第1次、第2次、第3次の補足改訂を示し、④は全面改訂を示す。  
2. 配当に対する限度税率は日本側の税率を示す。配当欄の( )書は、親子会社間配当に対する限度税率を示す。  
3. 二重課税排除方式欄の(税額控除)は、配当、利子、使用料の投資所得については税額控除方式によることを示す。  
4. みなし外国税額控除とは、条約の規定により、日本国での外国税額控除の適用上、条約の相手国において経済開発を目的とする税制上の特別措置等により減免された税額を納付したものとみなして、当該減免税額を控除する制度である。  
5. 事業所得に対しては、国内に恒久的施設を有する場合に当該恒久的施設に帰属する部分に限り課税する。
- (注) 1. イギリスとの当初の条約については、フィジーに適用される。  
2. 旧チェコスロヴァキアとの条約については、チェッコ及びスロヴァキアにそれぞれ適用される。  
3. 旧ソ連との条約については、ロシア、キルギス、グルジア、タジキスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、アルメニア、ベラルーシ、モルドヴァ及びアゼルバイジャンにそれぞれ適用される。  
4. 先方の国内法の改正により、事実上みなし外国税額控除の適用がない。

## 51. 地方税収入の

区 分	番 号	昭和30年度		40		50		60		平成7			
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比		
道府県税	1	1,471	38.6	7,823	50.5	38,692	47.4	102,040	43.8	139,090	41.3		
市町村税	2	2,344	61.4	7,671	49.5	42,856	52.6	131,125	56.2	197,660	58.7		
地方税総計	3	3,815	100.0	15,494	100.0	81,548	100.0	233,165	100.0	336,750	100.0		
道 府 県 税	普通税	4	1,468	99.8	7,171	91.7	34,987	90.4	92,991	91.1	119,637	86.0	
	道府県民税	5	237	16.1	1,758	22.5	9,890	25.6	29,513	28.9	44,603	32.1	
	個人	個人	6	140	9.5	1,229	15.7	7,393	19.1	21,003	20.6	26,629	19.1
		法人	7	97	6.6	529	6.8	2,497	6.5	8,510	8.3	8,055	5.8
	子	子	8	—	—	—	—	—	—	—	9,919	7.1	
		当	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	株式等譲渡所得	株式等譲渡所得	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		業	11	806	54.8	3,299	42.2	15,016	38.8	39,370	38.6	44,856	32.2
	事業	個人	12	202	13.7	253	3.2	480	1.2	1,298	1.3	2,504	1.8
		法人	13	604	41.1	3,046	38.9	14,536	37.6	38,072	37.3	42,352	30.4
	地方消費税	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	不動産取得税	15	52	3.5	414	5.3	1,813	4.7	4,346	4.3	7,876	5.7	
	道府県たばこ(消費)税	16	96	6.5	440	5.6	1,356	3.5	3,130	3.1	3,783	2.7	
	ゴルフ場利用(入場・娯楽施設利用)税	17	15	1.0	95	1.2	500	1.3	1,083	1.1	977	0.7	
	自動車取得税	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	軽油引取税	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	特別地方消費(遊興飲食・料理飲食等消費)税	18	151	10.3	559	7.1	2,674	6.9	4,757	4.7	1,330	1.0	
	自動車税	19	78	5.3	549	7.0	3,689	9.5	10,380	10.2	15,873	11.4	
	鉱区税	20	5	0.3	8	0.1	6	0.0	9	0.0	6	0.0	
	狩猟者登録(狩猟免許)税	21	3	0.2	4	0.1	20	0.1	27	0.0	20	0.0	
	固定資産税(特例)	22	22	1.5	39	0.5	21	0.1	123	0.1	100	0.1	
	法定外普通税・その他	23	3	0.2	6	0.1	2	0.0	253	0.2	213	0.2	
	目的税	24	0	0.0	652	8.3	3,705	9.6	9,049	8.9	19,453	14.0	
	自動車取得税	25	—	—	—	—	1,750	4.5	3,471	3.4	6,112	4.4	
	軽油引取税	26	—	—	649	8.3	1,940	5.0	5,558	5.4	13,322	9.6	
	狩猟	27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	法定外目的税・その他	28	0	0.0	3	0.0	15	0.0	20	0.0	14	0.0	
旧法による税収入	29	3	0.2	0	0.0	0	0.0	—	—	5	0.0		
合 計	30	1,471	100.0	7,823	100.0	38,692	100.0	102,040	100.0	139,090	100.0		
市 町 村 税	普通税	31	2,334	99.6	7,273	94.8	40,100	93.6	120,404	91.8	180,670	91.4	
	市町村民税	32	740	31.6	3,046	39.7	19,804	46.2	66,454	50.7	88,061	44.6	
	個人	個人	33	576	24.6	2,200	28.7	13,597	31.7	45,028	34.3	65,323	33.0
		法人	34	164	7.0	846	11.0	6,207	14.5	21,426	16.3	22,738	11.5
	固定資産	固定資産	35	1,104	47.1	2,773	36.1	14,900	34.8	41,747	31.8	83,627	42.3
		土地	36	433	18.5	655	8.5	6,539	15.3	17,898	13.6	34,892	17.7
	家屋	家屋	37	465	19.8	1,210	15.8	5,068	11.8	16,028	12.2	32,218	16.3
		償却資産	38	206	8.8	908	11.8	3,293	7.7	7,821	6.0	16,517	8.4
	軽自動車(自転車, 荷車)税	39	46	2.0	125	1.6	275	0.6	698	0.5	1,055	0.5	
	市町村たばこ(消費)税	40	192	8.2	732	9.5	2,381	5.6	5,515	4.2	6,691	3.4	
	電気税・ガス税	41	215	9.2	540	7.0	1,613	3.8	5,270	4.0	—	—	
	鉱産	42	17	0.7	24	0.3	28	0.1	46	0.0	22	0.0	
	木材引取税	43	15	0.6	25	0.3	29	0.1	21	0.0	—	—	
	特別土地保有税	44	—	—	—	—	1,028	2.4	552	0.4	1,208	0.6	
	法定外普通税・その他	45	5	0.2	8	0.1	42	0.1	101	0.1	6	0.0	
	目的税	46	6	0.3	207	2.7	2,181	5.1	9,316	7.1	16,322	8.3	
	入湯	47	3	0.1	14	0.2	71	0.2	140	0.1	208	0.1	
	事業所	48	—	—	—	—	152	0.4	1,972	1.5	3,067	1.6	
	都市計画	49	—	—	190	2.5	1,955	4.6	7,201	5.5	13,045	6.6	
	法定外目的税・その他	50	3	0.1	3	0.0	3	0.0	3	0.0	2	0.0	
	旧法による税収入	51	4	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—	
	国有資産等所在市町村	交付金	52	—	—	27	0.4	136	0.3	368	0.3	668	0.3
		納入金	53	—	—	164	2.1	439	1.0	1,037	0.8	—	—
合 計		54	2,344	100.0	7,671	100.0	42,856	100.0	131,125	100.0	197,660	100.0	

(備考) 1. 平成20年度以前は決算額、平成21年度及び平成22年度は地方財政計画額である。  
2. 昭和31年度以前の入湯税は法定普通税に含まれる。  
3. 自動車取得税、軽油引取税は平成21年度の税制改正によって用途が特定されない普通税に改められた。

## 構成の累年比較

(単位 億円, %)

17		18		19		20		21 (計画)		22 (計画)		番号
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
152,269	43.7	163,243	44.7	186,642	46.4	179,280	45.6	154,218	42.6	129,226	39.8	1
195,775	56.3	201,819	55.3	216,026	53.6	216,305	54.7	207,642	57.4	195,870	60.2	2
348,044	100.0	365,062	100.0	402,668	100.0	395,585	100.0	361,860	100.0	325,096	100.0	3
136,796	89.8	148,063	90.7	171,945	92.1	166,320	92.8	154,198	100.0	129,207	100.0	4
35,854	23.5	39,892	24.4	62,140	33.3	62,386	34.8	59,830	38.8	51,906	40.2	5
22,543	14.8	25,044	15.3	46,013	24.7	49,005	27.3	48,512	31.5	43,910	34.0	6
9,661	6.3	11,172	6.8	11,832	6.3	10,635	5.9	7,220	4.7	5,481	4.2	7
1,774	1.2	1,595	1.0	2,084	1.1	1,977	1.1	2,767	1.8	1,983	1.5	8
786	0.5	1,121	0.7	1,310	0.7	558	0.3	1,117	0.7	378	0.3	9
1,091	0.7	961	0.6	901	0.5	212	0.1	214	0.1	154	0.1	10
49,142	32.3	55,791	34.2	58,261	31.2	54,193	30.2	32,839	21.3	18,803	14.6	11
2,158	1.4	2,165	1.3	2,184	1.2	2,167	1.2	2,143	1.4	2,010	1.6	12
46,984	30.9	53,627	32.9	56,077	30.0	52,026	29.0	30,696	19.9	16,793	13.0	13
25,512	16.8	26,289	16.1	25,692	13.8	24,741	13.8	25,464	16.5	24,887	19.3	14
4,767	3.1	4,850	3.0	4,845	2.6	4,453	2.5	4,507	2.9	3,575	2.8	15
2,752	1.8	2,807	1.7	2,778	1.5	2,632	1.5	2,559	1.7	2,428	1.9	16
620	0.4	617	0.4	603	0.3	598	0.3	565	0.4	566	0.4	17
-	-	-	-	-	-	-	-	2,533	1.6	2,286	1.8	-
-	-	-	-	-	-	-	-	9,277	6.0	8,432	6.5	-
1	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	-	-	-	-	18
17,528	11.5	17,255	10.6	17,174	9.2	16,808	9.4	16,470	10.7	16,272	12.6	19
4	0.0	4	0.0	4	0.0	4	0.0	4	0.0	4	0.0	20
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21
164	0.1	100	0.1	143	0.1	176	0.1	150	0.1	48	0.0	22
453	0.3	456	0.2	305	0.1	329	0.2	-	-	-	-	23
15,473	10.2	15,180	9.3	14,697	7.9	12,960	7.2	20	0.0	19	0.0	24
4,528	3.0	4,570	2.8	4,247	2.3	3,663	2.0	-	-	-	-	25
10,859	7.1	10,507	6.4	10,339	5.5	9,188	5.1	-	-	-	-	26
25	0.0	25	0.0	22	0.0	21	0.0	20	0.0	19	0.0	27
60	0.0	79	0.0	89	0.0	88	0.0	-	-	-	-	28
0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29
152,269	100.0	163,243	100.0	186,642	100.0	179,280	100.0	154,218	100.0	129,226	100.0	30
179,142	91.5	185,650	92.0	199,571	92.4	199,624	92.3	190,998	92.0	179,085	91.4	31
81,555	41.7	90,744	45.0	103,089	47.7	101,969	47.1	93,211	44.9	81,713	41.7	32
56,985	29.1	62,384	30.9	72,939	33.8	74,450	34.4	73,792	35.5	66,863	34.1	33
24,570	12.6	28,360	14.1	30,151	14.0	27,518	12.7	19,419	9.4	14,850	7.6	34
87,547	44.7	84,651	41.9	86,245	39.9	87,814	40.6	88,148	42.5	88,078	45.0	35
34,058	17.4	33,947	16.8	34,042	15.8	34,110	15.8	34,548	16.6	34,502	17.6	36
37,651	19.2	34,664	17.2	35,969	16.7	37,261	17.2	36,555	17.6	37,497	19.1	37
15,839	8.1	16,039	7.9	16,235	7.5	16,443	7.6	17,045	8.2	16,079	8.2	38
1,515	0.8	1,573	0.8	1,636	0.8	1,687	0.8	1,743	0.8	1,792	0.9	39
8,453	4.3	8,620	4.3	8,530	3.9	8,084	3.7	7,859	3.8	7,454	3.8	40
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41
16	0.0	17	0.0	19	0.0	19	0.0	18	0.0	25	0.0	42
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43
43	0.0	33	0.0	39	0.0	38	0.0	19	0.0	23	0.0	44
14	0.0	13	0.0	12	0.0	13	0.0	-	-	-	-	45
15,559	7.9	15,100	7.5	15,412	7.1	15,731	7.3	15,693	7.6	15,830	8.1	46
244	0.1	250	0.1	247	0.1	237	0.1	239	0.1	225	0.1	47
2,970	1.5	3,018	1.5	3,130	1.4	3,227	1.5	3,252	1.6	3,261	1.7	48
12,330	6.3	11,818	5.9	12,016	5.6	12,250	5.7	12,202	5.9	12,344	6.3	49
15	0.0	14	0.0	19	0.0	17	0.0	-	-	-	-	50
-	-	-	-	-	-	0	0.0	-	-	-	-	51
963	0.5	968	0.5	946	0.4	949	0.4	951	0.5	955	0.5	52
111	0.1	101	0.1	98	0.0	-	-	-	-	-	-	53
195,775	100.0	201,819	100.0	216,026	100.0	216,305	100.0	207,642	100.0	195,870	100.0	54

## 52. 国及び地方公共団体の歳入構造の推移

(単位 億円, %)

区 分	昭和10年度		25		40		50		55		60		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
国	税 収 入	10.1	45	4,564	64	30,496	81	137,527	64	268,687	61	381,988	71
	専 売 納 付	2.0	9	1,145	16	1,804	5	3,405	2	8,124	2	108	0
	公 所 の 計	6.8	30	—	—	1,972	5	52,805	25	141,702	32	123,080	23
	そ の 他	3.7	16	1,459	20	3,459	9	20,997	9	21,894	5	34,750	6
	計	22.6	100	7,168	100	37,731	100	214,734	100	440,407	100	539,926	100
地方計	税 収 入	6.3	22	1,883	35	15,494	33	81,548	30	158,938	33	233,165	39
	地 方 譲 与	—	—	—	—	501	1	2,482	1	4,400	1	4,615	1
	地 庫 支 出	—	—	1,085	20	7,432	16	44,710	16	81,140	17	94,499	16
	地 庫 支 出	2.9	11	1,266	23	11,912	26	66,022	24	120,446	27	120,227	20
	そ の 他	6.7	26	328	6	3,209	7	32,598	12	48,383	8	46,079	7
計	9.6	38	887	16	7,947	17	46,305	17	79,451	14	104,592	17	
道 府 県	25.5	100	5,449	100	46,495	100	273,666	100	492,758	100	603,177	100	
道府県	税 収 入	2.5	32	782	26	8,484	31	42,809	30	81,371	33	113,537	37
	地 方 譲 与	—	—	—	—	456	2	1,491	1	1,756	1	1,831	1
	地 庫 支 出	—	—	712	24	4,807	17	23,922	17	43,244	17	52,896	17
	地 庫 支 出	1.3	17	788	27	8,339	30	39,393	27	67,632	27	70,982	23
	そ の 他	1.6	20	178	6	1,503	5	16,177	11	20,849	8	21,856	7
計	2.5	31	509	17	4,072	15	20,969	14	34,238	14	46,701	15	
市 町 村	7.9	100	2,969	100	27,661	100	144,762	100	249,090	100	307,803	100	
市町村	税 収 入	3.8	22	1,101	45	7,010	37	38,739	30	77,567	32	119,628	40
	地 方 譲 与	—	—	—	—	45	0	991	1	2,644	1	2,784	1
	地 庫 支 出	—	—	373	15	2,625	14	20,788	16	37,896	15	41,603	14
	地 庫 支 出	1.6	9	478	19	3,573	19	26,629	21	52,814	22	49,245	17
	そ の 他	5.1	29	150	6	1,706	9	16,421	13	27,534	11	24,223	8
計	7.1	40	378	15	3,875	21	25,336	19	45,213	19	57,891	20	
計	17.6	100	2,480	100	18,834	100	128,904	100	243,668	100	295,374	100	
区 分	平成 7		12		17		20		21		22		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
国	税 収 入	519,308	64	507,125	54	490,654	55	442,673	50	368,610	36	373,960	41
	専 売 納 付	163	0	205	0	—	—	—	—	—	—	—	—
	公 所 の 計	212,470	26	330,040	35	312,690	35	331,680	37	534,550	52	443,030	48
	そ の 他	73,631	9	96,241	10	86,658	10	110,548	12	122,422	12	106,002	12
	計	805,572	100	933,610	100	890,003	100	892,082	100	1,025,582	100	922,992	100
地方計	税 収 入	336,750	31	355,464	33	348,044	35	395,586	40	361,860	44	325,096	40
	地 方 譲 与	19,393	2	6,202	1	18,490	2	6,788	1	14,618	2	19,171	2
	地 庫 支 出	161,529	15	217,764	20	169,587	17	154,060	16	158,202	19	168,935	21
	地 庫 支 出	176,683	17	168,395	16	141,192	14	140,824	14	103,016	13	115,663	14
	そ の 他	171,176	16	111,735	10	104,284	11	99,524	10	118,329	14	134,939	16
計	205,425	19	212,630	20	210,134	21	185,811	19	69,532	8	57,464	7	
道 府 県	1,070,956	100	1,072,191	100	991,731	100	982,593	100	825,557	100	821,268	100	
道府県	税 収 入	157,287	29	174,561	32	171,374	35	200,121	42	154,218	—	129,226	—
	地 方 譲 与	8,706	2	1,323	0	8,536	2	1,623	0	—	—	—	—
	地 庫 支 出	84,364	16	117,829	22	92,216	19	81,195	17	—	—	—	—
	地 庫 支 出	99,947	19	96,426	18	66,309	14	57,943	12	—	—	—	—
	そ の 他	90,612	17	62,682	11	57,095	12	59,817	12	—	—	—	—
計	96,386	18	91,328	17	91,416	19	79,759	17	—	—	—	—	
市 町 村	537,302	100	544,149	100	486,945	100	480,458	100	—	—	—	—	
市町村	税 収 入	179,462	34	180,903	34	176,670	35	195,465	39	207,642	—	195,870	—
	地 方 譲 与	10,687	2	4,879	1	9,954	2	5,165	1	—	—	—	—
	地 庫 支 出	77,165	14	99,936	19	77,371	15	72,865	15	—	—	—	—
	地 庫 支 出	76,736	14	71,969	14	74,883	14	82,881	17	—	—	—	—
	そ の 他	80,564	15	49,053	9	47,190	9	39,707	8	—	—	—	—
計	109,040	20	121,302	23	118,718	24	106,052	20	—	—	—	—	
計	533,654	100	528,042	100	504,786	100	502,135	100	—	—	—	—	

- (備考) 1. 国、地方とも平成20年度までは決算額、平成21年度は補正後予算額(地方財政計画額)であり、平成22年度は当初予算額(地方財政計画額)であり、地方計の欄(決算額)は道府県と市町村とを単純合計(地財計画は純計)したものである。
2. 国は一般会計、地方は普通会計である。なお、東京都が徴収した市町村税相当分は、道府県税収入に含まれているので、他の表の道府県税収入額及び市町村税収入額とは一致していない。
3. 国の専売納付金のうち日本専売公社納付金は60年度からたばこ(消費)税に移行している。
4. 地方交付税には、分与税及び配付税を含む。
5. 決算額の国庫支出金には、都道府県支出金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、特別事業債償還交付金及び交通安全対策特別交付金を含む。

53. 地方税（道府県税）収入の都道府県別所在状況（平成20年度人口1人当たり指数）

（全国平均=100）

都道府県	税目	道府県民税				事業税			地方消費税 (清算前)	不動産 取得税	道府県 たばこ 税	ゴルフ 場利用 税	自 動 車 税	自動車 取得税	軽 油 引取税	計		
		個人	法人	利子割	計	個人	法人	計										
北海道	道森 手城 田形 山福	74	51	59	70	47	53	53	73	95	119	92	116	88	145	119		
		59	44	45	56	36	50	49	49	75	106	29	98	81	139	129		
		63	52	49	61	45	50	50	43	63	90	56	107	83	153	133		
		79	79	56	79	64	80	79	79	99	102	77	111	94	137	98		
		59	48	47	57	44	48	48	42	65	91	44	106	88	120	135		
		66	55	54	64	48	55	54	57	67	87	29	111	94	122	129		
茨城県	城木 馬玉 葉京 千東 神奈	89	89	61	89	60	92	91	75	74	103	258	137	108	145	92		
		89	85	63	88	61	96	95	55	101	104	333	143	133	151	99		
		84	73	74	82	57	78	77	60	100	100	191	140	126	121	94		
		108	58	68	99	107	60	61	43	77	92	81	100	100	84	70		
		112	61	69	103	79	66	66	168	89	94	181	99	97	89	71		
		171	294	293	192	268	256	256	262	187	120	13	71	97	48	124		
新潟県	湯山 川井	133	80	81	124	133	87	89	87	95	91	47	88	98	61	70		
		74	65	71	73	58	74	73	70	82	95	65	109	100	148	117		
		90	70	90	87	66	77	77	93	91	91	84	126	106	145	118		
		88	87	77	88	79	88	88	74	100	101	126	122	108	131	118		
		86	80	89	85	71	103	102	69	81	96	90	122	112	142	141		
		山梨県	梨野 阜岡 知重	83	96	69	85	71	104	103	51	83	100	251	123	103	107	134
83	63			72	79	52	69	68	51	77	86	117	121	113	119	107		
89	68			80	86	82	72	73	63	81	87	222	129	128	114	100		
102	86			84	99	108	111	111	64	98	98	181	120	121	128	89		
120	151			110	125	126	157	156	101	116	102	58	127	156	109	90		
93	80			80	91	77	98	98	96	117	95	276	121	136	166	103		
東京都	賀都 阪庫 良山	95	97	69	95	68	105	103	44	103	110	218	106	112	118	99		
		98	96	139	98	99	106	105	62	90	98	91	84	94	69	93		
		98	129	129	104	123	121	121	151	121	118	42	75	92	69	82		
		102	70	93	96	84	79	79	99	90	89	205	89	93	84	87		
		98	40	88	88	61	39	40	28	52	77	165	93	91	56	97		
		73	68	89	72	60	70	69	66	73	96	114	91	93	73	127		
鳥取県	取根 山島 岡広 山口	67	52	61	64	46	55	54	44	71	91	60	96	84	121	158		
		68	54	57	66	54	63	62	44	68	81	55	92	95	116	174		
		83	84	78	83	54	85	84	111	79	94	119	107	99	131	100		
		94	92	87	94	84	96	95	65	84	91	74	95	98	110	95		
		81	77	77	81	63	85	84	119	67	89	100	100	102	135	114		
		徳島県	鳥川 媛知	73	64	92	72	44	67	66	49	63	94	91	106	84	103	143
83	86			102	84	50	82	81	101	96	96	97	105	90	126	112		
71	69			84	70	52	72	71	56	79	91	80	90	75	99	109		
67	43			74	63	57	41	42	46	58	96	78	85	72	88	152		
福井県	岡賀 崎本 分崎 大宮 鹿見 沖			82	75	68	81	78	73	74	95	105	103	50	95	89	101	83
				65	72	53	66	59	74	74	49	78	99	82	96	78	151	134
		65	44	57	61	52	45	46	53	63	90	57	73	66	73	119		
		65	50	53	63	52	51	51	47	88	92	87	96	75	106	106		
		68	58	54	67	53	59	59	79	76	97	77	96	83	101	120		
		61	47	45	58	53	52	52	42	68	93	118	94	78	116	127		
合計	計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100		

(備考) 1. 人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値で、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。  
 2. 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は道府県税収入から控除して市町村税収入とした。  
 3. 都道府県が徴収した道府県民税利子割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。  
 4. 地方消費税の収入額については、国からの払込額としており、都道府県間において清算する前の額を掲げてある。

## 54. 租 税 収 入 の 国 と 地 方 団

区 分	番 号	租 税 内 訳					地方交付税	地方譲与税
		租 税 総 額 (A)	国 税 (B)	地 方 税				
				道 府 県 税 (C)	市 町 村 税 (D)	計 (E)		
昭和10年度…	1	19	12	2	4	6	—	—
16……………	2	58	49	2	7	9	4	—
19……………	3	136	127	4	5	9	7	—
25……………	4	7,585	5,702	782	1,101	1,883	1,085	—
30……………	5	13,178	9,363	1,471	2,344	3,815	1,600	221
35……………	6	25,452	18,010	3,489	3,953	7,442	3,110	362
40……………	7	48,279	32,785	7,823	7,671	15,494	7,162	501
45……………	8	115,239	77,732	21,112	16,395	37,507	18,097	1,087
50……………	9	226,591	145,043	38,692	42,856	81,548	33,511	2,482
55……………	10	442,626	283,688	73,903	85,035	158,938	75,809	4,401
60……………	11	624,667	391,502	102,040	131,125	233,165	98,193	4,615
平成 2……………	12	962,302	627,798	156,463	178,041	334,504	158,002	16,627
8……………	13	903,198	552,261	145,915	205,022	350,937	136,524	19,970
9……………	14	917,562	556,007	149,478	212,077	361,555	157,745	10,805
10……………	15	871,199	511,977	153,195	206,027	359,222	143,050	5,952
11……………	16	842,400	492,139	145,863	204,399	350,261	124,445 (130,844)	6,089
12……………	17	882,673	527,209	155,850	199,614	355,464	143,862 (153,002)	6,202
13……………	18	855,172	499,684	155,303	200,185	355,488	163,366 (172,385)	6,240
14……………	19	792,227	458,442	138,035	195,750	333,785	155,755 (164,791)	6,342
15……………	20	780,351	453,694	136,931	189,726	326,657	163,926 (173,988)	6,940
16……………	21	816,417	481,029	144,870	190,518	335,388	155,227 (166,275)	11,641
17……………	22	870,949	522,905	152,269	195,775	348,044	156,666 (171,846)	18,490
18……………	23	906,231	541,169	163,243	201,819	365,062	156,551 (164,711)	37,285
19……………	24	929,226	526,558	186,642	216,026	402,668	155,538 (158,658)	7,146
20……………	25	853,894	458,309	179,280	216,305	395,585	157,272 (162,663)	6,788
21……………	26	745,545	383,685	154,218	207,642	361,860	161,113 (165,733)	14,618
22……………	27	719,719	394,623	129,226	195,870	325,096	170,947 (174,779)	19,171

- (備考) 1. 国税は59年度までは日本専売公社納付金を含み、かつ、35年度以降は特別会計分を含む。  
2. 地方から国への負担額は、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額である。  
3. 地方交付税（臨時地方特例交付金等を含む。）は、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入額に返還金及び繰越額等を加減算した額である。  
4. 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び交通安全対策特別交付金を含む。



## 体との配分の累年比較

(単位 億円, %)

国庫支出金 (H)	地方から国へ の負担額 (I)	構 成 比						番 号
		配 分 前		配 分 後				
		国 (B) (A)	地方 (E) (A)	交付税・譲与税配分後		交付税・譲与税・支出金 負担額調整後		
				国 $\frac{(B)-(F)-(G)}{(A)}$	地方 $\frac{(E)+(F)+(G)}{(A)}$	国 $\frac{(B)-(F)-(G)}{(A)} - \frac{(H)+(I)}{(A)}$	地方 $\frac{(E)+(F)+(G)}{(A)} + \frac{(H)-(I)}{(A)}$	
3	0	66.1	33.9	66.1	33.9	49.9	50.1	1
6	0	84.5	15.5	77.6	22.4	67.2	32.8	2
8	0	93.4	6.6	88.2	11.8	82.4	17.6	3
1,139	0	75.2	24.8	60.9	39.1	45.9	54.1	4
2,954	19	71.1	28.9	57.2	42.8	35.0	65.0	5
4,771	276	70.8	29.2	57.1	42.9	39.5	60.5	6
10,898	692	67.9	32.1	52.0	48.0	30.9	69.1	7
20,930	1,262	67.5	32.5	50.8	49.2	33.7	66.3	8
58,823	2,668	64.0	36.0	48.1	51.9	23.3	76.7	9
105,782	4,601	64.1	35.9	46.0	54.0	23.1	76.9	10
105,074	6,579	62.7	37.3	46.2	53.8	30.4	69.6	11
107,311	11,319	65.2	34.8	47.1	52.9	37.1	62.9	12
147,808	12,694	61.1	38.9	43.8	56.2	28.9	71.1	13
143,724	12,543	60.6	39.4	42.2	57.8	27.9	72.1	14
157,451	17,386	58.8	41.2	41.7	58.3	25.6	74.4	15
165,990	16,106	58.4	41.6	42.9 (42.2)	57.1 (57.8)	25.1 (24.4)	74.9 (75.6)	16
144,543	15,467	59.7	40.3	42.7 (41.7)	57.3 (58.3)	28.1 (27.1)	71.9 (72.9)	17
145,501	15,347	58.4	41.6	38.6 (37.5)	61.4 (62.5)	23.4 (22.3)	76.6 (77.7)	18
131,748	14,634	57.9	42.1	37.4 (36.3)	62.6 (63.7)	22.6 (21.5)	77.4 (78.5)	19
131,421	12,691	58.1	41.9	36.2 (35.0)	63.8 (65.0)	21.0 (19.7)	79.0 (80.3)	20
124,598	12,624	58.9	41.1	38.5 (37.1)	61.5 (62.9)	24.8 (23.4)	75.2 (76.6)	21
118,889	12,642	60.0	40.0	39.9 (38.2)	60.1 (61.8)	27.7 (26.0)	72.3 (74.0)	22
105,307	12,593	59.7	40.3	38.3 (37.4)	61.7 (62.6)	28.1 (27.2)	71.9 (72.8)	23
103,365	12,539	56.7	43.3	39.2 (38.8)	60.8 (61.2)	29.4 (29.0)	70.6 (71.0)	24
116,890	11,800	53.7	46.3	34.5 (33.8)	65.5 (66.2)	22.2 (21.5)	77.8 (78.5)	25
103,016	10,323	51.5	48.5	27.9 (27.3)	72.1 (72.7)	15.5 (14.8)	84.5 (85.2)	26
115,663	7,072	54.8	45.2	28.4 (27.9)	71.6 (72.1)	13.3 (12.8)	86.7 (87.2)	27

5. 国、地方とも平成20年度までは決算額、平成21年度は補正後予算額（地方財政計画額）、平成22年度は当初予算額（地方財政計画額）である。  
6. ( )内は、地方特例交付金（平成11年度6,399億円、平成12年度9,140億円、平成13年度9,018億円、平成14年度9,036億円、平成15年度10,062億円、平成16年度11,048億円、平成17年度15,180億円、平成18年度8,160億円、平成19年度3,120億円、平成20年度5,391億円、平成21年度4,620億円、平成22年度3,832億円）を含んだ場合の数値である。

## 55. 国税及び地方税の徴税費の累年比較

区	分	平成15年度	16	17	18	19	20
国	税 徴税コスト (税込百円当たり)	1.67円	1.58円	1.45円	1.43円	1.49円	1.71円
地方税	道府県 徴税コスト (税込百円当たり)	1.96円	1.82円	1.68円	1.61円	1.54円	1.77円
	市町村 徴税コスト (税込百円当たり)	2.95円	3.05円	2.80円	2.60円	2.32円	2.28円
	計 徴税コスト (税込百円当たり)	2.55円	2.53円	2.32円	2.17円	2.01円	2.08円

(備考) 国税庁及び総務省自治税務局調による。

## 56. 所得税及び住民税所得割の納税者数等の累年比較

(単位 万人)

所得税・ 就業者	区分 住民税	所得税の納税者数		住民税所得割の納税者数		就業者総数	
			指数		指数		指数
昭和45年……	昭和46年度…	2,484	100.0	2,985	100.0	5,094	100.0
50……	51……	2,960	119.2	3,458	115.8	5,223	102.5
55……	56……	3,725	150.0	4,040	135.3	5,536	108.7
58……	59……	4,051	163.1	4,216	141.2	5,733	112.5
59……	60……	4,046	162.9	4,297	144.0	5,766	113.2
60……	61……	4,155	167.3	4,387	147.0	5,807	114.0
61……	62……	4,245	170.9	4,485	150.3	5,853	114.9
62……	63……	4,290	172.7	4,533	151.9	5,911	116.0
63……	平成元……	4,373	176.0	4,593	153.9	6,011	118.0
平成元……	2……	4,369	175.9	4,569	153.1	6,128	120.3
2……	3……	4,592	184.9	4,768	159.7	6,249	122.7
3……	4……	4,752	191.3	4,917	164.7	6,369	125.0
4……	5……	4,881	196.5	5,046	169.0	6,436	126.3
5……	6……	4,935	198.7	5,100	170.9	6,450	126.6
6……	7……	4,973	200.2	5,105	171.0	6,453	126.7
7……	8……	4,941	198.9	5,171	173.2	6,457	126.8
8……	9……	5,005	201.5	5,245	175.7	6,486	127.3
9……	10……	5,019	202.1	5,246	175.7	6,557	128.7
10……	11……	4,999	201.2	5,232	175.3	6,514	127.9
11……	12……	4,867	195.9	5,163	173.0	6,462	126.9
12……	13……	4,847	195.1	5,126	171.7	6,446	126.5
13……	14……	4,796	193.1	5,081	170.2	6,412	125.9
14……	15……	4,702	189.3	4,997	167.4	6,330	124.3
15……	16……	4,691	188.8	4,996	167.4	6,316	124.0
16……	17……	4,856	195.5	5,136	172.1	6,329	124.2
17……	18……	5,228	210.5	5,504	184.4	6,356	124.8
18……	19……	5,282	212.6	5,563	186.4	6,382	125.3
19……	20……	5,268	212.0	5,609	187.9	6,412	125.9
20……	21……	5,233	210.7	5,611	188.0	6,385	125.3

(備考) 1. 所得税及び住民税所得割の納税者数は、「市町村税課税状況等の調」(総務省自治税務局)による。

2. 就業者総数は、「労働力調査報告」(総務省統計局)による暦年平均数である。

3. 所得税の納税者数及び就業者総数の指数は昭和45年、住民税所得割の納税者数の指数は昭和46年度を100として算出している。

# 経 済 日 誌

( 3 月 中 )

- |  |  |
|--|--|
| <p>2日 ○総務省、1月の労働力調査(速報、季調値)を発表<br/>完全失業率は前月比0.3ポイント改善の4.9%となり、2ヶ月連続の改善</p> <p>○厚生労働省、1月の一般職業紹介状況を発表<br/>有効求人倍率(季調値)は前月比0.03ポイント改善の0.46倍となり、4ヶ月ぶりの上昇</p> <p>4日 ○財務省、2009年10-12月期の法人企業統計を発表<br/>全産業の設備投資は前年同期比102.2%増の10兆3,763億円となり、10期ぶりの増加。全産業の経常利益は同17.3%減の8兆9,009億円</p> <p>○英BOE、政策金利を0.50%に据え置くことを決定</p> <p>○ECB、政策金利を1.00%に据え置くことを決定</p> <p>○EU統計局、ユーロ圏15ヶ国の10-12月期のGDP(改定値、季調値)を発表<br/>実質ベースで前期比0.1%となり、速報値から変更なし</p> <p>5日 ○財務省、2月末の外貨準備高を発表<br/>前月末比19億9,100万ドル減の1兆510億7,900万ドルとなり、2ヶ月ぶりの減少</p> <p>○米労働省、2月の雇用統計(季調済)を発表<br/>非農業部門の雇用者数は前月比3.6万人減となり、3ヶ月連続で減少。失業率(軍人を除く)は同横ばいの9.7%</p> <p>○財務省、1月の国際収支を発表<br/>経常収支は前年の赤字から黒字の8,998億円となり、12ヶ月連続の黒字。貿易・サービス収支は同じく赤字から黒字の373億円の黒字。</p> <p>○財務省、2月の対外・対内証券投資(指定報告機関ベース)を発表<br/>外国人投資家による日本株の買越額は2,608億円となり、3ヶ月連続の買い越し</p> <p>9日 ○内閣府、1月の景気動向指数(速報値、2005年=100)を発表<br/>一致指数は前月比2.5ポイント増の99.9となり、10ヶ月連続の増加</p> <p>11日 ○内閣府、2009年10-12月期のGDP(2次速報値)を発表<br/>実質で前期比0.9%、年率換算で3.8%となり、速報値から0.2ポイント、年率で0.8ポイント下方修正</p> <p>○米商務省、1月の貿易収支を発表<br/>貿易赤字(サービスを含む国際収支ベース、季調済)は前月比6.6%減の372億8,800万ドルとなり、3ヶ月ぶりに赤字幅が縮小</p> <p>15日 ○政府は、月例経済報告で、景気の基調判断を「着実に持ち直してきているが、なお自律性は弱く、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある。」と8ヶ月ぶりに上方修正</p> <p>○FRB、2月の鉱工業生産指数(02年=100、季調済)を発表<br/>前月比0.1%増の101.0となり、8か月連続の増加。設備稼働率は同0.2ポイント増の72.7%となり、8か月連続の増加</p> | <p>16日 ○米商務省、2月の住宅着工件数(季調済)を発表<br/>年率換算で前月比5.9%減の57.5万戸となり、2ヶ月ぶりの減少</p> <p>16日 ○FRB、政策金利の誘導目標を0.00-0.25%に据え置くことを決定</p> <p>17日 ○日本銀行、金融政策決定会合で政策金利を0.1%に据え置くことを決定</p> <p>18日 ○内閣府・財務省、1-3月期の法人企業景気予測調査を発表<br/>大企業全産業の景況判断指数は前期比0.5ポイント低下のマイナス2.4となり、2期連続のマイナス</p> <p>○米労働省、2月の消費者物価指数(82-84年の平均値=100、季調済)を発表<br/>前月比0.0%増の216.741。コア指数(食料・エネルギーを除く)は、前月比0.1%上昇</p> <p>24日 ○財務省、2月の貿易統計(通関ベース、速報)を発表<br/>貿易収支は前年同月比818.8%増の6,510億円の黒字となり、11ヶ月連続の黒字</p> <p>○2009年度予算が成立<br/>一般会計総額は92兆2,992億円となり、当初ベースで過去最大</p> <p>26日 ○総務省、2月の消費者物価指数(05年=100、季調済)を発表<br/>生鮮を除く総合は前年同月比1.2%低下の99.2ポイントとなり、12ヶ月連続の低下</p> <p>○米商務省、2008年10-12月期の実質GDP(確定値、季調済、年率)を発表<br/>前期比5.6%となり、改定値から0.3ポイント下方修正</p> <p>30日 ○総務省、2月の労働力調査(速報、季調値)を発表<br/>完全失業率は前月比横ばいの4.9%</p> <p>○厚生労働省、2月の一般職業紹介状況を発表<br/>有効求人倍率(季調値)は前月比0.01ポイント改善の0.47倍となり、2ヶ月連続の上昇</p> <p>○経済産業省、2月の鉱工業指数(速報、05年=100)を発表<br/>生産は前月比0.9%減の91.3ポイントとなり、12ヶ月ぶりの低下</p> <p>○英政府統計局、1-3月期の実質GDP(改定、季調済)を発表<br/>前期比0.4%となり、速報値から0.1ポイントの上方修正</p> <p>31日 ○国土交通省、2月の住宅着工統計を発表<br/>新設住宅着工戸数は前年同月比9.3%減の5.6万戸となり、15ヶ月連続の減少</p> <p>※東証株価指数(TOPIX)第1部(終値)<br/>月間最高値 979.58(30日)<br/>〳 最安値 897.64(4日)</p> <p>※東京外為市場(円相場、銀行間直物、対1ドル)<br/>月間最高値 88円39銭-88円41銭(4日)<br/>〳 最安値 93円26銭-93円28銭(31日)</p> |
|--|--|





〔生産・出荷・在庫・稼働率〕

	製造工業生産指数				特殊分類生産指数				生産者出荷指数				生産者製品在庫指数				生産者製品在庫率				製造工業稼働率 指数 (季調済)
	原指数	季節調整済			資本財	季節調整済			耐用消費財	非耐用消費財	生産財	季節調整済			前期比 (前年比)	指数 (季調済)	前期比 (前年比)	指数 (季調済)	前期比 (前年比)		
		前年比	指数	前期比		指数	前期比	指数				前期比	指数	前期比						指数	
平成17年 = 100 (注) %																					
45年度	67.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
50	79.7	2.1	—	144.3	65.3	79.3	57.8	63.4	0.3	95.1	7.8	102.9	14.3	—	104.9	88.3	104.9	—	—	—	
55	100.4	2.4	—	130.3	89.6	90.4	69.1	73.9	2.6	99.3	4.4	101.5	4.0	—	105.5	98.5	105.5	—	—	—	
60	99.7	4.9	—	159.8	106.6	106.2	87.3	94.2	5.6	107.8	4.1	92.3	2.4	—	110.8	107.9	110.8	—	—	—	
3	99.7	△0.9	—	155.5	106.9	106.7	86.9	94.0	△0.2	115.3	7.0	101.9	10.4	—	106.3	109.2	106.3	—	—	—	
4	90.4	△5.9	—	147.7	97.3	106.2	82.4	88.4	△0.5	111.5	△3.3	109.6	7.6	—	109.9	109.9	109.9	—	—	—	
5	90.4	△3.6	—	142.1	91.2	105.1	80.4	86.4	△3.1	109.1	△2.2	109.9	0.3	—	110.0	110.0	110.0	—	—	—	
6	93.2	3.1	—	143.9	89.5	106.0	84.4	88.4	2.9	109.6	0.5	104.1	△3.3	—	109.9	109.9	109.9	—	—	—	
7	95.2	2.1	—	143.0	87.7	106.4	86.4	90.6	1.9	113.3	3.4	108.5	4.2	—	110.0	110.0	110.0	—	—	—	
8	98.4	3.4	—	146.8	93.8	107.3	87.8	94.3	4.1	108.7	△4.1	106.1	△2.2	—	110.4	110.4	110.4	—	—	—	
9	99.5	1.1	—	137.7	97.3	106.5	90.0	95.3	4.1	118.0	8.6	111.5	5.1	—	111.0	111.0	111.0	—	—	—	
10	92.7	△6.8	—	124.0	94.6	104.0	85.1	90.4	△5.1	106.2	△10.0	116.8	4.8	—	110.3	108.9	110.3	—	—	—	
11	95.1	2.6	—	121.7	95.9	105.0	89.7	93.2	3.1	103.2	△2.8	106.5	△8.8	—	108.9	108.9	108.9	—	—	—	
12	99.2	4.3	—	121.2	99.2	109.3	94.7	97.3	4.4	105.6	2.3	106.4	△0.1	—	108.2	108.2	108.2	—	—	—	
13	90.1	△9.2	—	111.6	93.4	103.2	84.2	89.2	△8.3	99.1	△6.2	116.9	9.9	—	103.5	103.5	103.5	—	—	—	
14	92.7	2.9	—	106.0	94.8	102.2	91.1	92.4	3.6	99.1	△5.7	104.2	△10.9	—	101.1	92.1	101.1	—	—	—	
15	95.4	2.9	—	103.1	96.0	102.2	95.1	95.4	3.2	91.9	△1.7	100.1	△3.9	—	100.0	99.8	100.0	—	—	—	
16	99.1	3.9	—	101.5	97.4	102.6	98.6	98.8	3.6	94.6	2.9	98.3	△1.8	—	99.5	99.5	99.5	—	—	—	
17	100.7	1.6	—	99.3	102.1	99.6	101.0	101.0	2.2	97.0	2.5	100.3	2.0	—	100.6	100.6	100.6	—	—	—	
18	105.3	4.6	—	98.8	108.9	102.3	105.9	105.3	4.3	98.6	1.6	99.8	△0.5	—	103.5	103.5	103.5	—	—	—	
19	108.1	2.7	—	93.9	113.9	103.5	109.9	108.7	3.2	100.5	1.9	100.6	0.8	—	105.6	105.6	105.6	—	—	—	
20	94.4	△12.7	—	87.2	94.9	103.0	94.6	95.0	△0.2	95.3	△5.2	121.9	21.2	—	106.1	106.1	106.1	—	—	—	
20. 4-6	105.0	0.8	—	92.0	113.3	103.4	111.7	108.4	△1.9	106.2	1.0	103.0	2.4	—	105.7	104.0	105.7	—	—	—	
7-9	105.4	△1.4	—	90.5	110.7	104.9	107.0	105.1	△3.0	105.1	1.4	107.3	4.2	—	106.5	100.4	106.5	—	—	—	
10-12	95.8	△14.5	—	87.3	95.0	103.6	91.9	93.5	△11.0	109.7	1.9	123.4	15.0	—	106.8	87.1	106.8	—	—	—	
21. 1-3	71.4	△34.6	—	79.9	65.0	101.1	70.9	75.7	△19.0	100.0	△8.8	149.6	21.2	—	106.1	65.4	106.1	—	—	—	
4-6	76.2	△27.4	—	77.3	75.5	104.7	78.7	79.5	5.0	96.1	△3.9	136.4	△8.8	—	104.4	71.8	104.4	—	—	—	
7-9	84.9	△19.4	—	77.1	81.8	103.2	85.3	84.1	5.8	94.4	△1.8	124.3	△8.9	—	104.5	77.0	104.5	—	—	—	
10-12	91.7	△4.3	—	75.8	87.5	103.8	91.6	89.1	5.9	93.0	△1.5	114.7	△7.7	—	106.7	81.8	106.7	—	—	—	
21. 1	70.2	△30.9	—	83.9	74.0	101.7	71.7	78.1	△9.2	107.2	△2.2	148.9	12.7	—	106.4	70.5	106.4	—	—	—	
2	67.0	△38.6	—	80.6	59.1	99.3	68.2	73.5	△5.9	103.2	△2.2	154.6	3.8	—	106.4	62.7	106.4	—	—	—	
3	77.1	△33.8	—	75.2	61.9	102.2	69.8	69.8	2.7	100.0	△3.1	145.2	△6.1	—	106.1	63.1	106.1	—	—	—	
4	71.9	△31.0	—	77.6	69.1	102.5	75.2	77.1	2.1	97.9	△2.1	140.3	△3.4	—	104.6	68.8	104.6	—	—	—	
5	72.6	△29.0	—	77.2	78.9	105.7	79.1	79.1	3.4	97.3	△0.6	140.3	0.0	—	104.5	72.8	104.5	—	—	—	
6	84.2	△22.5	—	77.0	78.6	105.9	81.7	81.8	2.6	96.1	△1.2	128.5	△8.4	—	104.4	73.7	104.4	—	—	—	
7	85.9	△22.3	—	77.3	79.5	102.5	83.5	82.9	1.3	95.5	△0.6	127.0	△1.2	—	104.4	75.9	104.4	—	—	—	
8	78.0	△18.3	—	77.3	81.5	103.7	83.2	83.8	1.1	95.0	△0.5	125.0	△1.6	—	104.4	77.0	104.4	—	—	—	
9	90.8	△17.5	—	76.8	84.5	103.3	87.2	85.6	2.1	93.2	△0.6	120.9	△3.3	—	104.5	78.0	104.5	—	—	—	
10	90.7	△14.4	—	76.4	84.6	102.0	88.5	87.5	2.2	93.1	△1.4	118.7	△1.8	—	106.1	79.4	106.1	—	—	—	
11	91.7	△2.9	—	75.4	88.0	104.4	91.5	88.8	1.5	93.2	0.1	115.5	△2.7	—	106.6	81.9	106.6	—	—	—	
12	92.6	6.4	—	75.7	90.0	104.9	94.8	90.9	2.4	93.0	△0.2	110.0	△4.8	—	106.7	84.1	106.7	—	—	—	
22. 1	83.5	18.9	—	79.0	97.0	101.5	101.0	95.0	4.5	94.0	1.1	108.0	△1.8	—	106.6	90.1	106.6	—	—	—	
2	88.0	31.3	—	80.3	96.9	95.0	100.8	94.8	△0.2	94.8	1.6	108.3	0.3	—	106.6	90.1	106.6	—	—	—	
発表機関	経産省																				

(注) 平成20年4月、基準年次改訂。平成15年度以前の指数は、平成17年基準指数に接続させたものである。

〔設備・住宅〕

	機械受注 (280社) (季節調整済) (注)						建設工事受注(50社)(注)						新設住宅着工					
	民需			製造業			非製造業 (のぞく)			民間非住宅			季調済 年率戸数			利用関係別		
	前年比			前年比			前年比			前年比			前年比			前年比		
	%			%			%			%			%			%		
	総額	億	円	総額	億	円	総額	億	円	総額	億	円	戸数	千戸	前年比	持家	貸家	借家
45年度	66,048	40,036	29,232	19,202	10,179	18.5	36,001	18,569	15,7	1,491	5.9	—	—	—	—	—	—	
50	86,048	38,599	32,593	17,104	15,607	△0.8	59,449	24,520	17.3	1,428	13.2	9.8	9.8	20.5	—	—	—	
55	146,409	74,603	65,174	39,674	25,727	2.1	11,978	41,549	11.6	1,214	18.3	△18.5	△18.5	△25.8	—	—	—	
60	159,584	80,052	67,000	37,262	29,861	17.8	121,576	62,723	11.0	1,251	3.6	△18.5	△18.5	△12.8	—	—	—	
2	283,949	167,623	145,762	73,297	72,656	6.1	268,167	166,203	30.4	1,665	△0.4	△5.0	△5.0	△6.5	—	—	—	
3	282,973	168,806	138,792	66,557	72,424	△9.2	268,156	168,267	1.2	1,343	△19.4	△5.6	△5.6	△24.1	—	—	—	
4	255,300	143,608	116,672	52,019	64,820	△21.8	228,951	127,942	△24.0	1,420	5.7	△5.6	△5.6	△20.6	—	—	—	
5	246,798	133,886	105,684	45,339	60,526	△12.8	189,092	92,479	△27.7	1,510	6.3	11.5	11.5	34.0	—	—	—	
6	250,839	135,829	110,012	47,449	62,408	4.1	190,341	87,531	△5.4	1,561	3.4	8.2	8.2	△11.9	—	—	—	
7	261,322	142,394	119,380	52,149	67,485	9.9	197,556	88,846	1.5	1,485	△4.9	△5.2	△5.2	△1.8	—	—	—	
8	287,134	155,268	133,042	55,370	77,928	15.5	203,370	97,887	10.2	1,630	9.8	15.6	15.6	9.3	—	—	—	
9	286,217	150,471	127,867	56,592	71,475	△3.9	185,243	90,695	△7.3	1,341	△17.7	△29.1	△29.1	△6.3	—	—	—	
10	236,990	122,535	104,067	43,274	60,939	△14.7	167,743	79,698	△12.1	1,180	△12.1	△2.9	△2.9	△13.9	—	—	—	
11	236,311	119,547	104,693	43,596	61,323	0.7	160,328	77,986	△2.1	1,226	4.0	8.6	8.6	△4.0	—	—	—	
12	265,489	134,044	122,028	51,905	70,254	19.1	149,680	68,794	△11.8	1,213	△1.1	△8.0	△8.0	△1.8	—	—	—	
13	232,808	124,138	106,822	39,575	67,362	△23.8	137,470	62,170	△9.6	1,173	△3.3	△13.9	△13.9	△0.7	—	—	—	
14	228,343	115,509	102,664	38,807	64,143	△1.9	125,330	56,587	△9.0	1,146	△2.4	△3.1	△3.1	2.8	—	—	—	
15	254,636	120,393	111,078	45,500	65,764	17.2	125,485	61,313	8.4	1,174	2.5	2.1	2.1	0.9	—	—	—	
16	265,050	128,260	118,292	51,183	67,341	12.5	135,913	68,711	12.1	1,193	1.7	△1.6	△1.6	5.6	—	—	—	
17	289,671	136,984	124,899	55,490	69,617	6.1	134,537	70,895	3.2	1,249	4.7	△4.0	△4.0	10.8	—	—	—	
18	302,136	139,721	127,413	58,887	68,817	△1.2	138,936	75,464	6.4	1,265	2.9	0.9	0.9	3.9	—	—	—	
19	314,527	139,729	123,640	56,660	67,410	△3.8	141,141	81,128	7.5	1,036	△19.4	△12.3	△12.3	△19.9	—	—	—	
20	256,137	121,787	106,168	43,951	62,847	△22.4	123,767	72,342	△10.8	1,039	0.3	△0.4	△0.4	3.2	—	—	—	
20	79,401	35,464	31,560	14,388	17,467	△1.4	27,505	17,128	△13.0	290	△11.0	△6.7	△6.7	△10.1	—	—	—	
4-6	72,175	32,797	28,744	12,812	15,973	△10.9	38,116	22,972	15.4	291	40.2	△1.2	△1.2	45.9	—	—	—	
7-9	57,696	27,966	24,398	9,941	14,381	△22.4	27,326	16,284	△5.3	259	4.1	△7.7	△7.7	9.3	—	—	—	
10-12	48,391	26,030	21,984	6,851	15,088	△31.1	30,820	13,957	△34.5	200	△21.4	△11.3	△11.3	△19.5	—	—	—	
1-3	45,350	20,898	20,898	7,590	13,266	10.8	18,872	11,229	△34.4	197	△31.9	△13.6	△13.6	△35.1	—	—	—	
4-6	50,057	25,064	20,708	6,926	13,919	△8.7	28,417	17,265	△24.8	187	△35.8	△17.4	△17.4	△39.0	—	—	—	
7-9	53,973	24,929	20,810	8,155	12,747	17.8	22,397	12,151	△25.4	205	△20.9	△1.8	△1.8	△35.6	—	—	—	
10-12	16,351	8,739	7,332	2,176	5,001	△27.7	5,789	3,615	△27.3	71	△18.7	△10.8	△10.8	△26.4	—	—	—	
21	15,030	8,608	7,373	2,108	5,122	3.1	5,168	3,393	△10.4	62	△24.9	△9.9	△9.9	△28.5	—	—	—	
2	17,010	8,683	7,279	2,567	4,965	△1.3	15,863	9,948	△48.0	67	△20.7	△13.1	△13.1	△11.2	—	—	—	
3	14,858	8,110	6,888	2,326	4,527	△9.4	5,628	3,808	△25.0	66	△32.4	△15.8	△15.8	△54.3	—	—	—	
4	15,076	8,544	6,682	2,453	4,216	△6.9	4,548	2,784	△46.3	63	△30.8	△14.9	△14.9	△33.3	—	—	—	
5	15,416	8,030	7,328	2,811	4,523	14.6	8,697	4,636	△32.5	68	△32.4	△10.5	△10.5	△38.4	—	—	—	
6	16,571	7,913	6,647	2,237	4,366	△2.8	6,609	3,949	△45.6	66	△0.8	△12.2	△12.2	△50.0	—	—	—	
7	16,255	8,637	6,681	2,346	4,368	△0.4	6,943	4,137	△20.5	60	△38.3	△20.0	△20.0	△42.2	—	—	—	
8	17,232	8,513	7,380	2,343	5,154	18.0	14,865	9,178	△12.7	61	△37.0	△19.7	△19.7	△39.0	—	—	—	
9	17,786	8,382	7,045	2,939	4,260	△4.5	6,216	3,292	△36.2	67	△27.1	△4.9	△4.9	△35.6	—	—	—	
10	16,356	8,097	6,253	2,403	3,807	△18.2	7,087	4,079	△10.6	68	△19.1	△3.8	△3.8	△25.3	—	—	—	
11	19,830	9,450	7,512	2,814	4,679	22.9	8,994	4,979	△15.7	69	△15.7	3.0	3.0	△27.4	—	—	—	
12	19,091	8,433	7,238	2,907	4,078	3.3	6,699	3,998	△10.6	65	△8.1	5.4	5.4	△14.5	—	—	—	
22	19,006	8,529	6,846	2,899	3,913	△4.0	7,303	3,879	△28.1	57	△9.3	2.9	2.9	△8.4	—	—	—	
発表機関																		

(注) 機械受注 (280社)：昭和43年度以前は127社ベース、昭和61年度以前は178社ベース、四半期の前年比は四半期平均の伸び率。  
 平成17年4月調査より、季節調整方法がセンサス局法 X-11から X-12-ARIMA の中の X-11に移行した。  
 建設工事受注 (50社)：昭和59年度以前は43社ベース。





〔消費・物価〕

発表機関	総務省	経済産業省	日	本	銀	行	Bloomberg	消費物価指数																					
								家計調査			調査			商業販売統計			企業物価指数			西油価格									
								世帯		個人		労働者		平均消費者物価		小売業販売額		大型小売店販売額		百貨店		スーパー		国内		海外		平均	
								前年比	前月比	前年比	前月比	前年比	前月比	前年比	前月比	前年比	前月比	前年比	前月比	前年比	前月比	前年比	前月比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比
45年度	81,668	12.9	5.2	79.8																									
50	162,041	13.6	2.9	77.3																									
55	233,465	6.5	△1.2	78.2																									
60	273,907	2.1	0.8	77.1	3.6																								
2	314,641	4.1	0.8	75.2	8.0	6.9	△4.4	△1.7	△1.0																				
4	333,561	0.9	△0.5	74.3	△0.8	△3.2	△4.4	△1.7	△1.0																				
5	335,380	0.5	△0.6	74.0	△1.4	△4.1	△5.5	△2.5	△1.8																				
6	331,788	△1.1	△1.3	72.9	1.2	△1.9	△2.5	△1.2	△1.3																				
7	330,736	△0.3	0.1	72.7	0.3	△1.0	△2.5	△1.7	△0.8																				
8	330,748	0.0	△0.1	72.3	2.0	0.3	2.2	△1.5	△1.5																				
9	330,987	0.1	△2.1	71.2	4.3	△4.5	△1.0	△4.0	△1.0																				
10	326,974	△1.2	△1.3	71.1	4.4	△3.6	△3.3	△3.9	△2.2																				
11	321,167	△1.8	△1.2	71.7	2.0	△3.8	△2.3	△3.0	△0.8																				
12	317,903	△1.2	△0.5	72.5	△2.8	△4.7	△2.7	△6.2	△1.4																				
13	306,268	△3.7	△2.4	71.4	3.3	△2.9	△0.3	△4.8	△2.4																				
14	304,463	△0.6	0.1	73.6	2.1	△2.0	△2.3	△1.7	△1.6																				
15	303,265	△0.4	△0.2	74.1	0.7	△3.3	△3.9	△4.5	△0.5																				
16	301,776	△0.5	△0.5	74.3	0.3	△4.0	△3.2	△4.5	△1.5																				
17	299,156	△0.9	△0.6	74.7	1.2	△1.7	0.3	△3.2	2.1																				
18	295,394	△1.3	△1.6	72.0	△0.1	△1.9	△0.8	△1.0	2.0																				
19	299,067	1.2	0.8	73.6	0.5	△1.0	△0.8	△1.1	2.3																				
20	294,428	△1.6	△2.9	73.3	△1.1	△4.2	△6.7	△2.5	3.1																				
21P																													
7-9	290,318	0.2	△2.3	73.8	0.8	△2.0	△3.2	△1.3	7.3																				
10-12	304,414	△2.0	△3.2	71.9	△1.5	△4.6	△7.8	△2.4	2.6																				
21	289,388	△3.3	△3.2	74.0	△2.8	△7.2	△11.1	△4.6	△1.9																				
4-6	289,702	△1.3	△0.2	74.8	△2.8	△6.6	△10.8	△4.1	△5.5																				
7-9	284,387	△2.0	0.6	74.7	△1.9	△7.0	△9.8	△5.4	△8.2																				
10-12	303,472	△0.3	2.0	74.5	△0.8	△7.0	△8.8	△5.8	△5.2																				
22P																													
1-3	266,044	△3.5	△3.5	74.9	△5.7	△11.4	△6.1	△6.1	△1.7																				
3	310,680	△0.6	△1.4	75.0	△3.8	△8.2	△12.9	△4.9	△2.0																				
4	306,340	△1.4	△1.3	74.9	△2.8	△6.7	△11.3	△3.9	△2.6																				
5	285,530	△0.9	0.3	72.1	△2.9	△6.4	△12.1	△3.0	△3.8																				
6	277,237	△1.7	0.2	72.6	△2.9	△6.8	△9.1	△3.4	△4.6																				
7	285,078	△4.5	△2.0	74.8	△2.4	△8.4	△11.8	△6.0	△5.8																				
8	280,972	△0.1	2.6	73.7	△1.8	△8.9	△8.9	△5.7	△0.1																				
9	277,110	△1.5	1.0	74.0	△1.3	△6.8	△7.8	△4.3	△1.3																				
10	287,789	△1.3	1.6	73.2	△1.0	△7.2	△10.6	△5.2	△6.8																				
11	337,887	0.3	2.2	73.9	△1.1	△9.7	△11.8	△8.3	△5.0																				
12	321,918	0.2	1.7	73.5	2.3	△4.6	△5.1	△4.3	△3.8																				
2	291,918	0.2	1.7	73.5	2.3	△4.6	△5.1	△4.3	△3.8																				
1	P 261,163	△1.8	△0.5	72.2	4.2	△4.0	△5.3	△3.3	△1.3																				
P																													

(注) 家計調査：平成12年1月以降は、二人以上の世帯（農林漁業世帯を含む）

商業販売統計：店舗調整による。

企業物価指数：平成19年12月、2005年基準企業物価指数への移行。

消費者物価指数：平成18年8月、基準年次改訂。



(国際収支)

	国際収支状況 (IMF 統計ベース) (注)									
	経常収支					資本収支				
	貿易		サービス		移転	貿易		サービス		移転
年度	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸出	輸入	輸出	輸入	収支
	億	億	億	億	億	億	億	億	億	億
45年度	125,731	112,539	400,142	—	—	—	—	—	—	—
50	55,778	82,724	141,322	417,294	—	—	—	—	—	—
55	150,329	106,894	160,305	419,655	—	—	—	—	—	—
60	142,216	105,647	152,690	385,608	—	—	—	—	—	—
2	94,786	90,594	304,923	2,423	—	—	—	—	—	—
3	94,786	90,594	304,923	2,423	—	—	—	—	—	—
4	94,786	90,594	304,923	2,423	—	—	—	—	—	—
5	94,786	90,594	304,923	2,423	—	—	—	—	—	—
6	94,786	90,594	304,923	2,423	—	—	—	—	—	—
7	94,786	90,594	304,923	2,423	—	—	—	—	—	—
8	94,786	90,594	304,923	2,423	—	—	—	—	—	—
9	94,786	90,594	304,923	2,423	—	—	—	—	—	—
10	94,786	90,594	304,923	2,423	—	—	—	—	—	—
11	94,786	90,594	304,923	2,423	—	—	—	—	—	—
12	94,786	90,594	304,923	2,423	—	—	—	—	—	—
13	94,786	90,594	304,923	2,423	—	—	—	—	—	—
14	94,786	90,594	304,923	2,423	—	—	—	—	—	—
15	94,786	90,594	304,923	2,423	—	—	—	—	—	—
16	94,786	90,594	304,923	2,423	—	—	—	—	—	—
17	94,786	90,594	304,923	2,423	—	—	—	—	—	—
18	94,786	90,594	304,923	2,423	—	—	—	—	—	—
19	94,786	90,594	304,923	2,423	—	—	—	—	—	—
20	94,786	90,594	304,923	2,423	—	—	—	—	—	—
21	94,786	90,594	304,923	2,423	—	—	—	—	—	—
22	94,786	90,594	304,923	2,423	—	—	—	—	—	—

(注) IMF の国際収支マニュアル第5版ベース。

(通関)

	貿易指数				前年比
	(価格:円建)				
	輸出	輸入	輸出	輸入	
年度	平成17年 = 100 (注)				前年比
	輸出	輸入	輸出	輸入	
45年度	66.7	64.3	15.9	18.7	20.6
50	98.4	131.4	25.6	23.1	△12.5
55	112.7	196.7	39.7	28.6	△5.6
60	113.1	174.5	56.5	31.3	0.6
2	97.0	119.3	64.9	49.8	5.7
3	97.0	119.3	64.9	49.8	5.7
4	97.0	119.3	64.9	49.8	5.7
5	97.0	119.3	64.9	49.8	5.7
6	97.0	119.3	64.9	49.8	5.7
7	97.0	119.3	64.9	49.8	5.7
8	97.0	119.3	64.9	49.8	5.7
9	97.0	119.3	64.9	49.8	5.7
10	97.0	119.3	64.9	49.8	5.7
11	97.0	119.3	64.9	49.8	5.7
12	97.0	119.3	64.9	49.8	5.7
13	97.0	119.3	64.9	49.8	5.7
14	97.0	119.3	64.9	49.8	5.7
15	97.0	119.3	64.9	49.8	5.7
16	97.0	119.3	64.9	49.8	5.7
17	97.0	119.3	64.9	49.8	5.7
18	97.0	119.3	64.9	49.8	5.7
19	97.0	119.3	64.9	49.8	5.7
20	97.0	119.3	64.9	49.8	5.7
21	97.0	119.3	64.9	49.8	5.7
22	97.0	119.3	64.9	49.8	5.7

(注) 平成20年10月、基準年次改訂。

(国際収支)

	国際収支 (注)													為替レート (インターバンク米 ドル直物中心相場) 平均				
	資本収支				国際収支				経常収支 (季節調整済)				外貨準備高 (千ドル) (期末より 増減)					
	直接投資		証券投資		その他の投資		貿易・サービス収支		貿易収支		サービス収支				所得 収支	經常移 転収支		
	億	円	億	円	億	円	億	円	億	円	億	円						
45年度																		
50	△133,379	△132,425	△15,068	△116,595	△967	8,921	△23,856	△1,438	△9,915	△1,186	△759	△1,438	△1,438	△1,438	5,458	14,182	290.60	△306.85
55	△37,014	△35,577	△65,304	30,915	△1,186	△967	△23,856	△1,438	△9,915	△1,186	△759	△1,438	△1,438	△1,438	27,020	199.00	△262.50	△217.43
60	△109,821	△129,300	△17,865	△52,030	△99,404	△17,347	△17,347	△1,932	△14,623	△9,195	△1,968	△1,968	△1,968	△1,968	69,894	174.80	△255.55	△221.68
2	△79,602	△77,120	△17,453	△67,447	△9,195	△8,921	△11,833	△2,803	△60,036	△60,036	△2,803	△2,803	△2,803	△2,803	101,737	124.30	△160.10	△141.52
4	△24,935	△22,130	△2,803	△60,036	△4,148	△28,983	△28,983	△4,148	△57,501	△57,501	△4,148	△4,148	△4,148	△4,148	70,045	115.45	△134.75	△124.73
5	△81,110	△76,963	△24,864	△57,501	△14,935	△31,481	△31,481	△14,935	△154,627	△154,627	△14,935	△14,935	△14,935	△14,935	101,737	100.50	△114.45	△107.79
6	△166,507	△147,065	△23,321	△45,058	△184,627	△9,122	△31,481	△9,122	△82,450	△82,450	△9,122	△9,122	△9,122	△9,122	223,593	111.35	△134.30	△122.59
7	△49,817	△147,414	△23,321	△41,090	△43,223	△12,979	△12,979	△12,979	△43,223	△43,223	△12,979	△12,979	△12,979	△12,979	222,523	110.35	△147.00	△128.25
8	△93,303	△86,786	△42,458	△64,373	△28,215	△3,646	△15,667	△15,667	△64,373	△64,373	△3,646	△3,646	△3,646	△3,646	305,512	102.15	△124.32	△111.56
9	△84,394	△80,459	△31,309	△116,077	△64,341	△17,088	△17,088	△17,088	△116,077	△116,077	△17,088	△17,088	△17,088	△17,088	361,472	104.20	△124.60	△110.45
10	△50,491	△46,862	△23,635	△146,123	△114,832	△11,394	△11,394	△11,394	△146,123	△146,123	△11,394	△11,394	△11,394	△11,394	401,518	117.20	△134.80	△124.96
11	△205,376	△210,974	△26,191	△34,662	△268,869	△35,579	△35,579	△35,579	△34,662	△34,662	△35,579	△35,579	△35,579	△35,579	486,181	115.90	△133.40	△121.93
12	△141,969	△137,883	△27,856	△1,616	△112,903	△18,344	△18,344	△18,344	△1,616	△1,616	△18,344	△18,344	△18,344	△18,344	826,577	104.30	△120.75	△113.15
13	△140,413	△133,200	△47,039	△9,728	△67,433	△23,266	△23,266	△23,266	△9,728	△9,728	△23,266	△23,266	△23,266	△23,266	837,718	102.15	△114.40	△107.49
14	△152,330	△147,244	△151,887	△116,077	△230,369	△5,086	△19,756	△19,756	△151,887	△151,887	△5,086	△5,086	△5,086	△5,086	852,030	104.68	△121.35	△113.21
15	△223,531	△197,675	△68,243	△60,863	△102,307	△8,856	△18,926	△18,926	△68,243	△68,243	△8,856	△8,856	△8,856	△8,856	908,958	109.65	△121.99	△116.89
16	△174,253	△169,314	△102,267	△259,978	△173,371	△4,940	△75,648	△75,648	△102,267	△102,267	△4,940	△4,940	△4,940	△4,940	1,015,587	97.00	△123.95	△114.32
17	△31,685	△30,498	△20,819	△24,125	11,985	△1,187	△1,425	△1,425	△24,125	△24,125	△1,187	△1,187	△1,187	△1,187	1,018,549	87.50	△108.10	△100.64
18	△60,391	△59,413	△14,157	△125,455	76,584	△979	△36,511	△36,511	△125,455	△125,455	△979	△979	△979	△979	1,042,715	86.00	△98.42	△92.85
19	△20,730	△19,992	△13,465	△40,017	36,102	△737	△9,162	△9,162	△40,017	△40,017	△737	△737	△737	△737	995,890	104.30	△108.10	△107.61
20	△28,076	△26,225	△17,966	△56,328	46,287	△1,851	△3,925	△3,925	△56,328	△56,328	△1,851	△1,851	△1,851	△1,851	1,030,647	87.50	△95.30	△96.18
21	△17,250	△16,164	△13,137	△16,747	△26,477	△1,086	△12,429	△12,429	△16,747	△16,747	△1,086	△1,086	△1,086	△1,086	1,030,647	87.50	△95.30	△96.18
22																		
21.	△17,199	△16,992	△3,301	△38,779	23,858	△207	9,178	8,051	△1,803	538	34,860	△7,934	△32,222	△32,222	1,009,354	89.40	△97.80	△92.50
2	△20,063	△19,513	△7,900	△71,496	58,859	△550	1,085	8,820	△2,388	△322	35,951	△3,136	△3,136	△3,136	1,018,549	95.40	△99.25	△97.87
3	△2,758	△2,934	△6,900	△34,244	25,748	△176	△9,309	8,796	△235	1,454	38,303	6.5	36,849	△1.6	1,018,549	96.00	△100.80	△99.30
4	△8,396	△8,044	△1,378	△29,229	23,891	△352	△2,393	10,755	2,059	4,166	40,552	5.9	36,849	△1.3	1,018,549	96.00	△99.30	△96.30
5	△15,092	△14,883	△5,187	△45,032	37,959	△209	2,541	15,604	3,735	4,712	41,585	2.5	36,849	1.3	1,018,549	96.00	△98.42	△96.52
6	△15,181	△13,972	△7,564	△17,591	△25,034	△1,209	517	11,580	2,764	4,785	43,264	4.0	38,873	4.4	1,018,549	94.50	△96.80	△94.50
7	△8,218	△8,736	△3,558	△16,590	27,588	△518	△4,211	11,571	3,242	4,499	44,193	2.1	39,094	3.2	1,018,549	92.70	△97.25	△94.84
8	△21,113	△20,988	△6,844	△57,329	43,734	△124	7,619	11,612	2,173	2,621	45,244	2.4	42,623	7.4	1,018,549	88.90	△93.15	△91.49
9	△2,602	△2,139	△7,203	△66,065	△62,832	△443	△9,972	14,835	3,906	8,155	47,906	5.9	39,751	△6.7	1,018,549	88.45	△92.07	△90.29
10	△10,423	△9,860	△4,655	△29,865	21,900	△562	1,834	12,630	4,266	5,545	48,462	1.2	42,917	8.0	1,018,549	86.00	△90.70	△89.15
11	△4,225	△4,144	△1,279	△19,452	14,454	△80	△4,291	13,195	5,728	6,543	49,293	1.7	42,750	△0.4	1,018,549	87.04	△92.13	△89.55
12	△5,112	△4,915	4,334	△53,219	△62,475	△197	△2,154	17,128	8,718	9,943	53,580	8.7	43,637	2.1	1,018,549	89.20	△93.30	△91.16
1	△14,767	△14,540	△10,665	△12,545	7,541	△227	359	11,190	4,185	5,965	51,466	△3.9	45,301	4.3	1,018,549	88.45	△93.25	△90.52
2																		
3																		
発表機関																		

(注) IMFの国際収支マニュアル第5版ベース。



(国内総支出・国民所得・貯蓄率)

Table with multiple columns: 国内総支出, 国民所得, 貯蓄率, 最終消費支出, 国内総支出, 国民所得, 貯蓄率, 政府支, 国内総支出, 国民所得, 貯蓄率, 政府支出, 国内総支出, 国民所得, 貯蓄率, 政府支出, 国内総支出, 国民所得, 貯蓄率. Includes sub-headers for '最終消費支出', '国内総支出', '国民所得', '貯蓄率' and their '前期比' and '実質' components.

(注) 国内総支出：93SNA、平成21年10～12月期2次速報値（連鎖方式、平成12暦年基準）による。
21年度半端見込み、22年度見通し：平成22年11月22日閣議決定。資本形成は右欄増を含まない。
国民所得、貯蓄率：平成12暦年基準による。

〔企業収益〕

(%)

60年度 2 7 12 15 16 17 18 19 20 21 22 18. 19. 4~6 7~9 10~12 4~6 7~9 10~12 1~3 21~ 4~6 7~9 10~12 1~3 22~ 23.	法人企業 (全産業)		日銀短観 (全企業、全産業)		大企業製造業	大企業製造業	大企業製造業	大企業製造業	大企業製造業
	売上高 前年比	経常利益 前年比	設備投資 前年比	売上高 前年比					
	6.9	4.2	12.8	2.3	0.3	△5.7	△14.4	2.68	4.04
	9.2	△2.0	14.1	6.7	9.6	1.1	△1.9	3.41	5.15
	3.2	20.2	3.9	1.4	2.6	19.1	27.9	2.67	3.81
	3.7	33.2	8.6	2.8	4.9	18.0	32.3	2.87	4.61
	0.6	16.8	8.7	0.7	1.4	14.4	20.3	3.23	4.90
	6.4	23.5	23.4	4.0	5.3	20.3	27.6	3.74	5.94
	6.2	15.6	△3.9	4.8	6.7	12.3	16.5	4.01	6.48
	3.9	5.2	14.3	4.8	6.6	10.1	10.6	4.26	6.76
	0.9	△1.6	1.0	4.1	6.1	△1.0	0.8	4.05	6.42
	△4.6	△33.7	△38.3	△4.5	△9.2	△42.5	△61.9	2.44	2.70
				*△11.6	*△13.2	*△14.5	*△21.5	*2.41	*2.44
				*2.1	*3.9	*21.5	*49.3	*2.87	*3.51
	7.0	8.3	16.8	4.2	5.7	6.1	7.2	4.26	6.69
	6.3	7.4	13.6						
	3.3	12.0	△4.9	4.4	6.5	5.2	11.1	4.31	7.13
	2.0	△0.7	△1.2						
	2.3	△4.5	△7.7	3.9	5.8	-6.8	-8.8	3.82	5.77
	△1.5	△17.5	△4.9						
	△0.7	△5.2	△6.5	4.1	4.4	-15.8	-18.3	3.48	5.58
	△0.2	△22.4	△13.0						
	△11.6	△64.1	△17.3	△12.5	△21.6	△70.1	欠損	1.30	△0.84
	△20.4	△69.0	△25.3						
	△17.0	△53.0	△21.7	△19.8	△26.4	△50.7	△84.5	2.16	1.17
	△15.7	△32.4	△24.8	*△2.7	*3.1	*86.9	*利益	*2.64	*3.55
	△3.1	102.2	△17.3						
				*3.5	*6.3	*33.1	*2.7倍	*2.77	*3.00
				*0.9	*1.8	*13.0	*13.7	*2.96	*3.97

(注) 日銀短観：\*印は平成22年3月調査による計画である。  
 法人企業統計：金融業、保険業は含まれていない。  
 平成20年4~6月期以降は「金融機関を子会社とする純粋持株会社」を含む計数である。  
 設備投資は平成14年度以降はソフトウェア投資額を含んだものである。

最近の財政金融政策 (平成22年4月16日現在)

21. 1. 5	財政演説	
1. 19	平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度 (閣議決定)	
1. 27	経済財政の中長期方針と10年展望 (閣議決定)	
1. 28	平成20年度補正予算成立 施政方針演説	
3. 27	平成21年度予算成立 財政演説	
4. 10	経済危機対策 (政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)	
4. 27	平成21年度補正予算 (第1号、特第1号及び機第1号) 閣議決定 一般会計補正増額 139,256億円	
4. 30	財政演説	
5. 29	経済・物価情勢の展望 (2009年4月) (日銀金融政策決定会合決定)	
6. 23	平成21年度補正予算成立 経済財政改革の基本方針200 (閣議決定)	
7. 1	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」(一部改正) (閣議決定) 平成22年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について (閣議了解)	
9. 29	平成22年度予算編成の方針について (閣議決定)	
10. 23	緊急雇用対策 (緊急雇用対策本部決定)	
10. 30	経済・物価情勢の展望 (2009年10月) (日銀金融政策決定会合決定)	
12. 8	明日の安心と成長のための緊急経済対策 (閣議決定)	
12. 15	予算編成の基本方針 (閣議決定) 平成21年度補正予算 (第2号及び特第2号) 概算 (閣議決定)	
12. 25	一般会計補正増額 846億円 平成22年度予算概算閣議決定 一般会計予算 922,992億円 対当初 4.2%増 一般歳出 534,542億円 対当初 3.3%増 公債発行額 443,030億円 公債依存度 48.0%増 財政投融资計画 183,569億円 対当初 15.7%増	
12. 30	平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度 (閣議了解)	
1. 18	新成長戦略 (基本方針) ~輝きのある日本へ~ (閣議決定)	
1. 22	財政演説	
1. 28	平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度 (閣議決定)	
1. 29	平成21年度補正予算成立 施政方針演説	
3. 24	財政演説 平成22年度予算成立	